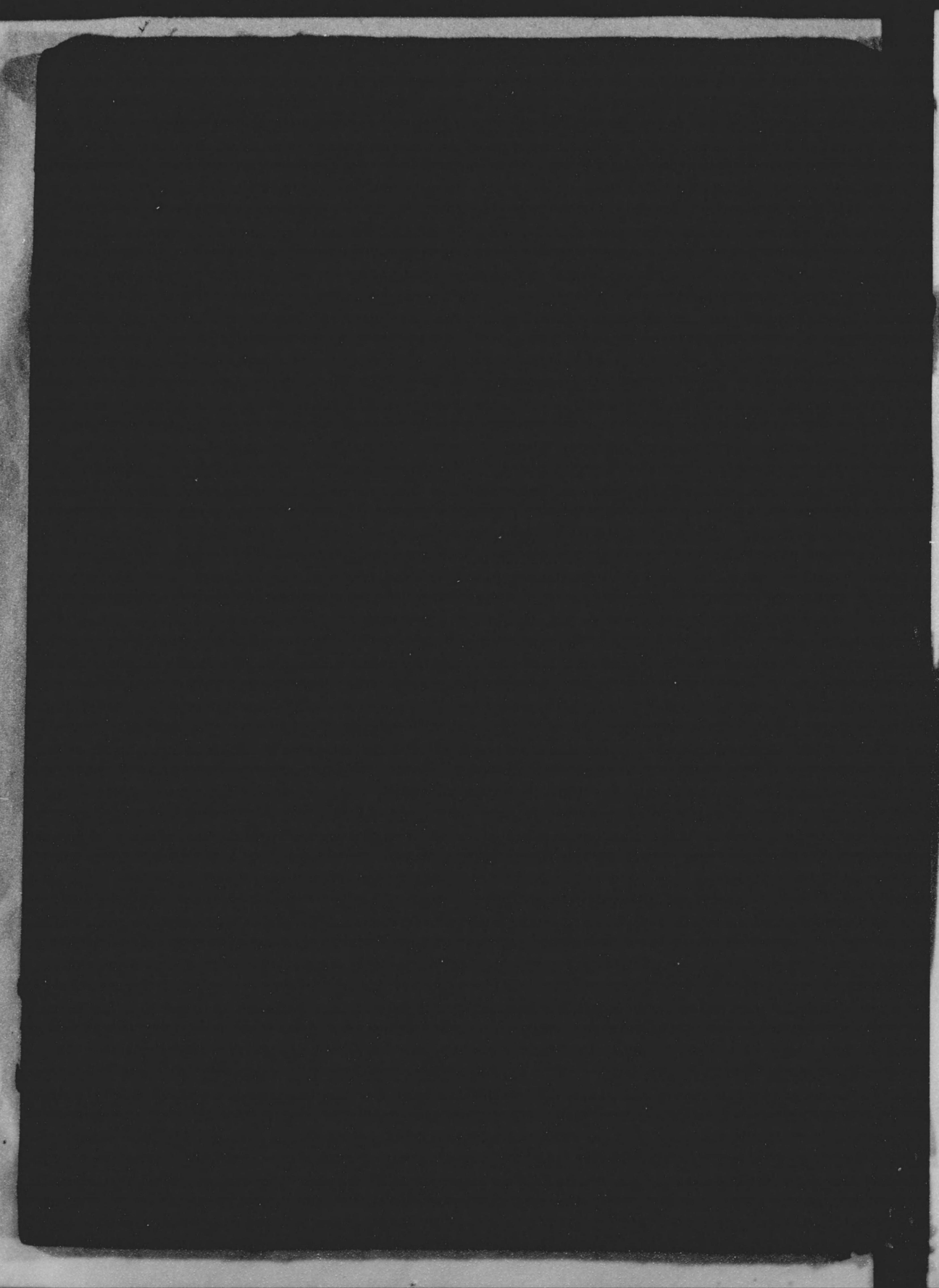

0030515014

0030515-014

３４２．１－０６３５ｍ－（ｅ）

明治大正財政史

大蔵省・編

財政経済学会

1936－1940

AEA

大藏省編纂

明治大正財政史

第十四卷

發行元　東京　財政經濟學會

342.1
0635m
(1)
24P4

明治大正財政史　第十四卷　目次

第十一編　銀行（上）

第一章　總說……一
第一節　序說……一
第一節附表
第一表　全國銀行總括表……一六
第二表　全國銀行資力表……一七
第三表　全國銀行預金貸出金高表……一九
第二節　普通銀行の發達……二六
第三節　特殊銀行の發達……四〇
第四節　銀行の檢查及監督……六七
第一款　普通銀行の檢查及監督……六七
第二款　特殊銀行の檢查及監督……七三

-2422-

第三款　銀行檢査官制の變遷……七七
第二章　日本銀行……八二
第一節　總　說……八二
第一款　日本銀行の組織……八二
第一項　日本銀行條例……八二
第一目　條例の制定……八二
第二目　條例の改正……八二
第二項　日本銀行定款……八二
第三項　資本金及積立金……八二
第一目　資本金……八二
第二目　積立金……八二
第四項　監理官……八二
第二款　日本銀行の營業……八二
第一項　營業の範圍……八二
第二項　營業所……八二
第三項　營業內規……八七
第二節　政府委託事務……八九
第一款　緒　言……八九
第二款　國庫事務……一一九
第一項　緒　言……一一九
第二項　國庫預金制度實施以前の國庫事務……一一九
第一目　總　說……一一九
第二目　一般會計所屬國庫金出納事務……一三二
第三目　特別會計所屬國庫金出納事務……一三七
第四目　預金保管及供託事務……一三七
第三項　國庫預金制度實施後の國庫事務……一四〇
第一目　總　說……一四二
第二目　國庫金の出納……一八五
第三目　預金保管金及供託金の取扱……一八五
第四目　政府有價證券の取扱……一八五
第三款　國債事務……一八五
第一項　總　說……一八八
第一目　國債の沿革……一九八
第二目　國債事務の機關……二〇四
第二項　內國公債事務……二〇四
第一目　總　說……二〇四
第二目　一般會計所屬國庫金出納事務……二一〇
第三目　特別會計所屬國庫金出納事務……二三一
第四目　預金保管及供託事務……二七四
第三項　國庫預金制度實施後の國庫事務……二二〇
第一目　總　說……二二〇
第二目　國庫金の出納……二二七
第三目　預金保管金及供託金の取扱……二六五
第四目　政府有價證券の取扱……二九六
第三款　國債事務……二九六
第一項　總　說……二九六
第一目　國債の沿革……二九六
第二目　國債事務の機關……二九六
第二項　內國公債事務……二九六

第一款　緒　言……一八五
第二款　國庫事務……一八五
第一項　緒　言……一九八
第二項　國庫預金制度實施以前の國庫事務……一九八
第一目　總　說……二〇四
第二目　一般會計所屬國庫金出納事務……二〇四
第三目　特別會計所屬國庫金出納事務……二一〇
第四目　預金保管及供託事務……二三一
第三項　國庫預金制度實施後の國庫事務……二七四
第一目　總　說……二二〇
第二目　國庫金の出納……二二〇
第三目　預金保管金及供託金の取扱……二二七
第四目　政府有價證券の取扱……二六五
第三款　國債事務……二九六
第一項　總　說……二九六
第一目　國債の沿革……二九六
第二目　國債事務の機關……二九六
第二項　內國公債事務……二九六

第一目　國債事務取扱に關する諸規定……四三一
第二目　國債事務取扱店……五〇七
第三項　外國公債事務……五一四
第一目　外國公債事務取扱に關する規定……五一四
第二目　外國公債事務取扱店……五二六
第三節　兌換銀行券……五三一
第一款　總　說……五三一
第一項　條例の制定及改正……五三一
第一目　條例の制定……五三一
第二目　條例の改正……五三七
第二項　發行稅……五四五
第一目　制限內發行稅……五四九
第二目　制限外發行稅……五五一
第三項　納付金問題……五七二
第二款　製造及發行……五七三
第一項　製造及發行の準則……五七九
第二項　製造及發行の景況……六〇〇
第三款　準備及保證……六二〇
第四款　兌換及交換……六二八
第五款　損傷券の引換……六三一
第四節　金融調節……六三一
第一款　總　說……六三一
第一項　日本銀行の金融資金……六三五
第二項　國內金融と日本銀行……六四三
第三項　對外金融と日本銀行……六五二
第四項　正貨政策と日本銀行……六五七
第二款　明治時代の金融調節……六五七
第一項　日露戰役以前の金融調節……六五七
第一目　概　觀……六七四
第二目　國內金融の調節……六九八
第三目　對外金融の調節……七〇七
第四目　正貨の擁護……七一一
第二項　日露戰時及戰後の金融調節……七一一
第一目　概　觀……七一一
第二目　國內金融の調節……七二九
第三目　對外金融の調節……七三九

第四目　正貨の擁護……七四九
第三款　大正時代の金融調節……七六一
第一項　概　觀……七六一
第二項　歐洲戰時及戰後の金融調節……七七二
第一目　概　說……七七二
第二目　國內金融の調節……七八四
第三目　對外金融の調節……八二〇
第四目　正貨の吸收……八四六
第三項　大正九年の財界救濟……八七〇
第一目　概　說……八七〇
第二目　銀行に對する措置……八七三
第三目　商事會社に對する特別融通……八七七
第四目　株式取引所及各種產業に對する救濟資金の融通……八七八
第四項　關東震災と日本銀行の施設……八九九
第一目　概　說……八九九
第二目　支拂延期令の公布と日本銀行の措置……九〇四
第三目　日本銀行特別融通の實績……九三〇
第四目　日本銀行損失の補償……九三三

第二章附表

第一表　日本銀行業績表……九四一
第二表　日本銀行營業資金一覽表……九四三
第三表　日本銀行營業資金運用一覽表……九四七
第四表　證券及手形割引高一覽表……九五二
第五表　日本銀行國債所有高累年表……九五七
第六表　日本銀行金利表……九六一——九六八

第二章圖表

一　日本銀行預金高表……卷末
二　日本銀行一般貸出金內譯表……卷末

第十一編　銀行（上）

第一章　總說

第一節　序說

我國に於ける近代的金融機關の嚆矢たる爲替會社は、明治二年以降東京・京都・大阪・神戸・大津・新潟・敦賀等に相尋で設立せられしが、其の組織及經營共に宜しきを得ざりし爲め順次失敗に歸したり。玆に於てか政府は明治五年米國の銀行制度を模倣して國立銀行條例を發布し、同條例に則りて設立せられたる國立銀行をして兌換紙幣を發行せしめ、一面金融の疏通を圖ると共に、他方政府發行の不換紙幣を回收することとせり。該條例の下に創立せられたる國立銀行は第一國立銀行外三行にして資本金總額三百四十五萬圓、紙幣發行許可額總計二百七萬圓なりき。然るに當時政府に於て不換紙幣の發行額を增加せし爲め正貨の流出甚しく、動もすれば正貨との交換に打歩を生ぜんとするの傾向を呈し、勢ひ國立銀行紙幣は發行すれば直に之が兌換を請求せらるる有樣にして、其の營業をして頗る困難なる狀態に陷らしめたり。玆に於てか政府は明治九年國立銀行條例に大改正を加へ、銀行紙幣の正貨兌換主義を放棄して通貨兌換と爲し、國立銀行は政府紙幣を以てするも尙ほ交換の義務を果し得ることに改めしを以て、國立銀行紙幣は今や全く不換紙幣に其の性質を一變するに至れり。これ蓋し明治九年華士族の祿制を廢して之に代ふるに金祿公債を以てしたるの結果、該公債を抵當として、紙幣發行の特權を有する國立銀行を組織せしめ、以て此等の華士族に就産の途を與へんとしたる政治上の理由と、當時通貨不足して金利徒に高く、諸産業從て頗る萎微の狀態に在りしかば、極力

銀行の設立を奬勵して、一面通貨の供給を潤澤ならしめ、以て大に商工業の隆昌を馴致せんとしたる經濟上の理由との二箇の理由に出でたるものなり。斯くて條例改正の結果は、國立銀行をして非常なる特典を享有せしむることとなりしを以て、勢ひ之が設立を企つるもの所在に頗る多く、銀行の創立は一時社會に流行して、地方商業の大小、金融の繁閑如何を顧みず、就中祿券を下付せられたる士族の如きは、必ず銀行を創立せざるべからざるかの如くに誤信して、頻に其の設立に狂奔し、陸續大藏省に出願する有樣にして、其の設立を許可せられたるもの百五十三行の多きに達せり。後明治十六年國立銀行條例又改正せられ、營業滿期後は國立銀行として營業を繼續するを得ず、又紙幣の發行も許さざることとなりしを以て、各國立銀行は其の營業期間の到來と共に、或は解散し、或は他に合併し、或は又普通銀行に轉ずることとなり、かくて明治三十二年二月に及びて、國立銀行は我金融界より遂に其の跡を絕つに至れり。

一方國立銀行以外の普通銀行は、從來私立銀行と呼び、或は其の他の名稱を附して夙に其の業を營み、又此の外にも銀行類似の業を行へるものもありしが、此等の取締は未だ充分ならず、其の統制も頗る雜然たるものなりき。政府は夙に此等の私立銀行又は銀行類似會社の取締に留意し、必要なる條例の制定に就き種々調査研究を怠らざりしが、明治二十三年八月普通銀行條例の發布を見、同二十六年七月一日その實施を見るに及び、普通銀行の制度は茲に始めて確立せられしのみならず、纏て國立銀行の營業滿期と共に、普通銀行は一般金融機關として獨自の地位を占め、我經濟の發展に伴ひ異常の進歩發展を遂ぐるに至れり。而して今本邦普通銀行發展の迹を顧るに、概ね濫設時代、淘汰時代を經て集中時代に入りしものと謂ふを得べし。斯の如きは獨り我國に於ける銀行業發展の傾向のみ

に非ずして、歐米諸國に於ては夙に銀行の合併又は合同に依りて小資本分立の弊を除き、一般經濟社會の發展に伴ふ資本需要の膨脹に對し、銀行業自體の發展に依りて其の供給の圓滑を圖るの外、政府に於ても須く之を誘掖補導し、以て一國產業の開發に遺漏なきを期したるものなり。我國に於ける普通銀行の濫設時代は後に述ぶる如く日清戰後の數年間にして、明治三十四年は正に其の絕頂を示し、同年末に於ける普通銀行の數は實に千八百九十行の多數を算せり。然るに其の後一般經濟社會の著しき發展に伴ひ、多數の弱小銀行は漸く經營困難に陷り、大正元年末には其の數を減じて千六百二十一行となり、所謂普通銀行の淘汰時代を出現したるものなり。尋で大正時代に入り、世界大戰を經て本邦經濟界の飛躍的發展を遂ぐるに及び、銀行資本も亦之に伴つて益〻增加せしめざるを得ざることとなり、卽ち一方に於ては一銀行の增資を以てするも到底及ばざるの事情あり、他方小資本の銀行に對しては最早獨立の營業を許さざる狀勢ありしが爲め、茲に銀行の合併又は合同に依る集中運動は次第に顯著となり、所謂普通銀行の集中時代を見るに至りしものとす。試みに大正二年以降に於ける普通銀行及び貯蓄銀行の合同（合併を含む）に依る消滅銀行數を見るに左の如し。

年次	普通銀行	貯蓄銀行	合計
大正二年	四	一	四
同三年	二	四	六
同四年	二	二	四
同五年	八	二	一〇
同六年	一七	四	二一
同七年	一九	一二	三一
同八年	三五	二三	五八
同九年	三一	一四	四五
同十年	三九	二九	六八
同十一年	四六	一二	五八
大正十二年	八八	四	九二
同十三年	五四	一	五四
同十四年	九三	二	九五
同十五年	一一五	四	一一九
合計	五五三	一一二	六六五

抑〻銀行業も亦一の企業たるを以て、銀行業獨り企業一般の趨勢に超然たることを得ざるは勿論にして、卽ち危險率の輕減經營費の節約、取引市場の擴大に依る大規模經營の必要等諸般の事情は、銀行業者をして互に合縱連衡の策を講ぜしむるに至り、纔て合同の原因を爲したることは、他の産業に於けると何等其の撰を異にせざる所なり。然りと雖も我國の銀行業者は自ら自由競爭の壓迫に苦しみ、或は銀行合同の利益を自覺し、其の必要を痛感せるに拘らず、其の實行に至りては之を躊躇する者多く、爲に之を放任するときは或は時機を失して遂に合同に至らずして歇むが如きものなきにあらず。今其の原因を繹ぬるに、由來我國の銀行業者には能ふ限り自己の經營を持續せんとするの風あり、其の合併が企圖せらるるは、既に到底瓦解の外途無きに至りし時にして、從て被合併銀行は概ね其の內容の不良なるもの多きを常とす。されば營業の基礎堅實なる大銀行は、かかる不健全なる分子を自ら包攝して經營上の困難を招き、或は自己の信用に對して世の不安を買ふが如き擧に出づることを欲せず。又合同を欲するものありと雖も、自ら之が交涉を提議することに依り、其の內容に危惧の念を抱かるることを虞れ、其の提議を躊躇するものもあるべし。更に我國に於ては銀行業が他の商工業に比し一般に危險少くして利益多く、且其の業務を以て高尙なりとする觀念強きが爲め、比較的に保守的なる資本家の設立に係る銀行多く、殊に地方の多數小銀行は、該地方の舊家富豪等にして其の重役たるの地位に在るもの尠からず、概して社會の信望を受くるものなるを以て、合同に依りて其の地位を失ふが如きは、却て其の名聲を傷くる所以なりと思惟するの風潮あり。此等の事情及び氣風其の他特殊の利害關係等に依り、合同の必要を自覺して而も之が斷行を躊躇する場合も亦多し。玆に於てか政府當局の當業者に對する勸奬斡旋は、銀行合同の實現に對し最も有效なる手段なりと謂はざるを得ず。これ政府が夙に行政上或は立法上諸般の積極的方法を講じ、以て銀行合同の實現を促進したる所以に外ならず。卽ち我銀行業に於ける資本集中の傾向に就きては、政府の支援與つて力あることを認めざるべからず。惟ふに小銀行分立の弊は必ずしも尠からざるべきも、其の第一に擧ぐべきは、小銀行分立の結果信用の基礎薄弱なるもの存在して、常に經濟社會に危險を胚胎せしむること之なり。固より地方經濟の狀況に依りては、小資本を以て足る場合無しとせざるべく、且又資本金の大小と基礎の堅否とは、必ずしも常に相伴ふものとは爲すべからずと雖も、小資本の銀行は概して信用薄く、其の機能の發揮不充分にして、一朝金融界の動搖に遭遇するや能く之に堪へ得ざるもの尠しとせず。而も一の銀行にして破綻を來さんか、忽ち累を一般銀行の信用に及ぼし、經濟界を攪亂するの虞大なりと謂はざるべからず。第二に多數小銀行の分立せる結果、不當競爭の激化を招來することも亦其の弊害の重要なるものとす。我國の如き狹隘なる地域內に、而も經濟力の發展尙ほ未だしき時代に於て、多數銀行の分立併存するときは、競爭の益〻激烈を來すべきは自然の勢なり。固より或る程度の競爭は適者生存の理法の下に事業の改良進步を促す母たり、經濟界に活氣を呈せしめ、其の發達を促進する動因となるものなりと雖も、其の度を過ぐるに至るときは、其の弊害又尠少なりとせず。就中其の最も甚しく現はるるは預金爭奪の點なりとす。或は店舖を增設し、或は外交員を派遣し、其の他各種の方法に依りて銀行間の預金協定の實效を減殺する等の事例は、從來屢〻行はれし所なり。而して此の如き預金爭奪競爭は必然的に銀行の營業費を增加し、其の資金の原價を不廉ならしめ、金利の低下を阻止するの一因となるのみならず、貸出の方面に於ても不健全なる放資を爲し易く、收益率を減少し、基礎の堅實を害するに至るは極めて睹易き所なり。されば銀行間に於け

る競爭者の數を減じ、以て不當競爭の由つて生ずべき素因を除去するの方策を講ずるのは、銀行政策上最も緊要の事項たるを失せざるなり。

政府に於て銀行合同の必要を認むる所以のものは、畢竟以上の如き多數小銀行分立の弊を除去せんとするにあり。而も銀行當業者の間に於て、既に自發的に之を實行することの困難なる事情あるとせば、政府は何等か積極的の方法を講じて以て其の實現を圖らざるべからず。之れ卽ち既述の如く政府が立法上或は行政上諸般の方法を講じて銀行合同の實現に努力したる所以にして、又よく其の目的を達成し、或は達成しつつあるものと謂ふべし。尤も我國に於ける銀行合同の實績を以て、獨り政府の斡旋勸奬にのみ歸すべからざるは論を俟たず、此の間銀行業そのものが我國經濟の發展に順應せんとする機運を釀成したるは爭ふべからざる所にして、卽ち我經濟の發展が銀行合同の重要原因たりしは、茲に贅言を要せざる所なり。而して之と同時に經濟界の不況も亦銀行合同の有力なる原因たることを忘るべからず。顧るに我經濟界は其の發展の過程に於て、幾度か大小の不況に襲はれしが、殊に大正九年の世界大戰後に於ける反動的恐慌、大正十二年の關東大震火災等によりて大打擊を蒙り之が爲め財界は極度の不振に陷り、銀行の貸出資金は固定し、新規貸出は萎縮し、經營甚しく困難を感ずるに至れり。此の結果資產內容に付き整理を要する銀行尠からず出現したるも、其の整理の方法不適當なるときは、却て銀行の弱點を暴露し、之を窮地に陷るるが如きことなしとせず。此の點に關し合同は甚だ適當なる方法にして、若し其の方法にして惹らざるときは、預金者に對し危惧の念を生ぜしむるが如き虞全くなきのみならず、却て其の利益を擁護するものなるを以て、銀行の合同は此等の理由に依りても大に增加するに至りしものとす。要するに經濟界の好況、不況共に銀行合同の重要なる原因を爲すものにして、大正時代に於ける銀行合同の飛躍的增加は、世界大戰時の好況及び其の後の反動的不況が重要なる原因を爲し、而して之が實現に就きては政府の斡旋勸奬に俟つ所頗る大なるものありしものなり。

既に述べし如く合同政策の目的とする所は、小資本分立の弊を是正し、且銀行信用の基礎を鞏固ならしむるにあるを以て、一面に於ては必ずや銀行の濫設を防ぎ、新なる小資本の簇生を制するの策を採らざるべからず。換言すれば銀行合同と銀行の設立制限及び其の合同政策等に就きては、後に詳述する所あるべきも、茲には國立銀行の設立制限とは、政策上常に相表裏する所なり。而して普通銀行の設立制限に就きて一言し、以て聊か參考に資する所あるべし。

抑明治五年制定の國立銀行條例は、其の第六條に於て、銀行資本金の制限に關する規定を設け、凡そ國立銀行は人口十萬以上の都會地に於ては其の資本金五十萬圓以上たるべく、其の人口十萬未滿一萬以上の地なるときは二十萬圓の資本金を以て設立することを得べしとせり。これ畢竟小資本の銀行が濫設せらるることを防止せんとする趣旨にして、政府が早くより銀行の數及び資本金額と、當該地方の經濟事情との關係に就き留意せしことを窺ふに足るべし。而して右の趣旨は明治九年の改正國立銀行條例に於ても、同樣に明記せられし所なるが、然も明治九年の條例改正を機として、各地に之が設立を企つるもの相尋で出で、銀行濫設の勢は此の如き單純なる條文を以て容易に阻止し得ざる狀態となりたり。茲に於てか政府も遂に其の弊害を認め、國立銀行の設立制限に就て考慮する所あり、仍ち大藏卿は明治十年八月二十八日、祿券を下付せられたる士族にして、競て銀行設立を出願するの風潮漸く著しきものあるを憂へ『銀行創立ノ義ハ、其土地ノ廣狹、人口ノ多寡、物產ノ有否、其他商

業取引ノ模様ニヨリ、自然其興否得失ノ次第モ有之、且銀行ハ禍福ノ門戸トモ謂フヘキ者ニテ、其營業ノ宜シキヲ得ルト不ラサルトニヨリテ、著シク其利害得失ノ歸著スル所ヲ異ニスル者ニ付、該事業ノ興廢ハ、偏ニ其銀行主ニ存スルモノニシテ、到底適宜ノ役員ヲ得ルニ非サレハ、假令銀行ノ設ケアルモ其營業上終ニ蹉跌倒行ノ憂ヲ生シ利益ヲ期シテ却テ損失ヲ招クニ立至リ、加之凡ソ貨財ノ運用ハ、其地方自ラ定限アルモノニ付、或ハ不適度ノ資本ヲ要シ、或ハ過多ノ銀行ヲ起スモ、終ニ之カ運轉使用ニ苦ムノミニテ、結局其効用ヲ失シ、尋テ民間多少ノ弊害ヲ釀スモ難計ニ付、其邊篤ト熟慮致シ、前途ノ差閊ヲ不生樣尙ホ一層注意有之度』旨、各地方長官に内達する所ありたり。蓋し銀行は當該地方の人口生產狀態、取引の繁閑等諸般の實狀を考慮して創立せらるゝ可きものにして、若し此等の事情を無視して設立するが如きことあらんか、其の害ありて利なく、銀行は到底其の機能を發揮し得ずと爲したるものなり。次で同年十二月十二日、政府は右の趣旨を一層徹底せしむる爲め、太政官布告第八十三號を以て國立銀行條例に重要なる追加を施したり。該布告に依れば大藏卿は其の地方の便否を審案して、或は之を許可し、或は之を許可せず、又は其の資本金額を減少することあるべしと爲せり。而して該追加條目に就ては、其の後元老院より改正國立銀行條例及び同成規に牴觸するものなりとの苦情出で、其の由太政官より大藏省に照會する所ありしと雖も、大藏省は其の見解を異にして必ずしも元老院の意に從ふことを肯ぜず、翌十一年一月前記追加條目の趣旨をも含め、新に國立銀行條例第十八條の改正方を太政官に稟議して其の裁可を得、同年三月二日布告第五號に依りて之を公布するに至れり。該條は固と發行紙幣の擔保たる公債證書の供託方に關する單純なる規定なりしが、右改正の結果國立銀行の發行する紙幣は、資本金の十分の八を以て原則とするも、大藏卿は發行すべき銀行

紙幣の總額を制限することあるべく、從て新に創立を願ふ者ある場合には其の資本金額を減滅し或は其の創立を許可せざることあるべき旨を明記せられたるものにして、國立銀行創立の許否、資本金額の多少竝びに紙幣の發行等に關する大藏卿の權限は大に擴張せられ、大藏卿は自由に之を裁量處分することを得るに至れり。而して斯の如く大藏省が國立銀行條例に追加を施し、又は同條例中を改正して、國立銀行の創立、資本金、紙幣發行等の裁量に關する權限の擴張を圖りしは、依りて以て銀行濫設の勢を制し、其の弊を未然に防止せんとしたるに職由せるものなるが、然らば當時大藏省は此等條例の運用上如何なる方針を持したるか、換言せば、實際問題として如何なる程度にまで國立銀行の創立を許容し、又は反對に之を制限すべしと爲したるか。此の點に就きて先づ見るべきは、前記國立銀行條例の追加に際し、明治十年十一月大藏卿より太政官に稟議せる左記の趣意書なるべし。

『昨九年國立銀行條例御改正以來銀行創立願出候者陸續有之即チ今既ニ許可セシ者三十四ニシテ、未タ許可セサル者三十三、通計六十有餘ニ至レリ、加フルニ目下各地方ニ於テ尙創立ヲ希望シ協議イタシ居候哉ノモノ許多ニシテ、其數殆ント豫定スヘカラサルノ形勢ニ有之、然ルニ國立銀行ノ儀ハ各自紙幣ヲ發行セシメ候モノニ付、能ク其流融ノ度ヲ量リ、豫シメ其發行額ヲ制限セサルトキハ、遂ニ如何ナル弊害ヲ釀成スルモ難測、就テハ差向資本金四千萬圓ヲ標準トシ、之ヲ全國（琉球藩ヲ除クノ外）人口稅額ニ控除シ、大凡別紙ノ通相定メ置申度、然ル處銀行條例中ニ右紙幣ノ額ヲ制限スルノ明文無之、然ルヲ突然制限シ創立ヲ相拒ミ候テハ、各地方發起人ノ迷惑スルハ言ヲ俟タス、亦公平至當ノ處置ニモ有之間敷、且ツ地方ニヨリ既ニ創立願出ツルノ多キハ六七ケ所、少ナキモ猶三四ケ所ニ至リシ分不勘然ルニ丙丁ハ其出願戊已ヨリ先ナルモ、其場所ヲ問ハス既ニ許可ナシタル甲乙ト市街ヲ同フスル歟、又ハ遠キモ二三里ニ過キス、而シテ戊已ハ其出願固ヨリ丙丁ヨリ後チナレトモ、其場所ニ至リテハ甲乙ヲ去ルコト或ハ二十里乃至三十里ニシテ、且ツ商業物產ノ如キモ遙ニ丙丁ニ優ルモノ有之、右等ノ類ハ總テ出願ノ

前後ニ拘ハラス、地方ノ便否ヲ量リ、丙丁ヲ止メテ戊己ヲ許可イタシ度、就テハ是亦其趣旨ヲ豫シメ相示シ置キ不申候テハ、人民ノ苦情百端ナルハ必然ニ付、旁々以テ國立銀行條例ヘ右ノ趣至急御追加ノ布告相成樣致度、依テ御布告案トモ相添ヘ、此段相伺候也。」

即ち大藏省は國立銀行の資本金總額を豫め四千萬圓と定め、之を各地方の商況に由つて分割し、國立銀行の創立を出願する者あるときは、適宜に其の資本金額を殺減せしむべしと爲したるものなり。而して各地方に於ける商況測定の標準は、各府縣（開拓使を含む、以下同じ）の人口及び租稅額を比較して定むることと爲し、之に應じて資本金の總額を各府縣別に分割したるものにして、稟議中に所謂別紙とは即ち右割當表のことなり。尤も右四千萬圓は其の儘を以て各府縣に割當てられしものにあらず第十五國立銀行の分竝びに東京・大阪兩府及び神奈川縣の分として一定額を豫め總額中より控除し殘餘を他の各府縣に分割したるものにして、其の額は、結局一千四百二十萬圓に過ぎざりしなり。第十五國立銀行は岩倉具視の主唱に依り、華族就産の途を開かんが爲め、明治十年五月政府の特別保護の下に開業せしものにして、其の開業當時に於ける資本金は一千七百八十二萬六千百圓なりき。從て同行の分として控置せられし額は一千七百八十萬圓なり。次に東京府は五百萬圓、大阪府は二百萬圓、神奈川縣は百萬圓を以て、各當該地に於ける國立銀行資本金の總定限額と爲せしが、此等の分は必ずしも人口及び租稅額の多寡を論ぜず、優先的に割當てられしものにして、右は勿論其の地の政治上、經濟上の地位を考慮して決定せしものなるべしと雖も、果して如何なる點を考慮して決定したるか、其の實際上の事情は今之を詳かにせず。而して此等の額を控除したる殘額千四百二十萬圓は之を爾餘の各府縣三十六に對し、各其の人口及び租稅額に應じて分割せしものなりと雖も、實際には各其の割當額より更に二割を引きたるものを以て定限額と爲したるが如し。而も其の理由に至りては遺憾ながら之亦明かならず。今左に前記稟議書に添附したる割當書に基き、東京・大阪兩府及び神奈川縣を除く全國各府縣の國立銀行資本金割當額竝に之が割當の根據となりし人口及び租稅額等を表示すべし。

國立銀行資本金各府縣定限額調（明治十年十一月）

府縣及開拓使	人口	租稅額	人口に對する銀行資本金の割合高	租稅額に對する銀行資本金の割合高	前二口平均高より二割を減じたる金高	銀行資本金定限額
鹿兒島	一、二〇九、一六二人	一、六一六、四五四円	五三一、八二四円	四五三、三九三円	三九四、〇八七円	三九〇、〇〇〇円
熊本	九七六、七五三	一、五五五、八二七	四二九、六〇四	四三六、三八八	三四六、三九七	三五〇、〇〇〇
大分	七〇八、一四七	一、一一三、四七二	三一一、四六三	三一二、三一三	二四九、五一〇	二五〇、〇〇〇
福岡	一、〇〇五、五八二	一、六八五、八四一	四六四、二七八	四七二、八五五	三七四、八五七	三七〇、〇〇〇
長崎	一、一五九、二八六	一、七一〇、六一三	五〇九、八八七	四七九、八〇三	三九五、八七六	四〇〇、〇〇〇
高知	一、一五四、三〇五	一、六三三、三四二	五〇七、六九六	四五八、一三〇	三八六、三三〇	三九〇、〇〇〇
愛媛	一、三八四、七九八	一、八六一、八五〇	六〇九、〇七四	五二二、二二三	四五二、五一九	四五〇、〇〇〇
山口	八四四、五五〇	八四八、四五六	三七一、四五七	二三七、九八〇	二四三、七七五	二四〇、〇〇〇
廣島	一、一七六、七〇五	一、四八六、六二一	五一七、五四九	四一六、九七七	三七三、八一〇	三七〇、〇〇〇
岡山	九六七、二七二	一、七七二、九五一	四二五、四三四	四九七、二八二	三六九、〇八九	三七〇、〇〇〇
島根	一、〇〇九、〇五七	一、六二七、六二一	四四三、八一二	四五六、五二五	三六〇、一三五	三六〇、〇〇〇
兵庫	一、一六二、一二五	二、六三二、四一四	五一一、一三六	七三八、三五六	四九九、七九七	五〇〇、〇〇〇
堺	九〇四、五三四	二、〇六五、七五三	三九七、八四〇	五七九、四一五	三九〇、九〇二	三九〇、〇〇〇
和歌山	五一九、一一二	一、〇四四、四三一	二二八、三二〇	二九二、九四八	二〇八、五〇七	二一〇、〇〇〇

京都	七八六、一一〇人	一、〇二八、一六六円	三四五、七五四円	二八八、三八六円	二五三、六五六円	二五〇、〇〇〇円
滋賀	七〇三、五八二	一、七一七、四一二	三〇九、四五六	四八一、七〇一	三一六、四六六	三二〇、〇〇〇
三重	八一〇、四六一	一、七三四、六二八	三五六、四六四	四八六、五三九	三三七、二〇一	三四〇、〇〇〇
愛知	一、二四四、七一一	二、二三二、九二〇	五四七、四六〇	六二六、三〇三	四六九、五〇五	四七〇、〇〇〇
岐阜	七九三、八一八	一、三二六、七三三	三四九、一四四	三七二、一三〇	二八八、五一〇	二九〇、〇〇〇
靜岡	一、一〇九、四〇四	一、五〇一、七九五	四四八、三六三	四二一、二三三	三四七、八三八	三五〇、〇〇〇
山梨	三七四、二五〇	五四一、四一七	一六四、六〇六	一五一、八六〇	一二六、五八六	一三〇、〇〇〇
石川	一、七八五、四七七	二、五八九、四二八	七八五、三〇四	七二六、二九九	六〇四、六四一	六〇〇、〇〇〇
長野	九五五、九一三	一、三六〇、二〇二	四二〇、四三八	三八一、五一八	三二〇、七八二	三二〇、〇〇〇
新潟	一、四九三、五七六	一、九〇四、二八八	六五六、九一七	五三四、一二六	四七六、四一七	四八〇、〇〇〇
埼玉	八八九、四九二	一、五五三、九一九	三九一、二二四	四三五、八五三	三三〇、八三一	三三〇、〇〇〇
群馬	九七四、〇七八	九九一、一三〇	四二八、四二七	二七七、九九八	二八二、五七〇	二八〇、〇〇〇
栃木	五三四、三六三	九五八、八一八	二三五、〇二八	二六八、九三五	二〇一、五八五	二〇〇、〇〇〇
千葉	一、〇六一、六六四	二、〇九一、三九二	四六六、九五〇	五八六、六〇六	四二一、四二二	四二〇、〇〇〇
茨城	八五八、九二七	一、二三三、八二一	三七七、七八一	三四六、〇七〇	二八九、五四〇	二九〇、〇〇〇
福島	七五五、五二八	一、二三四、八五四	三三二、三〇三	三四六、三五九	二七一、四六五	二七〇、〇〇〇
宮城	五七〇、七六五	七二七、九二二	二五一、〇三九	二〇四、一七二	一八二、〇八四	一八〇、〇〇〇
岩手	五七一、八九九	六三六、八〇四	二五一、五三八	一七八、六一五	一七二、〇六一	一七〇、〇〇〇
青森	四五八、三一二	五七七、七六〇	二〇一、五七九	一六二、〇五四	一四五、四五三	一五〇、〇〇〇
秋田	六〇九、四二〇	六一三、五六四	二六八、〇四〇	一七二、〇九六	一七六、〇五四	一八〇、〇〇〇
山形	六五二、五九三	一、〇〇八、三三二	二八七、〇二九	二八二、八二三	二二七、九四一	二三〇、〇〇〇
開拓使	一四九、五五四	四〇五、四二八	六五、七五八	一一三、七一七	七一、七九八	七〇、〇〇〇

右の定限額は明治十年十一月の國立銀行條例追加に關する大藏卿の稟議の根據を爲したるのみならず、該稟議は既述の如く太政官の容るる所となり、明治十一年三月國立銀行條例第十八條の改正を見るに至りしものなり。されば該定限額は國立銀行時代に於ける我銀行政策の重要なる基調を爲したるものなりと謂はざるべからず。而して國立銀行として設立せられたる最後の銀行は明治十二年十二月五日開業したる京都第百五十三銀行なるが、諸國立銀行中既に開業したるものに增株を許可せしものもあり、旁〻同行の設立を以て先に大藏卿が內定したる國立銀行資本金總額四千萬圓の制限を超過するに至りしため、爾後又國立銀行の創立を許可せざることとなり、第百五十三銀行は最後の國立銀行となれり。國立銀行はかくて嚴重に其の設立を制限せられたるものとす。

次に特殊銀行の設立及其の整備に就て觀るに、所謂特殊銀行としては日本銀行あり、橫濱正金銀行あり、日本勸業銀行あり、日本興業銀行あり、北海道拓殖銀行あり、臺灣銀行あり、朝鮮銀行あり、更に府縣農工銀行あり、此等は何れも特別の法律を以て設立せられ、夫々特殊の金融機關として活動せるものにして、其の創立の年代は必ずしも相同じからざるも、凡そ本邦特殊銀行に關する制度の大綱は、故松方正義に依りて確立せられたりと謂ふも敢て過言にあらず。蓋し我國銀行行政の改良發達は、明治十四年松方正義の大藏卿就任以來最も心血を傾注したる所にして、明治十五六年の頃橫濱正金銀行は非常の失敗を重ねて殆ど倒產に瀕し、其の他數多の國立銀行は一は創立日尙ほ淺く行員の經驗乏しきにより、一は紙幣價格浮沈の結果により、其の業務頗る困難となり、漸くにして發達の緖に就ける我銀行事業は、玆に一大挫折を見んとするの狀況なりしが、是より嚮き明治十一年松方正義は佛國萬國博覽會へ我政府參同につき、副總裁として彼地に渡航し、歐洲各國の財政及び經濟上の組織狀況を

視察し、就中眼を英佛及び白耳義中央銀行の制度に注ぎ、又佛國大藏卿レオン・セイと頗る親密の交際を爲し、大に得る所あり、他日我銀行行政の改革と紙幣整理の方針とは、此の時に於て胸算既に成りたるものとす。卽ち正義は紙幣整理の上に於ても、銀行事務發達の上に於ても、一大中央銀行の設立を以て最も急務なりとし、明治十四年大藏卿に就職するや直に全力を日本銀行の創立に盡し、其の組織、株式募集、重役の選任等悉く其の指揮に出でたるものにして、日本銀行の今日あるは正義の力與つて多きに在るものと謂ふべし。而して横濱正金銀行の救濟は正義の最も苦心せる所なり。當時同行の營業狀態は頗る困難を極め、世の有力者は旣に救ふに途無きものと爲せしが、正義は同行の對外金融機關として本邦第一の開港場に設立せられ、特に政府の保護監督下に在りて尙ほ且失敗に歸せしむるが如きは、我國家の恥辱なるべきのみならず、後來經濟上の問題に就て大に信を失ふの虞ありとなし、百方之が救濟の方法を講じ、終に一二富豪に談じて大株主を作り、政府も亦力を貸して同行の株を引受くると共に、大に行內の改革を行ひ、政府の海外御用爲替を專ら同行に託して漸次損失を補塡したるものにして、是又今日の盛大を致すに至れり。又日本勸業銀行及び農工銀行の設立は、旣に明治十四年正義が內務卿時代の「財政議」に於て明言せる所にして、明治二十三年頃には其の法律案は一應脫稿したるも時機宜しきを得ず、其の制定は明治二十九年まで延期せられたり。右兩行の創立及運用も亦固より正義の盡力に負ふ所頗る大なり。此の他臺灣銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行の如き、皆正義の盡力に成り、或はかの銀行條例、貯蓄銀行條例、銀行合併法の如き、其の成立は何れも正義の考案盡力に出でたることを忘るべからず。而して各特殊銀行の特別機能に就きては、夫々個有の分野を與へて彼此相侵すことなからしむると共に、又彼此相倚り相扶けて本邦經濟の發展に寄與せしむる如く按排せられたること勿論なりと雖も、各特殊銀行の組織、業務等は、其の後時代の變遷と共に之が改革の必要を感ふるに至りしは畢竟數の免れざる所なり。就中日露戰後及び大正時代等我國經濟の發展期に當りては、特殊銀行に對し全般的の整理改革が斷行せられしものにして、各特殊銀行をして常に時代の趨勢に順應して其の金融機能を發揮せしめ、其の運用をして愆らしめざることは、歷代政府當局の深く意を用ゐし所なり。又各府縣農工銀行は明治三十年より三十三年に亙り陸續設立せられ、其の數四十六行の多數に及びしが、勸業銀行と農工銀行とを併立せしむることに就きては由來是非の議論あり、大正十年遂に勸農合併法の發布を見るに及び、爾後農工銀行中勸業銀行に合併せらるるもの相尋で出で、大正末年に於て旣に十九行は合併の爲め消滅するに至れり。之亦時代の變遷と經濟社會の實際要求とに出でしものに外ならざるなり。

以上述べし外、特別法の下に規定せらるる銀行として貯蓄銀行あり。明治二十三年八月法律第七十三號を以て貯蓄銀行條例發布せられ、特に零碎資金の保管利殖を保護し、其の確實と安全とを期することとなりしが、後普通銀行にして零碎資金を吸收し、實質上貯蓄預金と何等撰む所なき業務を營むもの黙からざるに至りしかば、政府は大正四年六月法律第二十三號を以て貯蓄銀行條例中を改正し、此の種の營業を以て貯蓄銀行業務の一と爲し、貯蓄銀行以外の營業者が之を營むことを禁じ、益貯蓄銀行をして貯蓄機關たるの職責を全からしむるに至れり（大正十年四月更に貯蓄銀行條例を廢して貯蓄銀行法を定む）其の他本編に於て說述すべき金融機關としては、無盡業、有價證券割賦販賣業、市街地信用組合、信託業、產業組合中央金庫等あり。此等に關しては後章に於て夫々詳述する所あるべし。尙ほ朝鮮殖產銀行は朝鮮總督府の監督に屬し、東洋拓殖株式會社は內閣拓殖局の監督下に在り、共に大藏省の

直接監督に屬せざるを以て、本編に於ては之を省略す。

第一節附表

第一表 全國銀行總括表

年次	本店行數	支店及出張所數	公稱資本金	拂込資本金	積立金	純益金	配當金
明治二六	七〇三	三三九	一一〇、三一六、八八〇円	九四、〇六六、三〇四円	二九、八〇八、三六二円	一三、九六三、四八九円	九、一九二、一三四円
二七	八六五	四一四	一三二、九五四、五八〇	一〇一、三七九、八八一	三三、三三五、三〇一	一七、四三六、一五八	一〇、二〇四、一一七
二八	一、〇一三	五七七	一六〇、三一九、四七九	一二七、六四七、六〇四	三七、八八五、〇七八	二六、二八三、四七一	一六、五七六、二九二
二九	一、二七七	八三二	二四〇、四五六、〇四四	一六六、二〇〇、四五八	五八、六六五、六六一	四六、九九〇、九五七	一四、九〇一、六一八
三〇	一、五〇五	一、〇〇四	三一〇、八〇〇、六七四	二〇六、一四〇、二九二	三七、八七五、六五三	四五、五三三、四二八	二六、七五五、三三四
三一	一、七五二	一、三八三	三八一、五四九、〇三四	二五六、五九四、〇二三	四一、六五九、四九六	四一、八九七、〇三六	二二、三九二、七二二
三二	一、九四三	一、七三〇	四二八、二三九、一〇九	二九一、六八二、九四七	五一、五二一、三一九	四七、三〇三、〇七三	二六、九八五、二八八
三三	二、二七二	二、二三〇	五〇一、五六五、〇七〇	三四一、九二三、四六一	五九、八八三、六三〇	五一、二六四、四三九	二七、九五〇、四六五
三四	二、三五九	二、〇三二	五一五、六八三、二〇〇	三六一、二〇七、四五六	六八、三三七、七一五	五二、〇八八、四九一	二八、四三二、三三六
三五	二、三二四	二、〇四〇	五二五、一一七、〇三〇	三七二、九五〇、〇七二	七七、五二四、六五六	五六、三一四、三三六	二九、二九一、九三五
三六	二、二七五	二、〇六二	五二一、二七二、五〇〇	三七四、六八五、七六六	八六、六八八、四三一	五四、八二〇、四五七	二八、八一八、二六六
三七	二、二二七	二、〇二六	五一六、一二三、三一〇	三七三、一九四、二八六	九二、八六五、九六一	五五、七七一、三三四	二七、九九四、二七三
三八	二、二三〇	二、〇九七	五二一、八三六、七七〇	三八二、一四八、八七九	一〇一、六〇〇、六九四	六六、八九〇、一三八	二九、二八三、五三二
三九	二、二二一	二、二一〇	五四三、二八六、一三〇	四〇一、七五四、九九五	一一八、四八一、三〇〇	七九、六五九、三九一	三一、八〇〇、六九五
四〇	二、二〇七	二、三九七	六〇八、九九五、八三〇	四四四、九七七、六五一	一三九、七一四、六一九	八四、二七三、四五六	三四、九五一、五三三
四一	二、一八二	二、四七四	六一五、六六八、四〇〇	四五九、六八四、〇五二	一五五、九五九、〇〇三	九一、五一九、一三二	三六、六九四、九一八
四二	二、一六三	二、五一八	六四四、〇六四、〇八〇	四八〇、九八〇、四〇三	一六一、六四六、六〇三	九九、〇五〇、六二三	四四、五八五、九七五
四三	二、一五五	二、五八九	六九三、九九一、四三五	四九九、一四四、二五〇	一七六、五二一、四三四	九七、一四六、五五八	三九、三六四、七五〇
四四	二、一五四	二、七二九	七四七、〇〇三、〇八五	五三〇、一〇〇、七四五	一九二、四六六、六八二	九九、六四七、八八七	四一、八二九、八四一
大正元	二、一六五	二、九七一	八二三、三〇二、〇六五	五八一、六八九、九五〇	二〇〇、二八〇、八六五	一一三、五〇二、六一〇	四六、二二三、〇六五
二	二、一七三	三、二二九	九〇六、五五八、〇一五	六二七、四八三、〇一一	二一九、三六九、六七九	一三〇、二七四、三三三	四六、七七一、一八五
三	二、一七一	三、四二九	九五二、三一五、〇六五	六五九、七二一、四六二	二三八、一三八、四八二	一三四、六〇四、一四一	五〇、二五二、〇四七
四	二、一六九	三、五〇八	九六九、一九二、七六五	六六六、〇二二、九六七	二五六、五七一、一四三	一二七、五六九、三七二	五一、三三五、八五七
五	二、一六二	三、八一四	九九二、〇五三、一六五	六九二、三五三、四八二	二七五、二三七、四六四	一四〇、八五九、二〇八	五三、三二九、一〇八
六	二、一三三	三、九八二	一、一八三、六九六、四六五	七九六、〇七三、三四五	二九九、五七八、九六九	一七七、一六二、九二八	六一、七二〇、六六八
七	二、一〇五	四、二八二	一、三七四、四〇一、六六五	九三四、〇一四、四二七	三三六、九八六、七一九	二二六、六〇三、四三三	七三、三五四、〇四二
八	二、〇六九	四、七〇〇	一、八六八、一九七、三八五	一、二六五、九〇五、九九四	三七二、五二六、六五一	三一六、五四七、八一八	一〇四、一三〇、四〇三
九	二、〇六二	五、一八四	二、七〇六、七八二、七〇〇	一、七〇七、八二八、八八一	五三八、八〇四、一二三	四一七、八八七、七五四	一四四、六五六、四二七
一〇	二、〇三七	五、五四四	二、八三二、六三二、六〇〇	一、八一六、七八九、二〇〇	六三六、一七八、四〇七	三九六、一〇五、七八八	一六二、八九六、五九九
一一	二、〇〇二	六、〇〇九	三、〇三三、一五〇、〇〇〇	一、九五〇、二五五、九八四	七二九、一八四、六六四	三九九、七八六、九〇四	一六九、八八九、五一五
一二	一、八九三	六、一四一	三、一四七、八三六、九二〇	二、〇〇三、六七六、〇一六	八一〇、六四八、八四九	四〇二、四〇六、一三三	一七七、六九四、九三七
一三	一、八一七	六、二〇五	三、一四九、五二〇、二五〇	二、〇二七、六四八、三六四	八七七、九七三、七二五	四〇〇、五〇五、七七三	一七六、九六八、九八三
一四	一、七二二	六、二七二	三、〇六三、二五六、七五〇	一、九八五、三五一、三二四	九二三、〇三三、六七六	三五三、八一四、六六六	一六八、四四三、四六三
昭和元	一、五九五	六、二六三	三、〇五五、六一三、五〇〇	一、九九二、八一五、二三五	九八三、三七七、〇八八	三九一、八三八、一九三	一七二、六四一、二七〇

(備考) 本表には内地、朝鮮及臺灣に於ける諸銀行に關する計數を掲ぐ。但し配當金には朝鮮の分を含まず。

第二表 全國銀行資力表

年次	本店數	拂込資本金	積立金	預り金	有價證券	兌換銀行券	債券	借入金	金銀在高
明治三六	二、二七五	千円 三七四、六八六	千円 八六、六八八	千円 七七四、九五〇	千円 二一八、六四三	千円 二三七、〇八二	千円 —	千円 六〇、四二九	千円 一六六、九二五
三七	二、二三七	三七三、一九四	九二、八六六	八五四、八五二	二七二、〇八四	二九二、五三七	—	六三、二六二	二一一、六〇六
三八	二、二三〇	三八二、一四九	一〇一、六〇一	一、四三三、七四九	二九三、八〇七	三三〇、六〇六	—	五六、六六三	一四三、一五一
三九	二、二三一	四〇一、七五五	一一八、四八一	一、七九七、一六七	三七七、七二八	三五一、六五四	六〇、九三〇	七二、八一八	一七一、七五七
四〇	二、二〇七	四四四、九七八	一三九、七一五	一、七八〇、七八三	三七三、一〇七	三八六、六九四	七三、九五四	九八、二九五	一七二、三八九
四一	二、一八二	四五九、六八四	一五五、九五九	一、五二四、八〇七	三八四、八五五	三六七、三六九	八一、一二三	七七、七〇一	一八九、八五四
四二	二、一六三	四八〇、九八〇	一六一、六四七	一、六七九、四二〇	四二六、九三三	三六九、三四〇	一一三、一三九	五九、五一五	二一六、四六六
四三	二、一五五	四九九、一四四	一七六、五一一	一、九一九、二八五	四七五、三五九	四二二、〇一六	一四八、六九三	八二、七六八	二四四、六四九
四四	二、一五四	五三〇、一〇一	一九二、四六七	一、九〇四、三四七	四八三、一一七	四六〇、六八三	二三〇、四一九	一四五、七一七	二五五、六七〇
大正元	二、一六五	五八一、六九〇	二〇〇、二八一	二、〇五三、三三二	四九三、七二五	五〇一、七二〇	二九〇、三三九	一六九、〇七九	二八九、〇〇七
二	二、一七三	六二七、四八三	二一九、三六九	二、二四五、六八〇	四八九、三七二	四七八、九九九	三一八、七八一	一九二、一八四	二九九、一六四
三	二、一七一	六五九、七三三	二三八、一三九	二、三四五、〇六八	五三三、二二四	四二七、九七〇	三五六、八二九	一六七、三三四	二九六、四一八
四	二、一六九	六六六、〇三三	二五六、五七二	二、八三二、四七一	五七二、六一五	四八九、三三五	三九九、二五七	一三八、九六八	三一四、二四三
五	二、一六二	六九二、三五四	二七五、二三七	三、八六〇、一九三	七四七、〇九一	六九一、三五四	四〇九、七〇三	二九〇、九五四	三八四、五八二
六	二、一三三	七九六、〇七三	二九九、五七九	五、七五七、四六五	九七三、二七八	九五二、二七三	四三〇、九二一	四四三、六九九	五九七、二五〇
七	二、一〇五	九三四、〇一四	三三六、九八七	八、三二一、〇二四	一、四四六、六八七	一、三二四、九七四	五九二、一一五	八九四、三五一	八三三、七二八
八	二、〇六九	一、二六五、九〇六	三七二、五二七	九、九〇二、四七〇	一、六二四、七九八	一、七八三、五〇八	七一四、五〇五	一、二四五、四四三	一、〇四七、四三八
九	二、〇六二	一、七〇七、八二九	五三八、八〇三	九、八八七、二八四	二、一〇九、〇七四	一、六〇一、〇六八	八九九、六六四	一、一一三、一八九	一、〇〇三、九二七
一〇	二、〇三七	一、八一六、七八八	六三六、一七八	一〇、五〇六、八二〇	二、五六七、六〇六	一、七三二、〇四九	一、〇七二、二三三	一、〇八四、九八二	一、〇三三、四二五
一一	二、〇〇一	一、九五〇、二五六	七二九、一八四	一〇、二九一、三二五	二、七一五、三五四	一、六九九、〇二四	一、一四三、九一六	一、二八〇、七六一	一、〇一六、二二三
一二	一、八九三	二、〇〇三、六七六	八一〇、六四九	一〇、六〇八、五七五	二、七五〇、九五八	一、八五六、四八五	一、二九一、三四六	一、五八八、一二七	一、〇三〇、〇四四
一三	一、八一七	二、〇二七、六四八	八七七、九七三	一一、〇六一、七五三	三、〇九九、九七八	一、八五二、〇七三	一、四五〇、四二〇	一、五二四、六三七	一、一一七、六七八
一四	一、七二二	一、九八五、三五一	九二三、〇三三	一一、五三九、六〇七	三、三六五、二九二	一、八〇二、一六九	一、五六九、七四一	一、五八五、〇八二	一、〇九九、五三九
昭和元	一、五九五	一、九九二、八一五	九八三、三七八	一一、九二三、三〇六	三、五〇八、二三三	一、七三四、七五五	一、六三八、八五六	一、四五七、七一三	一、一三五、四六四

（備考）本表には內地、朝鮮及臺灣に於ける諸銀行に關する計數を掲ぐ。但し朝鮮に於ける各銀行の有價證券及び借入金勘定は不詳なるを以て之を包含せず。

第三表　全國銀行預金貸出金高表

(イ) 預　金

季末	官公預金	定期預金	當座預金・特別當座預金	貯蓄預金	其他預金	計	前年同期比較增減(△)	計の內官公預金控除殘高	計の內官公及外國關係預金控除殘高
明治二六、一二	円 四、七七三、一一三	円 一一、九三四、一七五	円 二〇、九六六、九七七	円 六、〇三五、四五五	円 一一、八九〇、二八七	円 五五、六〇〇、〇〇七	円 —	円 五〇、八二六、八九四	円 四九、二四七、八八二
二七、六	六、二二一、八〇五	一三、六一〇、八七〇	二三、四二四、八四二	六、九一七、八六七	一四、六〇九、一三八	六三、七六四、五三三	—	五七、五四二、七二八	五五、八九八、五五六
〃一二	六、二三八、〇七二	一三、三二四、〇二〇	三〇、五二一、〇〇九	六、八七一、三二七	一四、九三〇、五二三	七一、八八四、九五一	一六、二八四、九四四	六五、六四六、八七九	六二、五八八、八九五
二八、六	一五、四九五、七〇九	一五、〇五五、一七四	三六、一六七、三八一	八、九八四、八一七	一五、三八〇、三〇六	九一、〇八四、三八七	二七、三一九、八六五	七五、五八八、六七八	七三、九三五、六六六
〃一二	七、八五〇、四九六	二〇、六八四、二九一	五五、三三八、四四四	一三、一七八、二六八	二〇、〇五七、八七六	一二六、一〇九、三七四	四四、二二四、四二三	一一八、二五八、八七八	一〇六、一九七、四四二
二九、六	二〇〇、二八二、四六九	二六、三七七、八三八	七七、〇〇六、三三九	一六、七七一、九一〇	三三、一八七、四六八	三五三、六二六、〇二四	二六二、五四一、六二七	一五三、三四三、五五五	一四四、三二四、七六三
〃一二	二〇〇、四五四、二四〇	四〇、〇〇六、〇〇三	七八、三九〇、二〇〇	一八、二二四、二〇〇	三一、五九〇、五五六	三六八、六五五、一九九	二四二、五四五、八二五	一六八、二〇〇、九五九	一六二、六二一、七六六
三〇、六	一七七、七四〇、七一三	五七、八八六、五七九	一四一、四三〇、九九九	二三、七三七、九七三	三六、二四四、六八三	四三六、〇三〇、九四七	八二、四〇四、九二三	二五八、二九〇、二三四	二三九、三三三、七〇四
〃一二	八六、五五三、〇一三	七七、三八九、六七〇	一三五、二五〇、九〇〇	二五、三九三、四五三	四一、五一六、五六七	三五六、一〇三、六〇三	△一二、五五一、五九七	二六九、五五〇、五九〇	二四二、五三八、六二〇
三一、六	一〇七、六五三、三八五	七七、二〇五、九四九	一五六、一六三、一〇二	二七、七五八、二二二	五六、一三六、六二四	四二四、九一七、二七三	△一一、一一三、六七五	三一七、二六三、八八七	二六一、五六八、四三四
〃一二	四四、一一一、〇三七	八八、一七三、一五九	一八五、七二五、〇五三	三〇、〇四三、〇七四	五一、六四〇、四七九	三九九、六九一、八〇一	四三、五八八、一九九	三五五、五八〇、七六四	三三六、七三〇、六九五
三二、六	五四、七五八、六二四	九九、六三三、六〇四	二三六、二〇一、〇一五	三七、八九六、二二六	七九、五〇六、二〇四	四九七、九九四、六六三	七三、〇七七、三九一	四四三、二三六、〇三九	四〇八、四七四、四一九
〃一二	七九、七九〇、三三三	一〇四、九六五、〇四三	二六一、六六三、九四八	四四、七四八、八八四	一二〇、七二五、一〇七	六二一、八九三、三〇四	二二二、二〇一、五〇三	五四二、一〇二、九七一	四九三、三八七、三三六

明治三三年六月	七一、二六八、七九七円	一二四、一四四、五九七円	一八七、七一九、〇七五円	七四、〇五四、〇〇五円	四八、七五九、九六三円	一〇六、九一四、四〇九円	六二一、八六〇、八四六円	一一四、八六六、一八三円	五四一、五九二、〇四九円	五七七、九四五、四三八円
〃　一二	四一、五三〇、九二七	一四二、三三二、五一一	一九一、一〇一、六九一	八五、五五五、五七三	四九、四五八、五八〇	一〇一、五二四、五二四	六一一、四九三、八〇六	△　三九九、四九八	五六九、九六二、八七九	五五一、〇二九、一八五
三四、六	二四、六一〇、一三五	一四三、四一八、七〇三	一七八、〇〇一、〇九三	八六、六一一、六四三	四二、二一一、一九五	九三、一七一、四四〇	五六八、〇二四、二〇九	△四四、八三六、六三七	五四三、四一四、〇七四	五三三、八四九、二六三
〃　一二	二八、四六四、七五〇	一五二、一八八、一四九	一九六、三二四、一二二	九二、〇三八、七四九	四四、〇二一、六二六	九一、〇二九、六二三	六〇四、〇六七、〇一九	△　七、四二六、七八七	五七五、六〇二、二六九	五六七、二八五、五九七
三五、六	二八、一九二、二六二	一六七、〇四四、四七四	二二一、五七六、七五二	一〇二、四三八、二三九	四八、一八五、四六五	九五、五四九、〇四九	六六二、九八六、二四一	九四、九六二、〇三二	六三四、七九三、九七九	六二三、六九八、九〇一
〃　一二	二三、七一〇、七四四	一八九、〇七二、二五一	二三〇、八九一、九五九	一一三、二七九、〇七〇	五一、六四六、八六五	一〇四、一一六、八〇一	七一二、七一七、六九〇	一〇八、六五〇、六七一	六八九、〇〇六、九四六	六七〇、三五五、七八〇
三六、六	二六、〇六四、一三一	二〇〇、五一〇、一一三	二三二、四三五、八八二	一一二、八七四、七四四	五六、五〇八、五六六	一二七、四九二、六五二	七五五、八八六、〇八八	九二、八九九、八四七	七二九、八二一、九五七	六九五、一八二、一三八
〃　一二	二二、五三三、三三七	二〇九、七一〇、四二一	二四二、二六八、六四七	一一七、八〇五、九九八	六〇、六九二、二〇七	一二四、九五六、七七一	七七七、九六七、三八一	六五、二四九、六九一	七五五、四三四、〇四四	七三三、九九七、六五九
三七、六	三六、五〇二、三五四	二〇三、四五六、六二〇	三七七、七三五、八〇三		六一、一三三、二三七	一二四、二七二、七三八	八〇三、一〇〇、七五二	四七、二二四、六六四	七六六、五九八、三九八	七三九、一二五、五七四
〃　一二	五二、八二四、九八六	二一〇、七二九、七九一	四一五、四四三、九三〇		六六、七一七、五三四	一一九、一九八、六三七	八六四、九一四、八七八	八六、九四七、四九七	八一二、〇八九、八九二	七八六、六二一、二五五
三八、六	二二四、七〇五、四六一	二一七、八一三、五一九	四五九、八〇二、八八一		七七、四〇四、七一三	一五〇、七九五、六八六	一一三〇、五二二、二六〇	三二七、四二一、五〇八	九〇五、八一六、七九九	八五九、九八四、〇九七
〃　一二	四七一、五九三、七五三	二五五、二〇五、五九二	四八四、三五〇、三七五		八四、八二〇、〇六五	一四九、七四九、五六三	一一四六、七一九、三四八	五八一、八〇四、四七〇	九七四、一二五、五九五	九一九、九三三、八五七
三九、六	五二六、四四七、一一七	三二三、〇五四、八四〇	五四九、五三一、〇四八		九五、三九二、八三一	一七六、〇八一、二九四	一一六七、五〇七、一三〇	五三九、九八四、八七〇	一一四、〇六〇、〇一三	一一〇七九、一三二、八五七
〃　一二	四三三、八四六、一六六	三七四、八三五、五一〇	七一七、〇七四、九五五		一〇六、五九一、七〇八	一八七、四九四、一九九	一一八一、八四二、五三八	三七三、一二三、一九〇	一一三、九九六、三七二	一一三一、八八四、九三四
四〇、六	五二二、三四四、四八三	四一五、七九三、七四一	六一一、六〇五、三四〇		一一四、七五一、三八二	一九六、四八九、二四八	一一八六、九八四、一九四	一九〇、四七七、〇六四	一一三、六三九、七一一	一一二五、六一九、八七二
〃　一二	五一七、四七二、〇六三	四一七、九七四、五三八	三七七、一九〇、九三五	二一〇、四二七、五一三	一一七、九〇二、四六七	一八三、八一六、四二〇	一一八二、七八三、九三五	四、九四一、三九七	一一三、〇七三、一一八	一一二四、〇八二、四六四
四一、六	三五一、三八六、〇一〇	四一二、一八二、三五六	三二〇、九五七、八三六	一九六、五一九、八九五	一一二、三四四、八七〇	一八六、五一四、二二四	一一五七九、九〇五、一九一	△二八一、〇七九、〇〇三	一一二、五一九、一八一	一一一五、〇八八、三一四
〃　一二	二四八、七四六、九一六	四四一、二六六、九七一	三四三、〇二五、三八九	二一三、〇八七、八七二	一一六、四六三、一二三	一七四、五八八、四八七	一一五三七、一七八、七五八	△二八七、六〇五、一七七	一一二、八四三、八四二	一一二三、五八九、一一一
四二、六	二四八、一二一、六八二	四八二、三九五、一九四	三七二、四一三、六八九	二二五、六四八、六一二	一二六、七七四、五七〇	一七七、二二七、七七六	一一六三二、五八一、五二三	五二、六七六、三三二	一一三、八四四、五九八	一一三一、四六〇、二〇七
〃　一二	二三八、四九一、一九七	五一四、四〇〇、二二〇	四〇五、九一九、一五六	二三八、三六六、一六三	一三五、六四〇、六〇〇	一八九、九八一、五四二	一一七二、七九八、八七八	一八五、六二〇、一二〇	一一四、八四三、〇七六	一一四〇一、三五七、四八三
四三、六	四五〇、七三七、一三五	五六一、〇六九、七八九	四五〇、三六三、五六四	二五四、八七七、四四三	一四八、五〇七、七七一	一六二、四二一、三四七	二一〇二七、九七七、〇四八	三九五、三九五、五二五	一一五七七、二三九、九一三	一一五二八、三八二、一四七
〃　一二	二九七、四六一、六六五	六〇〇、六八七、九四九	四四二、七〇四、二五一	二六八、五五八、四八八	一四七、〇四四、一七九	一七二、二四七、七三六	一一九二八、七一四、二六七	二〇五、九一五、三八九	一一六三一、二五二、六〇二	一一五七七、七八一、二四八
四四、六	一九三、四五九、五六七	六二六、五七三、七九六	四七九、八六八、四三一	二八四、一四八、九〇九	一五九、三四八、九四五	一七九、四〇八、二〇〇	一一九二二、八〇七、八四八	△一〇五、一六九、二〇〇	一一七二九、三四八、二八一	一一六六六、一一一、八二二
〃　一二	一四七、〇九四、八五三	六四一、七九二、八一二	四八七、〇二四、七七九	二八七、三四一、九一一	一六三、五七〇、三〇五	一八二、五二九、八一八	一一九〇九、三五四、四七八	△　一九、三五九、七八九	一一七六二、二五九、六二五	一一六九三、〇九三、〇六六
四五、六	一五五、一二七、一二二	七二五、二八五、七六六	四八二、四三二、八五一	三〇五、三八六、七九七	一六八、四三九、一七二	二〇二、七一八、〇五一	二一〇三九、三八九、七五九	一一六、五八一、九一一	一一八八四、二六二、六三七	一一八〇六、八〇二、〇五九
大正元、三	一一二、四四九、六一七	七七〇、〇九〇、四四〇	四七〇、四五五、四〇六	三〇一、〇二八、七二一	一六六、四三二、四六四	二一三、八五七、一九二	二一〇三四、三一三、八四〇	一二四、九五九、三六二	一一九二一、八六四、二二三	一一八三一、九五九、四二五
二、六	一六九、一七一、六九九	八四〇、九二〇、九四七	五〇三、〇三〇、五六九	二九三、四七七、五三一	一六五、八五九、八三三	二五一、一四六、三一九	二一二三、六〇六、八九八	一八四、二一七、一三九	二一〇五四、四三五、一九九	一一九三六、〇〇三、七五三
〃　一二	一四七、九〇六、〇九八	九〇四、四五六、二八四	四八二、〇九八、七三一	二九五、二七八、五五八	一六六、五三三、四八六	二三二、七三四、六七七	二一二二、〇〇七、八三四	一九四、六九三、九九四	二一〇八一、一〇一、七三六	一一九八一、一四五、一五四
三、六	一七三、四六四、三一七	九六一、三四四、四三五	五〇〇、四六九、八四八	二九三、〇三五、三五五	一六八、四八〇、四一六	二二〇、三〇七、七九九	二一三一、一〇二、一七〇	九三、四九五、二七二	二一一四三、六三七、八五三	二一〇五〇、二四七、八二三
〃　一二	一四四、三二九、〇六二	九九〇、二九六、七八〇	五〇五、一六一、八二二	二八六、九二四、三三〇	一六五、六四一、八〇八	二三六、五〇六、七九九	二一三二、八六〇、六〇一	九九、八五二、七六七	二一一八四、五三一、五三九	二一一〇六、一八一、四八〇
四、六	二〇五、一二三、九六五	一一四四、三二六、六一九	五四〇、八二六、二七二	三一三、五三九、三五一	一七三、八六三、七七八	二二四、九五〇、八五七	二一五〇二、六三〇、八四二	一八五、五二八、六七二	二一二九七、五〇六、八七七	二一二三一、三一〇、〇四〇
〃　一二	二六九、三〇五、六三六	一一四〇、三一九、三七九	六五七、四一七、三二五	三六二、五七三、九〇三	一九三、〇六六、九三三	二二八、三三五、〇四九	二一八一一、〇一八、二二五	四八二、一五七、六二四	二一五四一、七一二、五八九	二一四六〇、一五五、〇九九
五、六	二九三、九三三、二八三	一一二七、八一〇、五一二	七五一、六七二、九八三	四二七、二五一、五六三	二一六、九三〇、九八〇	二五二、九二七、六八六	三一八〇、五二七、〇〇七	六七七、八九六、一六五	二一八八六、五九三、七二四	二一八〇二、三七三、〇五四
〃　一二	四一八、九七〇、一六四	一一三九八、七五二、二一八	七九五、一七五、四〇三	六一三、九九六、〇七九	二五三、六〇七、七二三	三五二、七〇五、一九五	三一八三三、二〇六、七八二	一一〇二二、一八八、五五七	三一四一四、二三六、六一八	三一二九二、七四〇、二〇七
六、六	五六一、一二八、三七〇	一一六五九、二九六、八四六	九六二、九三一、四九八	七二五、七四五、〇一三	二九〇、三〇三、四九五	三八四、八二〇、二一六	四一五八四、二二五、四三八	一一四〇三、六九八、四三一	四一〇二三、〇九七、〇六八	三一八六〇、〇〇五、〇四六
〃　一二	六五八、一八一、八七五	二一一〇九、七五二、九四七	一一五〇、二五七、二三九	八四三、一四三、〇〇九	三三四、〇〇〇、六一五	六四四、四五九、二六六	五一七三九、七九四、九五一	一一九〇六、五八八、一六九	五一〇八一、六一三、〇七六	四一八四六、四二三、七四七
七、六	八一一、三八六、〇〇九	二一五六七、二三八、九六三	一一三八九、八一五、四二二	九六三、七三二、二七〇	三七六、五〇一、五六一	七八五、七四六、七四三	六一八九四、四二〇、九六八	二一三一〇、一九五、五三〇	六一〇八三、〇三四、九五九	五一七〇五、八七九、九九四
〃　一二	一一〇四八、七七四、四三九	三一三八七、七一四、一二八	一一四五九、〇八七、一八六	一一二九、二五〇、七三五	四三三、〇五五、一九一	七六七、一四三、〇四〇	八一二二五、〇二四、七一九	二一四八五、二二九、七六八	七一七六、二五〇、二八〇	六一八六一、七六四、八九三
八、六	一一八九、六二五、一二三	三一六六六、七六七、八二二	一一五六一、三九七、八四三	一一二三七、一七二、三七八	四七五、五九五、二三四	八〇五、八五二、九一九	八一九三六、四一一、三一八	二一〇四一、九九〇、三五〇	七一七四六、七八六、一九五	七一三六九、一六四、一四四
〃　一二	一一二七一、二〇七、〇九七	四一〇三〇、〇八〇、九二〇	一一七九五、四五二、五六五	一一四六七、五八一、四五八	五四二、五三六、一三三	八一〇、七二八、六一三	九一九一七、五八六、七八六	一一六九二、五六二、〇六七	八一六四六、三七九、六八九	八一二四二、一四四、六六四
九、六	一一二四七、四九三、五六五	三一九七三、五五四、一〇五	一一六四三、五一三、一二七	一一四八七、七三六、九五二	五三八、八五七、三七八	九六〇、三四二、八一七	九一八五一、四九七、九四四	九一五、〇八六、六二六	八一六〇四、〇〇四、三七九	八一二四〇、三〇四、二〇二
〃　一二	一一三三、三七五、九一三	三一五三六、六四五、八二九	一一六四七、三二〇、八一〇	一一六七〇、七三三、三六二	五六四、六三一、五六八	一一三一六、四九八、〇〇九	九一八六六、二〇五、四九一	△　四八、三八一、二九五	八一七三五、八二九、五七八	八一四〇五、四一四、〇二五
一〇、六	一一二八六、九二三、六〇四	三一七二三、四〇五、一三五	一一六二七、六四四、三〇七	一一九〇五、六四一、三八三	六〇四、四一二、〇四三	一一二四七、三五五、〇六五	一〇一三九五、三八一、五三七	五四三、八八三、五九三	九一〇八、四五七、九三三	八一八〇七、一一二、四二九
〃　一二	一一四九、九三五、七六四	三一七七六、四一三、五五二	一一六三四、三〇二、四八七	二一〇二九、〇八九、二四六	五七九、二五〇、〇八五	一一二八六、六〇一、四四三	一〇一四五五、五九二、五七六	五八六、三八七、〇八五	九一三〇五、六五六、八一二	八一九八七、四四五、三一四

年月										
大正一一、六	九一七、六七二、一〇八円	三、八〇五、三七一、八三〇円	一、五六〇、〇三四、一九三円	二、〇七七、六八八、七五八円	五七七、六九九、九九四円	一、三〇三、九四八、八七三円	一〇、二四二、四一五、七五六円	△一五三、九六五、七八一円	九、三二四、七四三、六四八円	九、〇一〇、九一六、八三八円
〃 一二	九二四、一二八、九二六	三、八七二、七九五、六二七	一、五六二、四五四、七九八	二、〇八一、三三八、七七四	五九六、二〇〇、〇二九	一、二五九、七九九、〇二六	一〇、二九六、七一七、一八〇	△一五八、八七五、三九六	九、三七二、五八八、二五四	九、一一六、一一九、二八〇
一二、六	一、〇五七、〇四八、〇七五	四、〇六一、七五六、四三三	一、六九〇、二六〇、四九八	一、九八九、〇四六、三七五	六六二、二九三、八八四	一、一五二、五二九、〇一九	一〇、六一二、九三四、二七四	三七〇、五一八、五一八	九、五五五、八八六、一九九	九、二七六、八二三、七九四
〃 一二	一、〇七三、五一九、九二九	四、一〇五、二八五、四四四	一、六七八、八三五、〇〇〇	一、九七二、九八一、七二五	六二八、九九八、六〇七	一、一五六、八七五、八六六	一〇、六一六、四九六、五七一	三一九、七七九、三九一	九、五四二、九七六、六四二	九、二五一、八八五、八七一
一三、六	一、一五四、六五三、四四九	四、三一五、四九八、〇六四	一、五九八、六〇九、九〇二	一、九八〇、八〇二、一三一	六八〇、六一八、三〇四	一、一五三、三四四、三七三	一〇、八八三、五二六、二二二	二七〇、五九一、九四八	九、七二八、八七二、七七三	九、四六一、九九三、二二六
〃 一二	九九八、〇四五、一一三	四、五八六、二三八、八七五	一、六五三、一一三、一七六	一、九五〇、八〇五、五三三	七〇八、六九六、八五八	一、一六九、四三〇、〇三九	一一、〇六六、三二八、五八三	四四九、八三二、〇一三	一〇、〇六八、二八三、四七〇	九、七一三、一九四、九六四
一四、六	八三七、五一九、四六七	四、九〇三、四七六、七五二	一、六三一、四四八、六一七	一、九五八、〇〇九、九〇六	七五五、〇六六、二三九	一、一四〇、九四六、〇一〇	一一、二二六、四六六、九九〇	三四二、九四〇、七六八	一〇、三八八、九四七、五二三	一〇、〇三四、七一八、六四三
〃 一二	八三〇、〇三六、八六三	五、一四四、四八九、五一七	一、六九二、九五二、六九九	一、九七五、九九九、八二九	七九六、一三二、七四〇	一、〇四六、一四五、二八二	一一、四八五、七五六、九三〇	四一九、四二八、三四七	一〇、六五五、七二〇、〇六七	一〇、三四八、九一九、四九〇
一五、六	八一六、四五三、二二六	五、三七一、四五三、九六四	一、六五七、一七五、〇六二	一、九四二、一八九、一三九	八七七、五八四、八六六	九五一、七七四、八〇二	一一、六一六、六三一、〇五九	三九〇、一六四、〇六九	一〇、八〇〇、一七七、八三三	一〇、五一六、七四〇、二二六
昭和元、三	七四一、二四五、八五二	五、五九〇、五七五、二二四	一、六六七、一五八、四六四	一、九四二、六三九、六七九	九六八、二九六、〇五四	九四二、七五四、一七二	一一、八五二、六六九、四四四	三六六、九一二、五一四	一一、一一一、四二三、五九二	一〇、八八〇、〇一六、四三一

（備考） 本表には朝鮮銀行及朝鮮殖產銀行の外朝鮮に本店を有する銀行の計數を含まず。

（ロ） 貸出金

季末	官公貸出金	貸付金	當座貸越	割引手形	荷爲替手形	其他	計	前年同期比較增減（△）	官公貸出金控除殘高	官公及外國關係貸控除殘高
明治二六、一二	二二、〇〇〇、〇〇〇円	五三、九七三、三八一円	一三、一四九、八一七円	一七、五七九、三三二円	—円	九、三八三、一九四円	一一五、〇八五、七二四円	—円	九三、〇八五、七二四円	八三、一〇四、五四三円
二七、六	二二、〇〇〇、〇〇〇	五一、七四二、八七三	一七、〇六〇、三〇七	一八、〇三五、六六九	—	九、六一九、六一五	一一八、四五八、四六四	—	九六、四五八、四六四	八六、二九八、二九六
〃 一二	三七、五〇〇、〇〇〇	六一、六六七、〇〇九	一九、五九六、八五九	一七、九四四、三九一	—	五、〇四九、八八二	一四一、七五八、一四一	二六、六七二、四一七	一〇四、二五八、一四一	九八、七三七、〇六三
二八、六	三四、五〇〇、〇〇〇	七七、九七九、三四九	二一、一二七、九二八	一九、四六一、七七二	—	四、〇〇七、三二一	一五七、〇七六、三七〇	三八、六一七、九〇六	一二二、五七六、三七〇	一一八、〇二五、五三三
〃 一二	六三、五〇〇、〇〇〇	一〇一、二三六、四三六	二七、二三九、六二一	三〇、四六九、〇九九	—	八、五〇七、九二二	二三〇、九五三、〇六七	八九、一九四、九二六	一六七、四五三、〇六七	一五七、八三一、四一〇
二九、六	一六六、四二五、九九八	一一三、〇一三、四二三	三八、一五七、五七一	二六、九九〇、八三八	—	九、二八七、八八一	三五二、八七五、七一〇	一九五、七九九、三四〇	一八六、四四九、七一二	一七五、六〇七、八六四
〃 一二	一六四、四四四、七三五	一六〇、二三〇、五三五	五八、〇三九、七一八	四四、四三二、八八六	—	一〇、九五五、〇四五	四三八、一〇二、九一九	二〇七、一四九、八五二	二七三、六五八、一八四	二五八、八五三、七六七
三〇、六	一六九、九八五、五五三	一九二、八二六、三〇四	七〇、三一九、八九六	四二、三二〇、五六五	—	四、三二一、二六八	四七九、七六三、五八六	一二六、八八七、八七六	三〇九、七七八、〇三三	三〇二、〇八〇、五八四
〃 一二	九七、二二三、〇五四	二三二、四〇〇、八六七	九〇、八三二、七三七	六一、〇〇五、四一八	—	一〇、五九六、一四九	四八二、〇五七、二二五	四三、九五四、三〇六	三八四、八三五、一七二	三七〇、七四三、九五六
三一、六	一一三、四〇六、五〇八	二四六、八四〇、五八八	一〇一、三一二、一三九	五五、六五〇、四〇九	—	二四、二九七、七九四	五四一、五〇七、四三八	六一、七四三、八五二	四二八、一〇〇、九三〇	三八八、六五五、七四四
〃 一二	四九、四九八、八〇七	二五八、五二九、八四九	一〇九、九九四、〇二六	二〇〇、八四九、九〇四	四、五九五、二六五	二四、三一五、六六七	六四七、七八三、五一八	一六五、七二六、二九三	五九八、二八四、七一一	五六〇、三三三、六一八
三二、六	六九、七一七、八八六	二四〇、二六八、〇〇三	一一三、六三五、一六七	二〇三、五六七、四七九	四、五九五、二六五	二〇、二四三、四二〇	六五一、〇二七、二二〇	一〇九、五一九、七八二	五八一、三一〇、三三四	五四八、九七二、七五〇
〃 一二	七六、六三七、一六六	二五八、五五七、六六二	一二六、六二五、三八八	三八四、一五〇、八七六	八、二五〇、一七五	二八、三五二、九八一	八八二、五七四、二四八	二三四、七九〇、七三〇	八〇五、九三七、〇八二	七七〇、五一一、八九二
三三、六	七六、九一五、九〇四	二六三、二二一、八一五	一四七、六五一、五九三	三九一、三七〇、一〇六	八、二三五、五八九	三四、六六六、九八八	九二三、〇五一、九九五	二七一、〇二四、七七五	八四五、一三六、〇九一	八〇一、四三六、八四〇
〃 一二	七九、六六八、三四六	二八二、三四三、四八一	一六一、二三一、四七二	四二六、二七六、六七二	九、〇九八、三九七	三三、六二九、二九九	九九二、二四七、六六七	一〇九、六七三、四一九	九一二、五七九、三二一	八七四、五七三、二九九
三四、六	六八、四五三、四五一	二八六、六四九、〇八〇	一五六、二二二、八八四	三九一、四六四、七六四	九、一〇六、一八八	三〇、四六五、五二二	九四二、三五一、八八八	二〇、二九九、八九三	八七三、八九八、四三七	八三八、二〇一、四三三
〃 一二	九六、四六六、一一七	三〇八、〇九三、八一九	一四八、四六六、四八〇	三三三、四六四、〇九七	七、〇三四、七六九	二七、五四九、五〇二	九二一、〇七四、七八四	△七一、一七三、八八三	八二四、六〇八、六六七	七八七、八九三、四六九
三五、六	四八、九八三、一八七	三四一、六九五、七三三	一五二、五六一、三八〇	三三一、二八四、二二九	六、九九六、三〇九	四五、一〇八、三五四	九二六、六二九、一八二	△一五、七二三、七〇七	八七七、六四五、九九四	八二一、四五四、七五三
〃 一二	八四、三六七、八四六	三四三、〇〇三、四〇三	一四一、四七二、八二三	三六八、一八七、二一九	一〇、五九九、八〇九	四二、七七五、三二六	九九〇、三九六、三三六	六九、三二一、五四二	九〇六、〇二八、四八〇	八五三、五三五、四六三
三六、六	八六、一八三、三三三	三六一、三九八、二九二	一三八、四〇七、八四八	三七五、二七五、一二四	一〇、五五〇、〇八三	二七、三一六、六七〇	九九九、一三一、三五〇	七二、五〇二、一六九	九一三、九四八、〇一七	八七四、九七〇、三三〇
〃 一二	七五、五一〇、二四三	三六八、〇〇九、九九四	一四六、七八二、五〇五	四〇九、八一三、一二八	一〇、九四一、四三三	三四、四五八、八八三	一、〇四五、五一六、一七五	五五、一一九、八四九	九七〇、〇〇五、九三二	九一九、五〇六、六三五
三七、六	一一〇、〇一七、七九九	三七七、六四九、八六六	一四六、五六八、六三五	四〇九、五一五、四三五	八、八〇七、三五三	二五、四八二、〇〇三	一、〇七八、〇四一、〇九〇	七八、九〇九、七四〇	九六八、〇二三、二九一	九三七、九九九、二九四
〃 一二	一四七、五三八、九四九	三九四、三八九、六二五	一四四、六二四、六八五	四〇九、〇四八、八九九	一四、二九八、四二二	五六、六四四、二四八	一、一六六、五四四、八二七	一二一、〇二八、六五三	一、〇一九、〇〇五、八七八	九四八、一八一、九三九
三八、六	一二三、三五四、七三〇	四一二、八〇〇、一一〇	一四七、九六三、九九五	四七三、二七三、七二六	一〇、八一二、七四〇	五八、一六二、八九三	一、二二五、三六八、一九四	一三七、三二七、一〇四	一、一〇二、〇一三、四六四	一、〇三三、五一四、六九二
〃 一二	一三〇、四三三、一一六	四二四、六三八、八六〇	一六二、〇二九、七六四	四五九、三四七、五四四	一四、二八六、四七六	一〇五、六五六、七八一	一、二九六、三九一、五四一	一二九、八四六、七一四	一、一六五、九五九、四二五	一、〇三六、五〇四、四一八
三九、六	五七、八二八、〇二八	四四四、五三〇、一八〇	一五三、三一三、一二八	五〇七、四六〇、八七九	一四、二〇〇、一三一	七一、四五七、一九七	一、二四八、七八九、五三三	三二、四二一、三三八	一、一九〇、九六一、五〇四	一、〇八八、一一三、四五〇
〃 一二	五一、〇四一、〇七〇	四七一、二一三、九七三	一八八、五一八、五二〇	七五三、九九三、六四〇	二〇、七九八、三八二	一〇一、五八七、三九一	一、五八七、一五三、九七五	二九〇、七六一、四三四	一、五三六、一二一、九〇五	一、三九二、三五〇、一一五
四〇、六	四八、〇八三、三六三	五三二、一七一、七四三	二一七、八三八、〇九〇	七〇八、四七三、一八六	一五、九四四、五六八	七二、七七一、六六〇	一、五九五、二八二、六〇九	三四六、四九三、〇七七	一、五四七、一九九、二四六	一、四一九、〇二七、〇九四
〃 一二	四三、五七九、五七〇	五三三、二七〇、五一九	二三一、〇五九、六一〇	七三〇、八二三、〇九〇	一五、〇九一、〇四三	一〇五、七三〇、一六九	一、六五八、五五四、〇〇一	七一、四〇一、〇二六	一、六一五、九七四、四三二	一、四六九、〇三五、〇三〇
四一、六	四九、八六二、九七八	五六五、四四八、四二七	二三九、四九三、八〇一	七〇七、〇四五、七一八	一三、六四八、八八七	四二、八六一、四六〇	一、六〇八、三六一、二七三	一三、〇七八、六六三	一、五五八、四九八、二九四	一、四六二、八八六、〇九六

年月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治四一、一二	四三、五九九、〇九四	五六六、八〇〇、四二四	二二八、三〇三、三四五	六八七、六二三、八五〇	一五、四三一、四六六	五三、〇九二、三二三	一、五九四、八五〇、五〇三	△六三、七〇三、四九八	一、五五一、二五一、四〇九	一、四五五、〇三四、三〇八
四二、六	四四、六九八、三三四	五七五、九七一、三九八	二二八、〇五二、五二七	六六〇、三〇二、三九二	一四、二四一、二三五	二九、八二四、三五二	一、五五三、〇九〇、二三八	△五五、二七一、〇三四	一、五〇八、三九一、九〇四	一、四三三、九八五、九二〇
〃　一二	五五、四三五、五六五	五九二、〇七九、七七八	二二九、六五三、七八八	六八九、六〇二、二九〇	一五、七五三、三二三	三七、五九六、三〇八	一、六二〇、一二一、〇五一	二五、二七〇、五四八	一、五六四、六八五、四八六	一、四八七、三七四、九〇二
四三、六	五五、九八四、〇九四	六三六、〇六八、四九一	二三八、七九九、六三三	七二四、一八七、九五四	一六、二六九、四七二	二九、四四八、六七八	一、六九〇、七五八、三二三	一三七、六六八、〇八四	一、六三四、七七四、二六八	一、五六三、七七二、四二四
〃　一二	七〇、八一八、三〇九	六七六、八二七、三六七	二三七、七一七、八一三	八〇九、七六二、九四九	一九、五五四、六八一	九四、七四八、六三二	一、九〇九、四二九、七五一	二六九、三〇八、七〇〇	一、八三八、六二一、四四三	一、六九七、四八一、二七六
四四、六	七三、〇三七、〇八一	七三一、一六一、一八六	二四一、六五八、二九二	八九八、三一八、二〇五	一八、九三一、一八八	六二、二五三、三二四	二、〇二五、三五九、二七六	三三四、六〇〇、九五四	一、九三二、三三一、一九五	一、八五〇、一五〇、〇五四
〃　一二	八〇、六〇五、一五四	七八九、二四一、九〇一	二七一、〇九九、一六二	九六四、四一二、一五三	一九、六三〇、一〇三	一一九、三八六、四一一	二、二四四、三七四、八八三	三三四、九四五、一三二	二、一六三、七六九、七二九	一、九九一、〇三一、四三九
四五、六	六二、四八三、八六四	八三七、八三八、四〇八	二八一、四六九、二〇四	一、〇四四、二五二、六一五	二四、七二六、五九〇	九四、七八八、四四四	二、三四五、五五九、一二五	三二〇、一九九、八四九	二、二八三、〇七五、三六一	二、一七三、八〇七、一七八
大正元、一二	六八、七〇〇、二三七	八八九、三七四、八〇二	三三二、二八一、五八五	一、〇七七、七〇〇、二三五	三三、四二六、〇八三	一四四、三三二、四〇一	二、五二四、八〇五、三四三	二八〇、四三〇、四六〇	二、四五六、一〇五、一〇六	二、二八八、一九五、三〇九
二、六	八〇、四一九、四七〇	九三一、九八四、七三九	三二七、四四四、五一〇	一、一四六、三五九、四七二	二四、六二三、六六三	九九、二六二、五〇九	二、六二〇、〇八三、三六三	二六四、五二四、二三八	二、五三九、六六三、八九三	二、三八一、六〇八、一三五
〃　一二	六六、八八七、六七三	九七九、八〇七、二七六	三六四、七〇八、七七七	一、二二一、八七六、三四五	二五、二八三、三一七	一〇〇、三六四、三〇四	二、七四八、九二七、六九二	二三四、一二三、三四九	二、六四二、〇四〇、〇一九	二、四六五、八八三、九五九
三、六	六八、六一九、七五七	一、〇一八、八六六、二八三	三六五、九四三、七六九	一、二五八、五四九、〇三六	二三、六一七、六一三	八一、六七一、四四五	二、八一七、二六七、九〇三	三〇七、一八四、五四〇	二、七四八、六四八、一四六	二、五八七、九〇三、九八九
〃　一二	六八、三九七、三七七	一、〇五八、九〇二、二七三	三六〇、九五八、七五五	一、二三四、九五二、〇五一	一六、五六三、三九二	八六、七九六、六九二	二、八二六、五七〇、五四〇	七七、六四二、八四八	二、七五八、一七三、一六三	二、六〇三、七四六、六八三
四、六	六八、九二五、五六八	一、〇六七、八八七、四三〇	三四六、四八四、一四六	一、二三六、一五一、四七六	一九、五〇二、三七〇	三七、一三四、四〇九	二、七七六、〇八五、三九九	△四一、一八二、五〇四	二、七〇七、一五九、八三一	二、五九八、四七六、九六八
〃　一二	七八、一一八、二四七	一、〇九五、三七五、〇七六	三五〇、三五八、六八三	一、三七〇、五八八、三七四	三四、九七三、三三三	六七、三一七、四一七	二、九九六、七三一、一一九	一七〇、一六〇、五七九	二、九一八、六二三、八七三	二、七九〇、一二九、三二三
五、六	七六、一五三、一〇四	一、一〇八、五四〇、二三三	三五一、三三八、六〇六	一、五四四、〇六三、〇五三	二六、二〇六、七九〇	七一、五四八、一二〇	三、一七七、八四九、九〇六	四〇一、七六四、五〇七	三、一〇一、六九六、八〇三	二、九五三、一九五、五七二
〃　一二	九〇、一一九、二二三	二、三三四、二九〇、一一九	三九九、八一四、六六四	七九一、一七九、一七八	四七、五八二、八三〇	一七七、五八八、一八二	三、八四〇、五七四、一八五	八四三、八四三、〇六六	三、七五〇、四五四、九七三	三、四六一、九〇七、五三五
六、六	七一、二四五、五〇八	二、五六九、一二八、七四四	四二五、二三八、七〇九	八三八、〇七〇、八六四	六一、八九〇、六七八	一九三、六七八、五二〇	四、一五九、二五三、〇二三	九八一、四〇三、一一七	四、〇八八、〇〇七、五一五	三、七七二、一九六、九二三
〃　一二	七五、一八〇、〇〇一	二、九四八、六六五、二七四	五一四、九五二、八六〇	一、二二四、八六五、二七八	五八、六九五、〇〇三	四一〇、六〇九、四五六	五、一二三、九六七、八七三	一、二九二、三九三、六八七	五、〇五七、七八七、八七二	四、四七九、八三一、三六六
七、六	九六、七一四、七〇五	三、三四五、四四八、六〇一	五六七、二二五、八五八	一、五三七、四六九、八〇七	七六、八五三、〇〇四	四一九、二二五、一〇七	六、〇四二、九二七、〇八三	一、八八三、六七四、〇五九	五、九四六、二二二、三七七	五、二二五、六四八、六八六
〃　一二	七五、一三二、四〇一	三、八九〇、二四四、八六五	八〇八、九二六、八五二	一、九一五、五七九、五六一	一二〇、五七二、九〇六	六五三、三九六、四〇六	七、四六三、八五二、九九二	三、三三〇、八八五、一一九	七、三八八、七二〇、五九〇	六、二三一、六四九、五〇三
八、六	七四、三九三、四八二	四、四七四、五六一、九七八	九一八、六七二、〇四〇	二、一五七、三二一、五四八	一七四、三〇〇、八五七	五四四、三〇三、六三八	八、三四三、五四三、五四六	三、三〇〇、六一六、四六四	八、二六九、一五〇、〇六四	七、二四六、七四三、八四九
〃　一二	八一、八〇五、〇五三	五、〇〇二、四四五、六五五	一、二七〇、二六一、九七二	二、七七六、八四七、五七五	三三五、三〇九、〇三八	五九五、九六四、八一三	九、九五二、六五四、一一三	二、四八八、八〇一、一三三	九、八七〇、八四九、〇六〇	八、七九四、三八一、五五四
九、六	六九、〇五六、二六八	五、五四六、一一七、五九八	一、二六八、〇〇五、八四七	二、七二一、二五三、八〇八	一一六、八五九、八五四	五四一、九三四、五八二	一〇、二六三、二二七、九五八	一、九一九、六八四、四二三	一〇、一九四、一七一、六九〇	九、三三五、二二九、八五二
〃　一二	七三、八三一、六八四	六、〇一四、五三一、三九二	一、一六三、〇三四、五九三	二、三〇七、五五八、九五一	七七、〇二八、六五三	一八九、六三五、二一七	九、八二五、六三〇、四八九	△二七、〇三三、六二四	九、七五一、七八八、八〇五	九、三〇五、七二八、二八九
一〇、六	六五、七〇七、六二七	六、二七四、五六四、一〇六	一、一四五、六七二、九四三	二、一〇一、九三四、九〇一	九一、三八九、七七五	一六一、三一三、六八七	九、八四〇、五八三、〇四〇	△四三三、六四四、九一八	九、七七四、八七五、四一三	九、三五九、二四九、九六六
〃　一二	六五、〇七八、七七二	六、五六四、五〇一、七九九	一、二九〇、〇七四、六一二	二、三七四、二四八、三五五	一三六、四〇七、一二〇	二三八、三八三、一八七	一〇、六六八、六九三、八四六	八四三、〇七三、三五七	一〇、六〇三、六一五、〇七五	一〇、〇四九、七三三、五五三
一一、六	八三、〇〇九、三七九	六、八〇五、二〇一、二六四	一、二六七、六九一、四〇六	二、一六三、二九〇、〇九四	一一六、三五五、〇二二	二六八、二〇七、二七八	一〇、七〇三、七五四、四四三	八六三、一七一、四〇三	一〇、六二〇、七四五、〇六三	一〇、〇七二、五二三、二四三
〃　一二	八四、五〇六、九二四	六、九一二、〇一四、七八一	一、三〇六、三八六、五二八	二、三七九、四〇〇、八七七	九三、五五六、四二四	三五一、七五八、五二一	一一、一二七、六二四、〇四五	四五八、九三〇、一九九	一一、〇四三、一一七、一三二	一〇、三八九、〇八九、七八三
一二、六	一三二、五二二、二二八	七、一五一、二六〇、五九二	一、三三四、八五四、五七六	二、四三二、〇五五、四五三	一〇七、二〇三、九六四	二二七、二九三、七一三	一一、三七五、一八〇、五三六	六七一、四三六、〇八四	一一、二四三、六六八、三九八	一〇、七六五、〇一〇、五八四
〃　一二	一四八、七四一、三三七	七、三一七、九二四、〇六七	一、四〇一、四六四、五二九	二、七八四、六三七、四一三	一四三、五二九、三七八	四一八、九二三、三九四	一二、二二五、二三〇、一一八	一、〇八七、五九六、〇七三	一二、〇六六、四七八、七八二	一一、三三〇、九〇八、八四四
一三、六	二〇七、三〇二、七五五	七、五五七、二九六、一七九	一、三五一、三〇三、七八二	二、五五三、一六〇、三四八	九八、六〇三、九七五	三三三、七三六、九七三	一三、〇〇〇、四〇四、〇一三	六二五、二二三、四八六	一一、七九三、一〇一、二五七	一一、二七九、三一九、一一六
〃　一二	一九六、六九七、七〇九	七、六二二、五四二、七二六	一、三六九、三六一、三九三	二、七七六、三二一、一五三	一四二、四九二、七四三	三八二、九八六、二九二	一二、四八九、三〇三、〇一六	二七四、〇八一、八九八	一二、二九二、六〇四、三〇六	一一、五五二、五一七、〇七六
一四、六	七四、三七七、八七二	七、九二六、六六六、四五二	一、三四五、六〇一、八二二	二、六三一、三三七、〇四〇	一二三、〇一九、五一四	二二七、八六〇、九一九	一二、三三八、八五三、六一六	三二八、四四九、六〇四	一二、二五四、四七五、七四五	一一、七三三、五九三、七八九
〃　一二	七二、〇九二、八三八	八、二九二、三六九、六九七	一、三九五、〇五四、一一三	二、六五九、七三三、三五九	一四六、二九二、三一七	四一九、五八八、五二九	一二、九八五、一三〇、八五三	四九五、八二八、八三七	一二、九一三、〇三八、〇二五	一二、一五八、三三四、〇三三
一五、六	五九、〇三二、八三八	八、五四二、六三四、四六〇	一、三三七、七八七、〇〇二	二、五九三、二二八、二二二	一四二、五九七、五一一	一九九、八九五、九九九	一二、八七五、一六六、〇二二	五四六、三二二、四〇五	一二、八一六、一一三、一八三	一二、三七〇、二五三、六七八
昭和元、一二	五九、〇三二、八三八	八、八七六、三七〇、二八九	一、三八〇、九〇六、二七四	二、七〇二、一七七、四三九	一一七、二九一、三五四	二二七、五六九、五五三	一三、三五三、三四七、七四七	三六八、二二六、八九四	一三、二九四、三一四、九〇九	一二、八二一、一四六、七八三

（備　考）一、普通銀行割引手形及び荷爲替手形は明治二十六年下半期より同三十一年上半期迄不明なるを以て本表には之を包含せず。尙ほ明治三十二年より同三十六年迄は各六月末の數不明なるを以て對照上の便宜の爲め夫々前期末の數を假用して掲載したり。

二、貯蓄銀行割引手形は明治二十六年下半期より三十年上半期迄、又荷爲替手形は同三十二年上半期迄の數不明に付き本表には之を包含せず。尙ほ割引手形は明治三十一年より三十六年迄荷爲替手形は同三十三年より三十六年迄各其の六月末の數不明に付き對照上便宜の爲め之又夫々前期末の數を假用して掲げたり。

第二節　普通銀行の發達

現今謂ふ所の普通銀行とは、一般の金融機關たる銀行を指稱し、卽ち特殊銀行の對語を爲すものなりと雖も、曾て國立銀行の存立せる時代に於ては、普通銀行とは國立銀行ならざる銀行卽ち私立銀行を指稱したるものにして、明治八年三月紙幣頭得能良介の正院へ提出したる普通銀行條例制定の建議書に於ては、此の種の銀行を「通常銀行」と云ひ、同二十三年五月大藏大臣松方正義の銀行條例制定の建議に於ては「私立銀行」又は「普通私立銀行」と稱せり。されば本邦普通銀行の發達に就きて敍說せんと欲せば、所謂私立銀行時代に遡りて其の變遷を究むるの必要あるべく、以下屢〻私立銀行なる語を用ふることあるも、そは一に普通銀行と同一意義に解すべきなり。

抑〻私立銀行は、明治五年八月頒布の國立銀行條例第二十二條第三節及び同六年五月の大藏省達第八十五號に據り、該條例を奉ぜざる私立會社にして、銀行の名稱を用ふることを禁ぜられしものなるが、三井組、小野組、島田組等の如く、銀行類似の業を營めるものは古くより存在したり。三井組は夙に明治四年七月三井組バンクの創立願を大藏省に提出し、一旦其の許可を得たりと雖も、當時廟堂にては國立銀行制度採用の議ありしを以て、政府は三井組に對する銀行創立の指令を取消すに至れり。然も三井組の如きは民間の信用既に厚く、其の資力の確實なるは毫も疑を容れざる所なるを以て、明治九年三月政府は遂に同組の銀行創立願に許可の指令を與へ、此處に始めて三井銀行の設立を見たるものとす。之れ實に我國私立銀行の權輿なり。既にして同年八月一日改正國立銀行條例の公布せらるるに及び、舊條例第二十二條第三節の前記制限は全く削除せられ、私立銀行創立の途は一般に

開かれたり。尤も明治十十一の兩年間は、國立銀行設立の競爭中に經過し、絕えて一私立銀行の創立あるを見ず、十二年に至り國立銀行は既に其の總資本額內定の制限に滿ち、爾後之が創立を允許せざることとなりしかば、玆に私立銀行の創立は俄然として其の數を增加したり。而して私立銀行增加の端を啓きたるものは、同年六月東京に創立せられたる共立銀行なりと雖も、同銀行は開業後幾もなくして閉店せり。今試みに明治九年四月より、銀行條例施行の前年たる二十五年に至る私立銀行の興廢を按ずるに、其の創立したる數は無慮四百十行にして、其の資本金合計三千四百五十萬圓餘に達せり。然れども此等の中には合併若くは鎖店せしもの八十六行あり、旁〻明治二十五年十二月三十一日に於ける現數は三百二十四行にして、其の資本金は增株に依りて四百二萬四千五百圓を增加せりと雖も、鎖店株五百四十九萬餘圓、減株を爲すもの四百二十萬餘圓、合計九百六十九萬餘圓を減ぜり。從て明治二十五年末現在の私立銀行資本金總額は二千八百八十三萬餘圓にして、此等の累年增減狀況を示せば左の如し。

私立銀行增減表

年次	行數				資本金			
	新設	鎖店及合併	現在數	新設株金	增株	減株	差引現在株
				円	円	円	円
明治九年	一	—	一	二、〇〇〇、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇、〇〇〇
同十年	—	—	—	—	—	—	—
同十一年	—	—	—	—	—	—	—
同十二年	八	—	九	一、八二〇、〇〇〇	—	—	三、八二〇、〇〇〇

明治十三年	二九	—	三八	三、三三〇、〇〇〇円	円	円	円	七、〇一〇、〇〇〇円
同十四年	四七	—	八五	三、六〇七、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	—	—	一〇、八三七、〇〇〇
同十五年	八〇	鎖一	一六四	五、五〇八、〇〇〇	六二二、〇〇〇	三〇、〇〇〇		一六、九三七、〇〇〇
同十六年	三五	—	一九九	一、五二〇、七五〇	—	—		一八、四五七、七五〇
同十七年	二〇	鎖五 合一	二一三	一、二七六、三〇〇	二七〇、〇〇〇	鎖	七五〇、〇〇〇	一九、〇二五、〇五〇
同十八年	一四	鎖一〇	二一七	五五〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	減	三二九、〇〇〇	一八、三六二、二〇〇
同十九年	一一	鎖九	二一九	一、〇四五、〇〇〇	三五、〇〇〇	鎖	五四五、〇〇〇	一七、五三九、〇三五
同二十年	一一	鎖一二	二一八	九八一、〇〇〇	八四七、〇〇〇	減	七三二、八五〇	一八、三七一、三八六
同二十一年	二五	鎖一一 合二	二三〇	一、九一六、五〇〇	二四六、〇〇〇	鎖	六五三、九二五	一九、二一九、二〇〇
同二十二年	三一	鎖六	二五五	三、一四五、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	減	三四一、七一五	二二、〇五九、九七五
同二十三年	二四	鎖七	二七二	三、五七三、〇〇〇	四六三、〇〇〇	鎖	八三〇、三六一	二五、五七一、一七五
同二十四年	三一	鎖九	二九四	一、八三五、〇〇〇	四〇三、〇〇〇	減	四八七、三二五	二七、〇六〇、七七五
同二十五年	四三	一三	三二四	二、五三二、七〇〇	四六三、五〇〇	鎖	三三九、〇〇〇	二八、八三四、七七五
總計	四一〇	八六	—	三四、五〇三、二五〇	四、〇二四、五〇〇	減	五五五、二二五	—

固と私立銀行は條例の之を律すべきものなく、曾て其の資産負債の實況を世上に公示せず、其の事業は我經濟上に如何なる關係を及ぼすかを知るに由なかりき。明治十二三年の頃に在りては、全國を通じて其の數僅に十數箇に過ぎず、從て資本金も亦大ならざりしを以て、之が營業の如何は我經濟上敢て重大の關係を生ぜざりしと雖も、其の設立日を逐て增加し、二十五年末現在の本支店及び出張所は、合計三百を超え、其の資本金は既述の如く二千八百萬圓を超過するの狀態となるに至りて、私立銀行の一進一退は、軈て我經濟上に重大なる關係を及ぼすに至れり。されば大藏大臣は既に明治二十一年六月、各地方長官に通達して曰く『各地方私立銀行ノ設立近來大ニ增加候ニ付テハ、其營業ノ如何ハ財政上頗ル注意ヲ要スル義ニ付、自今每季決算ノ際損益勘定ノ割合、其ノ他半季間營業ノ要計ヲ記載シタル報告書ヲ差出サシメ、每年一七月中ニ之ヲ取纒メ當省ヘ差出スヘシ』と。蓋一般經濟の實情を稽査し、以て理財の要諦に背かざらんと欲せば、今や私立銀行の營業を探査し、其の取引の關係如何を觀察せざるべからざるに至りしものなり。

次に又普通銀行を以て目し得ざるも、尙ほ諸般の金融業務を行ひ、其の機能に於て普通銀行と大なる徑庭を見ざりしものに銀行類似會社なるものを存したり。銀行類似會社は甲起り乙仆れ、興廢甚だ頻繁たり、又此等の會社には地方廳の承認を與へたるものあり、地方廳より主務省に申牒し、其の許可を得て承認を與へたるものあり。而して大藏省は之が創立の際、地方長官の申牒によりて承認を與ふと雖も、爾後は其の開業未開業又は株金拂込の有無、位置の移轉其の他業務の如何等は更に其の報告に接せず、之を知るに由なく、累年の興廢增減等得て詳悉する能はざりき。然るに明治十五年五月大藏省達第十號を以て、此種會社の創立には各地方廳をして、定款規則書等を添へ稟議の上承認せしむることと爲し、卽ち銀行類似會社請願許否の權は、全く大藏省に統一するに至れり。又所謂銀行類似會社の意義に關して、其の見解必ずしも一致せず、取締上往々疑義を生ずる憾ありしかば、大藏省は明治十五年九月之が定義を下して曰く『銀行類似會社ト稱スル者ハ貸付金、預リ金及爲替、荷爲替、割引等凡ソ銀行事業ノ全部又ハ其幾部ヲ專業トスル者ニ限ル』と。此處に於てか銀行類似會社の名稱始めて瞭然たるを得たり。次で十七年九月、大藏省は地方官に達し、同年六月末日の現在數に付き、從

前大藏省より承認を與へたるものは勿論、地方官限り承認を與へたる私立銀行及び銀行類似會社を錄上せしめ、玆に始めて稍〻精確なる調査を見たり。今同年以降明治二十五年末現在に至る銀行類似會社の增減を示せば左の如し。

銀行類似會社增減表

年次	社數 新設	社數 轉廢業	社數 現數	資本金 新設株金	資本金 增株金	資本金 廢業並減株金	資本金 差引現株金
明治十七年	四五	廢 三	七四一	一、〇九二、一五二円	二七、二〇〇円	廢 一〇、〇〇〇円	一五、二二七、六八五円
同 十八年	二〇	轉 一 廢 一五	七四五	五九〇、五三〇	一〇三、九〇九	減 二七、〇五九	一五、四〇七、九八二
同 十九年	二四	廢 二〇	七四九	五六〇、九五〇	五九、三三三	減 二四三、五八三	一五、四〇一、三〇四
同 二十年	一〇	轉 一 廢 一七	七四一	二四七、五〇〇	一三、〇〇〇	廢 二八〇、一二六	一五、一一七、六七六
同 二十一年	一一	轉 二 廢 三九	七一一	二三二、九五〇	—	減 三四六、八三五	一四、四〇八、二六四
同 二十二年	一五	轉 四 廢 二七	六九五	六〇〇、〇〇〇	五四、一二一	廢 三八七、三〇〇	一四、四二一、〇〇三
同 二十三年	一八	轉 四 廢 七	七〇二	二四七、〇〇〇	一二二、九八〇	減 一五五、八二八	一四、五一二、六一六
同 二十四年	一三	轉 五 廢 三〇	六七八	二六一、七五八	六三、一五〇	廢 七三三、三四五	一三、八二七、四三四
同 二十五年	一四	轉 二 廢 一〇	六八〇	二二〇、〇〇〇	一三七、一〇〇	減 二〇九、〇一七	一三、九四四、六四四
總計	一七〇	一八七	—	四、〇四二、八四〇	五七九、七九三	四、八一九、三二二	—

此等銀行類似會社の營業も亦固より經濟上に影響する所尠少ならざるものありしが、此等の會社は後述の如く明治二十六年銀行條例の施行と共に、從來の組織を以てしては、其の營業を許可せられざることとなり、中には普通銀行に轉業せしものも少なからず。此等銀行類似會社の存在は我國普通銀行の發達史上寔に沒すべからざる意義を有するものなり。

私立銀行及び銀行類似會社の消長既に述ぶる所の如し。政府に於ては此等の銀行及び會社に關する條例を缺くときは、其の取締上の不便少からざるを以て、速かに普通銀行條例を制定するの必要に迫らるるに至れり。紙幣頭得能良介は既に明治八年三月、銀行類似會社設立許否又は管理方法等に就ては、屢〻政府に指令を仰ぎて其の繁煩云ふべからざるのみならず、政府も亦其の方針確定せず管理上不便尠なからずと爲し、卽ち私立銀行條例發布のことを政府に建議する所あり。次で同十年十一月岩崎銀行課長よりも、同樣の建議ありしと雖も、當時未だ一般會社に對する法律制定せられざりしため、何れも實現するに至らずして止みたり。然るに明治二十三年四月に至り商法始めて發布せられ（明治二十六年一月より施行）、會社に關する一般の制度漸く備はりしを以て、同年五月大藏大臣松方正義は『今般商法ノ制定ニヨリ、商事會社ニ關スル法規十分ニ備ハリ、從來ノ不便ヲ免カレ得ヘキモ私立銀行ハ其性質一般ノ商社ト異ナリ、公衆ヨリ預金ヲ受ケ且巨額ノ資本ヲ運展シ、金融ヲ開導スルノ機關ニシテ、其成敗ハ頗ル重大ナル影響ヲ及ホスモノナリ。然ルニカクノ如キ一國經濟上ニ大關係ヲ有スル機關ニ對スル從來ノ管理法ヲ見ルニ弊害少ナカラス、株主債主ヲシテ不測ノ慘況ニ陷ラシムルノ弊往々之アリ、故ニ宜シク其ノ事業ノ性質ヲ明瞭ニシ、種々ノ規定ヲ設ケ之カ制裁ヲ要スト雖モ商法ニハ固ヨリ特ニ銀行ニ適切ナル之等條項ノ設ケナシ、故ニ特ニ私立銀行法ヲ發布シテ其ノ缺漏ヲ補ヒ管理ノ便ニ供スル亦是レ已ムヲ得サル事實ナリ云々』と爲し、普通銀行條例制定の件を閣議に提出し、遂に明治二十三年八月普通銀行條例の發布を見、二十六年施行細則の制定と共に、同年七月一日より實施せらるることとなりたり。

銀行條例は全文凡そ十一箇條より成り、先づ第一條に於て證券の割引爲替事業又は諸預り竝に貸付の營業を爲す店舗は總て銀行とすとし、次に第二條に於て銀行事業を營まんとする者は、地方長官を經て大藏大臣の認可を受くべしとし、爾後曖昧の間に金融事業を營み、以て政府の監督を免るることとを得ざらしめしかば、從來の銀行類似會社は其の組織を改め、條例に所謂銀行として轉業するにあらざれば、其の營業を繼續すること能はざるに至れり。之れ蓋銀行條例の我普通銀行史上に齎したる最大の劃期的事實なりと謂はざるべからず。而して第三條第四條及び第八條により、半箇年毎に營業報告書を大藏大臣に送付し、財產目錄貸借對照表を公告するの義務を負はしむると同時に、大藏大臣は官吏をして銀行の業務及び財產の狀況を檢査することを得せしめ、以て奸計を施すの途を防ぎ、其の他第五條に於て一人又は會社に對する貸付及び割引に關する制限を設けて、銀行は廣く公衆の機關たると共に、一人一己の爲に破產するが如き不幸なからしめたり。

要するに銀行條例の精神たる、一面に於て普通銀行を拘束制限して以て衆庶の安全を圖ると同時に、他の一面に於て之を誘掖保護して、其の發達進歩を促すにあるや疑を容れざる所なり。而して今新法施行前後を對照して、新法施行の結果を觀るに、乃ち前年十二月三十一日に於て現に銀行事業を營みたる會社の數は總て一千三行にして、其の資本金四千二百二十六萬餘圓に上り、一行に付き平均資本金高四萬二千百三十九圓に當りしが、新法施行後に於ける二十六年十二月三十一日の現計を調査すれば、會社組織の銀行數五百四十五、其の資本金三千六百二十二萬餘圓にして、行數は四百五十八りと雖も、一會社の平均資本金高は六萬五百七十四圓に當り、之を前年に比すれば却て一萬八千四百圓を增加したり。又個人銀行は其の數五十九、資本金二百七十二萬四千餘圓にして、一行平均四萬六千百高に比して四千三十圓を增加せり。之れ從來小資本を以て營業せる薄弱なる會社の自然淘汰せられ、金融機關の整理其の緒に就きし結果たらずんばあらず。卽ち新法の實施に依り、其の組織を變更すること能はざる銀行竝に銀行類似會社は或は解散し或は閉店し、又實際上營業繼續の意思あるも法律條例の趣旨徹底せざるがため營業を閉づるに至りしものとす。而して明治二十六年七月銀行條例實施後、同年末に至る間の新設銀行は四十一行なりき。

以上に述べし所の如く我國普通銀行は明治二十六年銀行條例の施行せらるるに及び、法律上特殊の監督を受くることとなり、從來の雜然たる業態は該條例の下に始めて統一整理せらるることを得爾後歲月の經過と共に、其の數は驚くべき增加を示し、明治二十六年に六百二十八行なりしもの、同三十四年には千八百九十行となり、爾後概ね減少の傾向を呈せりと雖も、然も同四十五年（大正元年）に尙ほ千六百二十一行の多きを數へたり。今試みに銀行條例の施行以後大正十五年末に至る普通銀行の年次別行數及び資本金を示せば左の如し。

普通銀行數及資本金累年表

年次	行數	公稱資本金	一行當資本金
明治二十六年	六二八	三七、一二八、四九〇円	五九、一二三円
同　二十七年	七六一	五四、二四七、九〇〇	七一、二六五
同　二十八年	七二六	七四、七八八、八七九	一〇二、九〇五
同　二十九年	一、〇五四	一四六、六五五、九四四	一三九、四二七
明治　三十年	一、三〇五	二三二、三三二、一一四円	一七八、〇八八円
同　三十一年	一、四八五	二七九、二五六、三四四	一八七、九二
同　三十二年	一、六三四	三〇二、一〇六、六〇九	一八四、八八八
同　三十三年	一、八五四	三五六、一四二、八六〇	一九二、〇九五

明治三十四年	一、八九〇	三六七、二四六、九〇〇円	一九四、三二一円
同　三十五年	一、八五七	三六七、〇三三、五三〇	一九七、六四九
同　三十六年	一、七八〇	三五六、八四八、九〇〇	二〇〇、四七七
同　三十七年	一、七三〇	三四七、九〇六、三三〇	二〇〇、一〇三
同　三十八年	一、六九七	三四七、五五八、一七〇	二〇四、八〇七
同　三十九年	一、六七〇	三五二、六〇七、五三〇	二一一、一四二
同　四十年	一、六六三	四一一、六三三、二三〇	二四七、五一八
同　四十一年	一、六三五	四二一、七四五、八〇〇	二五一、八三三
同　四十二年	一、六一七	四二七、九〇〇、四八〇	二六四、六二六
同　四十三年	一、六一八	四三七、四二三、八三五	二七〇、三四八
同　四十四年	一、六一五	四五一、五九五、四八五	二七九、六二六
大正元年	一、六二一	五一〇、二八四、四六五	三一四、七九六
同　二年	一、六一六	五六八、五四五、四一五	三五一、八二三
大正三年	一、五九五	五七六、八七四、九六五円	三六一、六七七円
同　四年	一、四四二	五一三、九八八、四一五	三五六、四四一
同　五年	一、四二七	五二五、七八二、三一五	三六八、四五三
同　六年	一、三九八	六五九、六二四、七六〇	四七一、八三五
同　七年	一、三七八	七七八、三三三、四六五	五六四、七四八
同　八年	一、三四四	一、〇七六、〇八七、二三五	八〇〇、六六〇
同　九年	一、三二六	一、〇六三、一一七、八五〇	八〇一、七四八
同　十年	一、三三一	一、七〇三、〇五四、三五〇	一、二七九、五三〇
同　十一年	一、七九九	二、三六六、二八四、二五〇	一、三一五、三三三
同　十二年	一、七〇一	二、四四四、六九〇、九二〇	一、四三七、二〇八
同　十三年	一、六二九	二、四三七、六八四、二五〇	一、四九六、四三〇
同　十四年	一、五三七	二、四〇六、五六〇、七五〇	一、五六五、七五二
昭和元年	一、四二〇	二、三八〇、九九七、五〇〇	一、六七六、七五九

即ち普通銀行が大體に於て日清戰後急激に増加し、明治三十四年を頂點として概ね減少の傾向を示せることは一目して明かなる所なり。而して日清戰後我國の普通銀行が斯の如く急激に増加するに至りし所以を稽ふるに、凡そ次の三點に要約し得べし。即ち(一)明治二十七八年戰役後に於ける事業熱の勃興が著く金融機關の増加を促したること(二)明治二十九年より三十二年の間に於て國立銀行の大多數が其の營業期間の滿了と共に普通銀行に變じたること(三)明治二十六年施行の銀行條例は銀行營業を認可營業と爲したるが、而も當初に於ては政府當局の方針寧ろ銀行利用の普及を圖るに急にして、資本金其の他に關し何等の制限をも設けざりしこと等之なり。今少しく此の間の事情を説明せんに先づ日清戰役の前年に於て總計六百二十八行資本金總額三千七百十二萬餘圓なりし普通銀行は、二十七年には既に行數に於て百三十三、資本金に於て千七百十一萬餘圓を増加し、三十一年には早くも行數は二倍以上となり、資本金は實に七倍半に達したり。爾後累年増加の傾向著しく、明治三十四年に於ては其の最高潮を示し、普通銀行は同年に於て千八百九十を數へ、資本金總額三億六千七百二十餘萬圓を算するに至れり。斯の如きは畢竟日清戰役の結果巨額の償金を獲得したると、戰後企業熱勃興して資金の需要旺盛となり、從つて金融市場の擴大したるとに依る所頗る大なるものあり。而して其の一面に於て、明治二十九年より三十二年に亙り、營業滿期の國立銀行にして普通銀行に轉ずるもの相尋で出でしことも亦其の重要なる増加原因たらずんばあらず。抑、國立銀行は明治五年條例發布後第一國立銀行外三行の創立を見たるのみなりしが、同九年改正條例の發布せらるるに及び俄然其の數を増加し、明治十二年末には總數百五十三行に達せしかば、政府は爾後其の創立を許可せざることと爲し、以て國立銀行の濫設を防止するに至れり。尋で明治十五年日本銀行創立せられ、兌換券の發行は之に統一せらるることとなり、其の結果國立銀行による兌換券の分散的發行は廢止せられしのみならず、翌十六年條例の改正により國立銀行其のものも營業滿期と共に普通銀行として營業を繼續するか又は廢業するか、二途其の一を撰ばざるを得ざるに至れり。斯くして許多の國立銀行は明治二十九年以降其の營業の滿期と共に或は滿期前に陸續として普通銀行に轉じたるものにして、明治三十二年二月に及び國立銀行は我金融界より其の跡を絶つに至りしものとす。之を實際に就きて見るに、國立銀行百五十三行中官命に依り鎖店したるもの六行、平穩に鎖

店したるもの一行、滿期解散八行、合併十六行を除き、百二十二行は何れも明治二十九年乃至三十二年の間に普通銀行として其の營業を繼續せしものにして、今其の年次別行數及び資本金を見るに、明治二十九年に於ては十一行（資本金五、五三〇、〇〇〇圓）、明治三十年には六十二行（資本金三〇、六三六、一〇〇圓）、明治三十一年には四十六行（資本金二四、六二〇、〇〇〇圓）、明治三十二年には三行（資本金三〇〇、〇〇〇圓）なりとす。惟ふに明治三十年末より三十一年に亙る間は、戰後好況の反動時にして、經濟界は一般に不況の狀態に沈淪したり。從て該期間に於ける普通銀行の增加を以て、獨り日清戰役の結果にのみ歸すべからざるは明かなる所にして、其の主因は寧ろ國立銀行の轉化に在りと謂はざるべからず。然るに三十一年半季に入るや外債の流入を見、政府は之を利用して戰後經營の事業を遂行したるを以て、經濟界は再び活況を呈し、三十二年より三十三年に亙りて、盛なる企業熱が勃興することとなりしかば、銀行界も亦此の好況に乘じて常に增進の勢を續け、以て三十四年の絶頂に達したるものとす。

斯の如く日清戰後我國の普通銀行は急激に增加したるが、此等多數の銀行は其の資本金額概ね僅少にして信用薄弱たり、我經濟の發達に伴ひ、之が整理問題は早晩逢著せざるを得ざりし所なり。之を實際に就て見るに、日清戰後の財界の好況は、既に明治三十三年暮熊本第九銀行の支拂停止を魁として反動の氣勢を現はし、翌三十四年の三四月には大阪を中心として全國的の金融恐慌を惹起し、爾後多數の弱小銀行は踵を接して倒產するに至れり。これ蓋し三十五年以降に於ける銀行數激減の主原因にして、既設の脆弱なる銀行は次第に整理淘汰せられたるものとす。而してかかる財界の不況に次ぐに、日露戰爭以後に於ける我國經濟の膨脹は、更に又小資本の銀行の存在を許さざることとなり、普通銀行の數は益〻減少するに至りしが、此の間政府は明治二十九年四月法律第八十五號を以て銀行合併法を公布し、舊商法に規定せる會社の合併手續に除外例を設けて銀行の合併手續を簡易にし、以て弱小銀行の合併合同を奬勵して、其の信用の基礎を鞏固ならしむることに努むると共に、他方明治三十四年八月以來大藏次官又は理財局長の通牒を以て、各地方長官に對し屢〻銀行の新設制限方に就き內達し、基礎薄弱なる銀行の新に設立せらるることを防止せり。かくて一方に於ける政府の合併奬勵、新設制限に關する政策の實施は、他方に於ける銀行業其のものの經濟發展の大勢に順應せんとする大資本への移行運動と相俟ち、益〻銀行數の減退、銀行資本集中の傾向を馴致し、大正時代に入りて所謂銀行資本の集中時代を現出するに至れり。而して嚮に公布せられたる銀行合併法は、明治三十二年新商法の發布せらるるに及び、翌三十三年一月法律第六號を以て廢止せられ、爾後銀行の合併は商法會社編の規定に準據することとなりしが、銀行合併の必要益〻切なるものあるに及び、政府は大正九年七月法律第二十二號を以て銀行條例中を改正し、再び一般商法の規定に除外例を設けたり。斯くて右改正に依り銀行の合併手續は爾後甚だ簡便になりたるのみならず、更に行政上諸般の方法を講じて以て銀行合併の勸奬斡旋に努め、大に其の實績を擧げ得たり。斯の如きは畢竟世界大戰の爲め本邦經濟が未曾有の膨脹發展を遂げ、小資本の銀行は殆ど取立を許されざるに至りし結果なるが、政府は他方明治三十四年以降決定したる銀行の新設制限に關する方針を益〻堅持し、大正十一年末の銀行界動搖を機として、以後特別の事情なき限り絶對に新銀行の設立を許可せざることに決定し大銀行主義の實現に對し積極的の態度を明かにしたり。試に日露戰爭の勃發したる明治三十七年以降大正十五年に至る普通銀行の資本金分布狀態を見るに左の如し。

資本金別普通銀行一覽表

年次	十萬圓未滿 行數	十萬圓未滿 資本金	十萬圓以上三十萬圓未滿 行數	十萬圓以上三十萬圓未滿 資本金	三十萬圓以上五十萬圓未滿 行數	三十萬圓以上五十萬圓未滿 資本金	五十萬圓以上百萬圓未滿 行數	五十萬圓以上百萬圓未滿 資本金	百萬圓以上 行數	百萬圓以上 資本金	合計 行數	合計 資本金
		千円		千円		千円		千円		千円		千円
明治三十七年	五八八	二六、〇三七	四七六	六八、五六六	六三	二〇、八四四	六三	三五、八三九	五三	一一一、六九五	一、二四三	二六二、九七三
同三十八年	五八六	二五、八三三	四六七	六六、七四七	六二	二〇、五四四	六四	三七、二三二	四九	一一一、四九五	一、二三八	二六一、八五三
同三十九年	五六八	二五、三四八	四六四	六六、〇二五	六三	二〇、八二四	六四	三七、四七四	五二	一一六、八七〇	一、二二一	二六六、五三三
同四十年	五三七	二四、〇八八	四六七	六六、六七一	七四	二四、二〇六	七六	四三、一四九	六二	一五四、九八五	一、二二六	三一三、一〇一
同四十一年	五一九	二三、五一八	四七一	六七、七三一	七一	二三、二〇六	八三	四七、二七〇	六三	一五六、二三五	一、二〇七	三一七、九六一
同四十二年	四九八	二三、八五八	四八〇	六八、七四二	七八	二五、三〇六	八三	四六、五三九	六八	一七九、二一〇	一、二〇五	三四二、六五七
同四十三年	四九二	二三、六五二	四七八	六八、二三七	八三	二六、七〇六	九一	五一、〇四〇	六八	一八五、二六〇	一、二一三	三五三、八七五
同四十四年	四七八	二三、一〇〇	四八五	六八、六〇七	八二	二六、三七六	九八	五四、三三九	七三	二〇〇、四一〇	一、二一三	三七一、八三四
大正元年	四六七	二三、〇五五	四七五	六七、五七二	九三	二九、五四四	一一三	六二、二八五	八一	二四〇、五五〇	一、二二九	四三三、〇〇七
同二年	四五〇	二一、四八一	四八五	六九、三五七	九六	三〇、四九四	一一八	六五、〇五〇	八七	二六九、七〇〇	一、二三六	四七六、〇八三
同三年	四三三	二〇、四一〇	五〇〇	七一、七一六	九五	三〇、二四四	一二三	六七、〇五〇	八八	二九五、一〇〇	一、二三八	四八七、五二〇

年次	十萬圓未滿 行數	十萬圓未滿 資本金	十萬圓以上五十萬圓未滿 行數	十萬圓以上五十萬圓未滿 資本金	五十萬圓以上百萬圓未滿 行數	五十萬圓以上百萬圓未滿 資本金	百萬圓以上五百萬圓未滿 行數	百萬圓以上五百萬圓未滿 資本金	五百萬圓以上 行數	五百萬圓以上 資本金	合計 行數	合計 資本金
		千円		千円		千円		千円		千円		千円
大正四年	四三三	二〇、四一〇	五九五	一〇一、九六〇	一三三	六七、〇三〇	八八	二九五、一〇〇			一、二二八	四八三、二九五
同五年	四〇〇	一九、二四一	五九二	一〇六、三〇八	一三五	七二、七七五	九二	三〇五、六五〇			一、二一九	四九八、九五四
同六年	三八二	一八、四九二	五六二	九六、五〇二	一四二	七七、四六〇	一一六	四三九、六六〇			一、二〇二	六三二、一一五
同七年	三五九	一七、五九一	五四〇	九二、六八七	一五六	八四、六九五	一〇七	一六八、三三五	三六	三九二、七〇〇	一、一九八	七五六、〇二九
同八年	三〇三	一四、六四一	四九八	八七、五六八	一九七	一〇六、九七三	一三四	二〇八、二三五	五一	六四四、七〇〇	一、一八二	一、〇六二、一一七
同九年	二〇六	一〇、〇八七	四三七	八三、五六五	二八一	一五一、〇八〇	二〇〇	三一〇、一一〇	六七	一、〇三五、五四五	一、一九一	一、五九〇、三八七

年次	十萬圓未滿 行數	十萬圓未滿 資本金	十萬圓以上 行數	十萬圓以上 資本金	五十萬圓以上 行數	五十萬圓以上 資本金	百萬圓以上 行數	百萬圓以上 資本金	二百萬圓以上 行數	二百萬圓以上 資本金	五百萬圓以上 行數	五百萬圓以上 資本金	千萬圓以上 行數	千萬圓以上 資本金	五千萬圓以上 行數	五千萬圓以上 資本金	合計 行數	合計 資本金
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
大正九年	二〇六	一〇、〇八七	四三七	八三、五六五	二八一	一五一、〇八〇	一三九	一五一、七五〇	六一	一五八、三六〇	三四	一八八、〇四五	二六	三七七、五〇〇	七	四七〇、〇〇〇	一、一九一	一、五九〇、三八七
同十年	二一七	一〇、七〇九	五六五	一〇九、九一六	四六〇	二四五、七八〇	二四九	二七一、三〇〇	一一九	三〇七、一一〇	五六	三三三、〇二八	三一	四五六、〇三五	七	四七〇、〇〇〇	一、七〇四	二、一九三、八八九
同十二年	一六七	八、一七四	四八九	九五、六五七	四三四	二三五、七〇六	二七九	三〇五、二九三	一二六	三三六、六三三	五三	二八七、四六八	三八	五〇三、八五五	九	六七〇、〇〇〇	一、五九五	二、四四二、七八六
同十三年	一四八	七、一六七	四六一	八九、七九二	四一四	二二九、八八四	二七五	三〇二、七七九	一三三	三三二、三六六	五五	三〇六、四四三	四三	五五九、三三六	八	六二〇、〇〇〇	一、五二六	二、四二七、七六七
同十四年	一三九	六、八四四	四三五	八五、二八〇	三八五	二〇五、三八九	二六一	二八八、〇五四	一二六	三三三、七二六	五一	二九九、三二三	四三	五六〇、八四六	八	六二〇、〇〇〇	一、四四八	二、三九八、四六三
同十五年	一二七	六、三〇四	三七九	七四、七八二	三六一	一九二、五六六	二五二	二八一、九一四	一一九	三一七、一九九	五〇	二九四、一三五	四五	五八三、七七二	八	六二三、二〇〇	一、三四一	二、三七二、八七二

（備　考）一、本表は株式組織の銀行のみを掲ぐ。
二、本表の數字は總て各年末日現在に據る。但し大正十年の數字のみは大正十一年一月一日現在に據る。

普通銀行の資本集中は右の表を一見して明かなる所なり。明治三十七年に於ては千二百四十三行中、三十萬圓未滿の銀行は實に千六十四行の多數に達したるも、爾後漸減の傾向を辿り、大正三年には既に千二百二十八行中九百二十二行となり、世界大戰を經て大正九年に至るや、千百九十一行中五十萬圓未滿の銀行にして尚ほ六百四十三行を占むるに過ぎず、次で大正十五年度に於ては、千三百四十一行中同じく五百六行のみとなれり。之に反し百萬圓以上の銀行は、明治三十七年の五十三行より大正三年の八十八行となり、大正九年の二百六十七行となり、大正十五年には實に四百七十四行を數ふるに至れり。加之大正時代に於ては五百萬圓以上、千萬圓以上、五千萬圓以上等の大銀行續々成

立し、百萬圓以上の銀行の如きは最早以て大銀行と稱すること能はず、大銀行主義は當時本邦金融界に於ける最大の傾向として著々實現せられたり。而して斯の如きは銀行自體の增資に依る所固より少しとせざるも、他方合併合同に因る資本の集中も亦大銀行出現の重要原因にして、此の間政府の銀行合同政策は最も有効に實行せられしものといふべし。

第三節　特殊銀行の發達

前に述べし如く、明治九年國立銀行條例の改正せらるるや、國立銀行の數頓に百五十三行の多きに達し、其の發行紙幣も亦三千四百四十二萬六千餘圓の巨額に達せり。尋いで明治十三年に至り橫濱正金銀行設立せられ、我邦の銀行事業は大に發達せりと雖も、金融の疏通未だ完からざりき。茲に於てか明治十五年中央銀行設立の議起り、同年六月二十七日を以て日本銀行條例の公布を見、十月十日其の營業を開始したり。其の創立の趣旨は同行をして一面全國銀行の中樞機關たらしめ、以て金融を疏通し、金利を低下し、手形割引の業務を發達せしめ、正貨吸收の策を講ぜしむると共に、他方兌換銀行券を發行せしめて大に從來の幣制を改革し、紙幣各種に涉るの弊を矯正し、兌換の制度と通貨畫一の制を定め、本邦幣制の基礎を確立せんとするに在りたり。爾來日本銀行は此等の目的を以て其の業務を營み、信用漸く鞏固にして其の業務も亦漸次進步の狀あり、殊に政府は國庫金の出納を擧げて同行に委託したるを以て、其の業務は著しく膨脹するに至れり。同行は明治二十年三月其の資本金一千萬圓を增加して二千萬圓と爲したるが、其の後二十七八年の戰役起るや、同行は財政上樞要の機關となり、又能く金融を疏通し、以て中央銀行たるの任務を盡し、戰役の終を告ぐるに及びて二十八年八月資本金一千萬圓を增加し、各地に支店出張所を增設して以て大に業務の擴張を計れり。更に戰後我邦が淸國より償金を收むるに方りて之が取扱の大任を命ぜられ、幣制改革の際亦盡す所尠からず。降て明治三十七八年の日露戰役に際し、國家財政上の所務頗る多事を極むるや、內に在りては前後六回に亙り六億八千萬圓の國債發行事務を取扱ひ、外に在りては副總裁を歐米に派遣して前後五回に一億七百萬磅の外債を發行せるが如き、我國經濟史上變動の最も激甚なる時に當り、國家財政上の機關として能く圓滑に其の職責を盡し、兌換制度を確保して一般金融の疏通を計り、且通貨の膨脹を抑制して經濟社會の秩序を保持し得たり。かくて信用の基礎愈〻鞏く、業務の益〻伸張するに及び、明治四十三年二月大藏大臣の認可を得て營業年限を明治四十五年十月十日より滿三十箇年延長すると共に、資本金三千萬圓株數十五萬株を增加したり。而して日本銀行の兌換券發行は、夙に條例の定むる所なりと雖も、同行創立の當時に於ては發行の時機未だ熟せざりしを以て暫く之を止め、明治十七年に至り始めて兌換銀行券條例を發布し、尋で二十一年八月兌換銀行券條例の改正に據りて其の保證準備發行額を定め、二十三年更に法律第三十四號を以て其の限度を擴張せり。其の後明治三十年十月金貨本位實施せらるるに及び、兌換銀行券は金貨兌換となり、又經濟社會の發達に伴ひ、通貨の需要も次第に增加するに至りしかば、明治三十二年三月法律第五十五號を以て兌換銀行券の保證準備發行額を更に擴張し、結局其の發行限度額は一億二千萬圓となれり。

既にして商業に關する金融機關は日本銀行橫濱正金銀行等を始め、所謂普通銀行の設立せらるるもの又全國を通じて頗る多く、金融の途漸次其の緖に就くを得たりと雖も、農工業に關する金融機關は未だ之に伴はざるの憾ありたり。凡そ農工業の進步發達は一朝一夕に其の功を奏し得べきもの

にあらず、且其の利益は甚だ薄きが爲め、其の改良發達を計らんには長期低利の資金を供給すべき特別の金融機關を設けざるべからず。玆に於てか農工業に關する金融機關設置の議あり、明治二十九年四月法律第八十二號を以て日本勸業銀行法を、同第八十三號を以て農工銀行法を發布するに至れり。蓋し此等兩銀行設立の目的は、農工業の改良發達の爲め長期低利の資金を供給するに在り、而して日本勸業銀行は其の中央機關たり、農工銀行は其の地方機關たり、兩者相俟て殖産興業の隆昌を計るの組織なりとす。斯くて日本勸業銀行は明治三十年八月二日を以て其の營業を開始し、農工銀行は三十一年以降各府縣に於て續々其の開業を見るに至りしが、爾後兩行は其の設立の使命に鑑みて鋭意營業に從事し、就中日清日露の兩度戰後に於ける事業勃興の機に際會するや、業務漸を趁うて發展し、農工銀行中には其の資金の涸渇を訴ふるものをさへ見るに至れり。然も勸業銀行及び農工銀行は專ら不動産擔保を主として貸付くるものにして、工業界獨立の金融機關にあらざるを以て、我工業の進歩發達に伴ひ、鑑て工業金融機關設立の必要を見るに至るべきは論を俟たざる所なり。之れ明治三十三年三月日本興業銀行法の發布を見たる所以にして、卽ち同行は國債・地方債・社債及び株券等專ら有價證券を取扱ふと共に、工業財團を抵當とする貸付及び信託等の業務を主として營むものなり。同行は明治三十五年三月資本金一千萬圓を以て創設し、以來各種の工業及び鐵道等の事業資金の供給を計りしが、三十九年二月經濟界の發展に伴ひ、且外資利用の途を擴張せんが爲め、資本金七百五十萬圓を增加し、之に對する株式は無記名式として、專ら外國市場に於て之を募集し、以て益・事業の興隆を促進し、尋いで大正六年八月業務の擴張と資金需要の增大とに鑑み、資本金一千二百五十萬圓を增加して三千萬圓と爲し、同八年八月更に之を增加して五千萬圓の資本金を擁するに至れり。

尙ほ此處に一言せざるべからざるは、日本勸業銀行と府縣農工銀行との合併問題之なり。明治三十一年以降各府縣に設立せられたる農工銀行の數は、三十三年に於て結局四十六行に達したるが、降て大正十年四月法律第八十號を以て「日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル法律」の發布を見、農工銀行の勸業銀行に對する任意合併の途開かれしため、爾後農工銀行の數は漸次減少し、大正十五年末現在に於ては二十七行を餘すこととなれり。抑・勸農兩行の合併問題は古くより論議せられたる所にして、殊に明治四十年、大正六年の兩度に亙り政府及び兩行當事者の間に於て、本問題に關し種々協議する所ありしも贊否容易に一致せず、大正十年に至り漸く成案を得、關係法律の公布を見たるものなり。かくて同年中、山梨・佐賀縣・防長・福岡縣の四行、十一年中、島根縣・鳥取縣・讃岐・兩羽・福井縣・富山縣・石川縣・土佐・沖繩縣・靜岡・新潟縣・京都府・秋田の十三行、十二年中、青森縣・和歌山縣の二行等相尋で日本勸業銀行に合併せらるることとなり、爾來農工業に對する金融機關は面目一新の機運に向へり。

斯の如く、明治政府は中央銀行たる日本銀行及び爲替銀行たる橫濱正金銀行の外、各産業の部門に應じ、夫々特殊の銀行法を制定して所謂特殊銀行の設立を促し、之を指導誘掖して以て一般産業の開發を促進したるが、斯の如き政府の意圖は既に早くより抱懷せられたる所にして、卽ち明治十四年九月內務卿松方正義の太政官に提出したる「財政議」を窺ふに、中央銀行及び貯蓄銀行の設立を主張すると共に、勸業銀行設立の必要に就きても亦縷々數言を費せり。曰く、

財政議

正義頓首再拜伏シテ惟フニ全國ノ安寧ヲ保護シ人民ノ幸福ヲ企圖スルハ實ニ內務ノ職分タリ。菲才淺劣正義ノ如キモノ奚ソ能ク此重任ニ堪ユ可ケンヤ。然レトモ朝廷恩遇ノ厚キ感化已ム能ハス、叨リニ此大任ヲ負

ヒ旦幕鞠躬スル者ハ、或ハ恩遇ノ厚キニ背カンコトアルヲ畏ルレハナリ。正義熟ク財政ノ現狀ヲ觀察シテ甚タ杞憂ニ堪ヘサルモノアリ。爲メニ鄙見ヲ吐露セント欲スレトモ、事專ラ財政ニ渉ルヲ以テ或ハ越俎ノ畏レナキ能ハズ。言ハント欲シテ已ムモノ前後數回ノ多キニ及ヘリ。然レトモ正義竊カニ意ヘラク財政整ハサレハ百業擧ラス、況ンヤ國家ノ安寧幸福ニ於テヲヤ。故ニ今議ノ財政ニ渉ルハ固ヨリ現職ノ重キヲ顧ミルニ在レハナリ。仍テ自カラ揣ラス、將來財政ノ目的ニ就キ下文ニ歸意ヲ開陳セントス。區々ノ微衷冀クハ明察ヲ垂レヨ。

謹テ按スルニ國ニ財政アルハ猶ホ人ニ氣脈アルカ如シ。氣脈通セス死亡隨テ至ル。財政整理セス國家衰頽必ス隨フ。豈安寧幸福ヲ期スルニ遑アラランヤ。

故ニ方今ノ急要ハ貨幣運用ノ機軸ヲ定メ、正貨ヲ蓄積シテ紙幣償還ノ元貲ヲ充實セシメ、物産ヲ興隆シテ輸入ヲ制スルノ目的ヲ立テサル可ラス。貨幣運用ノ機軸ヲ定ムルトハ何ソヤ。日本帝國中央銀行ヲ設立スル是ナリ。其方法ノ要領左ノ如シ。

第一　本行ハ日本帝國ノ中央銀行ニシテ即チ貨幣運用ノ機軸トス。

第二　本行ハ官民共立ノモノトス。

第三　故ニ株金ハ廣ク公衆ニ募集シ政府ハ之ニ官金ノ出納ヲ委託スヘシ。

第四　營業期限ハ二十五箇年ト定ムヘシ。

第五　資本金ハ當分壹千萬圓ヲ目的トナスヘシ。

第六　頭取及ヒ取締役ハ政府ノ特ニ選任スルモノトス。

第七　檢査役若干名ヲ置キ官民互ニ其半數ヲ選任スヘシ。

第八　本行ハ大藏省ノ管理スルモノトス。

第九　本店ヲ東京ニ設ケ各府縣樞要ノ地ニハ支店若クハ代理店ヲ置キ全國ノ氣脈ヲ通スヘシ。但漸次外國各地ヘ支店ヲ設クヘシ。

第十　官金取扱上ノ利益ハ之ヲ二分乃至三分シ其一分ヲ本行ヘ下渡スヘシ。

第十一　割引手形又ハ預リ手形等ノ發行ヲ許スヘシ。

第十二　本行ノ營業ヲ分ツテ三部トス即チ左ノ如シ。

第一　官金出納部

第二　普通營業部

第三　外國爲換部

第一部

一　本部ハ國庫ノ支出收入ヲ取扱フモノトス。

但當分ハ取扱上制限ヲ立ツヘシ。

第二部

一　本部ハ銀行普通ノ營業ニ從フモノトス。

但營業上小口ノ貸借ヲナサス、專ハラ各地諸銀行又ハ諸會社等ニ對シ全體ノ運用ヲ綜理スヘシ。

一　本部ノ貸付金ハ八朱ノ利息ト定ムヘシ。

但貨幣ノ運用活動スルトキハ一般ニ金利ノ下落スルハ當然ノ勢ナリ。且ツ官金取扱上ノ利益ヲ加算シテ本文ノ如ク八朱ト定ム。

第三部

一　本部ハ專ラ直輸ノ爲メニ荷爲換ヲナスモノトス。

但現在橫濱正金銀行ヲ合併シテ本部ト定ムヘシ。

一　荷爲換ノ利息ハ平均四朱ト定ムヘシ。

一　海外ニテ荷物賣上金ハ本店ノ爲換トナスヘシ。

以上銀行ノ營業ヲ區分スト雖モ事業ノ進捗ニ隨ヒ更ニ增減スルコトアルヘシ。

今此三部ノ目的ニ就キ其主眼ヲ摘記スレハ左ノ如シ。

第一部ノ主眼ハ政府費用收入ノ諸金額ヲ活動運用スルニ在リ

第二部ノ主眼ハ全國貨幣運用ノ景況ヲ注視シ其塞塞ヲ開クニ在リ

第三部ノ主眼ハ直輸貿易ヲ助ケ正金ヲ國庫ニ蓄積スルニ在リ

新ニ中央銀行ヲ設立スルニ於テ實際差支フルトキハ第十五國立銀行ノ性質ヲ變シテ實行スルモ妨ケ無カル可シ。

中央銀行ヲ創立スルニ於テハ又貯蓄銀行ノ設立ヲ至要トス。現今各地方ノ農家ハ年々富有ノ實アルモ、全國一般ノ金融ハ日ニ壅塞ニ赴キ、金利ノ騰貴今日ノ如クナルハ、皆各地方ニ餘財ノ堆積シテ流動活用セサルニ因ル。故ニ全國一般財幣ノ需用ニ對スレハ其供給甚タ不足ナルモノト謂フヘキナリ。左スレハ中央銀行ノ設立ニ際シ亦必ス本行ヲ設立シ、地方ノ散金餘貲ヲ集合シテ廣ク活動スルヲ本旨トスヘシ。又人民ニ於テハ貯金ノ便且ツ利アルヲ知ツテ自カラ儉勤ノ念ヲ發生シ益、進ンテ貯蓄ヲ謀ルヘシ。故ニ貯蓄ノ法ハ極メテ正確ナルヲ要スレトモ、手數ハ成ルヘク煩雜ヲ省クヘシ。驛遞局現行ノ法ハ少シク更正ヲ加ヘ益、擴張ヲ謀リ其集合シタル金額ハ皆本行ニ引受ケ運用スヘシ。先ツ右ノ如ク大要ヲ述ヘ、左ニ方法ノ要領ヲ掲ク。

第一　本行ハ全ク官立ノモノトス。

第二　頭取ハ政府ノ特ニ選任スルモノトス。

第三　營業期限ハ二十五年ト定ムヘシ。

第四　本行ノ營業ニ制限ヲ立テ預金若干萬圓ニ至ルマテハ本行ノ運用ニ任セ其以上ノ金額ハ之ヲ中央銀行ニ繰込マシムヘシ。

但中央銀行ハ本文ノ取扱ヲナスモ別ニ手數料ヲ要セサルヘシ。

第五　預金ノ利子ハ年七朱ト定ムヘシ。

第六　本店ヲ東京ニ置キ中央銀行ノ支店若クハ代理店アルノ各地ハ勿論成ルヘク全國一般ニ取扱所ヲ設クヘシ。

第七　本行ハ大藏省ノ直管ニ屬スヘシ。

中央貯蓄ノ兩銀行ヲ設立セシトキハ又勸業銀行ヲ設ケサルヘカラス。此銀行ハ專ラ貲本流通ノ便ヲ謀リ物産ヲ興隆シ事業ヲ進捗セシムルヲ目的トナスヘシ。其方法ノ要領ハ左ノ如シ。

第一　本行ハ專ラ農工業水陸運搬等ノ起業ヲ助クルモノトス。

第二　本行ノ株金ハ人民ニ募集シ政府ハ十箇年間其利益ノ八分ヲ保證スヘシ。

但本行ニハ社債證書ノ發行ヲ特許スヘシ。

第三　貲本金ハ當分五百萬圓ヲ目的トナスヘシ。

第四　頭取ハ政府ノ特ニ選任スルモノトス。

第五　營業期限ヲ九十箇年ト定ムヘシ。

第六　本店ヲ東京ニ置キ全國樞要ノ各地ニ支店若クハ代理店ヲ設クヘシ。

第七　貸付金ノ利息ハ事業ノ難易輕重ニ因リ不同アルヘシト雖モ平均八朱ヲ超ユヘカラス。

第八　本行ハ大藏省ノ管理スルモノトス。

第九　土地ノ開拓等總テ事業上正確ナル目的ヨリ成立スル會社又ハ發起人等ヘ貲本ノ貸與ヲナストキハ、其身元等地方廳ノ査定ヲ受ケタル後相當ノ抵當ヲ取リ貸與スヘシ。

此銀行ノ目的ハ資本流通ノ便ヲ謀ルニ在レハ成ル可ク利息ヲ低下ニスルノ精神タルヘシ。

以上方法ノ要領ニ依リ斷然財政ノ目的ヲ定メ以テ困難ヲ救治スルニ非サレハ、國家ノ事一ニ皆萎靡衰頽遂ニ言フヘカラサルノ慘狀ヲ招クニ至ルヘシ。是レ正義カ杞憂ニ堪ヘス鄙見ヲ吐露スルノ第一義ニシテ、切ニ政府ノ決行ヲ望ムヘシ。

今ヤ政府ノ決行ヲ切望スルノ所以ヲ論スルニ先チ、現今財政ノ目的ニ就キ正義カ甚タ惑ヘル所ノモノヲ擧ケ、

左ニ其疑問ヲ開陳セン。

第一　紙幣ノ下落ヲ維持スルノ目的ハ如何

第二　正貨ノ濫出ヲ防遏スルノ目的ハ如何

第三　貿易ノ權衡ヲ恢復スルノ目的ハ如何

今爰ニ人アリ、此三條ヲ擧ケテ正義ニ向ヒ政府ノ目的ヲ疑問スルモノアリトセン。正義甚タ辯解ノ難キニ苦シム。何ントナレハ正義固ヨリ政府ノ目的ヲ窺ヒ知ルコト能ハサレハナリ。抑維新ノ業十四年ノ前ニ始マリ外部ノ觀漸ク美ヲ今日ニ見ハス。財政ノ事亦十四年ノ前ニ改マル。然レトモ內部ノ實未タ幾年ノ後ニ結フヲ知ラス。外觀內實其相異ナル此ノ如シ。理由ノ存スル所其レ果シテ安クニ在ルヤ。方今財政ノ困難ナル實ニ漸ク甚シトス。現ニ金位ハ殆ント二倍ノ騰貴ニ至リ、正貨ハ日ニ空乏ヲ告ケ、隨テ紙幣ハ益下落ノ勢アリ。然ルニ廟堂ノ上常ニ一定ノ議決無ク、前途ノ目的茫乎トシテ存セス。徒ラニ風潮ニ迷誤シテ苟息偷安皆自カラ外部ノ開明ニ小安スルモノノ如シ。正義竊カニ憂フ國家財政ノ事之ヲ今日ニ豫定セサレハ時勢ノ變之ヲ來日ニ測ル可カラスト。國ニ凶年饑歲ノ時變アルハ人力ノ得テ制スル所ニ非ス。況ヤ內憂外患ノ豫期ス可カラサルニ於テヲヤ。若シ爰ニ一國アリテ政府カ目的ノ定マラサルコト今日ノ如ク、財政ノ整理ヲ失ヘルコト又今日ノ如クナルトキハ、其救急備變ノ策ニ苦シムノ甚タ大ナルハ、明治初年ノ囚歲及ヒ臺蕃西南兩役ニ於ケルト豈同日ニ論ス可ケンヤ。凡ソ國家ノ大事ヲ行フ必ス先ツ其目的ノ確然タルヲ要ス。目的既ニ定マリ、而シテ其達スヘキノ理勢アルヲ信スレハ、斷然決行シ、毫モ中道ノ困厄ニ撓マス、唯其達ス可キノ地位ニ達セサレハ已マサルノ主義ニ出ツ可シ。然ラサレハ百事百業決シテ效績ヲ擧ル能ハサルナリ。

此ノ如ク爲政ノ大要ヲ論述シ、然ル後前文三條ノ疑問ニ對シ正義カ鄙見ヲ述ヘントス。

第一條ノ目的ハ　正貨ヲ蓄積シテ準備ノ勢力ヲ增進スル事

第二條ノ目的ハ　輸出ヲ盛ンニシテ輸入ニ勝タシムル事

第三條ノ目的ハ　大ニ物產ヲ繁殖スル事

三條ノ目的ヲ別論スレハ上ノ如シト雖モ、畢竟貨幣運用ノ機軸ヲ定ムルニ歸著スルモノトス。故ニ下文ニ於テ現時財政困難ノ原由ニ遡リ此目的ノ動カス可カラサルノ所以ヲ詳悉セントス。

現行紙幣ノ性質タルヤ、維新ノ政變實ニ已ムヲ得サルノ擧ニ出テタルハ內外ノ人俱ニ皆明知スル所ナリ。然レトモ此ノ已ムヲ得サルノ紙幣今日ニ至リ終ニ下落ノ勢ニ傾キ、人皆困難ヲ訴フルニ及ヒタル以上ハ、政府ハ當初發行ノ如何ニ拘ハラス、之レカ償還ヲ謀ラサレハ其國民ニ對スルノ義務ヲ失フハ勿論國家前途ノ事復タ爲ス可カラス。而シテ紙幣ノ下落ハ其原由スル所獨リ增發ノ故ノミニ非ス。政府ノ準備空乏ヲ告クルコト年一年ヨリ多キニ因ル。正貨ノ實體ニ勢力無キヤ此ノ如シ。豈紙幣ノ虛影ノミ獨リ其勢力ヲ有スヘキノ理アランヤ。又遡テ正貨空乏ノ原由ヲ索ムルトキハ一二ニシテ能ク盡ス可キニ非スト雖モ、專ラ貿易ノ出入相償ハスシテ濫出ノ多キニ歸セサルヲ得ス。貿易ノ出入相償ハサルハ物產ノ繁殖セサルニ原由ス。物產ノ繁殖セサルハ、貨幣運用ノ機軸定マラスシテ資本礙滯ノ故タルヤ明ラカナリ。然ラハ則チ紙幣ノ下落ハ正貨ノ足ラサルニ原シ、正貨ノ足ラサルハ物產ノ繁殖セサルニ因ル。物產繁殖セサルハ貨幣運用ノ機軸定マラサルニ歸スルモノタリ。去レハ前段述フル所ノ方法ハ最モ急要ノ目的ニシテ毫モ疑フ可キ無シ。恭シク惟ミレハ昨十三年國費節減ノ聖諭タルヤ、固ヨリ　天皇陛下ノ至仁至愛ナル英旨ニ出テ、上下官民ノ共ニ感載スルヤ深シ。爾後官省ノ費途ニ就キ其節減シ得ヘキモノハ皆勉メテ節減ノ目的ヲ立テ、十四年度ニハ自カラ國庫ニ餘裕ヲ生シ、陛下ノ聖諭ニ對フルノ名アレトモ前途財政ノ實績ヲ擧クルニ於テ政府ノ目的ハ安クニ在ルヤ未タ窺ヒ知ル所ナシ。故ニ今爰ニ政府ノ目的ニ就キ明言スル能ハスト雖モ、世ノ論者ハ紙幣ノ下落ヲ以テ單ニ其增發ニ歸シ減却ノ說ヲ唱フレトモ、正貨ヲ收メテ償還スルノ方アルヲ知ラス。物產興隆ノ事ニ於テハ紙幣ヲ使用シテ貲本ヲ流通スルノ道アルヲ辨セス。漫ニ勸奬保護ヲ非議スルハ蓋シ時勢ニ濶ニシテ、論理ニ惑ヘルノ甚シキモノト謂ハサルヲ得ス。

論者ノ議スル所ハ今姑ラク論者ノ議ニ任セ、深ク辯スルニ足ラサルモノトシ、現ニ政府カ財政ノ實績ニ就キ更ニ二三ノ卑見ヲ吐露シ、益前段ノ目的ヲ鞏固ナラシメントス。

今大藏省ノ事務タルヤ之ヲ歐米ノ成法ニ取リ改定斟酌シテ實行スルモノトス。故ニ出納簿記ノ周密ナル漸ク其端緒ヲ得殆ント完全ノ狀外部ニ現ハルト雖モ其效績ノ顯然タルモノ無キハ所謂機軸定マラスシテ貨幣ノ運用其度ヲ得サレハナリ。

大藏省ハ財政ノ本部タルカ故ニ大藏卿ハ能ク全國貨幣ノ運用上其凝滯圓通ノ景況ヲ腦裡ニ統轄シ歲入出ノ豫算決算等精確ニシテ其實ヲ失ハス內外人民ノ信用ヲ收攬スルハ固ヨリ其職分トス。然レトモ實際ニ貨幣ノ活動ヲ謀リ或ハ某ノ會社ニ資本ヲ貸與シ某ノ銀行ニ官金出納ノ一部ヲ委託スル等大藏省ノ直接ニ關渉スルハ其當ヲ得タルモノニ非ス。却テ準備ノ正貨ヲ消耗シテ危殆ノ狀ヲ現出スルノ弊害ヲ招ク可キナリ。今ヤ國立銀行ノ設ケ全國ニ遍ネシト雖モ其營業上各其利益ヲ利益トシ其目的ヲ目的トス。故ニ其全國ニ利スル所ノモノハ其害スル所ノモノ多キニ及ハス。金利ノ高貴ナル資本ノ壅塞スル物產工業ノ振起セサル等今日ノ不幸ヲ生シタルハ各銀行カ營業上ノ弊害又其一部ヲ免カレスト雖モ畢竟政府カ財政ノ目的確然タラサルニ因レハナリ。

中央銀行ノ第一目的ハ既ニ前文ニ詳カナリ。其第二目的ハ事業ノ進捗ニ從ヒ漸ニ就キ機ヲ圖リ全國大小國立銀行ノ發行紙幣ハ皆悉ク中央銀行ニ收メ其性質ヲ變シテ私立ノモノタラシメ又政府ノ紙幣ヲモ廢止シ獨リ中央銀行ノ一種トナスニ在リ。故ニ中央銀行設立ノ後ハ各地國立銀行ニ令シテ先ツ利息ヲ通シテ一割ト定メシムヘシ。斯ク利息ノ制限ヲ立ツルモ國立銀行ハ皆公債證書ヲ抵當トナシ紙幣ヲ發行スルノ特許ヲ有スルカ故ニ敢テ不應ノ制限ニハ非ラサルヘシ。中央銀行ハ貯蓄勸業兩銀行ト相鼎立シ一ハ全國貨幣ノ機軸トナリ、一ハ勸業ノ媒介者トナリ、共ニ國ヲ益シ人ヲ富マスノ至大要具トス。財政ノ目的豈又他ニ求ム可ケンヤ。竊カニ歐洲諸國カ財政ノ要訣ヲ考フルニ專ラ貨幣運用ノ機軸ヲ確クシ毫モ淹滯凝塞ノ憂ヒ無ク勸業ノ事ト相待テ富强ノ實ヲ擧ケサルモノ無シ。今近ク之ヲ全國ノ現狀ニ考ヘ遠ク之ヲ歐洲ノ實例ニ證スルモ財政ノ目的ヲ確クシ貨幣ノ運用ヲ圓ニシ。今ノ如ク財政ノ要領ヲ說キ本論ヲ結フニ當ツテ嗚呼涕泣言ハント欲シテ言フ能ハス。然レトモ衷情湧クカ如ク默セント欲シテ遂ニ亦默スルニ忍ヒサルモノアリ。左ニ其要ヲ開陳セン。

政府ノ目的上ニ定マラス人心下ニ動キ上下共ニ時勢ノ流潮ニ左右セラレテ苟息偷安歸著スル所ヲ知ラス。他日財政ノ益危殆ニ陷キルニ至ルヤ必ス資本ヲ外國ニ仰クノ說ヲ生スヘシ。獨リ其說ノ生スルノミナラス必ス實際ニ其事ヲ行ハサルヲ得サルノ不幸ニ沈淪ス可キナリ。今試ニ我國ノ現狀ヲ見ヨ。稅權ト雖モ法權ト雖モ、一モ我ニ歸スルモノナク貧困孱弱ノ地位ニ在ルニ非スヤ。而シテ知識才力共ニ富饒ノ外人ニ其資本ヲ仰キ之ヲ以テ內地ニ散布スル時ハ固ヨリ一時正金ノ流通ヲ得ヘシト雖モ其患害ノ百出スルハ言ハスシテ明ラカナリ。果シテ然ルトキハ國家ノ事復タ爲ス可カラス。此時ニ當リ設ヒ本論ノ目的ヲ行ハント欲スルモ、時機概ニ空滅嚏臍及ハス。全國ノ形勢ハ變シテ埃及、土耳格若クハ印度ノ如キ慘狀ニ陷キルモ唯空シク手ヲ束ネテ待ツコトアランモ測ル可カラス。正義一念此ニ及フ毎ニ忽チ肌膚粟ヲ生シ悚然タラサルモノナシ。若シ政府カ正義ノ議スル所ヲ以テ取ルヘキモノトシ之レヲ實行スルトセンカ、正義又切ニ望ム所アリ。他ニ非ス只政府カ斷然不拔ノ目的ヲ以テ決行セン事ヲ欲スルノミ。若シ果シテ然ラス優々依々世ノ潮流ト相浮沈シ、定見ナキコト今日ノ如キアラハ、正義固ヨリ其實行ヲ希ハサルナリ。設ヒ實行スルモ斷シテ其益ナキヲ信スレハナリ。

前段述フル所論或ハ激迫ニ涉リ、或ハ意ノ盡ササル所アリト雖モ正義憂國ノ衷情抑止スル能ハス敢テ卑見ノ大要ヲ開陳セリ。明察ヲ賜ハヽ幸甚。若シ夫細目ニ涉ルモノハ他日推問アルノ時ニ於テ更ニ上陳スル所アルヘシ。切々懇々ノ至リニ任ヘス正義頓首誠惶。

明治十四年九月

太政大臣　三　條　實　美　殿

內務卿　松　方　正　義

蓋し後年に於ける日本勸業銀行農工銀行興業銀行等の設立が、決して偶然の考案にあらざりしを知るべし。而して右「財政議」に於ては正貨の吸收、輸出の奬勵等、對外貿易又は爲替關係の事項に關し

論ずる所ありと雖も、之が爲め特別の銀行を設立せんとするものには非ず。これ畢竟當時旣に橫濱正金銀行の開業せるあり、政府保護の下に對外爲替の事に當り、其の前途大に望の囑すべきものありしに依る。正金銀行は明治十二年十二月十一日其の創立を許可せられ、翌十三年二月二十八日を以て開業の運びに至りしものなるが、政府は同行の開業に當り、銀貨一百萬圓を其の資本金に差加へて之を援助し、又特に所謂御用爲替の取扱を命じて業務の發展を促進したるのみならず、明治二十年七月には勅令第二十九號を以て橫濱正金銀行條例を發布し、其の營業を嚴重に監督することとせり。元來正金銀行は國立銀行條例の趣旨を奉じて創立せられしものなりと雖も、右は一時の便宜に依り監理の標準を此に取りたるに過ぎず、早晩特に條例の制定を見るべきは勢の免れざる所なり。蓋し同行は歐米樞要の市場を以て其の得意先と爲し、取引愈〻頻繁となるに拘らず、其の準據する所は乃ち銀行の爲めに制定せられたる條例にして、其の性質明確ならず、爲めに往々外人の危惧を招き、かくては事業の發展到底庶幾し得べからざりしを以てなり。爾後同行の營業は日進月歩の勢を示し、內外樞要の地に相尋で支店又は出張所を設け、其の取引高は比年膨脹して我對外貿易の發展に寄與したるのみならず、或は戰時軍用手票の取扱に任じ、或は滿洲支那等に於ける利權の開發に當り、能く其の對外金融機關たるの任を盡せり。されば其の資本金の如きも屢次增加せられ、大正八年八月增資の結果終に一億圓の巨資を擁するに至りしものとす。

斯の如くにして政府當初の計畫は逐次實現せらるるに至りしが、然も特殊銀行設立の必要は獨り各產業部門に於て之を見るのみにあらず、各地方に於ても亦彼此其の經濟事情の異るにより、夫々特殊の金融機關を求めざるべからず。之れ卽ち北海道拓殖銀行·臺灣銀行·朝鮮銀行等の創立を見るに至りし所以なりとす。北海道は其の面積廣く富源豐かにして、生產事業の如き頗る有望なるに拘らず、未だ特別の金融機關なかりしため、明治三十二年三月法律第七十六號を以て北海道拓殖銀行法發布せられ、翌三十三年三月其の創立を見、北海道の開發に資金を供給すべき金融機關たらしめたり。爾來同地方に於ける開拓著々效を奏し、明治三十九年十二月に至り資本金二百萬圓を增加して五百萬圓と爲したるが、其の後同地經濟界の發展と共に資金の不足を訴ふるに至り、大正六年四月其の資本金を倍加して一千萬圓と爲し、同九年八月更に之を倍加して二千萬圓と爲したり。之より嚮き明治三十年三月、政府は法律第三十八號を以て臺灣銀行法を發布し、同地に於ける經濟の發達、富源の開發を促進することとなれり。同行は兌換銀行券發行の特權を有し、或は國庫金の出納を取扱ふ等、其の組織に於て普通一般の銀行と大に異る所あり。之れ蓋し臺灣は民情全く內地と異る所あるに依るなり。而して同行設立の目的は主として臺灣の金融機關として商工業竝に公共事業に資金を融通し、以て同島開發の大業を助成せしむるに在りたり。由來同島は百般の狀態內地と異るが爲め、金融上亦困難尠少ならざりしも、常に周到なる注意を以て業務に勉めたるの結果、行勢次第に旺盛となり、其の公稱資本金は大正八年九月には六千萬圓を算するに至りしが、同十四年十一月減資の結果四千五百萬圓となれり。而して外地銀行としては臺灣銀行の外に朝鮮銀行あり。明治四十三年八月韓國の我國に併合せらるるや、政府は同四十四年三月法律第四十八號を以て朝鮮銀行法を公布し、同年八月十五日朝鮮銀行成立し、朝鮮總督の監督を受けて其の業を營むこととなれり。尤も朝鮮銀行は韓國銀行の後身たるものにして、同行の創立は明治四十二年十一月のことに屬す。抑〻韓國に於ける我國銀行業の發展は、株式會社第一銀行が明治十一年五月始めて釜山に支店を設け、以て日韓貿易

の機關として活動を開始したるに端を發し、其の後二十三年に至り株式會社第十八銀行は、仁川に支店を設け、次で同二十五年には株式會社第五十八銀行も亦同地に支店を設置し、爾後三者相尋で韓國內樞要の都市に漸次支店を開設するに至れり。此等三銀行は皆其の前身たる國立銀行の時代に於てせるものにして、業務の未だ幼稚なりしに拘らず、孜々とし之が發達に努め、明治三十九年十二月末現在の韓國內に在る以上三銀行の支店出張所の數は二十七箇所の多きに達せり。就中第一銀行は明治三十五年始めて彼の地に於て銀行券を發行し、爾來益〻信用を博して多額の發行を見るに至りしが、明治三十八年一月には更に韓國政府の命を奉じて貨幣整理事務及び國庫金取扱事務の委託を受け、同時に其の銀行券は韓國に於て公私一切の取引に無制限に通用することを公認せられ、韓國財政上の機關として最も樞要の地位に進むと共に、其の營業は我國利權の擴張と相待て益〻發展するに至れり。他方日本興業銀行亦韓國に於ける事業に向て放資の途を開き、起業に資せんことを企て、明治三十九年五月京城に事務所を設け、同年八月大藏大臣の認可を得て、外國に於て營む業務の範圍を定め、同年十月京城事務所を出張所に改め、同四十年三月更に之を支店と爲し、益〻業務の發展を呈せり。然るに明治四十二年八月同國政府は韓國銀行條例を發布して別に中央銀行を設立することとし、從來に於ける第一銀行の業務は同年十一月二十日擧げて之を韓國銀行に引繼ぎたり。爾後韓國銀行は銀行券の發行、國庫金事務の取扱、一般銀行業務の取扱等漸次行勢の發展を見、韓國に於ける金融機關は漸を趁うて整備し來たりしを以て、日本興業銀行の京城支店も其の存續の必要を認めざるに至り、同四十三年三月之を廢せり。斯くて明治四十三年八月日韓合併に至り、韓國銀行は翌四十四年八月十五日より朝鮮銀行と改稱せらるるに至りしものとす。

以上述べし所の如く、日本銀行以下各特殊銀行は維新以來相尋で設立せられ、各其の使命に基きて拮据經營の事に當り、政府亦宜く之を指揮監督し、夫々顯著なる發展を遂ぐるに至りしが、此の間本邦經濟の進步發達に依り、特殊銀行の改善又は整理を見たること一再にして止らず、就中日露戰後及び大正時代に於ける特殊銀行の改善は最も重要なるものなりと雖も、それ等の詳細に就きては後章に於て述ぶることと爲し、次に明治二十六年以降に於ける本邦特殊銀行の營業所・資本金・積立金・純益金及び營業內容等に關する事項を總括的に表示し、以て其の發達の狀を示すこととすべし。

（一）特殊銀行表

年次	本店數	支店、出張所數	公稱資本金	拂込資本金	積立金	純益金	配當金
明治二六	一三五	一六二	七一、四一六、一〇〇円	六二、九一六、一〇〇円	二六、九五七、二二六円	一〇、四二〇、三六六円	七、三五六、九五二円
同二七	一三五	一八八	七四、八一六、一〇〇	六三、三一六、一〇〇	二九、一三〇、七八一	一二、三七四、四五二	七、六七七、五五八
同二八	一三五	一九三	八五、〇五六、一〇〇	七五、九五一、一〇〇	三二、〇八八、一七四	一八、一一九、六三六	一三、二四六、二八五
同二九	一二三	一八〇	八六、七六六、一〇〇	七三、二六一、七七〇	四九、四一四、六一八	三四、三五三、三七一	九、四二五、五〇六
同三〇	六一	八三	六五、六三〇、〇〇〇	四七、六三〇、〇〇〇	二三、六五五、二八〇	二一、七〇二、七二三	一五、一四三、六〇四
同三一	四八	一八	七八、〇一〇、〇〇〇	五二、一八八、〇二〇	二〇、〇七三、六二四	九、三六〇、七三七	五、四三七、八二八
同三二	四九	三〇	九六、九二〇、〇〇〇	六一、七三〇、三六五	二一、五七〇、六三九	一二、五〇三、四七八	九、一六九、八七一
同三三	五一	三二	一〇〇、三七〇、〇〇〇	七五、七二三、四八五	二三、九四三、六九七	一〇、〇八二、二〇一	七、三三六、四〇四
同三四	五一	三三	一〇〇、三七〇、〇〇〇	七九、八九八、四〇〇	二六、〇〇七、二九〇	一〇、六〇七、〇九〇	七、九二九、一三七
同三五	五二	三四	一一〇、三七〇、〇〇〇	八六、〇〇七、二三四	二八、二九七、三七四	一〇、八七五、七三八	八、〇九九、八四一
同三六	五二	三五	一一〇、五二〇、〇〇〇	八六、七五七、五〇〇	三〇、七八一、〇九五	一〇、六三四、一八六	八、一八三、〇三一
同三七	五二	三七	一一〇、五二〇、〇〇〇	八七、〇五七、五〇〇	三一、八九八、五二七	一一、三〇〇、三一四	八、一八八、一〇五

(11) 特殊銀行増資沿革表（減資共）

銀行名	創立及増減資				拂込資本金総額	拂込				公称資本金（増減後）総額	創立及増減資			
	年月	公称資本金（増減後）総額	増減額	摘要		年月	金額	増減額	摘要		年月	公称資本金（増減後）総額	増減額	摘要
日本興業	明治三三、一二	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	創立	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	明治三三、一二	二、五〇〇、〇〇〇円	二、五〇〇、〇〇〇円	創立	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	明治三三、一二	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	創立
同	同三四、一二	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二〇、〇〇〇、〇〇〇	同三四、一二	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二〇、〇〇〇、〇〇〇	同三四、一二	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三五、一二	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三〇、〇〇〇、〇〇〇	同三五、一二	七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三〇、〇〇〇、〇〇〇	同三五、一二	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三六、一二	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四〇、〇〇〇、〇〇〇	同三六、一二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四〇、〇〇〇、〇〇〇	同三六、一二	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三七、一二	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五〇、〇〇〇、〇〇〇	同三七、一二	一二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五〇、〇〇〇、〇〇〇	同三七、一二	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三八、一二	六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六〇、〇〇〇、〇〇〇	同三八、一二	一五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六〇、〇〇〇、〇〇〇	同三八、一二	六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三九、一二	七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	七〇、〇〇〇、〇〇〇	同三九、一二	一七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	七〇、〇〇〇、〇〇〇	同三九、一二	七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四〇、一二	八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	八〇、〇〇〇、〇〇〇	同四〇、一二	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	八〇、〇〇〇、〇〇〇	同四〇、一二	八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四一、一二	九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	九〇、〇〇〇、〇〇〇	同四一、一二	二二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	九〇、〇〇〇、〇〇〇	同四一、一二	九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四二、一二	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同四二、一二	二五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同四二、一二	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四三、一二	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	同四三、一二	二七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	同四三、一二	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四四、一二	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	同四四、一二	三〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	同四四、一二	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四五、一二	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	同四五、一二	三二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	同四五、一二	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	大正元、一二	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	大正元、一二	三五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	大正元、一二	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二、一二	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	同二、一二	三七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	同二、一二	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三、一二	一六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	一六〇、〇〇〇、〇〇〇	同三、一二	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	一六〇、〇〇〇、〇〇〇	同三、一二	一六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四、一二	一七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	一七〇、〇〇〇、〇〇〇	同四、一二	四二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	一七〇、〇〇〇、〇〇〇	同四、一二	一七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同五、一二	一八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	一八〇、〇〇〇、〇〇〇	同五、一二	四五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	一八〇、〇〇〇、〇〇〇	同五、一二	一八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同六、一二	一九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	一九〇、〇〇〇、〇〇〇	同六、一二	四七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	一九〇、〇〇〇、〇〇〇	同六、一二	一九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同七、一二	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同七、一二	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同七、一二	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同八、一二	二一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二一〇、〇〇〇、〇〇〇	同八、一二	五二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二一〇、〇〇〇、〇〇〇	同八、一二	二一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同九、一二	二二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二二〇、〇〇〇、〇〇〇	同九、一二	五五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二二〇、〇〇〇、〇〇〇	同九、一二	二二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一〇、一二	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	同一〇、一二	五七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	同一〇、一二	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一一、一二	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	同一一、一二	六〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	同一一、一二	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一二、一二	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	同一二、一二	六二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	同一二、一二	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一三、一二	二六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二六〇、〇〇〇、〇〇〇	同一三、一二	六五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二六〇、〇〇〇、〇〇〇	同一三、一二	二六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一四、一二	二七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二七〇、〇〇〇、〇〇〇	同一四、一二	六七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二七〇、〇〇〇、〇〇〇	同一四、一二	二七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	昭和元、一二	二八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二八〇、〇〇〇、〇〇〇	同一五、一二	七〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二八〇、〇〇〇、〇〇〇	同一五、一二	二八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二、一二	二九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	二九〇、〇〇〇、〇〇〇	同一六、一二	七二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	二九〇、〇〇〇、〇〇〇	同一六、一二	二九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三、一二	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同一七、一二	七五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同一七、一二	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四、一二	三一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三一〇、〇〇〇、〇〇〇	同一八、一二	七七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三一〇、〇〇〇、〇〇〇	同一八、一二	三一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同五、一二	三二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三二〇、〇〇〇、〇〇〇	同一九、一二	八〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三二〇、〇〇〇、〇〇〇	同一九、一二	三二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同六、一二	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	同二〇、一二	八二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	同二〇、一二	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同七、一二	三四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三四〇、〇〇〇、〇〇〇	同二一、一二	八五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三四〇、〇〇〇、〇〇〇	同二一、一二	三四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同八、一二	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	同二二、一二	八七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	同二二、一二	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同九、一二	三六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三六〇、〇〇〇、〇〇〇	同二三、一二	九〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三六〇、〇〇〇、〇〇〇	同二三、一二	三六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一〇、一二	三七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三七〇、〇〇〇、〇〇〇	同二四、一二	九二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三七〇、〇〇〇、〇〇〇	同二四、一二	三七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一一、一二	三八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三八〇、〇〇〇、〇〇〇	同二五、一二	九五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三八〇、〇〇〇、〇〇〇	同二五、一二	三八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一二、一二	三九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	三九〇、〇〇〇、〇〇〇	同二六、一二	九七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	三九〇、〇〇〇、〇〇〇	同二六、一二	三九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一三、一二	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同二七、一二	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同二七、一二	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一四、一二	四一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四一〇、〇〇〇、〇〇〇	同二八、一二	一〇二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四一〇、〇〇〇、〇〇〇	同二八、一二	四一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一五、一二	四二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四二〇、〇〇〇、〇〇〇	同二九、一二	一〇五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四二〇、〇〇〇、〇〇〇	同二九、一二	四二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一六、一二	四三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四三〇、〇〇〇、〇〇〇	同三〇、一二	一〇七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四三〇、〇〇〇、〇〇〇	同三〇、一二	四三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一七、一二	四四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四四〇、〇〇〇、〇〇〇	同三一、一二	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四四〇、〇〇〇、〇〇〇	同三一、一二	四四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一八、一二	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	同三二、一二	一一二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	同三二、一二	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同一九、一二	四六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四六〇、〇〇〇、〇〇〇	同三三、一二	一一五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四六〇、〇〇〇、〇〇〇	同三三、一二	四六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二〇、一二	四七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四七〇、〇〇〇、〇〇〇	同三四、一二	一一七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四七〇、〇〇〇、〇〇〇	同三四、一二	四七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二一、一二	四八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四八〇、〇〇〇、〇〇〇	同三五、一二	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四八〇、〇〇〇、〇〇〇	同三五、一二	四八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二二、一二	四九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	四九〇、〇〇〇、〇〇〇	同三六、一二	一二二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	四九〇、〇〇〇、〇〇〇	同三六、一二	四九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二三、一二	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同三七、一二	一二五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同三七、一二	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二四、一二	五一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五一〇、〇〇〇、〇〇〇	同三八、一二	一二七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五一〇、〇〇〇、〇〇〇	同三八、一二	五一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二五、一二	五二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五二〇、〇〇〇、〇〇〇	同三九、一二	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五二〇、〇〇〇、〇〇〇	同三九、一二	五二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二六、一二	五三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五三〇、〇〇〇、〇〇〇	同四〇、一二	一三二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五三〇、〇〇〇、〇〇〇	同四〇、一二	五三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二七、一二	五四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五四〇、〇〇〇、〇〇〇	同四一、一二	一三五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五四〇、〇〇〇、〇〇〇	同四一、一二	五四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二八、一二	五五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五五〇、〇〇〇、〇〇〇	同四二、一二	一三七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五五〇、〇〇〇、〇〇〇	同四二、一二	五五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二九、一二	五六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五六〇、〇〇〇、〇〇〇	同四三、一二	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五六〇、〇〇〇、〇〇〇	同四三、一二	五六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三〇、一二	五七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五七〇、〇〇〇、〇〇〇	同四四、一二	一四二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五七〇、〇〇〇、〇〇〇	同四四、一二	五七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三一、一二	五八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五八〇、〇〇〇、〇〇〇	同四五、一二	一四五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五八〇、〇〇〇、〇〇〇	同四五、一二	五八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三二、一二	五九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	五九〇、〇〇〇、〇〇〇	同四六、一二	一四七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	五九〇、〇〇〇、〇〇〇	同四六、一二	五九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三三、一二	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同四七、一二	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同四七、一二	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三四、一二	六一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六一〇、〇〇〇、〇〇〇	同四八、一二	一五二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六一〇、〇〇〇、〇〇〇	同四八、一二	六一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三五、一二	六二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六二〇、〇〇〇、〇〇〇	同四九、一二	一五五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六二〇、〇〇〇、〇〇〇	同四九、一二	六二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三六、一二	六三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六三〇、〇〇〇、〇〇〇	同五〇、一二	一五七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六三〇、〇〇〇、〇〇〇	同五〇、一二	六三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三七、一二	六四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六四〇、〇〇〇、〇〇〇	同五一、一二	一六〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六四〇、〇〇〇、〇〇〇	同五一、一二	六四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三八、一二	六五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六五〇、〇〇〇、〇〇〇	同五二、一二	一六二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六五〇、〇〇〇、〇〇〇	同五二、一二	六五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三九、一二	六六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六六〇、〇〇〇、〇〇〇	同五三、一二	一六五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六六〇、〇〇〇、〇〇〇	同五三、一二	六六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四〇、一二	六七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六七〇、〇〇〇、〇〇〇	同五四、一二	一六七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六七〇、〇〇〇、〇〇〇	同五四、一二	六七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四一、一二	六八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六八〇、〇〇〇、〇〇〇	同五五、一二	一七〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六八〇、〇〇〇、〇〇〇	同五五、一二	六八〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四二、一二	六九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	六九〇、〇〇〇、〇〇〇	同五六、一二	一七二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	六九〇、〇〇〇、〇〇〇	同五六、一二	六九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四三、一二	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同五七、一二	一七五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同五七、一二	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四四、一二	七一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	七一〇、〇〇〇、〇〇〇	同五八、一二	一七七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	七一〇、〇〇〇、〇〇〇	同五八、一二	七一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四五、一二	七二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	七二〇、〇〇〇、〇〇〇	同五九、一二	一八〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	七二〇、〇〇〇、〇〇〇	同五九、一二	七二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	大正元、一二	七三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	七三〇、〇〇〇、〇〇〇	同六〇、一二	一八二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	七三〇、〇〇〇、〇〇〇	同六〇、一二	七三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同二、一二	七四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	七四〇、〇〇〇、〇〇〇	同六一、一二	一八五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	七四〇、〇〇〇、〇〇〇	同六一、一二	七四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同三、一二	七五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	七五〇、〇〇〇、〇〇〇	同六二、一二	一八七、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	七五〇、〇〇〇、〇〇〇	同六二、一二	七五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資
同	同四、一二	七六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	増資	七六〇、〇〇〇、〇〇〇	同六三、一二	一九〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	増資	七六〇、〇

日本勧業銀行

明治四四年五月	（増資 二〇,〇〇〇,〇〇〇円 一〇,〇〇〇,〇〇〇）
大正三、七	（増資 四〇,〇〇〇,〇〇〇 二〇,〇〇〇,〇〇〇）
同八、八	四一,六八〇,〇〇〇（山梨農工合併 一,〇八〇,〇〇〇 佐賀縣農工合併 六〇〇,〇〇〇）
同一〇、二	四四,七三〇,〇〇〇（防長農工合併 一,二〇〇,〇〇〇 福岡縣農工合併 一,八五〇,〇〇〇）
同一一、一	四六,六七五,五〇〇（島根縣農工合併 八〇七,五〇〇）
大正二年三月	五一,六六四,七五〇円（鳥取縣農工合併 四五〇,〇〇〇 讃岐農工合併 四八八,〇〇〇 兩羽農工合併 八五〇,〇〇〇 福井縣農工合併 五三一,二五〇 富山縣農工合併 一,〇四八,〇〇〇 石川縣農工合併 五〇〇,〇〇〇 土佐農工合併 八〇〇,〇〇〇 沖繩縣農工合併 九〇〇,〇〇〇）
同二、七	五三,六六四,七五〇（静岡農工合併 二,〇〇〇,〇〇〇）
同二、九	五四,六六四,七五〇（新潟縣農工合併 一,〇〇〇,〇〇〇）
同一二、二	五九,七三四,七五〇（京都府農工合併 四,五〇〇,〇〇〇 秋田農工合併 五七〇,〇〇〇）
同一三、一	六一,八三四,七五〇（青森縣農工合併 九〇〇,〇〇〇 和歌山縣農工合併 一,二〇〇,〇〇〇）
同一三、七	（増資 九四,〇〇〇,〇〇〇 三二,一六五,二五〇）

明治四三年四月	一,二五〇,〇〇〇円	七,五〇〇,〇〇〇円
同四三、一二	一,二五〇,〇〇〇	八,七五〇,〇〇〇
同四四、二	一,二五〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
同四四、六	二,五〇〇,〇〇〇	一二,五〇〇,〇〇〇
同四五、四	一,二五〇,〇〇〇	一三,七五〇,〇〇〇
大正一、八	一,二五〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇
同二、四	一,二五〇,〇〇〇	一六,二五〇,〇〇〇
同二、一〇	一,二五〇,〇〇〇	一七,五〇〇,〇〇〇
同三、三	一,二五〇,〇〇〇	一八,七五〇,〇〇〇
同三、五	一,二五〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同三、一〇	五,〇〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇
同七、三	二,五〇〇,〇〇〇	二七,五〇〇,〇〇〇
同八、九	二,五〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
同九、二	二,五〇〇,〇〇〇	三二,五〇〇,〇〇〇
同一〇、四	二,五〇〇,〇〇〇	三五,〇〇〇,〇〇〇
同一〇、八	一,六八〇,〇〇〇	三六,六八〇,〇〇〇
同一〇、二	三,〇五〇,〇〇〇	三九,七三〇,〇〇〇
同一〇、三	三,〇〇〇,〇〇〇	四二,七三〇,〇〇〇
同一一、一	一,九四五,五〇〇	四四,六七五,五〇〇
大正二年三月	四,九八九,二五〇円	四九,六六四,七五〇円
同二、七	二,〇〇〇,〇〇〇	五一,六六四,七五〇
同二、九	一,〇〇〇,〇〇〇	五二,六六四,七五〇
同二、九	二,〇〇〇,〇〇〇	五四,六六四,七五〇
同一二、二	五,〇七〇,〇〇〇	五九,七三四,七五〇
同一三、一	二,一〇〇,〇〇〇	六一,八三四,七五〇
同一三、七	八,〇四一,三一三	六九,八七六,〇六三

臺灣銀行

明治三二、六	五,〇〇〇,〇〇〇
同四三、四	（増資 一〇,〇〇〇,〇〇〇 五,〇〇〇,〇〇〇）
大正四、五	（増資 二〇,〇〇〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇,〇〇〇）
同七、四	（増資 三〇,〇〇〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇,〇〇〇）
同八、九	（増資 六〇,〇〇〇,〇〇〇 三〇,〇〇〇,〇〇〇）
大正一四、二	（減資 四五,〇〇〇,〇〇〇 一五,〇〇〇,〇〇〇）

明治三二、六	一,二五〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇
同三五、二	一,二五〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇
同四〇、七	一,二五〇,〇〇〇	三,七五〇,〇〇〇
同四一、一二	一,二五〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同四三、六	一,二五〇,〇〇〇	六,二五〇,〇〇〇
大正二、四	一,二五〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇
同三、四	一,二五〇,〇〇〇	八,七五〇,〇〇〇
同四、五	一,二五〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
同四、八	二,五〇〇,〇〇〇	一二,五〇〇,〇〇〇
同五、二	二,五〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇
同六、六	二,五〇〇,〇〇〇	一七,五〇〇,〇〇〇
同六、一二	二,五〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
同七、九	二,五〇〇,〇〇〇	二二,五〇〇,〇〇〇
同七、一二	二,五〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇
同八、三	二,五〇〇,〇〇〇	二七,五〇〇,〇〇〇
同八、九	二,五〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
同八、一二	七,五〇〇,〇〇〇	三七,五〇〇,〇〇〇
同九、四	七,五〇〇,〇〇〇	四五,〇〇〇,〇〇〇
同一一、三	七,五〇〇,〇〇〇	五二,五〇〇,〇〇〇
同一四、二	減 一三,一二五,〇〇〇	三九,三七五,〇〇〇

北海道拓殖銀行

明治三三、二	三,〇〇〇,〇〇〇
同三九、一〇	（増資 五,〇〇〇,〇〇〇 二,〇〇〇,〇〇〇）
大正六、二	（増資 一〇,〇〇〇,〇〇〇 五,〇〇〇,〇〇〇）
同九、八	（増資 二〇,〇〇〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇,〇〇〇）

明治三三、二	七五〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇
同三三、九	三〇〇,〇〇〇	一,〇五〇,〇〇〇
同三四、三	四五〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
同三四、一〇	六〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇
同三六、九	六〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇
同三七、一二	三〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
同四〇、一	五〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇
同四四、三	四〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇
大正三、六	六〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇
同四、一二	五〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同六、五	一,二五〇,〇〇〇	六,二五〇,〇〇〇
同八、四	一,二五〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇
同八、一二	一,二五〇,〇〇〇	八,七五〇,〇〇〇
同九、五	一,二五〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
同一一、五	二,五〇〇,〇〇〇	一二,五〇〇,〇〇〇

日本興業銀行

明治三五、四	一〇,〇〇〇,〇〇〇
同三九、二	（増資 一七,五〇〇,〇〇〇 七,五〇〇,〇〇〇）
大正六、八	（増資 三〇,〇〇〇,〇〇〇 一二,五〇〇,〇〇〇）
同八、八	（増資 五〇,〇〇〇,〇〇〇 二〇,〇〇〇,〇〇〇）

明治三五、四	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇
同三八、一二	二,五〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同三九、二	八,七五〇,〇〇〇	一三,七五〇,〇〇〇
同四〇、六	二,五〇〇,〇〇〇	一六,二五〇,〇〇〇
同四四、五	一,二五〇,〇〇〇	一七,五〇〇,〇〇〇
大正六、一二	三,一二五,〇〇〇	二〇,六二五,〇〇〇
同七、五	三,一二五,〇〇〇	二三,七五〇,〇〇〇
同七、一二	三,一二五,〇〇〇	二六,八七五,〇〇〇
同八、四	三,一二五,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
同八、一二	五,〇〇〇,〇〇〇	三五,〇〇〇,〇〇〇
同九、四	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四五,〇〇〇,〇〇〇

			大正一〇年一〇月	五、〇〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇、〇〇〇円
朝鮮銀行	明治四二年一二月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	明治四二、一二	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
			同　四四、四	二、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
			同　四五、四	二、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
	大正六、二	（増資 二〇、〇〇〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇、〇〇〇）	大正三、九	二、五〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
			同　六、五	二、五〇〇、〇〇〇	一二、五〇〇、〇〇〇
			同　六、一二	二、五〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
			同　七、三	二、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇
	同　七、九	（増資 四〇、〇〇〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇、〇〇〇）	同　七、七	二、五〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
			同　七、一二	五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
	大正九年二月	（増資 八〇、〇〇〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇、〇〇〇）円	大正八年五月	五、〇〇〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇、〇〇〇円
			同　八、九	五、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇
			同　八、一二	五、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇
			同　九、四	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇
	同　一四、二	（減資 四〇、〇〇〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇、〇〇〇）	同　一四、二	減 二五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮殖産銀行	大正七、一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	大正七、一〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
			同　八、一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
			同　九、二	二、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
	同　九、三	（増資 三〇、〇〇〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇、〇〇〇）	同　九、三	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
			同　九、六	五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇

（備　考）一、本表拂込は其の期月を掲げたるものなるを以て、實際拂込の延滯したるものあるときは幾分の相違あるを免れざるものとす。
二、農工銀行の分は省略せり。

（三）特殊銀行預金貸出金高表

（イ）預　金

年月末	官公預金	定期預金	當座預金	特別當座預金	其他預金	計	前年同期比較増減（△）	計の内官公預金控除殘高	計の内官公及外國關係預金控除殘高
明治二六年六月	三、七六〇、一六〇円	五四三、九九四円	四、三四二、九二八円	—円	一、三四九、一七六円	九、九九六、二五八円	—円	六、二三六、〇九八円	五、六三五、〇三三円
同　一二	一、九六五、五四五	四四一、九九八	三、一一八、一六七	—	五、六一二、六三二	一一、一三八、三四二	—	九、一七二、七九七	七、五九三、七九四
二七、六	三、〇〇二、九三七	四九六、二七三	三、二五二、四二八	—	五、六二二、五九七	一二、三七三、二三五	二、三七六、九七七	九、三七〇、二九八	七、七一六、一三七
同　一二	三、六〇一、六七〇	四四四、一九〇	五、八九七、三六〇	—	五、八七三、九八五	一五、八一七、二〇五	四、六七八、八六三	一二、二一五、五三五	九、一一七、五四九
二八、六	二一、七九八、八二九	五三六、九四〇	四、九一八、六三〇	—	五、七八四、八二四	三三、〇三九、三三三	一〇、六六五、九八八	一一、二四〇、五〇四	八、五八八、三八二
同　一二	四、九八三、八三〇	六五四、八五四	七、六八八、六六二	—	六、三五〇、八九六	一九、六七八、二四一	三、八六一、〇三六	一四、六九四、四一一	一三、六三二、九六四
二九、六	一九六、二四八、二八四	八四八、四二九	一四、〇七四、三八九	—	一四、四四〇、九七六	二二五、六二二、〇七八	二〇二、五七二、八五五	二九、三七三、七九四	二〇、二三五、〇一二
同　一二	一九三、九九五、一八八	一、〇二〇、一七〇	四、〇五二、〇〇三	—	七、〇一六、九四一	二〇六、〇四四、三〇一	一八六、三六六、〇六〇	一二、〇四九、一一三	六、四九九、九二〇
三〇、六	一六七、一九八、三三三	一一、一五三、五七九	一三、四一〇、七九六	—	九、二二八、六五七	二〇〇、九九一、三五五	△二四、六二〇、七二三	三三、七九三、〇二二	一四、八二六、五〇三
同　一二	七四、五七三、六三四	三、一六七、九〇四	一〇、四〇三、〇〇三	—	八、一七二、八二四	一一五、三一七、三六五	△九〇、七二六、九三六	四〇、七四三、七三一	一三、七三一、七五一
三一、六	九〇、八〇五、四六一	一三、五〇七、二一九	二〇、二五九、六一三	—	一八、〇二八、八七七	一四二、六〇一、一七〇	△五八、三九〇、一八五	五一、七九五、七〇九	一六、一〇〇、二五六
同　一二	二七、一六五、九八六	一四、〇五五、七〇六	一八、五三三、六八五	—	一〇、一八四、〇八〇	六九、九三九、四五七	△四五、三七七、九〇八	四二、七七三、四七一	一三、九二三、四〇三
三二、六	四七、六九五、五五九	一三、八三二、六五六	一七、二八八、五八九	—	二五、三四九、四九一	一〇四、一六六、二九五	△三八、四三四、八七五	五六、四七〇、七三六	二一、七〇九、一〇六
同　一二	七二、九九五、八四九	五、二七九、三七六	一六、六六二、五九一	九七、九三四	五六、九五九、六〇九	一五一、九九五、三五九	八二、〇五五、九〇三	七八、九九九、五一〇	四〇、二六三、七五四
三三、六	六三、二四〇、三四九	八、〇二三、七四四	九、八七七、八八〇	二一〇、三三三	四三、四七一、八八三	一三四、八二四、一七九	二〇、六五七、八八四	六一、五八三、八三〇	三七、九三七、二二九
同　一二	三三、八〇八、二八三	一一、三三九、五七八	一三、四四〇、〇九〇	五〇四、二三五	三七、七四〇、一六九	九五、八三二、三四五	△五六、一六三、〇二四	六二、〇二四、〇六二	四三、〇九〇、三六八
三四、六	一七、三三一、〇〇八	一三、二四八、六八八	一〇、八四〇、一三一	六一六、七四二	三〇、二八四、五四八	七一、三二一、一一七	△五三、六〇三、〇六二	五三、九九〇、一〇九	四四、四二五、二九七
同　一二	三二、二六六、二八九	一四、三一〇、八〇〇	一三、一七三、〇七八	七七六、九一四	二九、一四三、一五五	七九、六七〇、二三六	△一六、一六二、一〇九	五七、四〇三、九四七	四九、〇八七、二七五
三五、六	二一、七六七、九八二	一六、四一九、九一四	一九、五七八、一九七	一、〇六〇、一三五	二九、九二五、三二六	八八、七五一、五四四	一七、五三〇、四二七	六六、九八三、五六二	五五、八八八、四八四
同　一二	一六、八九九、〇〇一	一九、〇五六、五四五	一七、三一三、二九三	一、二六〇、七一〇	三六、五三〇、三八六	九一、〇四八、九三五	一一、三七八、六九九	七四、一四九、九三四	五五、四九八、七六八
三六、六	一八、七六三、二三五	二三、〇一九、六三〇	一九、一九八、〇七八	一、三三四、四七一	五一、六〇三、七五七	一一三、九一九、一七一	二五、一六七、六二七	九五、一五五、九三六	六〇、五一六、二一七
同　一二	一六、一一四、三七二	二一、七九八、一九五	一七、四一三、七七九	一、五〇三、九四四	四八、二〇四、四五三	一〇五、〇三二、七四三	一三、九八三、八〇八	八八、九一八、三七一	五七、四八一、九八六
三七、六	二四、六一五、九七〇	二一、四〇五、〇五〇	二三、六五九、八八九	一、五三三、二九七	四九、〇八七、一三五	一二〇、三〇〇、三四一	六、三八一、一七〇	九五、六八四、三七一	六八、二二一、五四七
同　一二	四二、三〇五、六四二	二三、四一〇、〇三四	二八、七九九、八四〇	一、四一五、九六二	四三、九〇六、七七八	一三八、八三八、二五六	三三、八〇五、五一三	九六、五三二、六一四	七一、〇六五、九七七
三八、六	二一〇、三九五、二二五	二四、一三六、六三九	三六、一八〇、六二〇	一、七二二、九一二	六三、二二八、九二二	三三五、六五三、三一六	二二五、三五二、九七五	一二五、二五八、〇九一	七九、四二五、三八九
同　一二	四六二、八四〇、五一八	三〇、七八三、九五九	三七、三九三、七一八	二、一二八、〇四九	六七、二三三、九七三	六〇〇、三八〇、二一六	四六一、五四一、九六〇	一三七、五三九、六九八	八三、三四七、九六〇

明治三九年、六月	五一二、七六五、五六三円	三九、九四八、一八一円	四三、七七五、一八一円	二、三八〇、〇六九円	八八、〇二〇、八五九円	六八六、八八九、八五三円	三五一、二三六、五三七円	一七四、一二四、二九〇円	一〇九、一九七、一三三円
同　一二	四二〇、九三四、八六一	四三、二七〇、一三三	三七、一七五、五三三	二、五一九、七五六	八一、五一八、二五三	五八五、四一八、五二五	△　一四、九六一、六九二	一六四、四八三、六六四	九七、三七二、二二六
四〇、六	四九九、八二七、〇三〇	五九、九四八、〇五〇	四一、五〇三、四九五	二、四八六、一九〇	九三、五五〇、四二四	六九七、三一五、一七九	一〇、四二五、三二六	一九七、四八八、一四九	一〇九、四六八、三三〇
同　一二	四九六、八〇七、九一六	五三、〇九七、八五七	三一、二〇七、六〇五	三、〇六一、一九〇	七七、五七一、〇五九	六六一、七四五、六二六	七六、三二七、一〇一	一六四、九三七、七一〇	九七、七〇八、三〇三
四一、六	三三一、七二〇、一九八	五〇、八二七、七〇七	二九、三五二、九三〇	三、二六二、〇八八	八三、二六八、四四四	四九八、四三一、三六七	△一九八、八八三、八一二	一六六、七一一、一六九	九三、二六〇、三〇三
同　一二	二二七、七一八、八七一	五三、〇八七、六〇七	二八、五一二、五四三	三、四九八、六五八	七一、三一三、九五〇	三八四、一三一、六二九	△二七七、六一三、九九七	一五六、四一三、七五八	九一、五七〇、〇三七
四二、六	二二八、四六二、四三三	五九、五七一、六四一	三三、九九〇、二七四	三、八五四、六四六	六八、九七一、五二三	三九四、八五〇、五一六	△二〇三、五八〇、八五一	一六六、三八八、〇八四	一〇〇、三八八、四五〇
同　一二	二二〇、四六四、二〇一	七〇、三五九、九五九	三二、六三七、九八二	五、〇二二、一二二	九一、二二三、六一〇	四一九、七〇五、八七四	三五、五七四、二四五	一九九、二四一、六七三	一一六、二九二、四七五
四三、六	四二八、七二九、二三四	八〇、九七二、九〇三	四七、五九六、六二四	五、七九九、二八二	五六、八二七、四八三	六一九、九二五、五二五	二二五、〇七五、〇〇九	一九一、一九六、二九一	一四二、三三八、五二五
同　一二	二七八、四四一、九五二	八三、〇二五、五〇五	三五、二二〇、八七五	六、九四九、九六一	六一、六九五、三三四	四六五、三三三、六二七	四五、六二七、七五三	一八六、八九一、六七五	一三三、三三〇、三三二
四四、六	一七三、九六〇、六五二	九六、五〇九、三九二	四〇、一一九、八〇六	八、〇七八、三四三	六八、九三二、一四七	三八七、六〇〇、三四〇	△二三二、三二五、一八五	二一三、六三九、六八八	一五〇、四〇三、三二九
同　一二	一三七、〇八七、六八三	九〇、五九七、六三〇	四四、九五〇、九二六	八、二〇五、二二二	七〇、二八二、二五四	三四一、一一三、七〇五	△一二四、二一九、九二二	二〇四、〇二六、〇二二	一四四、八六九、四六三
四五、六	一三三、五六五、六五二	一〇五、一五五、三七七	四八、一二一、三二九	九、〇五一、六〇九	七六、〇四五、六二九	三七一、九三九、五九六	△　一五、六六〇、七四四	二三八、三七三、九四四	一九〇、九二三、三六六
大正元、一二	九一、四九二、七二三	一一三、〇六二、五一六	四五、七六五、七七七	八、八三七、七四二	八四、九五四、八〇〇	三四三、一一三、五五八	一、九八九、八五三	二五一、六二〇、八三五	一六一、七一六、〇三七
二、六	一四八、〇三一、〇九五	一三一、三六一、〇九一	六九、五五六、一〇七	九、〇二三、一三三	一一七、一七一、三五二	四六五、一三一、七七八	九三、一九二、一八二	三一七、一〇〇、六八三	一九八、六七九、二三七
同　一二	一三七、〇四三、三六六	一三四、九五七、三八五	五八、四八六、九〇八	九、〇四九、二〇一	九九、八八〇、六八五	四二九、四一七、五四五	八六、三〇三、九八七	三〇二、三七四、一七九	二〇二、四一七、五九七
三、六	一五一、二八〇、四七四	一四四、七八四、八三五	九六、九四四、二七八	九、七五二、三七五	八八、五八六、三五八	四六一、三四八、三三〇	△　三、七八三、四五八	三一〇、〇六七、八五六	二一六、六七七、八二六
同　一二	一二四、一八一、二九四	一三七、五〇二、〇四八	六六、九四六、八一〇	九、四二七、八七一	九四、九七六、〇四四	四三三、〇三四、〇六七	三、六一六、五二二	三〇八、八五二、七七三	二三〇、五〇二、七一四
四、六	一八三、一六五、六〇一	一四六、四三〇、一二八	六六、六六八、一八七	一〇、七三三、一二〇	九五、三八六、一九一	五〇二、三八三、二二七	四一、〇三四、九〇七	三一九、二一七、六二六	二五三、〇三〇、七八九
同　一二	二四八、二〇六、二五二	一五七、六八二、六三一	七四、九六七、四八二	一三、三四九、〇一九	八九、三〇八、〇一三	五八二、五一三、三九七	一四九、四七九、三三〇	三三四、三〇七、一四五	二五二、七四九、六五五
五、六	二七〇、〇三六、七九四	一七四、八六六、六七八	九五、六九〇、三〇七	一六、〇三九、六七九	一一三、一〇四、九五三	六六九、七三八、四一一	一六七、三五五、一八四	三九九、七〇一、六一七	三一五、五三六、六〇三
同　一二	三六三、八八一、六一九	二〇五、三一六、一五七	一一六、七五三、二三九	一八、七三二、一五二	一八四、一五三、四五一	八八八、八三六、六一七	三〇六、三二三、二二〇	五二四、九五四、九九八	四〇四、〇八九、九七〇
六、六	五〇一、三二四、五六六	二四一、二六八、三八二	一四五、一二九、五九九	二一、九七四、二二七	二二八、八八五、一六八	一、一二八、五七一、九三三	四五八、八三三、五二二	六二七、二五七、三六六	四七八、九七二、四七四

（ロ）貸出金

年月末	官公貸出金	貸付金	當座貸越	割引手形	荷爲替手形 其他	計	前年同期比較増減（△）	官公貸出金控除殘高	計の内官公及外國關係貸控除殘高
同　一二	五九二、八七二、二七二	三七一、九三九、三三三	一七七、四四九、八一五	二五、六〇六、一七五	四〇五、〇六五、一九七	一、五七二、九三二、七九二	六八四、〇九六、一七五	九八〇、〇六〇、五二〇	七四七、九七三、八九二
七、六	七三〇、七八五、七五五	四五九、六九五、二〇八	二四八、〇〇八、六五六	三一、一八〇、五二七	五三三、八六四、〇六六	二、〇〇三、五三四、二一二	八七四、九六二、二八〇	一、二七二、七四八、四五七	九〇四、三二一、〇三八
同　一二	九七〇、二五二、一五五	六二七、五三二、六一九	二四五、〇〇七、六四一	四一、六五一、五八八	四二二、七四六、五一三	二、二九七、一八〇、五一六	七二四、二四七、七二四	一、三二六、九二八、三六一	一、〇三二、八五四、五二〇
八、六	一、〇九一、九八七、七八二	五〇八、四九六、二三四	二三七、一二五、五三九	四三、八五二、一七六	三七三、一七九、〇二八	二、二五四、六四〇、七六二	二五一、一〇六、五五〇	一、一六二、六五二、九八〇	七九九、〇〇五、六五二
同　一二	一、一七六、三八一、六七一	五二一、〇三九、三三八	二七七、四五九、八七一	五五、八七〇、八六七	三六五、一九一、三一二	二、三九五、九四三、〇五二	九八、七六二、五三六	一、二一九、五六一、三八一	八三五、六八三、八九三
九、六	一、一二五、四一四、二七四	五〇七、九七七、四四二	二九二、二六六、〇八四	六二、一九三、一六四	三三五、九四七、九六八	二、三二三、七九八、九三五	六九、一五八、一七三	一、一九八、三八四、六六一	八五九、〇〇八、九三二
同　一二	一、〇〇九、九三三、七二一	三八七、八八四、六二五	二五一、八一六、九八三	六八、九四三、六八九	四八一、〇九九、四一九	二、一九九、六七八、四三〇	△一九六、二六四、六二三	一、一八九、七四四、七一九	八八三、三三六、六七九
一〇、六	一、一三六、七四五、一五一	四〇三、〇三一、三一九	二三七、七〇四、五二五	七九、七七六、三九三	三九四、九二四、八五〇	二、二五二、一八二、二四一	△　七一、六一六、六九四	一、一一五、四三七、〇九〇	八三九、三八二、四四八
同　一二	九八二、一九五、七〇七	三七四、六三一、三一九	二〇八、三〇一、八一四	八〇、二九六、四九五	四一九、三四一、二三一	二、〇六四、七六六、五六八	△一三四、九一一、八六二	一、〇八二、五七〇、八六一	七八六、一三三、七二八
一一、六	七四四、四六五、四八三	三八五、〇六一、〇五七	二一五、七二一、八二四	八五、三五八、六五七	三八九、七二〇、六五〇	一、八二〇、三二七、六七三	△四三一、八五四、五六八	一、〇七五、八六二、一九〇	七八〇、一八六、九四二
同　一二	七五〇、〇七三、五六三	三九九、二九三、二〇六	二三三、七六八、六八七	八五、七一四、一一五	三七五、一六二、六九六	一、八四四、〇二二、二七〇	△二二〇、七五四、二九八	一、〇九三、九三八、七〇七	八五六、〇四〇、七六二
一二、六	九〇四、五七〇、七九七	四八〇、三一四、九四九	二〇六、五三六、六九六	九〇、四九八、〇四六	三一六、一八一、三一六	一、九九八、一〇一、八〇七	一七七、七七四、一三四	一、〇九三、五三一、〇一〇	八二九、六九五、九九九
同　一二	九三三、七九七、四四五	四七二、五二〇、八九七	二三〇、四七四、〇二八	九五、九三六、二一六	三九四、九四二、四五七	二、一一七、六七一、〇四三	二七三、六五八、七七三	一、一八三、八七三、五九八	九〇八、〇二六、一五三
一三、六	一、〇二二、九九五、六六九	四八五、七五八、九二四	二一七、四七三、四八六	九八、七〇三、八七六	四一九、〇七四、七〇二	二、二四四、〇〇六、六六〇	二四五、九〇四、八五三	一、二二一、〇一〇、九九一	九七〇、八六七、四八九
同　一二	八六三、九八一、六四四	五四三、六五一、〇七一	二三三、九〇四、五一八	一〇〇、三三三、三五五	四三七、七八七、四二〇	二、一七九、六四八、〇〇八	六一、九七六、九六五	一、三一五、六六六、三六四	九八七、一〇九、八八九
一四、六	六八四、四七九、六五七	五八四、三六五、六一四	二四三、九五五、八八三	一〇〇、九五一、四一六	三七九、五三九、四八一	一、九九三、二九二、〇五三	△二五〇、七一四、六〇七	一、三〇八、八一二、三九六	九八三、五八七、〇三三
同　一二	六六九、八八九、三五八	五三〇、三一一、一九六	二四八、四〇七、二二六	一〇二、二八八、四九九	三一三、四七九、八一三	一、八五四、三七六、〇八五	△三二五、二七一、九二三	一、一八四、四八六、七二七	八九七、〇九〇、二四三
一五、六	六六四、六八〇、四八二	五二八、〇八五、九一七	二三三、四八九、九三〇	一〇一、四八九、一三三	二一〇、三七五、八九七	一、七三八、一三一、三六二	△二五五、一七〇、六九二	一、〇七三、四四〇、八七九	八二一、八三八、八八八
昭和元、一二	五八四、三一八、六四七	五一七、二三三、七二二	二二一、四三七、六八〇	九五、八六四、四四三	一九七、四六〇、四二三	一、六〇六、三二四、九一七	△二四八、〇六一、一六八	一、〇二二、九九六、二七〇	八二三、三六六、九五四

明治二六年、六月	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、九七六、七三〇円	七、一一〇、五〇三円	六、〇七二、一三四円	—円	七、五九六、二五五円	四六、七五五、六〇一円	—円	二四、七五五、六〇一円	一六、八九二、六五八円
同　一二	三、〇〇〇、〇〇〇	一三、三七三、三八五	三、六〇〇、〇一一	一七、五七九、三三二	—	九、三三三、一九四	六四、九三五、九三三	—	四二、九三五、九三三	三二、九五四、七四二
二七、六	三、〇〇〇、〇〇〇	九、四四六、六九五	四、六二四、二三八	一八、〇三五、六六九	—	九、六一九、六一五	六三、七一六、二一七	一六、九六〇、六一六	四一、七一六、二一七	三一、五五六、〇四九
同　一二	三七、五〇〇、〇〇〇	一四、五三八、五九六	六、八八二、〇一七	一七、九四四、三九一	—	五、〇四九、八八三	八一、九〇四、八八六	一六、九六八、九六四	四四、四〇四、八八六	三八、八八三、八〇八
二八、六	三四、五〇〇、〇〇〇	二四、〇三四、七八九	四、六三三、一七四	一九、四六一、七七二	—	四、〇〇七、三三一	八六、六二六、〇五六	三、九〇九、八三九	五二、一二六、〇五六	四七、五七五、三〇八
同　一二	六三、五〇〇、〇〇〇	三一、〇三八、八一五	五、五五三、七六八	三〇、四六九、〇九九	—	八、五〇七、九二一	一三九、〇五九、六〇三	五七、一五四、七一七	七五、五五九、六〇三	六五、九三七、九四六
二九、六	一六六、四二五、九九八	二三、九一八、〇九五	七、六五五、三七七	二六、九九〇、八三八	—	九、二八七、八八一	二三四、二七八、一八九	一四七、六五二、一三三	六七、八五二、一九二	五七、〇一〇、三四五
同　一二	一六四、四四四、七三五	四三、七七五、九〇六	九、二〇五、八八七	四四、四三一、八八六	—	一〇、九五五、〇四五	二七二、八一四、四五九	一三三、七五四、八五六	一〇八、三六九、七三四	九三、五六五、三〇七
三〇、六	一六九、九八五、五五三	三八、二七七、七七一	五、〇〇二、五五八	四二、三三〇、五六五	—	四、三一一、二六八	二五九、八九七、七一五	二五、六一九、五三六	八九、九二三、一六三	八二、二二四、七二三
同　一二	九七、二二二、〇五四	四六、五九三、三〇九	八、一七〇、五三一	五五、二二五、〇四二	—	一〇、五九六、一四九	二一七、七九七、〇七五	△五五、〇一七、三八四	一三〇、五七五、〇三二	一〇六、四八三、八〇六
三一、六	一一三、四〇六、五〇八	五〇、八四六、三八七	五、二〇九、九四三	四九、八六〇、〇三三	—	二四、二九七、七九四	二四三、六一九、六六五	△一六、二七八、〇五〇	一三〇、二二三、一五七	九〇、七六七、九七二
同　一二	四九、四九八、八〇七	四三、九六五、五一八	六、七八八、九九四	五三、六二九、〇三九	—	二四、三一五、六六七	一七八、一九八、〇二五	△三九、五九九、〇六〇	一三八、六九九、二〇八	九〇、七三七、一二五
三二、六	六九、七一七、八八六	三四、四四六、一四六	六、二二六、二八八	五六、三四六、六〇四	—	二〇、二四三、四三〇	一八六、九七〇、三四四	△五六、六四九、三二一	一一七、二五二、四五八	八四、九二四、八七四
同　一二	七六、六三七、一六六	三六、七四〇、七五七	六、八九一、二九九	一〇四、七〇九、五七五	二、三五四	二八、三五二、九八一	二五三、三五三、一三二	七五、一五五、一一七	一七六、七一五、九六六	一四一、二九〇、七七六
三三、六	七六、九一五、九〇四	四〇、六二七、八二三	七、九六五、六三五	一一一、九二八、八〇五	六、七六八	三四、六六六、九八八	二七二、一一一、九三三	八五、一四一、五七八	一九五、一九六、〇一八	一五二、四八六、七六七
同　一二	七九、六六八、三四六	四三、二五八、三三四	一〇、三七二、七一三	九九、六〇四、九三七	二五、六〇三	三三、六二九、二九九	二六六、五五九、二三二	一三、二〇六、一〇〇	一八六、八九〇、八八六	一四八、八八四、八六四
三四、六	六八、四五三、四五一	四二、五五二、九九四	七、六六〇、四七二	六四、七九三、〇二九	三三、三九四	三〇、四六五、五二一	二一三、九五八、八六一	△五八、一五三、〇六一	一四五、五〇五、四一〇	一〇九、八〇八、四〇五
同　一二	九六、四六六、二一七	四八、二五二、七三四	一〇、八三三、九七二	四一、九〇六、〇二〇	七九、一六八	二七、五四九、五〇三	二三五、〇八七、五〇三	△四一、四七一、七二九	一三八、六二一、三八六	九一、九〇六、一八八
三五、六	四八、九八三、一八七	五四、二〇四、八五二	八、五九四、五五六	三九、七二六、一二三	四〇、七一三	四五、一〇八、三五四	一九六、六五七、七九三	△一七、三〇一、〇六八	一四七、六七四、六〇六	九一、四八三、三六五
同　一二	八四、三六七、八四六	六〇、七七〇、一七四	六、四六七、六四六	三五、四一三、四三〇	八八、二四〇	四二、七七五、三三六	二三九、八八二、六六二	四、七九五、一五九	一四五、五一四、八一六	九二、〇二二、七九九
三六、六	八六、一八三、三三三	六四、四〇九、九二三	四、五九七、八四四	四二、五〇一、四三五	七八、五一四	二七、三一六、六七〇	二三五、〇八七、七一八	二八、四二九、九二五	一三八、九〇四、三八五	一〇〇、九二六、五八八
同　一二	七五、五二〇、二四二	六九、二三五、七〇六	一〇、一三八、一一九	四八、四三七、七四二	一六〇、九六三	三四、四五八、八八三	二三七、九三一、六五五	八、〇四九、九九三	一六二、四二一、四一三	一二一、九二二、一一五
三七、六	二一〇、〇一七、七九九	七二、五七九、六九九	七、九〇二、二七四	五〇、一七一、四二九	二一〇、八六一	二五、四八二、〇〇三	二六六、二六四、〇六五	四一、一七六、三四七	一五六、二四六、二六六	一二六、二三三、二六九

同　一二	一四七、五三八、九四九	八一、八二八、〇〇二	六、三五一、五三九	五三、六七〇、七七三	二四七、一四四	五六、六四四、二四八	三四六、二八〇、六五五	一〇八、三四九、〇〇〇	一九八、七四一、七〇六	一二七、九二七、七六七
三八、六	一二三、三五四、七三〇	九三、九二三、三一九	五、八一三、六八九	七一、〇七八、八八四	二七五、四三五	五八、一六二、八九三	三四一、六〇七、九五〇	七五、三四三、八八五	二三九、二五三、三三〇	一四九、七五四、四四八
同　一二	一三〇、四三二、一一六	一〇三、四九〇、九〇六	八、〇六二、四二三	五〇、六九四、九五七	五七四、五五二	一〇五、六五六、七八一	三九八、九一一、七三五	五二、六三一、〇八〇	二六八、四七九、六一九	一三一、〇三四、六二二
三九、六	五七、八二八、〇二八	一一五、二一七、七七三	五、三六三、七二三	三八、九八二、六二三	九〇八、四六七	七一、四五七、一九七	二八九、七五七、八一〇	△五一、八五〇、一四〇	二三一、九二九、七八二	一三九、〇八〇、七二七
同　一二	五一、〇四一、〇七〇	一二四、二〇七、三六五	一三、三九八、六五四	五八、〇九五、〇六四	七四七、三五九	一〇一、五八七、三九一	三四九、〇七六、九〇三	△四九、八三四、八三二	二九八、〇三五、八三三	一五四、二七四、〇四三
四〇、六	四八、〇八三、三六三	一五二、七二五、九七八	一三、八二一、一〇五	七七、六二三、七四〇	五七九、五八〇	七二、七七一、六六〇	三六五、五九五、四二六	七五、八三七、六一六	三一七、五二二、〇六五	一八九、三三九、九二一
同　一二	四二、五七九、五七〇	一四〇、二一五、六三五	一四、四四三、六三五	九二、六七〇、三六七	九八一、八二三	一〇五、七三〇、一六九	三九六、六二一、一九九	四七、五四四、二九六	三五四、〇四一、六二九	二〇七、一〇三、三三八
四一、六	四九、八六二、九七八	一六六、六八八、九〇八	一一、四六一、四〇三	一〇〇、三一七、六四二	一、五一七、五三三	四二、八六一、四六〇	三七二、七〇九、九二四	七、一一四、四九八	三三二、八四六、九四六	二三七、二三四、七四八
同　一二	四三、五九九、〇九四	一六八、八二四、七八〇	一三、二〇四、二四八	六九、二八五、三五〇	一、四五三、六八七	五三、〇九二、三二三	三四九、四五九、四八三	△四七、一六一、七一六	三〇五、八六〇、三八九	二〇九、六三三、一八八
四二、六	四四、六九八、三三四	一七九、九六六、七四六	九、六九二、二三三	四五、〇二一、一〇五	一、四五三、五七七	二九、八二四、三五二	三一〇、六五六、三四七	△六二、〇五三、五七七	二六五、九五八、〇二三	一九一、五五二、〇二九
同　一二	五五、四三五、五六五	一八二、七八七、〇四六	一七、四〇〇、五三七	四七、一七九、三七九	二、五五一、〇八〇	三七、五九六、三〇八	三四二、九四九、九一四	△六、五〇九、五六九	二八七、五一四、三四九	二一〇、二〇三、七六四
四三、六	五五、九八四、〇九四	二一一、二三七、四一七	九、九五九、六〇四	四四、一九九、一四三	二、三三三、四一一	二九、四四八、六七八	三五三、一六二、三四八	四二、五〇六、〇〇一	二九七、一七八、二五四	二三六、一七六、四五〇
同　一二	七〇、八二八、三〇九	二三三、八七四、七五八	一五、六〇〇、九〇二	七〇、〇八五、二〇四	二、四七六、〇三七	九四、七四八、六三二	四八七、六〇三、八四一	一四四、六五三、九二七	四一六、七八五、五三二	二七五、六五五、三六八
四四、六	七三、〇三七、〇八一	二七五、二一一、六〇一	一三、六九六、一三二	八五、三六七、五九五	三、五四七、〇七〇	六二、二五三、三二四	五一三、一一二、八〇三	一五九、九五〇、四五五	四四〇、〇七五、七一三	三三七、九〇三、五八二
同　一二	八〇、六〇五、一五四	三一二、五六六、一一八	二〇、六三一、六一〇	一一三、九〇〇、三四一	一、三三八、三三六	一一九、三八六、四二一	六四八、四一七、九六〇	一六〇、八一四、一一九	五六七、八二三、八〇六	三九五、〇七四、五一六
四五、六	六二、四八三、八六四	三四七、七四九、六二六	一五、七一四、四五三	一二三、六三五、四六六	二、六四〇、六八三	九四、七八八、四四四	六四六、〇一二、五三六	一三三、八九九、七三三	五八三、五二八、六七三	四七四、二五八、五八九
大正元、一二	六八、七〇〇、二三七	三八一、二三〇、五四二	二八、五五三、〇四九	一四四、八三六、一四三	二、一一五、四九七	一四四、三三二、四〇一	七六九、七五七、八六九	一三一、三三九、九〇九	七〇一、〇五七、六三三	五三三、一四七、八三五
二、六	八〇、四一九、四七〇	四〇七、二九四、一二八	一六、七七〇、二三六	一四四、九六六、五九三	二、八〇六、一四七	九九、二六二、五〇九	七五一、五一九、〇七三	一〇五、五〇六、五三七	六七一、〇九九、六〇三	五三〇、〇四三、八四五
同　一二	六六、八八七、六七三	四三二、九四九、八二一	三一、八九〇、四九六	一八一、六八二、一九七	二、四一九、九一七	一〇〇、三六四、三〇四	八一六、一九四、四〇八	四六、四三六、五三九	七四九、三〇六、七三五	五七三、一五〇、六七五
三、六	六八、六一九、七五七	四五四、五一四、〇四一	二二、四二八、四三三	一六八、八二六、四五五	二、八二三、一九八	八一、六七一、四四五	七九八、八八三、三二八	四七、三六四、二五五	七三〇、二六三、五七一	五六九、五一八、四一四
同　一二	六八、三九七、三七七	四六八、四九五、四八五	二二、八三五、一三〇	一五七、九四四、三九一	二、〇九五、六三三	八六、七九六、六九二	八〇六、五六四、七〇七	△九、六二九、七〇一	七三八、一六七、三三〇	五八三、七四〇、八五三
四、六	六八、九二五、五六八	四八七、五七〇、一八四	一七、〇四〇、三六四	一三三、六三五、〇一三	二、五九五、四五九	三七、一三四、四〇九	七四六、九〇〇、九九七	△五一、九八二、三三一	六七七、九七五、四二九	五六九、二九二、五六六
同　一二	七八、一二八、二四七	四九九、九七四、七四八	二八、三七〇、九五五	一五一、七七六、九四一	四、七七三、九九六	六七、三一七、四一七	八三〇、三三二、三〇四	二三、七六七、五九七	七五三、二二四、〇五七	六二三、七三〇、四九七

大正五年六月	七六、一五三、一〇四円	五二三、〇一〇、三二六円	三〇、一九二、三九三円	一三六、三七三、八〇八円	三、〇〇六、四八五円	七一、五四八、一二〇円	八二九、二八四、二三六円	八二、三八三、二三九円	七五三、一三一、一一三円	六〇三、七二二、一三六円
同　一二	九〇、一一九、三三三	五三三、四四一、七七七	四八、五三四、一一八	二四七、三二四、七二六	六、四六四、三三二	一七七、五八八、一八三	一、〇九三、四六二、三四七	二六三、一三〇、〇四三	一、〇〇三、三四三、一三五	七一五、七八七、三九四
六、六	七二、二四五、五〇八	五三八、八二一、一八三	六〇、五三九、六一三	三二一、五六七、七六五	五、七九七、三三八	一九三、六七八、五三〇	一、〇九一、六三九、九一七	二六二、三五五、六九二	一、〇三〇、三九四、四〇九	七〇七、四六二、四八六
同　一二	七五、一八〇、〇〇二	五七二、五五六、一二四	八七、七三六、六二九	三三三、三二五、四八八	四、九〇六、八五三	四一〇、六〇九、四五六	一、四八四、三二四、五五一	三九〇、八五二、二〇四	一、四〇九、一三四、五五〇	八三四、二六八、〇五三
七、六	九六、七二四、七〇五	六二七、二三〇、九七四	八九、三五六、九六七	四九〇、九六〇、二五五	一三、三五七、一八七	四一九、二二五、一〇七	一、七三五、八四五、一九五	六四四、二〇五、二七八	一、六三九、一三〇、四九〇	九一八、四二七、九七三
同　一二	七五、一三三、四〇一	七三〇、〇〇七、一七六	二〇九、四六〇、九二一	六六八、四九三、四七〇	二七、九二二、八五七	六五三、三九六、四〇六	二、三六四、四一三、二三一	八八〇、〇九八、六七〇	二、二八九、二八〇、八二〇	一、一四八、一一八、三四四
八、六	七四、三九三、四八二	七四八、六三九、一九八	一八九、七七五、四八〇	七四五、四九〇、七九五	三九、一九三、八五九	五四四、三〇三、六三八	二、三四一、七九六、四五五	六〇五、九五一、二六〇	二、二六七、四〇二、九七三	一、二六六、八六三、〇〇三
同　一二	八一、八〇五、〇五三	八四三、五四〇、四三三	二五六、四四二、七八六	九八三、六四七、七四二	五七、九七二、一七三	五九五、九六四、八一三	二、八一九、三七二、九九二	四五四、九五九、七七二	二、七三七、五六七、九三九	一、六八四、三四〇、三九八
九、六	六九、〇五六、二六八	九二五、六八二、〇三二	一五一、八八七、二八二	一、〇四〇、五四五、九八八	四一、三五六、三八九	五四一、九三四、五八二	二、七七〇、四六二、五三二	四二八、六六六、〇七六	二、七〇一、四〇六、二六三	一、八六三、四四六、六六四
同　一二	七三、八三一、六八四	一、一〇八、三二一、五一八	一一四、四四二、四〇二	八二〇、〇八九、七二三	一八、七四四、七八四	一八九、六三五、二一七	二、三三五、〇六五、三三九	△四九四、三〇七、六六三	二、二五一、二三三、六四五	一、八三〇、五四七、一七四
一〇、六	六五、七〇七、六二七	一、二六七、五四〇、一一四	一〇四、一三三、一三七	七三三、一一五、一八五	二〇、七四四、五九六	一六一、三一三、六八七	二、三四一、五五四、三四八	△四二八、九〇八、一八三	二、二七五、八四六、七二二	一、八八一、五七四、七八九
同　一二	六五、〇七八、七七二	一、三九六、七九七、三六〇	一四六、二六九、一二八	九二五、四三三、九八一	三五、九三八、七六九	二三八、三八三、一八七	二、八〇七、九〇一、一九八	四八二、八三五、八六九	二、七四二、八二三、四二七	二、二〇八、九八〇、四二五
一一、六	八三、〇〇九、三七九	一、四八七、一七七、六八六	一三三、七七〇、九八七	七五一、〇九三、七四〇	二九、七七九、七八一	二六八、二〇七、二七八	二、七四二、〇三八、八五三	四〇〇、四八四、五〇五	二、六五九、〇二九、四七四	二、一三三、〇五五、一〇八
同　一二	八四、五〇六、九二四	一、五七三、七三二、七七五	一五三、〇一七、九〇一	九〇五、六七二、五六四	二四、三八〇、六二七	三五一、七五八、五二一	三、〇九三、〇六九、三〇四	二八五、一六八、一〇六	三、〇〇八、五六二、三八〇	二、三七四、二五〇、三〇七
一二、六	一三二、五一二、三二八	一、六八五、六〇四、二七六	一三三、〇三〇、七三四	九〇三、七二九、一一三	三〇、〇三九、五六四	二一七、二九三、七一三	三、〇九二、一九九、六二八	三五〇、一六〇、七七五	二、九五九、六八七、四〇〇	二、四九八、五六三、六〇七
同　一二	一四八、七四一、三三七	一、八二六、六一四、八五七	二二一、一四七、九九二	一、三〇六、七〇〇、七四七	四〇、六三四、二三七	四一八、九二三、三九四	三、九五三、七六二、五六六	八六〇、六九三、二六二	三、八〇五、〇二一、二三九	三、〇八〇、六二〇、四二五
一三、六	二〇七、三〇二、七五五	一、九〇〇、二二八、四四四	一四六、三九五、二〇〇	一、〇八〇、四九四、三一六	二三、〇〇二、一七二	二三二、七三六、九七三	三、五九〇、一五九、八六三	四九七、九六〇、二三五	三、三八二、八五七、一〇八	二、八八七、八〇六、三七三
同　一二	一九六、六九七、七〇九	二、〇〇四、三九九、五八〇	一八二、五六四、二三四	一、二〇五、三七七、一〇七	四〇、〇八七、六六七	三八二、九八六、二九二	四、〇一二、一一三、五九一	五八、三五〇、〇二五	三、八一五、四二四、八八二	三、一〇九、〇七〇、三二六
一四、六	七四、三七七、八七二	二、〇四九、四七四、九〇二	一三九、一二三、七三五	一、〇四五、〇二三、五五四	二七、五三九、〇六八	二三七、八六〇、九一九	三、五六三、三九九、〇四九	△二六、七六〇、八一四	三、四八九、〇二二、一七八	二、九九〇、八二六、四八九
同　一二	七二、〇九二、八三八	二、〇九九、三七〇、六八六	一六三、四五一、一八八	一、一五七、四三一、四六〇	三八、六三二、〇〇七	四一九、五八八、五二九	三、九五〇、五六六、七二一	△六一、五四五、八八〇	三、八七八、四七三、八七三	三、一五四、三二四、三〇九
一五、六	五九、〇三二、八三八	二、一三一、三九三、一三九	九二、六七六、五九九	一、一〇〇、〇六二、七五二	三五、五九七、三七八	一九九、八九五、九九九	三、六一八、六五八、七〇六	五五、二五九、六五七	三、五五九、六二五、八六八	三、一三四、六八八、八二四
昭和元、一二	五九、〇三二、八三八	二、二六三、一三一、六九一	一一四、四四四、五五五	一、一八六、〇一八、八九三	二八、六七四、三四四	二一七、五六九、五五三	三、八六八、八七一、八七六	△八一、六九四、八三五	三、八〇九、八三九、〇三八	三、三五三、〇九五、〇九〇

第四節　銀行の檢査及監督

第一款　普通銀行の檢査及監督

銀行事業の消長は一般商工業の盛衰に重大なる關係あるを以て當業者にして違法奸譎の行爲あるか、若は業務の方法放縱に流れて、爲に社會公衆の利益を害するが如き虞なからしめんことを期せざるべからず。玆に於てか政府は時々官吏を銀行に派遣して其の諸帳簿及び一切の業務を檢閲審査するの必要あり。而して國立銀行の檢査は明治六年十二月以來檢査順序を定め、後十年三月檢査官心得書を定め、以て之を實行したるが、私立銀行に關しては當初條例法規の之を律すべきものなく人民隨意の營業に任じ、官吏を派して特に檢査を行ふことなかりしが、明治二十六年七月一日商法新に實施せられ、銀行條例も亦同時に實施せられし爲め、商法第二百二十七條及び銀行條例第八條の趣旨に依り、明治二十七年二月大藏省は始めて檢査官吏を派して長崎貯蓄銀行及び伊萬里銀行等の營業を檢査せしめたり。其の檢査方法及び檢査官心得等の如きは、當初假に國立銀行檢査官心得を斟酌取捨して一時を彌縫せしものなるが、私立銀行の創立漸次增加し、其の事業亦大に發達するに從ひて檢査の事項愈々頻繁を加ふると共に、其の順序方法も自ら嚴肅周密なるを要するに至れり。加之私立銀行の基礎及び性質は、之を國立銀行に比して自ら別異の點あるを以て、後者の檢査方法を以て直に前者に適用し得ざるものありたり。仍て明治二十九年十月大藏省官房第三課に於て始めて銀行檢査官處務規定並に其の檢査の方法及び報告書式等の草案を起し、以て一時之を準用せしが、三十一

年五月に至り實際臨檢の經驗に依り、從前假用の草案を改正して銀行檢査心得を定め、以て檢査の方法に一層の精密を加へたり。然るに明治三十二年に至り私立銀行の數大に增加し、全國銀行の本支店出張所は二千七百八十四箇所の多數に上り、從來の方針に依りて檢査を施行する時は、凡そ五箇年にして漸く全國一回の臨檢を了し得るに過ぎず、斯くては監督上自ら緩慢の嫌あるを免れざるに至れり。されば大藏省は同年四月二十六日、三十一年改定の銀行檢査心得を改正して、全國銀行中凡そ總數の三分一以內の銀行に臨檢し、他は之に依りて銀行自ら警戒せしめ、若くは地方廳に命じて檢査せしむるの方針を採ることとし、又檢査報告書中徒らに煩雜に渉るのみにして、比較的其の效果の乏しきものは之を省略し、專ら檢査の實效を擧げ、監督の精神を貫くことと爲したり。

斯くて政府に於ては普通銀行の檢査方針を確定すると共に、爾後其の方針に基きて屢〻全國の銀行に臨檢し、以て銀行營業の是正向上を圖りたるが、銀行檢査の結果に就きて見るに、往々にして不正不良の業を敢てせるものなきにあらざりしかば、政府は明治三十四年九月理財局長通牒を以て、特に通弊の著しきものを指摘し、之が矯正方に關し各地方長官の注意を促せり。今該通牒に依り、當時に於ける普通銀行營業上の所謂通弊たりし事項竝に之に對する政府の注意を見るに左の如し。

一、銀行重役にして自己が關係せる商事又は工業會社に、又は其の株券に對し多額の放資を爲し、會社の營業が不振に陷り或は破產せむとして回收するを得ざるものあり。若し此の事に關して世間の風評に上らば、債權者は自己の利益の爲め預金の取付を爲す等のことあるは免れざる所にして、斯の如きは他會社の爲め銀行の信用を危ふくするものなり。注意を要す。

二、貸出金回收期日到來するも督促緩慢に失し、遂に銀行の損失に歸することあり。苟も其の期日到來せば遲滯なく嚴重に督促し、成るべく速に回收して金融を圓滑ならしめ、預金の引出又は新なる貸出に遺憾なからしむることを要す。徒らに債務者の信用若くは擔保品の價格等に拘泥するときは、不知不識の間に債務者の資產又は擔保品の時價に變動を生ずることあり。注意を要す。

三、相當資產家の保證する證書又は裏書せる手形にして、回收期日の經過すること甚しきものあり。此等は一定の時期又は其の條件の下に於て、保證人若くは裏書人に對し權利を執行し得ることは當然なるにも拘らず、預主たる債務者又は手形の振出人が家資分散又は破產をなさざれば、保證人又は裏書人に對抗することを能はざるものの如く考へ居るやの嫌あり。注意を要す。

四、損失に歸すること明かなるも、配當の減ぜんことを恐れ、又は損失補塡の途に苦み、尙ほ銀行の債權中に包含せしむること久しきに亙れるものあり。苟も損失の恐あるときは償却準備金を積立つるか、若くは其の期の決算に於て速に償却するを要す。然れども若し其の後債務者にして資力を恢復せば、債權の及ぶ限り何時にても取立得べきものにして、償却せしが爲めに銀行の債權は消滅すべきものに非ず。而して斯の如くするときは、債權中確實ならざるものなきに至り、銀行は何時解散するも債權は直に執行せられて、株主又は債權者等に損害を蒙らしむることなし。注意を要す。

五、前各項の如くすれば信用を維持增加し、損失を免れ、金融は常に圓滑にして、不時の危急も容易に避くることを得るなり。然るに此等の方法に依らずして放資を爲し回收を顧みず、資金

は停滯して金融逼迫を甦ずる者あり。逼迫の原因は種々の事情より來たるものなりと雖も、責金の停滯は又其の一原因として見ることを得るなり。注意を要す。

六、各地自ら金融繁閑の時期を異にす。故に其の事情時期に依り銀行は資金の運用を計らざるべからず。然るに此の點に注意せず、殊に商工業盛に、一般經濟界順調にして、投下せし資金も容易に回收し得るときに當りて回收を怠り、以て經濟界逆境に陷り、金融停滯して回收することを得ず、然もその措置の妥當ならざることを顧みず、金融逼迫に藉口して徒に借入金に汲たるものあり。注意を要す。

七、貸出金擔保として債務者より徵收したる擔保を、其の承認を經て更に之を他に流用し借入を爲すものあり。之れ或は事情に依りては已むを得ざる場合あるべきも、斯くては債務者に對し債務辨濟の督促をなすに當り不都合あるを免れざるを以て、成る可く此の方法に依らざるを可とす。注意を要す。

八、擔保品中、印刷機械・時計・硯箱・膳椀・茶碗其の他商品に非ざるものを徵收せるものあり。此等は銀行の債權擔保として見るを得ず、質屋的營業に類するものなり。注意を要す。

九、擔保品の實物存在を知らざるものあり、此等は營業に對し最も冷淡なるものなり。注意を要す。

一〇、擔保品を債務者自身に保管せしめ、遂に其の物件を消費せられたるものあり。これ擔保として法律上の效力を有せず、假令他の方法に依り賠償せしむることを得べしと雖も、是より生ずる損害は銀行自ら負擔せざるべからず。注意を要す。

一一、擔保品流込となり、或は擔保一切を銀行へ引取りて債務を免除し、之を處分せんと欲するも、擔保品時價下落して元本利息を償ふを得ず、又かかる物權を銀行の所有物として記載するを恥ぢ、舊債務者又は行員の名義を以て之を擔保として貸出したるが如き體を裝へるものあり。これ銀行の體面を裝はんとして却て虛僞の記載に陷るものなり。注意を要す。

一二、預金中借入金と同じ利息を附し且つ擔保を供し、富豪等に懇願して預りたるものあり。又は甲銀行に在りては預金と稱するも、乙銀行に於ては之を借入金と稱するものあり。此等は其の名稱の如何に拘らず、其の性質に依り預金なるか又は借入金なるかを明かにするを可とす。

一三、株式會社又は合名會社の重役若くは社員にして、其の銀行より巨額の債務を負へるものあり。前者は監査役、後者は社員の承認を經れば支障なしと雖も、何れも大に反省を要する所なり。

一四、株式會社の銀行にして自己の株券を保護預り又は其の他間接の方法に依りて債權擔保と爲せるものあり。然れども直接たると間接たるとを問はず、其の目的が質權の擔保と認められる以上は法律の禁ずる所なり。注意を要す。

一五、銀行條例施行細則改正の趣旨を誤解し、財產目錄を作り、之を備へ置かざるものあり。商法の規定に依り注意を要す。

右の如きは固より當時に於ける普通銀行一般の情況にあらずと雖も、また其の通弊として列擧せられし所なり。然も銀行條例の規定に遵へば、大藏大臣は銀行事業に對し認可の指令を與ふるも、其

の營業內容の不良なるものに對し營業の停止又は認可の取消を爲すことを得ず。從て不良銀行の金融界に與ふる惡影響を除去せんとするも事實上困難なる狀態に在りたり。斯の如きは銀行營業を認可營業となす立法の精神にあらざるべきを以て、政府に於ては種々調査研究の結果、大正五年右に關する銀行條例中改正法律案を第三十七回帝國議會に提出し、同年三月七日法律第十三號を以て公布したり。右改正法律中には既記大藏大臣の認可に關する條項其の他に就き改正の事項ありと雖も、玆には重複を避け、單に銀行事業の停止又は認可取消に關する追加條項のみを揭出すれば左の如し。

第八條ノ二　大藏大臣ハ銀行ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ其事業ノ停止ヲ命シ其他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

銀行カ法令、定款又ハ大藏大臣ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ大藏大臣ハ事業ノ停止若ハ役員ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ認可ヲ取消スコトヲ得

斯くて大藏大臣の銀行事業に對する監督權は、右條例改正の結果處分に關する權能を伴ふこととなり、從來に比し頗る强化せられたり。而して普通銀行の檢査は常に經費竝に人員不足の爲め充分に之を行ふこと得ざりしも、大正四年大藏省に專任事務官の設置せらるるあり、翌五年銀行局の獨立新設せられて直接檢査監督の衝に當ることとなり、又大正六年には檢査規定竝心得其の他報告書式等を改定し、以て大正末年に及べり。

尙ほ貯蓄銀行に就ては總て普通銀行の檢査に準じ之を檢査するものにして、敢て重說の必要なしと雖も、此の他後述すべき特殊銀行の檢査以外に、無盡業、有價證券割賦販賣業、市街地信用組合、信託業等、各種金融機關の檢査あるを以て、此等に關し一言せざるべからず。(一)無盡業は大正四年十一月業法の實施と共に初めて之を免許事業と爲し、其の實地檢査を開始したるは大正八年頃のことに屬し翌九年六月之に關する檢査規定竝心得を定めたり。(二)有價證券割賦販賣業は大正七年右業法の實施と共に免許業と爲し、大正九年頃始めて實地檢査を行ひしが、其の檢査は大體銀行檢査に準じたるものなりき。(三)市街地信用組合に關しては、大正六年法律第二十二號を以て組合法公布せられ、同年十一月より其の實施を見、同年四月に至り初めて實地檢査を施行したり。(四)信託業に就きては大正十二年一月信託法竝信託業法施行せられ、同年十二月頃始めて新法に依る會社の設立を見たるものにして、之に關する最初の實地檢査は大正十四年のことに屬す。

第二款　特殊銀行の檢査及監督

特殊銀行は各特殊の目的を以て設立せられたるものにして、其の目的を達成せしめんが爲め、政府は此等の銀行に附與するに銀行券又は債券の發行其の他種々の特權を以てせり。從て其の監督に就きても政府は常に特別の注意を拂ひ、各特殊銀行法規に基きて監理官を常任し、絕えず諸般の業務を監査せしむるものとす。而して多くの場合監理官は每週一回以上其の所監銀行に臨み、諸般の業務を監査し、必要と認むるときは金庫、券書庫、帳簿其の他の文書を監査すべく、尙ほ法律命令若くは定款に違反し、又は公益を害する行爲ありと認むるときは、速に大藏大臣に具申して其の指揮を請ふものなり。又重役會又は株主總會に出席して意見を開陳し、且銀行の事務執行に就き改正を要する點を認むる場合は、大藏大臣に其の意見を具申することを得。今各特殊銀行個々の場合に就き檢査制

度の沿革を記述せんに、先づ(一)日本銀行は他の銀行と其の成立の趣旨を異にし、而して株金の半額は政府に於て之を引受け、且又兌換銀行券の發行其の他種々の特權を享有せるため、政府は特に日本銀行條例第二十一條に依り、明治十五年十月同行の設立と同時に一名の監理官を任命したり。其の後日本銀行は國庫金の出納又は國債事務の取扱を命ぜられ、業務益〻繁忙を加ふるに至りしかば、明治二十一年八月大藏大臣は新に監理官處務規程を設け、次で同二十四年八月監理官事務順序を定めたり。而して二十二年八月監理官を增員して三名とせしも、右員數には其の後屢〻の增減あり、又倫敦及び紐育に代理店を設置するに及び、大藏大臣は在外領事に委囑し、又は駐箚財務官をして、此等海外代理店事務の監理を爲さしむることとせり。次に(二)橫濱正金銀行に就きては、明治十三年二月同行の創立せらるるや、政府は二名の監理官を任命し、四月監理官心得を定めたるが、明治十五年一月一旦監理官を廢して官選取締役（政府の持株に對する政府代表取締役にして、民間の適任者を選任し、其の定員を三名とせり）を設けたり。然るに其の後正金銀行は政府の特別監督の下に置かるることとなりし爲め、明治二十一年三月監理官處務規程を設けて監理官制度を復活し、翌四月初めて條例に依る監理官一名の任命を見たり。而して明治二十年七月橫濱正金銀行條例の發布せらるる迄は、國立銀行條例を準用して之を監督せしものなり。(三)日本勸業銀行に就きては、明治三十年六月其の創立と共に二名の監理官を任命し、同年十二月監理官要務規程を設け、降て大正十年四月日本勸業銀行及農工銀行合併法規の制定せらるるや、同年九月日本勸業銀行地方監理官規程を定め、臺灣及び大阪以外の各地支店に地方監理官を置くこととせり。(四)農工銀行に就きては農工銀行法中特に一章を設け、其の監理官は各地方高等官中より之を選任し、大藏大臣の指揮を受けて其の業務を監督せしむる旨を規定し、各設立と同時に之を任命することと爲し、而して明治三十年十二月初めて監理官處務規程を制定せり。(五)北海道拓殖銀行に就きては、明治三十二年其の創立と共に一名の監理官を任命し、同三十三年三月監理官事務規程を定めしが、後之を二名として同道內務部長と札幌稅務監督局長を以て之に當て、尋で大正十四年東京支店に券書事務（債券及株式關係事務）を移管するや、更に大藏省よりも一名の監理官を任命することとなれり。(六)日本興業銀行に就きては、其の法律の規定する所に依り開業に先立ちて監理官を任命し、明治三十五年四月監理官要務規程及び監理官事務調査心得を定めて大正末年に及べり。(七)臺灣銀行に對しては、明治三十二年七月初めて總督府事務官中より一名の監理官を任命し、翌月之が處務規程を定め、其の後大藏省中よりも一名追加任命せられたり。(八)朝鮮銀行に對しては明治四十四年八月其の創立と共に、朝鮮總督の監督下に一名の監理官を任命し、韓國銀行監理官處務心得を準用して之が監督を爲さしめしが、大正十三年七月同行法規の改正と共に大藏省の監督下に置き、大藏省よりも一名の監理官を任命することとなれり。

以上述べし如く各特殊銀行の監理官制度は區々にして、相互の間に何等統一なく煩雜に渉るの嫌ありしが、大正十五年六月に至り此等の弊を除かんが爲め、新に特別銀行監理官處務規程を定め、以て各特殊銀行の監理官執務の一般準則と爲し、翌月一日實施と同時に從來の各行監理官處務規程は悉皆廢止せられたり。特別銀行監理官處務規程の全文は左の如し。

特別銀行監理官處務規程（大正十五年六月大藏大臣達）

第一條　日本銀行監理官、橫濱正金銀行監理官、日本勸業銀行監理官、北海道拓殖銀行監理官、日本興業銀行監理官、臺灣銀行監理官及朝鮮銀行監理官ハ本規程ノ定ムル處ニ依リ執務スヘシ

第二條　監理官ハ少クトモ毎週一回其ノ所監銀行ニ臨ミ其銀行諸般ノ業務ヲ別ニ定ムル所ニ依リ監査シ少クトモ毎月一回其ノ要領ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

監理官ハ所監銀行ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ關シ特ニ注意ヲ要スル事項アリト認ムルトキハ速ニ大藏大臣ニ具申スヘシ

第三條　監理官ハ前條監査ニ關シ必要ナリト認ムルトキハ銀行ノ金庫券書庫帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査シ又ハ銀行重役ヲシテ計算書報告書等ヲ差出サシムルコトヲ得

第四條　監理官ハ必要ナリト認ムルトキハ大藏大臣ニ上申シ其ノ許可ヲ得テ何時タリトモ其ノ所監銀行ノ支店出張所又ハ代理店ニ巡回臨檢スルコトヲ得

前項臨檢ノ結果ハ其ノ都度之ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第五條　監理官ハ其ノ所監銀行ノ重役會株主總會等ニ出席スヘシ此ノ場合ニ於テハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第六條　監理官ハ其ノ所監銀行カ條例法律命令若ハ定款ニ背戻シ又ハ公益ヲ害スル行爲アリト認ムルトキ速ニ大藏大臣ニ具申シ其ノ指揮ヲ請フヘシ

第七條　監理官ハ其ノ所監銀行ノ業務ニ付之レヲ制止又ハ制限スルノ必要アリト認ムルトキハ速カニ大藏大臣ニ具申シ其ノ指揮ヲ請フヘシ

第八條　監理官ハ其ノ所監銀行ノ將來ノ方針又ハ業務ノ改善若ハ定款其他諸規定ノ改正ニ付意見アルトキハ之ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ

第九條　監理官ハ其ノ所監銀行ヨリ大藏大臣ニ提出スル計算報告其ノ他一切ノ書類ヲ檢印シ意見アルトキハ其ノ旨ヲ副申スヘシ

第十條　監理官ハ其ノ所監銀行ニ對スル認可指令其他ノ命令ニ關シ主任部局ノ合議ヲ受クルモノトス

但シ主任部局ノ所在地ニ在ラサル監理官ニ付キテハ此ノ限リニアラス

第十一條　監理官ハ一定ノ帳簿ヲ備ヘ處務上必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第十二條　一銀行ニ對シ數人ノ監理官ヲ存スル場合ニ於ケル各監理官ノ事務分擔竝常時臨監スヘキ店舖ニ付キテハ別ニ之ヲ定ム

第十三條　兌換銀行券銀行券及債券ニ關スル監理官ノ監査手續ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依ル

附　則

第十四條　本規程ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條　日本銀行監理官處務規程、日本勸業銀行監理官要務規程、北海道拓殖銀行監理官處務規程、日本興業銀行監理官要務規程、臺灣銀行監理官處務規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

尤も監理官を置く各銀行は夫々特殊の目的を有し、固有の使命を帶ぶるものなるを以て假令共通の處務大綱を定むと雖も、他方監理の實際に當りては所監銀行の特性に應じ夫々適當なる方法手續順序を採らざるべからざるを以て、處務規程は此の點に就きては別に規程を設くることとせり。尚ほ產業組合中央金庫は大正十二年七月創立後農林大藏兩省より各一名宛の監理官を任命することとなれり。

第三款　銀行檢查官制の變遷

初め銀行類似の業を營む會社に關する事務は、大藏省庶務局の主管に屬せしも、明治五年十一月國立銀行條例の發布と共に、同條例第二十二條第三節に依り紙幣寮に移管することとなりしを以て、翌六年四月同寮中に銀行課を設けて之を監理せしむることとせり。其の後大藏省官制には屢次の改

正行はれ、分課規程にも亦幾變遷ありしを以て、銀行及び銀行類似會社の監督機關も順次左の如く變遷したり。

本局銀行課	明治十一年一月	（同時に紙幣寮廢止）
書記局銀行課	同　十二年十二月	（同時に本局廢止）
銀　行　局	同　十三年五月	（同時に書記局銀行課廢止）
監査局銀行課	同　二十四年七月	（同時に銀行局廢止）
大臣官房第三課	同　二十六年十月	（同時に監査局廢止）
監督局銀行課	同　三十年四月	
理財局銀行課	同　三十一年十月	（同時に監督局廢止）
大臣官房銀行課	大正二年六月	
銀　行　局	同　五年四月	

而して大正二年六月の官制改正に際し、其の事務範圍を擴張して信託に關する事項を加へ、尋で大正十年事務官の增員と共に、更に其の權限を擴張して從來の銀行の檢査監督を改め、廣く金融機關の檢査監督調査と爲せり。大藏省所管の金融機關とは各特殊銀行・普通銀行・貯蓄銀行・信託會社・擔保付社債信託會社・無盡業者・有價證券割賦販賣業者及び大藏大臣が農林大臣と協議して監理を行ふべき市街地信用組合・產業組合中央金庫・信用組合聯合會等なりとす。又銀行の檢査に從事する官吏は當初の頃は特に之を設くる事なく、明治三十七・八年頃迄は大藏屬をして之に當らしめしが、同四十一年以降大藏省高等官之に當ることとなり、局長・參事官・課長等隨時銀行檢査のことに當り、越えて大正四年八月始めて大藏省に專任事務官（奏任）を置くこととなれり。

今試みに明治八年以降同三十二年に至る國立銀行の檢査回數及び大正四年八月事務官制度設置以降十五年に至る各種金融機關の檢査數竝に大正五年銀行條例改正以後同十五年十一月に至る處分銀行數等を表示すれば左の如し。

（一）國立銀行累年檢査回數表

年次	檢査回數	年次	檢査回數	年次	檢査回數	年次	檢査回數
明治八年	二三	明治一五年	五四	明治二二年	一一九	明治二九年	四三
同九年	一八	同一六年	三四	同二三年	二七	同三〇年	三〇
同一〇年	一三	同一七年	七	同二四年	四七	同三一年	五
同一一年	六五	同一八年	一四	同二五年	一〇三	同三二年	〇
同一二年	一〇七	同一九年	二五	同二六年	一	計	一、二六七
同一三年	一七七	同二〇年	二六	同二七年	六三		
同一四年	一九一	同二一年	二二	同二八年	五三		

（二）各種金融機關實地檢査調數（自大正四年八月至大正十五年末）

種類	大正四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	計
特殊銀行	△八四	一四	△一三	△一三	九	△八五	—	—	△四二	—	△六三	四	△七七 一六
普通銀行	△一五二	△四四一	△四〇二	△二六二	二一	三	△五六九	一〇八	△五五三	九六	△八七九	△四六六	△五九七 三四
貯蓄銀行	△二三五	△三六一	△二九三	一八	一五	二	△一四二	一〇	一〇	九	六	七	△一七九 一二
信託會社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	一三

種類	大正四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	計
特殊銀行													
普通銀行													
貯蓄銀行													
信託會社													
有價證券割賦販賣業													
無盡業													
市街地信用組合													
計													

（備　考）△印は支店檢査數を內書したるものなり。

（三）各種金融機關書面檢查調數（自大正四年八月至大正十五年末）

種類	大正四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	計
特殊銀行													
普通銀行													
貯蓄銀行													
信託會社													
有價證券割賦販賣業													
無盡業													
市街地信用組合													
計													

（四）自大正五年四月至同十四年十一月　處分銀行數

府縣名	普通銀行	貯蓄銀行	計
東京	二九	一五	四四
大阪	二		二
京都	一		一
兵庫			
神奈川	一		一
千葉			
岐阜			
石川			
新潟	一		一
秋田	一		一
廣島			
山口	一		一
愛媛			
大分	一		一
熊本			
計	四一	二〇	六一
茨城	一		一
栃木	一		一
山梨	一		一
愛知	三	二	五
長野	三	一	四

第二章　日本銀行

第一節　總　說

第一款　日本銀行の組織

第一項　日本銀行條例

第一目　條例の制定

明治維新直後に於ける本邦の幣制及び銀行制度は、北米合衆國の制度を模倣したるものにして、本位貨幣は米貨約一弗に相當する所の一圓金貨を以て單位と爲し、而して政府は自ら紙幣を發行したるのみならず、其の保護の下に國内の各地に國立銀行を設立せしめ、附するに銀行紙幣發行の特權を以てせり。然るに一方に於て本位金貨の外に、貿易市場の決濟に資する爲め鑄造せる所の所謂貿易銀を以て、國内に通用せしむるに至りし爲め、流通金貨は漸次市場より其の跡を絶ち、實際上の本位貨は銀貨幣たるかの如き觀を呈し、金本位と稱するも實は名義上の制度たるに過ぎざる有樣となれり。加之當時國費多端の爲め政府發行の紙幣は日を趁うて增加し、他方國立銀行に於て發行する紙幣も亦次第に增加を來せしかば、銀紙の間に勘からざる較差を生じ、斯くて經濟界は物價の暴騰、輸入の激增等幾多の惡影響を蒙るに至れり。而も此の間各國立銀行は小資本を擁して各地に割據し、到底金融調節の任を全うすること能はざる狀態に在り、一般に金融は頗る圓滑を缺き、金利從て昂騰の一方

に傾けり。本邦經濟界の狀況既に斯の如し。大藏卿松方正義茲に鑑むる所あり、卽ち白耳義の銀行制度に則り、我國に中央銀行を興すの案を立て、明治十五年三月之を太政官に上呈したり。其の要旨を見るに、先づ第一に國立銀行は小資本を擁して各地に割據せるの狀態に在るを以て、之が相互聯絡融通の氣風を馴致せんが爲めに中央銀行を設立せざるべからず、第二に國立銀行は此の如く資本寡少にして信用の基礎薄弱なる爲め、一朝金融繁忙の際に逢遇せんか、忽ち資金の缺乏に陷らざるを得ざるを以て、之が必要なる資金を供給する所の中心機關として、中央銀行を設立せざるべからず、第三に金利の高低は通貨の虛盈よりも寧ろ貸付資金の消長如何に係ること多し、今我國現時の狀況を見るに、銀行業者は概ね目前の利に馳りて長期の貸付を爲し、資金を固定せしむるの傾向にあり、爲に金融市場時々の需要に應ずること能はずして、金利をして徒らに高からしむるの弊あり、此の時に當り宜しく短期手形の割引を以て資金の運轉を迅速ならしむるに於ては、自ら金利の低下を圖り得べく此の爲めには是非とも中央銀行の設立なかるべからず、第四に國庫金の取扱機關として中央銀行を設立せざるべからず、第五に正貨調節の機關として中央銀行を設立せざるべからずと爲せるものなり。

大藏卿松方正義の中央銀行設立に關する建議は太政官の容るる所となり、明治十五年六月二十七日布告第三十二號を以て之に關する條例の發布を見たり。日本銀行條例卽ち之れなり。同條例は全文凡そ二十五條より成り、宜しく其の創立の趣旨に合せしむるが如く規定せられたり。卽ち第二條に於て、日本銀行は本店を東京に置き、國内の要地に支店を設け、又他の銀行とコルレスポンデンスを締約することを得と爲し、以て内地金融の疏通に便ぜしむると共に、第十一條に於ては同行營業の

範圍を規定し、政府發行の手形・爲替手形其の他確實なる商業手形の割引を爲すこと、地金銀の賣買、金銀貨或は地金銀を抵當とする貸金を爲すこと、手形の代理取立を爲すこと、金銀貨其の他の保護預り又は定期貸を爲すこと等を定めたり。更に政府の保證に係る各種の證券を抵當として、當座勘定貸せしむべきこと、政府は都合に依り日本銀行をして國庫金の取扱に從事設けたり。此等の條項たるや實に日本銀行條例の精神を爲すものと云ふべく、而して第十二條に於て日本銀行の營業に制限を附したる所以のものは、其の之を保護するの餘り、萬一の危險なからしめんことを期したるに依るなり。次に該條例の全文を掲出すべし。

日本銀行條例（明治十五年六月二十七日布告第三十二號）

第一條　日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債辨償ノ爲メ株主ノ負擔スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス

第二條　日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ各府縣ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトヲ得但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルトキハ其事由ヲ大藏卿ニ具狀シテ其許可ヲ受クヘシ又大藏卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

第三條　日本銀行ノ營業年限ハ開業ノ日ヨリ滿三十年トス但株主總會ノ決議ニ依リ營業ノ延期ヲ請願スルコトヲ得

第四條　日本銀行ノ資本金ハ壹千萬圓ト定メ之ヲ五萬株ニ分チ一株貳百圓トス但株主總會ノ決議ニ依リ資本金ノ增加ヲ請願スルコトヲ得

第五條　日本銀行ノ株券ハ總テ記名券トナシ日本人ノ外賣買讓與スルヲ許サス

第六條　日本銀行ノ株主トナラントスルモノハ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ

第七條　資本金總額五分ノ一卽チ貳百萬圓ノ入金アルトキハ營業ヲ開始スルヲ得ヘシ但資本金募集ノ手續ハ定款ヲ以テ定ムル者トス

第八條　營業上ニ於テ損失ヲ生シ資本現入金額ノ內幾分ヲ減少シタルトキハ其事由ヲ審明シ資本入金殘額ヨリ其缺額ニ充ル迄ノ金額ヲ追募スヘシ

第九條　事業ノ伸張ニ由リ資本入金ノ增加ヲ要スル時ハ之ヲ資本入金殘額ヨリ追募スヘシ

第十條　純益金總額ヨリ株主割賦金ヲ引去リ其殘額ヨリ少クトモ十分ノ一ヲ左ノ目的ヲ以テ積立金ト爲ス可シ

第一　資本金ノ損失ヲ補フ

第二　割賦金ノ不足ヲ補フ

第十一條　日本銀行ノ營業ハ左ノ如シ

第一　政府發行ノ手形爲替手形其他商業手形等ノ割引ヲ爲シ又ハ買入ヲ爲ス事

第二　地金銀ノ賣買ヲ爲ス事

第三　金銀貨或ハ地金銀ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲ス事

第四　豫テ取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲メニ手形金ノ取立ヲ爲ス事

第五　諸預リ勘定ヲ爲シ又ハ金銀貨貴金屬竝諸證券類ノ保護預リヲ爲ス事

第六　公債證書政府發行ノ手形其他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ抵當トシテ當座勘定貸又ハ定期貸ヲ爲ス事但其金額及利子ノ割合ハ總裁副總裁理事監事ニ於テ時々決議シ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條　日本銀行ハ第十一條ニ記載スル事業ノ外左ニ揭クル件々ハ勿論其他諸般ノ營業ニ關渉スルコトヲ得ス

第一　不動產及ヒ銀行又ハ諸會社ノ株券ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲ス事

第二　本銀行ノ株券ニ對シテ貸金ヲナシ又ハ株券ノ買戻ヲ爲ス事

第三　諸工業會社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ關係スル事

第四　本支店出張所ヲ開設スル爲メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動產ノ所有主タル事

第十三條　政府ノ都合ニ依リ日本銀行ヲシテ國庫金ノ取扱ヒニ從事セシムヘシ

第十四條　日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但此銀行券ヲ發行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス

第十五條　日本銀行ハ諸手形及切手ヲ發行スルヲ得ヘシ

第十六條　日本銀行ハ公債證書ヲ買入又ハ之ヲ賣拂フコトヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ大藏卿ノ許可ヲ受クヘキモノトス

第十七條　日本銀行ハ總裁一人理事四人ヲ以テ綜理スル者トス此外ニ監事三人乃至五人ヲ置ク可シ

第十八條　總裁副總裁ハ任期五箇年トシ總裁ハ勅任副總裁ハ奏任トス但任期中ハ他ノ官職ヲ兼任スルヲ得ス

第十九條　理事ハ株主總會ニ於テ選擧シ大藏卿ノ命スル者トス但創立第一回ハ五箇年ノ任期ヲ以テ大藏卿之ヲ特命スヘシ監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選擧シ理事監事ノ任期ハ定款ヲ以テ定ムヘシ

第二十條　理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ會社等ノ役員タルヲ許サス

第二十一條　大藏卿ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシムヘシ

第二十二條　日本銀行ハ本支店出張所及約定店等ノ營業上百般ノ景況ヲ調査シ少クモ毎月一回之ヲ大藏卿ヘ報告ス可シ

第二十三條　日本銀行ハ本條例ノ旨趣ニ基キ銀行定款ヲ作リ政府ノ許可ヲ受クヘシ但定款ヲ改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ處スル時ハ株主總會ニ於テ決議シ政府ノ許可ヲ受ク可シ

第二十四條　政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督シ其營業上條例定款ニ背戻スル事ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘシ

第二十五條　此條例ヲ改正增削スル時ハ其施行ノ日ヨリ三箇月以前ニ之ヲ布告スヘシ

第二目　條例の改正

日本銀行條例の制定以來、同行の營業は比年著しき發達を遂げ、當初の制規を以てしては頗る不便なるものあるに至りしかば、明治二十三年五月大藏大臣松方正義は、日本銀行條例中改正に關する法

律案を具して閣議を求め、同年八月法律第六十一號を以て、同條例第十九條及第二十條を改正し、左の如く公布したり。

法律第六十一號（明治二十三年八月九日）

日本銀行條例中左ノ通改正ス

第十九條　理事ハ株主總會ニ於テ選擧シ大藏大臣之ヲ命シ監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選擧ス」

理事ノ任期ハ四年トシ監事ノ任期ハ三年トス

理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ會社等ノ役員タルヲ許サス

第二十條　總裁ハ毎半期ニ通常株主總會ヲ招集ス

總裁ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲メ必要ト認ムルトキハ臨時株主總會ヲ招集ス

總裁ハ監事ノ全員又ハ株主總會ノ會員タル者五十名以上ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ請求スルトキハ臨時株主總會ヲ招集セサルコトヲ得ス

株主總會ノ會員ハ開會ノ六十日前ヨリ引續キ十株以上ヲ所有スル者ニ限ル

株主總會ニ於テハ會員ニ代理ヲ委託スルノ外他人ヲ以テ代理人トナスコトヲ得ス

株主總會ノ會員ハ株數十箇ニ付投票一個ノ權利ヲ有ス十一株以上ハ五十株毎ニ一個ノ投票權ヲ增加ス但他人ノ代理ニ屬スル權利ハ十箇以上ヲ超ユルコトヲ得ス

惟ふに同銀行設立の當時は、未だ兌換銀行券發行の特權を附與せず、國庫金事務及び國債事務の如きも僅に其の一小部分の取扱を命ぜしに過ぎざりしが、其の後明治十七年に至り始めて兌換銀行券の發行を許され、而も其の發行高は年々增加せしのみならず、二十一年には兌換銀行券條例の改正ありて、政府發行紙幣及び銀行紙幣は、漸次之を兌換銀行券と引換ふることとなりしかば、通貨畫一の制度玆に定まり、其の結果を見る將に數年を出でざるに至れり。而して兌換銀行券發行高の一伸一縮は以て市場の景況を制するに足る可く、既にして日本銀行は通貨整理の大任を帶ぶると共に、國庫金の出納事務は擧て之を同行に任じ、國債事務の如きも一二の場合を除くの外は悉く之れを同行に命任したるを以て、同行責任の重大なる固より創立當時の比にあらざるなり。されば其の創立の當時定められたる所の同行條例及び定款を以てしては、同行現在の規模に適せざるものなしとせず。就中理事監事の選擧、株主總會等に關する規程の如きは、改正の必要最も顯著なるものありたるものとす。加之明治二十三年法律第三十二號を以て商法の發布を見、一般商業行政の方途既に備はりしが日本銀行は固と特別の性質を有し、特種の事業を經營するものなるを以て、萬般の事擧て同法に據る能はざるは論を俟たず。從て商法の發布に伴ひ、同行の爲め特に規定する所なかる可からざるに至りしかば、政府は彼此の事情に鑑みて爰に日本銀行條例中を改正するに至りしものなり。而して日本銀行條例に就ては爾後何等の改正を見ずして大正末年に及べり。但し日本銀行は後述する所の如く明治四十三年二月其の營業年限を延期し、又明治二十年三月、二十八年八月及び四十三年二月の三度に亙り其の資本金を增加したるを以て、日本銀行條例第三條及同第四條は、此等の件を許可したる大藏省告示に依りて實質上の改正を受けたるものと云ふべし。

第二項　日本銀行定款

日本銀行條例發布せられ、之が創立委員の任命あるや、該委員等は條例第二十三條の規定に基き同行の定款を作成し、更に在京の各地株主就中東京、横濱及大阪の株主中銀行事務に經驗ある者十數名を創立事務所に召集して內議諮問を盡し、其の議決する所を以て大藏卿の認可を申請する所あり、大藏省は些少の修正を加へたる上、明治十五年十月六日之が認可を與へたり。右定款は銀行の組織、資本金及積立金、營業報告及配當、行務綜理、監理官、株主總會、總則の八章に分ち、全部八十七條より成り、概して日本銀行條例の趣旨を遵奉して制定せられしものなり。卽ち次の如し。

日本銀行定款

第一章　日本銀行組織ノ事

第一條　日本銀行ハ有限責任トシテ本行ノ負債辨償ノ爲メ株主ノ負擔スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス

第二條　日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ又各府縣ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルヲ得ヘシ但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルトキハ其理由ヲ大藏卿ニ具狀シテ其許可ヲ受ク可シ又大藏卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスルトキハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアル可シ

第三條　支店及出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルノ規則ハ銀行重役ニ於テ決議シ大藏卿ノ許可ヲ受ク可シ

第四條　日本銀行ノ營業年限ハ條例第三條ニ據リ明治十五年十月十日ヨリ滿三十年トス但株主總會ノ決議ニ依リ營業ヲ繼續セントスルトキハ其延期ヲ請願シ更ニ政府ノ許可ヲ受ク可シ

第五條　日本銀行ノ實際報告ニ於テ資本金半額以上ノ損失セシ旨ヲ證明スルトキハ鎭店スルモノトス前項ノ場合ヲ除クノ外期限內ニ鎭店セントスルトキハ株主總會ノ出席員四分ノ三以上ニシテ總株半數以上ヲ所有スル者ノ決議ヲ經テ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第六條　日本銀行ハ期內ト滿期トヲ問ハス前條ノ場合ニ在ツテ鎭店スルトキハ株主總會ニ於テ鎭店所分人ヲ選定シ其權限職制ヲ定メテ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第二章　資本金及積立金ノ事

第七條　日本銀行ノ資本金ハ壹千萬圓ト定メ之ヲ五萬株ニ分チ一株貳百圓トス但政府ノ命令ニ依リ資本金ヲ增加シ若シクハ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ經ルニ於テハ資本金ヲ增加スルコトヲ得

第八條　日本銀行ノ資本金半額迄ハ政府ニ於テ引受ケ之レカ株主タルヲ得ヘシ

第九條　資本金總額五分ノ一卽チ貳百萬圓（一株ニ付キ四拾圓ノ割）ハ必ス開業五日前迄ニ入金スヘシ

右資本入金ノ割合及期限ハ左ノ如シ

第一回　金四拾圓（一株ニ付）　但明治十五年九月十五日ヨリ同三十日迄入金ノ事

第二回　金貳拾圓（一株ニ付）　但明治十六年五月十五日ヨリ同三十一日迄入金ノ事

第三回　金貳拾圓（一株ニ付）　但明治十六年十月一日ヨリ同十五日マテ入金ノ事

第四回　金貳拾圓（一株ニ付）　但明治十七年五月十五日ヨリ同三十一日マテ入金ノ事

第五回以降ハ銀行ノ都合ニ由リ募集スヘシ而シテ其期限ハ少クトモ六箇月以前ニ新聞紙又ハ其他ノ手續ヲ以テ廣告スヘシ但其金額ハ一回毎ニ一株ニ付貳拾圓ヨリ少カラス四拾圓ヨリ多カラサルモノトス

第十條　營業上ニ於テ損失ヲ生シ資本現入金額ノ內幾分ヲ減少シタルトキハ其事由ヲ審明シ資本入金殘額ヨリ其缺額ニ充ル迄ノ金額ヲ追募スヘシ

第十一條　事業ノ伸張ニ由リ資本金ノ增加ヲ要スルトキハ之ヲ資本入金殘額ヨリ追募スヘシ

第十二條　株主若シ資本入金ノ日限ニ入金セサルトキハ過怠金トシテ追募金十分ノ一ヲ增納セシム可シ若シ又二箇月ヲ經テ猶入金セサルトキハ其株券ヲ賣拂ヒ其代金ヨリ追募金額過怠金竝ニ其賣拂ニ係ル費用ヲ差引キ餘贏アレハ原株主ニ還付シ不足ハ尙ホ之レヲ追徵スヘシ

第十三條　株券ハ總テ記名トシ日本人ノ外賣買讓與スルヲ許サス

第十四條　日本銀行ノ株主タラントスルモノハ大藏卿ノ許可ヲ受ク可シ

第十五條　株券ハ銀行ニ於テ株式牒ヲ設ケテ之ニ記入スヘシ若シ株券ヲ賣買又ハ讓與セントスルトキハ賣方ヨリ書面ヲ以テ其旨ヲ銀行ニ請求シ銀行ハ大藏卿ノ許可ヲ經テ之ヲ當人ヘ通報スヘシ此通報ヲ受ケタル上賣買又ハ讓與ノ證書ヲ作リ雙方連印ヲ爲シ株券ヲ添ヘテ銀行ニ差出スヘシ而シテ銀行ニテハ之ヲ牒簿ニ記入シ且其賣買讓與ヲ證スル爲メ總裁及文書局長株式局長其株券ノ裏面ニ署名捺印スルモノトス

第十六條　株主ハ銀行ノ資產ヲ共有シ割賦金ヲ受取ル爲メ其所有株ノ多寡ヲ問ハス每株ニ付各一個平等ノ權理ヲ有スル者トス

第十七條　日本銀行ノ株主タルモノハ本行ノ定款及株主總會ニ於テ決議スル所ノ事件ヲ遵守スヘシ

第十八條　凡株式ニ屬スル權理義務ハ其株券（何人ノ所有タルヲ問ハス）ニ附從スルモノトス

第十九條　純益金總額ヨリ第三十六條ノ株主割賦金ヲ引去リ其殘額ヨリ少クトモ十分ノ一ヲ左ノ目的ヲ以テ積立金ト爲ス可シ

第一　資本金ノ損失ヲ補フ

第二　割賦金第三十六條ノ割合ニ及ハサルトキ之ヲ補フ

第二十條　前第十九條ニ記載セル積立金ハ金銀貨地金銀及公債證書ノ買入ニ使用スヘシ但此積立金ヨリ生スル所得金額ハ銀行ノ總益金ニ算入スヘシ

第三章　銀行營業ノ事

第二十一條　日本銀行ノ營業ハ左ノ如シ

第一　政府發行ノ手形爲替手形其他商業手形等ノ割引ヲ爲シ又ハ買入ヲ爲ス事

第二　地金銀ノ賣買ヲ爲ス事

第三　金銀貨或ハ地金銀ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲ス事

第四　豫テ取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲メニ手形金ノ取立ヲ爲ス事

第五　諸預リ勘定ヲナシ又ハ金銀貨貴金屬竝諸證券類ノ保護預リヲ爲ス事

第六　公債證書政府發行ノ手形其他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ抵當トシテ當座勘定貸又ハ定期貸ヲ爲ス事

第二十二條　日本銀行ハ前第二十一條ニ記載スル事業ノ外左ニ揭クル件々ハ勿論其他諸般ノ營業ニ關渉スルヲ得ス

第一　不動產及銀行又ハ諸會社ノ株券ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲ス事

第二　本銀行ノ株券ニ對シテ貸金ヲ爲シ又ハ此ノ株券ノ買戻ヲ爲ス事

第三　諸工業會社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ關係スル事

第四　本支店出張所ヲ開設スル爲メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動產ノ所有主タル事

第二十三條　日本銀行ニ於テ割引ヲ爲ス商業手形ハ總テ裏書ヲ以テ授受ヲ爲シ印稅規則ニ依リテ印紙ヲ貼シ資產確實ナル者二名以上ノ裏書アリテ且ツ支拂期限ノ百日以內ニ在ル者ニ限ル可シ但銀行總會ノ決議ヲ經大藏卿ノ許可ヲ得タル格段ノ約束アルモノハ一人ノ裏書ニテモ割引ヲ許スコトアルヘシ

第二十四條　割引依賴人ヨリ其手形金額ニ匹敵スル商品又ハ商品預證書ヲ質入レシタルトキハ之ヲ一人前ノ署名捺印ト見做シ割引ヲ許スコトアルヘシ

第二十五條　政府發行手形ノ割引ハ仕拂期限及割引ノ步合共時々大藏卿ニ稟議シ重役集會ニ於テ決定スルモノトス

第二十六條　手形割引ノ步合ハ每月重役集會ニ於テ決定シ支店出張所ニ於テハ本店ヨリ時々指定スル所ノ

歩合ニ從フ可シ但シ此歩合ハ重役集會ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ變更スルヲ得ヘシ

第二十七條　政府發行手形ノ割引ニ充ツル金額及公債證書其他政府ノ保證ニ係ル證券ヲ抵當トシテ貸出スヘキ金額竝ニ利子ノ割合ハ毎十日重役集會ニ於テ決議シ監事集會ノ承諾ノ上大藏卿ノ許可ヲ受ク可シ

第二十八條　前第二十七條ノ貸付ハ銀行ニテ資產確實ト認ムル者ニ限ルヘク且ツ期限ハ永クトモ六箇月ヲ超過スヘカラス而シテ其貸付金ハ當日證券ノ相場ニ對シ十分ノ八ヲ限リト爲スヘシ

負債主若シ期限ニ於テ返金セサルトキハ其抵當品ヲ賣拂ヒ元利差引キ贏餘アルトキハ之ヲ本人ニ還付シ不足ハ之ヲ追徵スヘシ但期限ニ於テ書換延期ヲ請フトキハ一回限リ許スコトアルヘシ尤銀行總會ニ於テ格段ナル許可ヲ與ヘタルモノハ此限リニ在ラス

第二十九條　日本銀行ハ公債證書竝ニ政府發行手形ヲ買入レ又ハ之ヲ賣拂フコトヲ得ヘシ此場合ニ於テハ重役集會ノ決議ヲ以テ監事集會ノ承諾ヲ受ケ大藏卿ノ許可ヲ經ルニ非サレハ施行スルヲ得ス但其許可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ實施ヲ成サヽルトキハ其許可ハ無效タルヘシ

第三十條　日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但條例第十四條ニ依リ政府ヨリ別段ノ規則ヲ頒分セラレタルノ後ニアラサレハ之ヲ實施スルヲ得ス

第三十一條　日本銀行ハ送金手形振出手形及振換切手ヲ發行スルヲ得ヘシ

第三十二條　日本銀行ハ政府ノ都合ニ依リ國庫金ノ取扱ニ從事スルヲ得ヘシ

第三十三條　貸金ノ返濟手形ノ仕拂等不安全ト思惟スルカ又ハ現ニ滯貸或ハ不渡トナリタル時ハ負債者所有ノ家屋土地其他ノ財產ヲ銀行ニ引取ルコトヲ得ヘシ但此家屋土地其他ノ財產トモ爾後一箇年以内ニ賣拂ヒヲ爲ス可シ然レトモ大藏卿ノ許可ヲ受ルモノハ此限リニ在ラス

第四章　實際報告及利益金分配ノ事

第三十四條　重役集會ニテ毎年六月三十日、十二月三十一日ニ於テ營業上實際ノ報告ヲ整理シ二十日以内ニ之ヲ監事集會ニ付シ監事集會ハ此報告ヲ受ケタル日ヨリ更ニ二十日以内ニ於テ之カ調査ヲ爲スヘシ尤監事集會ノ多數ヲ以テ可決スルトキハ直チニ確定シタルモノトス若シ其多數ヲ得サルトキハ株主總會ノ決議ニ付スヘシ

第三十五條　創業費營業費其他ノ諸費用ハ毎半季決算ノ總益金ヨリ引除キ其殘額ヲ以テ純益金ト爲ス可シ但創業費ハ遞減法ヲ以テ支消スルモノトス

第三十六條　純益金ハ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

第一　人民所有ノ株金現拂込高ニ對シ年八分（即半季四分）ノ割合ヲ以テ配當スヘシ

第二　政府所有ノ株金現拂込高ニ對シ年六分（即半季三分）ノ割合ヲ以テ配當スヘシ

第三　右配當金ヲ引去リ其殘額ヨリ少クトモ十分ノ一ヲ積立金ト爲スヘシ

第四　右三項ノ金額ヲ引去リ其殘額十分ノ一ヲ賞與トシテ理事監事ヘ配當スヘシ但理事一名ト監事一名トノ割合ハ理事ハ七分監事ハ三分ノ比例ヲ以テ遞折分配スル者トス

右四項ヲ差引キ其殘額ハ總株ヘ配當スヘシ尤其割合ハ時々大藏卿ノ許可ヲ受ク可シ

第三十七條　上半季ノ割賦金ハ其年八月三十日迄ニ下半季ノ割賦金ハ翌年二月二十八日迄ニ各株主ヘ分配スルモノトス

第三十八條　此割賦金第三十六條ノ割合ニ及ハサルトキハ積立金ノ內ヨリ補フモノトス然レトモ次ノ半季ニ於テ此ノ割合ヲ超ユル時ハ前半季ニ補ヒシ積立金ノ缺額ヲ補塡スヘシ

第三十九條　上下兩半季ノ實際報告竝損益勘定ハ大藏卿ヘ申牒シ且ツ新聞紙ヲ以テ廣告スヘシ下半季ノ實際報告竝損益勘定ハ其年度營業上ノ重役報告竝ニ監督報告ニ付シ翌年二月ノ定式株主總會ヨリ凡五日前ニ各株主ヘ配付スヘシ

第四十條　銀行重役ハ本支店及出張所約定店等ノ營業上百般ノ景況ヲ取調ヘ毎月一回ヨリ少ナカラス之ヲ大藏卿ニ報告スヘシ

第五章　行務綜理ノ事

第一節　職員ノ組織

第四十一條　日本銀行ハ總裁一人副總裁一人理事四人ヲ以テ事務ヲ綜理スル者トス而シテ總裁副總裁理事ノ集會ヲ名ケテ重役集會ト云フ

此銀行ノ事務監督ノ爲メ監事三人乃至五人ヲ置キ其集會ヲ名ケテ監事集會ト云フ

又割引手形審査ノ爲メ割引委員ヲ置ク可シ

第四十二條　總裁ハ勅任副總裁ハ奏任トシ共ニ任期五年トス但滿期後幾回ニテモ任命スルヲ得ヘシ尤任期中ハ他ノ官職ヲ兼任スルヲ得ス

第四十三條　總裁副總裁ハ東京市內ニ住居スヘシ

第四十四條　總裁副總裁ノ俸給及交際費ハ政府ニ於テ定メ銀行ヨリ支辨スルモノトス

第四十五條　理事ハ任期四年トシ株主總會ニ於テ被選者二倍ノ候補ヲ選擧シ大藏卿其內ヨリ命任スルモノトス但創立第一回ハ五年ノ任期ヲ以テ大藏卿ヨリ特命スヘシ若シ任期內ニ於テ缺員アルトキハ大藏卿ヨリ補缺員ヲ命シテ其殘期丈ケヲ勤メシムヘシ

第四十六條　理事ハ滿期後幾回ニテモ選任セラルヽヲ得可シ

理事ハ必ス東京府內ニ住居スヘシ

第四十七條　每年一月一日ニ於テ理事一名ヲ更代セシムヘシ但更代ノ順序ハ明治二十年八月ノ株主總會ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ其翌年ヨリ此順序ヲ逐フテ每年更代スルモノトス

第四十八條　總裁副總裁及理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ會社ノ役員タルヲ許サス

第四十九條　監事集會ハ會員中ヨリ會長一名ヲ選擧スヘシ

第五十條　監事ハ任期三年トシ株主總會ニ於テ選擧スルモノトス但シ滿期後幾回ニテモ選任スルヲ得ヘシ」

監事ハ每年二月ノ株主總會ヲ畢リテ一名宛更代スヘシ但シ交代ノ順序ハ創立第二年二月ノ株主總會ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ其翌年ヨリ此順序ヲ逐フテ每年更代スルモノトス

死去又ハ不時ノ退職者アリテ其補缺ニ選擧セラレタル者ハ前任者ノ殘期丈ヲ勤ムルモノトス

第五十一條　理事ハ五十株以上監事ハ二十株以上ヲ上任以前ニ所有スルニ非サレハ此選ニ當ルヲ得ス

此株券ハ理事監事事務取扱ノ保證金トシテ銀行ニ預ケ置ク可シ本人退職スト雖モ其年度ノ實際報告ヲ監事集會ノ可決シタル後ニ非サレハ其株券ヲ受戻スコトヲ得ス

第五十二條　總裁副總裁理事監事ハ銀行ノ營業上他人ト約束スル事件ニ就テハ一個人ノ義務ナキモノトス

第五十三條　第三十六條第四項ニ定メタル割合ヲ以テ半季利益金ヲ配當スルニ理事ハ一名ニ付五千圓監事ハ一名ニ付貳千圓ニ超過スルトキハ株主總會ニ於テ其配當金ヲ此額迄ニ減少スルヲ得可シ

第二節　總裁副總裁

第五十四條　總裁ハ重役集會銀行總會及株主總會ノ議長タル可シ

總裁ハ此等ノ會議ニ於テ決議セシ事件ヲ施行スルモノトス

總裁ハ重役集會ニ於テ諸勘定書ヲ整理セシメ之ヲ株主總會ニ付ス可シ

總裁ハ銀行全般ノ事業ニ注目シ條例定款及內規等ノ諸則ヲ恪守セシム可シ

銀行營業ニ關スル訴訟ハ總裁ノ名ヲ以テ之ヲ爲ス可シ

總裁ハ重役集會ノ決議ヲ以テ約定書和解書其他一般ノ書類ニ署名捺印スヘシ

日常細事ニ關スル書類ヲ除クノ外營業上ノ證文其他ノ書類ニハ必ス文書局長ノ副印ヲ要スル者トス

第五十五條　總裁ハ重役集會ニ於テ決議セシ事件ヲ不當ナリト認ムル時ハ速ニ銀行總會ヲ開キ其意見ヲ諮詢スルヲ得ヘシ

各會議ニ於テ決議シタル事件ト雖モ條例定款ニ牴觸スルコトハ勿論政府ノ不利ト認ムル時ハ總裁直ニ之レヲ停止シ政府ヘ申告スヘシ若シ三十日以內ニ政府ヨリ別ニ指令ナキ時ハ原決議ノ通リ施行スヘキ者トス

第五十六條　總裁事故アル時ハ副總裁代理スヘシ

第五十七條　總裁ハ日常ノ細事ヲ處辨スル爲メ其事件ヲ定メ理事ヲシテ代理セシムルヲ得ヘシ

第三節　重役集會

第五十八條　重役集會ハ銀行諸般ノ事務ヲ決議スルモノトス但他ノ集會ニ於テ決議スヘキノ成規アルモノハ此ノ限リニアラス

此集會ハ手形割引ノ歩合政府發行ノ手形ヲ割引スル金額公債證書等ニ對シ貸與スル金額及公債證書買入ニ充ル金額等ヲ定ム可シ但シ此等ノ事件ハ監事集會ノ承諾ヲ經テ施行スルモノトス

此集會ハ各局役員一般ノ進退黜陟ヲ議シ其給料身元金等ノ額ヲ定ム可シ

支店出張所ノ役員中ニ於テ證書類ニ銀行ノ名義ヲ以テ署名捺印セシムルモノハ重役集會ニ於テ之ヲ選ミ委任狀ヲ與フルモノトス

重役集會ハ約定竝ニ和解等ノ條件ヲ決議スルコトヲ得ト雖モ監事ノ承諾セサル事件ハ實行スルコトヲ許サス

此集會ニ於テハ株主總會ニ差出スヘキ一年間營業ノ報告ヲ整理スヘシ

第五十九條　重役集會ハ半數以上出席ナキトキハ決議スルヲ得ス

此集會ノ議事ハ多數ヲ以テ決定スルモノトス若可否相半スル時ハ議長之ヲ決ス可シ

第六十條　重役集會ニ於テハ議事錄ヲ作リ其決議ノ趣旨竝事務ノ要領ヲ記載シ出席員及文書局長之ニ署名捺印スヘシ

第四節　監事集會

第六十一條　監事ハ銀行諸般ノ事務ヲ監視シ且諸帳簿類ヲ檢査スル者トス

監事ハ實際報告損益勘定及經費豫算等ヲ調査シ正當ナリト認ムルトキハ之ヲ承認スヘシ但此報告豫算等ハ重役集會ニ於テ調整回付スル者トス

重役集會ニ於テ手形割引ノ歩合ヲ變更シ又ハ政府發行ノ手形ヲ割引スル金額若シクハ公債證書其他政府ノ保證ニ係ル諸證券ニ對シ貸與スル金額ヲ增減シ又ハ公債證書買入ノ件ヲ決議シタル時ハ監事集會ノ承認ヲ受クヘキモノトス然レトモ事情至急ヲ要スル時ハ手形割引ノ歩合ニ限リ重役集會ノ決議ノミヲ以テ增減スルヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ必ス五日以內ニ監事集會ノ承認ヲ受ク可シ

第六十二條　監事集會ハ少クトモ每月一回宛開會スヘシ若シ二人以上缺席スル時ハ決議ヲ取ルコトヲ得ス」

議事ハ多數ヲ以テ決ス可シ若シ可否ノ數相半スル時ハ銀行總會ニ於テ決ス可シ

若シ二人以上ノ缺席アリテ決議ヲ取ルコト能ハサルトキハ至急ヲ要スル事件ニ限リ銀行總會ニ於テ決議スルヲ得可シ

第六十三條　第三十六條第四項ニ定メタル監事ノ配當金ハ半額ヲ人員ニ均分シ半額ハ出席數ニ應シテ配當スルモノトス

第五節　銀行總會

第六十四條　總裁副總裁理事監事ノ集會ヲ名ケテ銀行總會ト云フ

第六十五條　銀行總會ハ少クトモ每月一回ツヽ開會シ營業上ノ得失ヲ商議スルモノトス

此總會ハ定款內規ニ依リ其職務ニ屬スル諸件ヲ決議スルモノトス

此總會ハ利益金ノ分配及賞與ノ金額ヲ決議スヘシ

此總會ハ保護預リノ約束及其手續等ヲ決議スヘシ

此總會ハ重役集會ノ起案シタル銀行內規竝支店出張所等ノ規則ヲ決議ス可シ

此總會ハ支店出張所廢置ノ件ヲ決議スヘシ

以上四項ノ事件ハ總テ大藏卿ノ許可ヲ經ルニアラサレハ施行スルヲ得ス

第六十六條　第六十二條第三項ノ場合ヲ除クノ外重役監事共ニ過半數ノ出席アルニアラサレハ決議ヲ取ルヲ得ス

議事ハ多數ヲ以テ決スルモノトス但可否ノ數相半スル時ハ議長之ヲ決ス可シ

第六節　割引委員

第六十七條　割引委員ハ多クトモ三名以上タル可シ其委員ハ銀行總會ニ於テ選定シ出席日數ニ應シテ手當金ヲ付與スヘシ

此委員ハ監事中ヨリ兼任スルヲ得ヘシ

此委員ハ每年總員ノ半數ヲ更代スルモノトス但之ヲ再選スルヲ得可シ

第六十八條　割引委員ハ理事一名ヲ以テ之カ長トナス可シ但委員出席ノ時日ハ內規ヲ以テ定ムルモノトス

此委員ハ諸手形ノ檢査ヲ遂ケ之カ割引ヲ許スヘシト認定スルトキハ其趣ヲ銀行重役ニ申出ヘシ

第六章　監理官

第六十九條　監理官ハ大藏卿ノ命ヲ受ケテ銀行一般ノ事務ヲ監理シ殊ニ銀行券發行內外手形割引等ノ事務ヲ監視スルモノトス

第七十條　監理官ハ何時タリトモ銀行事務一切ノ狀況ヲ質問シ且帳簿若シクハ金庫等ノ檢査ヲナス權ヲ有ス

監理官ヨリ銀行事務ノ一覽表ヲ要スルトキハ銀行重役ニ於テ之ヲ調製シ檢印ヲ捺シテ差出ス可シ

第七十一條　監理官ハ重役集會監事集會銀行總會割引委員席株主總會等ニ臨席シ意見ヲ陳述スルヲ得ヘシ

但可否ノ數ニ加ハルヲ得ス

第七章　株主總會

第七十二條　株主總會ハ株主總體ノ權理ヲ表スルモノトス

條例規則ニ依リ株主總會ニ於テ決議シタル事件ハ缺席者或ハ異議者ト雖モ必ス服從スヘキ者トス

第七十三條　株主總會ノ會員タル者ハ會期六十日前ニ於テ十株以上ヲ所有スル者ニ限ルヘシ

會員缺席スルトキハ他ノ會員タルヘキ者ニ代理ヲ附託スルヲ得ヘシ

會社組合又ハ銀行等ニシテ此銀行ノ株主タル者ハ其社員一名ヲ以テ代理セシムルヲ得ヘシ

株主中婦女竝瘋癲白痴及丁年未滿ノ男子ハ其後見人若シクハ他ノ會員タルヘキモノヲ以テ代理セシムヘシ

前三項ニ定メタル代理人タル者ハ必ス委任狀其他ノ書籍ヲ持參スルモノトス

第七十四條　會員ハ當日發會前ニ出テ出席名簿ニ署名捺印スヘシ

第七十五條　株主ハ所有株數十個ニシテ投票一個ノ權理ヲ有シ十一株以上ハ五十株毎ニ一個ヲ增加スルモノトス又幾人ヨリ代理委任ヲ受クルモ其代理ニ屬スル權理ハ十個以上ヲ有スルヲ得ス但政府及會社銀行等ノ代理タル者ハ此限リニ在ラス

第七十六條　定式株主總會ハ每年二月八月第三ノ土曜日ニ於テ開場スヘシ

此定式總會ニ於テ第三十四條ニ揭ケタル前半季實際報告ノ可否ヲ決議スヘシ

二月ノ株主總會ニ於テハ銀行重役ヨリ前年度ノ十二月三十一日迄ノ營業報告ヲ差出スヘシ

八月ノ株主總會ニ於テハ其年末ニ滿期退職スヘキ理事及監事ノ後任ヲ選擧スヘシ

二月八月兩度ノ株主總會ニ於テハ職員中死去或ハ退職者ノ補缺選擧ヲナス可シ

第七十七條　大藏卿若シクハ重役集會ニ於テ必要ナリト思考スルトキハ何時ニテモ臨時株主總會ヲ開クヲ得ヘシ

監事集會ヨリ請求スルカ又ハ株主總會員タルモノ五十名以上ヨリ請求アル時ハ何時ニテモ臨時株主總會ヲ開クヲ得ヘシ

第七十八條　株主總會ヲ開クトキハ定式臨時ヲ問ハス三十日前ニ招集狀ヲ各會員ヘ送致シ且新聞紙ヲ以テ其旨ヲ廣告スヘシ

若シ銀行總會ニ於テ緊要ナル事件ト認メ至急ニ株主總會ヲ開カント欲スル時ハ此招集期限ヲ十五日迄ニ短縮スルヲ得ヘシ

第七十九條　右招集狀ニハ其討議ニ付スヘキ事件ヲ明示スヘシ

第八十條　總裁副總裁理事監事ヲ除キ當日出席會員中所有株券ノ最モ多數ナル者二名ヲ選ミ以テ總會ノ幹事トナスヘシ但當選ノ者之レヲ辭スル時ハ順次次數ノ者ヲ以テ之レニ充ツヘシ

幹事ハ總裁副總裁理事ト共ニ當日會場ノ議事錄ニ署名捺印スヘシ

第八十一條　株主總會ニ於テハ招集狀ニ記載セシ事件ヲ討議スヘシ但其議案ハ重役集會又ハ監事集會ヨリ回付スルモノトス

若シ會員十名以上ノ連署ヲ以テ會期十日前ニ重役集會ニ他ノ議案ヲ差出シタル時ハ之ヲ當日ノ議題ト爲スヲ得ヘシ

株主總會ノ議事ハ議題外ノ事件竝ニ人ノ毀譽褒貶ニ渉ルヲ許サス

招集狀ニ記載セサル事件ト雖モ重役集會ヨリ臨時回付シタル議案ニシテ會場ニ於テ緊要ナリト認ムルモノハ當日ノ討議ニ付スルヲ得

第八十二條　議事ハ多數ヲ以テ決スヘシ若シ可否相半スルトキハ議長之ヲ決スヘシ

第八十三條　第四十五條ニ記載スル理事ノ候補ヲ選擧スルニ投票過半數ヲ得ルモノナキトキハ其最多數ナルモノヨリ右候補ニ二倍スル人員ヲ定メ之ニ就テ再ヒ投票ヲ爲スヘシ若シ投票同數ナルトキハ年長ヲ以テ定ムヘシ

監事選擧ニ於テ投票過半數ヲ得ルモノナキトキハ亦前項ノ例ニ準ス

第八十四條　任期中理事監事ヲ罷ムルトキハ株主總會出席員四分ノ三以上ニシテ總株半數以上ヲ所有スルモノヽ同意アルニ非レハ之ヲ決定スルヲ得ス但シ理事ヲ罷ムル時ハ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ

第八章　總　則

第八十五條　此定款ヲ改正スル時ハ特別ニ株主總會ヲ開キ之ヲ決議スルモノトス但其改正スヘキ條件ハ之ヲ會員招集狀ニ記載スヘシ

右株主總會ハ出席員所有ノ株數三萬個ニ滿ツルニ非サレハ其事件ヲ決議スルヲ得ス

此總會ノ議事ハ出席員投票個數三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ決議スルヲ得ス

此總會ニ於テ決議シタル事件ハ政府ノ許可ヲ經ルニ非レハ施行スルヲ得ス

第八十六條　政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督シ其營業上條例定款ニ牴觸スル事件ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ムル事件ハ之ヲ制止スヘシ

第八十七條　政府ノ都合ニ依リ要用ナリトスルトキハ何時ニテモ此定款ヲ改正增削スルノ權アルヘシ

右定款は其の制定後政府の命令又は株主總會の議決に依りて屢次改正せられたり。卽ち明治十八年一月以降日本銀行株式中政府持株の分は帝室資產に屬せらるることとなりたるを以て、政府は同年四月七日定款第三十六條第二項政府の文字を帝室と更正すべき旨指令し、又翌十九年二月政府は日本銀行定款第三十六條第四項中を改正し、從來純益金は人民所有株金現拂込高及び政府所有株金現拂込高に對する配當金を引去りたるものより十分の一以上の積立金を爲し、更に其の殘額の十分の一を賞與として理事監事へ配當するものと定め、賞與金配當の割合は理事七分、監事三分の比例を以て分配すべきものと爲したりしが、各賞與金控除の制規を改正し、役員賞與の外に交際費を加へ其の割合は內規を以て定むることと爲し、右定款改正方に關し大藏大臣より日本銀行へ令達する所ありたり。而して日本銀行純益金は、從來定款第三十六條に據り、人民持株には年八分、政府持株には年六分の割合を以て配當し來りしも、當初斯の如き差異を付したるは、全く該行創立の際兌換銀行券發行の特權未だ實施に至らず、事情已むを得ざるものありしに由るものにして、其の後兌換券發行の實施あり、其の流通高益〻巨額に達し、同行營業の狀況は昔日の比にあらず、純益配當に就ても政府人民の間に區別を設くるの必要なきに至りしかば、政府は總株金現拂込高に對して均く年六分の割合を

以て配當することに改むるの必要を認め、又同時に株主總會に於ける議決方法を改正することと爲し、大藏大臣は明治二十年四月二日之が改正方を日本銀行に令達したり。次に又日本銀行理事は其の任期を四年とし、株主總會に於て候補者を選擧し、大藏卿其の內より任命するを原則とするも創立第一回の際は五年の任期を以て大藏卿より特命せしかば、右理事は明治二十年を以て任期滿了するに付き、同年八月の株主總會に於て之を改選し、爾後毎年一名更代の順序は明治二十一年八月の總會に於て抽籤を以て定むべきものなるも、定款第四十七條には更代順序を定むべき總會を明治二十年八月と規定したるを以て、大藏大臣は之れが改正の必要を認め、明治二十年七月二十八日其の旨日本銀行に達せり。次で明治二十一年七月勅令第五十九號を以て、兌換銀行券條例を改正せられ、其の結果同條例第二條の地金銀竝に證券の解釋及び兌換銀行券發行の手續等に關し、日本銀行定款中改正を加ふるの必要を生じ、又明治二十年同行資本金の增加等に因り自ら改正を要するものあるに至りしかば、大藏大臣は明治二十一年十二月二十一日日本銀行定款第五十條第二項、第五十一條第一項第七十五條但書及第八十二條等を改正し、新に第八十八條乃至第九十一條を追加す可きことを達したり。明治二十八年資本金の增加に伴ひ定款第九條末項及第八十五條第二項を改正するの必要を生じ、同年八月十七日株主總會の決議を具して大藏大臣に出願し同日其の許可を得、又明治三十一年二月十九日、臨時株主總會の決議に由り、定款第十五條に第二項を追加し、株券の種類五種を定めて株主の選擇する種類を交付し、又手數料を徵して種類變更を許すことと爲し、定款改正方認可の件を大藏大臣に出願し、同日其の認可を得たり。

日本銀行定款の改正に就ては以上述ぶる所の如し。尙ほ明治三十二年六月改正商法の實施ありし爲め日本銀行の如き特別法令の下に設立せられたる銀行に於ても亦、新商法の準則に依り其の定款を改正せざるべからずとの說ありしも、日本銀行に於ては商法施行法第二條の解釋上及同行の性質上斷然之が改正を爲すの必要なきものと認め、同年七月七日を以て其の旨大藏大臣に稟申することあり、大藏大臣亦其の趣旨を認めしかば、日本銀行定款は商法實施の爲め何等の變更を受くることなかりしものとす。而して日本銀行條例が資本金の增加及營業年限の延長等の爲め實質上の變更を見たるが如く、同行定款も亦資本金の增加に伴ひ實質上前後三回の變更を來せりと雖も、此點に就ては別に次項資本金の部に於て敍說する所ある可し。今左に大正十五年末現行の日本銀行定款を揭出し、以て前後對照の便に備へんとす。

日本銀行定款（明治十五年十月六日認可濟）

第一章　日本銀行組織ノ事

第一條　日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債辨償ノ爲メ株主ノ負擔スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス

第二條　日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ又各府縣ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルヲ得ヘシ但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルトキハ其事由ヲ（大藏卿）ニ具狀シテ其許可ヲ受クヘシ又（大藏卿）ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスルトキハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

第三條　支店及ヒ出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルノ規則ハ銀行重役ニ於テ決議シ（大藏卿）ノ許可ヲ受クヘシ

第四條　日本銀行ノ營業年限ハ條例第三條ニ據リ明治十五年十月十日ヨリ滿三十年トス但株主總會ノ決議ニ依リ營業ヲ繼續セントスルトキハ其延期ヲ請願シ更ニ政府ノ許可ヲ受クヘシ（明治四十三年二月營業年限ヲ明治七十五年十月九日迄延長ス）

第五條　日本銀行ノ實際報告ニ於テ資本金半額以上ヲ損失セシ旨ヲ證明スルトキハ鎖店スルモノトス
前項ノ場合ヲ除クノ外期限内ニ鎖店セントスルトキハ株主總會ノ出席員四分ノ三以上ニシテ總株半數以上ヲ所有スル者ノ決議ヲ經テ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第六條　日本銀行ハ期内ト滿期トヲ問ハス前條ノ場合ニ在ツテ鎖店スルトキハ株主總會ニ於テ鎖店處分人ヲ選定シ其權限職制ヲ定メテ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第二章　資本金及積立金ノ事

第七條　日本銀行ノ資本金ハ壹千萬圓ト定メ之ヲ五萬株ニ分チ壹株貳百圓トス但政府ノ命令ニ依リ資本金ヲ增加シ若クハ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ歷ルニ於テハ資本金ヲ增加スルコトヲ得（二十年三月千萬圓ニ增加シ株數ヲ拾萬株トシ二十八年八月資本金ヲ參千萬圓ニ增加シ株數ヲ參拾萬株トス）

第八條　日本銀行ノ資本金半額迄ハ政府ニ於テ引受ケ之カ株主タルヲ得ヘシ

第九條　資本金總額五分ノ一即チ貳百萬圓（壹株ニ付四拾圓ノ割）ハ必ス開業五日前迄ニ入金スヘシ
右資本入金ノ割合及ヒ期限ハ左ノ如シ

第一回　金四拾圓（壹株ニ付）
但明治十五年九月十五日ヨリ同三十日迄入金ノ事

第二回　金貳拾圓（壹株ニ付）
但明治十六年五月十五日ヨリ同三十一日迄入金ノ事

第三回　金貳拾圓（壹株ニ付）
但明治十六年十一月一日ヨリ同十五日迄入金ノ事

第四回　金貳拾圓（壹株ニ付）
但明治十七年五月十五日ヨリ同三十一日迄入金ノ事
百圓拂込後ノ拂込ハ銀行ノ都合ニ依リ募集スヘシ但其拂込金額ハ一回毎ニ壹株ニ付貳拾圓ヨリ少カラス
五拾圓ヨリ多カラサルモノトス其拂込期日ハ二箇月以前ニ新聞紙又ハ其他ノ手續ヲ以テ廣告スヘシ（二十八年八月改正）

第十條　營業上ニ於テ損失ヲ生シ資本現入金額ノ内幾分ヲ減少シタルトキハ其事由ヲ審明シ資本入金殘額ヨリ其缺額ニ充ル迄ノ金額ヲ追募スヘシ

第十一條　事業ノ伸張ニ由リ資本入金ノ增加ヲ要スル時ハ之ヲ資本入金殘額ヨリ追募スヘシ

第十二條　株主若シ資本入金ノ日限ニ入金セサル時ハ過怠金トシテ追募金十分ノ一ヲ增納セシムヘシ若シ又二箇月ヲ經テ猶入金セサルトキハ其株券ヲ賣拂ヒ其代金ヨリ追募金額過怠金竝其賣拂ニ係ル費用ヲ差引餘贏アレハ原株主ニ還付シ不足ハ尚ホ之ヲ追徵スヘシ

第十三條　株券ハ總テ記名トシ日本人ノ外賣買讓與スルヲ許サス

第十四條　日本銀行ノ株主タラントスル者ハ（大藏卿）ノ許可ヲ受クヘシ

第十五條　株券ハ銀行ニ於テ株式帳ヲ設ケテ之ニ記入スヘシ若シ株券ヲ賣買又ハ讓與セントスルトキハ賣方ヨリ書面ヲ以テ其旨ヲ銀行ニ請求シ銀行ハ（大藏卿）ノ許可ヲ經テ之ヲ當人ヘ通報スヘシ此通報ヲ受ケタル上賣買又ハ讓與ノ證書ヲ作リ雙方連印ヲ爲シ株券ヲ添ヘテ銀行ニ差出スヘシ而シテ銀行ニテハ之ヲ帳簿ニ記入シ且ツ其賣買讓與ヲ證スル爲メ總裁及ヒ文書局長株式局長其株券ノ裏面ニ署名捺印スルモノトス

株券ハ壹株一通五株一通拾株一通百株一通千株一通ノ五種トナシ株主ノ選擇スル種類ヲ交付ス但株主ハ規定ノ手數料ヲ支拂ヒテ株券ノ種類變更ヲ請求スルコトヲ得（三十一年二月追加）

第十六條　株主ハ銀行ノ資產ヲ共有シ割賦金ヲ受取ル爲メ其所有株ノ多寡ヲ問ハス每株ニ付各一個平等ノ權利ヲ有スルモノトス

第十七條　日本銀行ノ株主タル者ハ本行ノ定款及ヒ株主總會ニ於テ決議スル所ノ事件ヲ遵守スヘシ

第十八條　凡株式ニ屬スル權利義務ハ其株券（何人ノ所有タルヲ問ハス）ニ附從スルモノトス

第十九條　純益金總額ヨリ第三十六條ノ株主割賦金ヲ引去リ其殘額ヨリ少クトモ十分ノ一ヲ左ノ目的ヲ以テ積立金ト爲スヘシ

第一　資本金ノ損失ヲ補フ

第二　割賦金第三十六條ノ割合ニ及ハサル時之ヲ補フ

第二十條　前條第十九條ニ記載セル積立金ハ金銀貨地金銀及ヒ公債證書ノ買入ニ使用スヘシ但此積立金ヨリ生スル所得金額ハ銀行ノ總益金ニ算入スヘシ

第三章　銀行營業ノ事

第二十一條　日本銀行ノ營業ハ左ノ如シ

第一　政府發行ノ手形爲換手形其他商業手形等ノ割引ヲ爲シ又ハ買入ヲ爲ス事

第二　地金銀ノ賣買ヲ爲ス事

第三　金銀貨或ハ地金銀ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲ス事

第四　豫テ取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲ニ手形金ノ取立ヲ爲ス事

第五　諸預リ勘定ヲ爲シ又ハ金銀貨貴金屬竝ニ諸證券類ノ保護預リヲ爲ス事

第六　公債證書政府發行ノ手形其他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ抵當トシテ當座勘定貸又ハ定期貸ヲ爲ス事

第二十二條　日本銀行ハ前第二十一條ニ記載スル事業ノ外左ニ揭クル件件ハ勿論其他諸般ノ營業ニ關渉スルヲ得ス

第一　不動產及ヒ銀行又ハ諸會社ノ株券ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲ス事

第二　本銀行ノ株券ニ對シテ貸金ヲ爲シ又ハ此株券ノ買戻ヲ爲ス事

第三　諸工業會社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ關係スル事

第四　本支店出張所ヲ開設スル爲メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動產ノ所有主タル事

第二十三條　日本銀行ニ於テ割引ヲ爲ス商業手形ハ總テ裏書ヲ以テ授受ヲ爲シ印稅規則ニ依テ印紙ヲ貼シ資產確實ナルモノ二名以上ノ裏書アリテ且ツ仕拂期限ノ百日以內ニ在ルモノニ限ルヘシ但銀行總會ノ決議ヲ經(大藏卿)ノ許可ヲ得タル格段ノ約束アルモノハ一人ノ裏書ニテモ割引ヲ許スコトアルヘシ

第二十四條　割引依賴人ヨリ其手形金額ニ匹適スル商品又ハ商品預證書ヲ質入シタルトキハ之ヲ一人前ノ署名捺印ト見做シ割引ヲ許スコトアルヘシ

第二十五條　政府發行手形ノ割引ハ仕拂期限及割引ノ歩合共時々(大藏卿)ニ稟議シ重役集會ニ於テ決定スルモノトス

第二十六條　手形割引ノ歩合ハ每月重役集會ニ於テ決定シ支店出張所ニ於テハ本店ヨリ時時指定スル所ノ歩合ニ從フヘシ但此歩合ハ重役集會ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ變更スルヲ得ヘシ

第二十七條　政府發行手形ノ割引ニ充ツル金額及公債證書其他政府ノ保證ニ係ル證券ヲ抵當トシテ貸出スヘキ金額竝ニ利子ノ割合ハ每十日重役集會ニ於テ決議シ監事集會承諾ノ上(大藏卿)ノ許可ヲ受クヘシ

第二十八條　前第二十七條ノ貸附ハ銀行ニテ資產確實ト認ムル者ニ限ルヘク且ツ其期限ハ永クトモ六箇月ヲ超過スヘカラス而シテ其貸附金ハ當日證券ノ相場ニ對シ十分ノ八ヲ限リト爲スヘシ

負債主若シ期限ニ於テ返金セサルトキハ其抵當品ヲ賣拂ヒ元利差引キ贏餘アルトキハ之ヲ本人ニ還付シ不足ハ之ヲ追徵スヘシ但期限ニ於テ書換延期ヲ請フトキハ一回限リ許スコトアルヘシ尤モ銀行總會ニ於テ格段ナル許可ヲ與ヘタルモノハ此限ニアラス

第二十九條　日本銀行ハ公債證書竝政府發行手形ヲ買入又ハ之ヲ賣拂フコトヲ得ヘシ此場合ニ於テハ重役集會ノ決議ヲ以テ監事集會ノ承諾ヲ受ケ(大藏卿)ノ許可ヲ經ルニ非サレハ施行スルヲ得ス但其許可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以內ニ實施ヲ爲ササルトキハ其許可ハ無效タルヘシ

第三十條　日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但條例第十四條ニ據リ政府ヨリ別段ノ規則ヲ頒布セラルル後ニ非サレハ之ヲ實施スルヲ得ス

第三十一條　日本銀行ハ送金手形、振出手形及振換切手ヲ發行スルヲ得ヘシ

第三十二條　日本銀行ハ政府ノ都合ニ由リ國庫金ノ取扱ヒニ從事スルヲ得ヘシ

第三十三條　貸金ノ返辨、手形ノ仕拂等不完全ト思惟スルカ又ハ現ニ滯貸或ハ不渡トナリタル時ハ負債者所有ノ家屋土地其他ノ財產ヲ銀行ニ引取ルコトヲ得ヘシ但此家屋土地其他ノ財產トモ爾後一箇年以內ニ賣拂ヲ爲スヘシ然レトモ〔大藏卿〕ノ許可ヲ受クルモノハ此限ニアラス

第四章　實際報告及利益金分配ノ事

第三十四條　重役集會ニテ每年六月三十日十二月三十一日ニ於テ營業上實際ノ報告ヲ整理シ二十日以內ニ之ヲ監事集會ニ附シ監事集會ハ此報告ヲ受ケタル日ヨリ更ニ二十日以內ニ於テ之カ調査ヲ爲スヘシ最モ監事集會ノ多數ヲ以テ可決スル時ハ直チニ確定シタルモノトス若シ其多數ヲ得サルトキハ株主總會ノ決議ニ付スヘシ

第三十五條　創業費、營業費其他ノ諸費用ハ每半季決算ノ總益金ヨリ引除キ其殘額ヲ以テ純益金ト爲スヘシ但創業費ハ遲滯法ヲ以テ支消スルモノトス

第三十六條　純益金ハ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

第一　總株金現拂込高ニ對シ年六分ノ割合ヲ以テ配當スヘシ

第二　右配當金ヲ引去リ其殘額ヨリ少クトモ十分ノ一ヲ積立金ト爲スヘシ

第三　右同金額ノ十分ノ一迄ヲ役員賞與金竝交際費トシテ引去ルヘシ但其割合ハ內規ヲ以テ定ムルモノトス

右三項ヲ差引キ其殘額ハ總株ヘ配當スヘシ尤モ其割合ハ時々大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ（二十年四月改正）

第三十七條　上半季ノ割賦金ハ其年八月三十日迄ニ下半季ノ割賦金ハ翌年二月二十八日迄ニ各株主ヘ分配スルモノトス

第三十八條　此割賦金第三十六條ノ割合ニ及ハサルトキハ積立金ノ內ヨリ補フモノトス然レトモ次ノ半季ニ於テ此割合ヲ超ル時ハ前半季ニ補ヒシ積立金ノ缺額ヲ補填スヘシ

第三十九條　上下兩半季ノ實際報告竝損益勘定ハ〔大藏卿〕ヘ申牒シ且ツ新聞紙ヲ以テ廣告スヘシ下半季ノ實際報告竝損益勘定ニハ其年度營業上ノ重役報告竝監事報告ヲ付シ翌年二月ノ定式株主總會ヨリ凡五日前ニ各株主ヘ配賦スヘシ

第四十條　銀行重役ハ本支店及出張所、約定店等ノ營業上百般ノ景況ヲ取調ヘ每月一回ヨリ少ナカラス之ヲ〔大藏卿〕ニ報告スヘシ

第五章　行務綜理ノ事

第一節　職員ノ組織

第四十一條　日本銀行ハ總裁一人副總裁一人理事四人ヲ以テ事務ヲ綜理スルモノトス而シテ總裁副總裁理事ノ集會ヲ名ケテ重役集會ト言フ

此銀行ノ事務監督ノ爲メ監事三人乃至五人ヲ置キ其集會ヲ名ケテ監事集會ト言フ

第四十二條　總裁ハ勅任副總裁ハ奏任トシ共ニ任期五年トス但滿期後幾回ニテモ任命スルヲ得ヘシ

期中ハ他ノ官職ヲ兼任スルヲ得ス

第四十三條　總裁副總裁ハ東京府內ニ住居スヘシ

第四十四條　總裁副總裁ノ俸給及交際費ハ政府ニ於テ定メ銀行ヨリ支辨スルモノトス

第四十五條　理事ハ任期四年トシ株主總會ニ於テ被選者二倍ノ候補ヲ選擧シ〔大藏卿〕其內ヨリ命任スルモノトス但創立第一回ハ五年ノ任期ヲ以テ〔大藏卿〕ヨリ特命スヘシ若シ任期內ニ於テ缺員アルトキハ〔大藏卿〕ヨリ補闕員ヲ命シテ其殘期丈ケヲ勤メシムヘシ

第四十六條　理事ハ滿期後幾回ニテモ選任セラルルヲ得ヘシ

理事ハ必ス東京府內ニ住居スヘシ

第四十七條　毎年一月一日ニ於テ理事一名ヲ更代セシムヘシ但更代ノ順序ハ明治二十一年八月ノ株主總會ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ其翌年ヨリ此順序ヲ逐フテ毎年更代スルモノトス（二十一年七月改正）

死去或ハ不時ノ退職者アリテ其補缺ニ選任セラレタル者ハ前任者ノ殘期丈ヲ勤ムルモノトス（二十一年七月改正）

第四十八條　總裁副總裁及理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ會社等ノ役員タルヲ許サス

第四十九條　監事ハ任期三年トシ株主總會ニ於テ一名ヲ選擧スヘシ

第五十條　監事ハ毎年二月ノ株主總會ヲ畢リテ更代スヘシ（二十一年十二月改正）

滿期ノ監事ハ毎年二月ノ株主總會ヲ畢リテ更代スルモノトス但滿期後幾回ニテモ選任スルヲ得ヘシ

死去又ハ不時ノ退職者アリテ其補缺ニ選擧セラレタル者ハ前任者ノ殘期丈ヲ勤ムルモノトス

第五十一條　理事ハ百株以上監事ハ四拾株以上ヲ所有スルニアラサレハ此選ニ當ルヲ得ス（二十一年十二月改正）

此株券ハ理事監事事務取扱ノ保證金トシテ銀行ニ預ケ置クヘシ本人退職スト雖モ其年度ノ實際報告ヲ監事會ノ可決シタル後ニ非サレハ其株券ヲ受戻スコトヲ得ス

第五十二條　總裁副總裁理事監事ハ銀行ノ營業上他人ト約束スル事件ニ付テハ一個人ノ義務ナキモノトス

第五十三條　第三十六條第三項ニ定メタル割合ヲ以テ半季利益金ヲ配當スルニ理事ハ一名ニ付五千圓監事ハ一名ニ付貳千圓ニ超過スルトキハ株主總會ニ於テ其配當金ヲ此額迄ニ減少スルヲ得ヘシ（二十年四月改正）

第二節　總裁副總裁

第五十四條　總裁ハ重役集會銀行總會及株主總會ノ議長タルヘシ

總裁ハ此等ノ會議ニ於テ決議セシ事件ヲ施行スルモノトス

總裁ハ重役集會ニ於テ諸勘定書ヲ整理セシメ之ヲ株主總會ニ付スヘシ

總裁ハ銀行全般ノ事業ニ注目シ條例定款及內規等ノ諸則ヲ恪守セシムヘシ

銀行營業ニ關スル訴訟ハ總裁ノ名ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

總裁ハ重役集會ノ決議ヲ以テ約定書和解書其他一般ノ書類ニ署名捺印スヘシ

日常細事ニ關スル書類ヲ除クノ外營業上ノ證文其他ノ書類ニハ必ス文書局長ノ副印ヲ要スルモノトス

第五十五條　總裁ハ重役集會ニ於テ決議セシ事件ヲ不當ナリト認ムル時ハ速ニ銀行總會ヲ開キ其意見ヲ諮詢スルヲ得ヘシ

各會議ニ於テ決議シタル事件ト雖モ條例定款ニ牴觸スルコトハ勿論政府ノ不利ト認ムル時ハ總裁直チニ之ヲ停止シ政府ヘ申告スヘシ若シ三十日以內ニ政府ヨリ別ニ指令ナキ時ハ原決議ノ通リ施行スヘキモノトス

第五十六條　總裁事故アル時ハ副總裁代理スヘシ

第五十七條　總裁ハ日常ノ細事ヲ處辨スル爲メ其事件ヲ定メ理事ヲシテ代理セシムルヲ得ヘシ

第三節　重役集會

第五十八條　重役集會ハ銀行諸般ノ事務ヲ決議スルモノトス但他ノ集會ニ於テ決議スヘキノ成規アルモノハ此限ニアラス

此集會ハ手形割引ノ歩合政府發行ノ手形ヲ割引スル金額公債證書等ニ對シ貸與スル金額及ヒ公債證書買入ニ充ル金額等ヲ定ムヘシ但此等ノ事件ハ監事集會ノ承諾ヲ經テ施行スルモノトス

此集會ハ各局役員一般ノ進退黜陟ヲ議シ其給料身元金等ノ額ヲ定ムヘシ

支店出張所ノ役員中ニ於テ證書類ニ銀行ノ名義ヲ以テ署名捺印セシムルモノハ重役集會ニ於テ之ヲ選ミ委任狀ヲ與ルモノトス

重役集會ハ約定竝ニ和解等ノ條件ヲ決議スルコトヲ得ト雖モ監事ノ承認セサル事件ハ實行スルコトヲ許サス

此集會ニ於テハ株主總會ニ差出スヘキ一年間營業ノ報告ヲ整理スヘシ

第五十九條　重役集會ハ半數以上出席ナキ時ハ決議スルヲ得ス

此集會ノ議事ハ多數ヲ以テ決スルモノトス若シ可否相半スルトキハ議長之ヲ決スヘシ

第六十條　重役集會ニ於テハ議事錄ヲ作リ其決議ノ旨趣竝事務ノ要領ヲ記載シ出席員及文書局長之ニ署名捺印スヘシ

第四節　監事集會

第六十一條　監事ハ銀行諸般ノ業務ヲ監視シ且諸帳簿類ヲ檢査スルモノトス

監事ハ實際報告損益勘定及經費豫算等ヲ調査シ正當ナリト認ムル時ハ之ヲ承認スヘシ但此報告豫算等ハ重役集會ニ於テ調整回付スルモノトス

重役集會ニ於テ手形割引ノ歩合ヲ變更シ又ハ政府發行ノ手形ヲ割引スル金額若クハ公債證書其他政府ノ保證ニ係ル諸證券ニ對シ貸與スル金額ヲ增減シ又ハ公債證書買入ノ件ヲ決議シタルトキハ監事集會ノ承認ヲ受クヘキモノトス然レトモ事情至急ヲ要スルトキハ手形割引ノ歩合ニ限リ重役集會ノ決議ノミヲ以テ增減スルヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ必ス五日以內ニ監事集會ノ承認ヲ受クヘシ

第六十二條　監事集會ハ少クトモ毎月一回宛開會スヘシ若シ二人以上缺席スル時ハ決議ヲ取ルコトヲ得ス」

議事ハ多數ヲ以テ決スヘシ若シ可否ノ數相半スル時ハ銀行總會ニ於テ決定スヘシ

若シ二人以上ノ缺席アリテ決議ヲ取ルコト能サルトキハ至急ヲ要スル事件ニ限リ銀行總會ニ於テ決議スルヲ得ヘシ

第六十三條　第三十六條第三項ニ定メタル監事ノ配當金ハ半額ヲ人員ニ均分シ半額ハ出席數ニ應シテ配當スルモノトス（二十年四月改正）

第五節　銀行總會

第六十四條　總裁副總裁理事監事ノ集會ヲ名ケテ銀行總會ト云フ

第六十五條　銀行總會ハ少クトモ毎月一回宛開會シ營業上ノ得失ヲ商議スルモノトス

此總會ハ定款內規ニ依リ共職務ニ屬スル諸件ヲ決議スルモノトス

此總會ハ利益金ノ分配及ヒ賞與ノ金額ヲ決議スヘシ

此總會ハ保護預リノ約束及共手續等ヲ決議スヘシ

此總會ハ重役集會ノ起案シタル銀行內規竝支店出張所等ノ規則ヲ決議スヘシ

此總會ハ支店出張所廢置ノ件ヲ決議スヘシ

以上四項ノ事件ハ總テ（大藏卿）ノ許可ヲ經ルニ非サレハ施行スルヲ得ス

第六十六條　第六十二條第三項ノ場合ヲ除クノ外重役監事共ニ過半數ノ出席アルニ非サレハ決議ヲ取ルヲ得ス

議事ハ多數ヲ以テ決スルモノトス但可否ノ數相半スルトキハ議長之ヲ決スヘシ

第六節　割引委員

第六十七條　割引委員ハ少クトモ三名以上タルヘシ其委員ハ銀行總會ニ於テ選定シ出席日數ニ應シテ手當金ヲ附與スヘシ

此委員ハ監事中ヨリ兼任スルヲ得ヘシ

此委員ハ每年總員ノ半數ヲ更代スルモノトス但之ヲ再選スルヲ得ヘシ

第六十八條　割引委員ハ理事一名ヲ以テ之カ長トナスヘシ但委員出席ノ時日ハ內規ヲ以テ定ムルモノトス」

此委員ハ諸手形ノ檢查ヲ遂ケ之カ割引ヲ許スヘシト認定スル時ハ其趣ヲ銀行重役ニ申立ツヘシ

第六章　監理官

第六十九條　監理官ハ（大藏卿）ノ命ヲ受ケ銀行一般ノ事務ヲ監理シ殊ニ銀行券發行內外手形割引等ノ事務ヲ監視スルモノトス

第七十條　監理官ハ何時タリトモ銀行事務一切ノ狀況ヲ質問シ且帳簿若クハ金庫等ノ檢查ヲ爲スノ權ヲ有ス

監理官ヨリ銀行事務ノ一覽表ヲ要スルトキハ銀行重役ニ於テ之ヲ調製シ檢印ヲ捺シテ差出スヘシ

第七十一條　監理官ハ重役集會、監事集會、銀行總會、割引委員席、株主總會等ニ臨席シ意見ヲ陳述スルヲ得ヘシ

但可否ノ數ニ加ハルヲ得ス

第七章　株主總會

第七十二條　株主總會ハ株主總體ノ權利ヲ表スルモノトス

條例規則ニ依リ株主總會ニ於テ決議シタル事件ハ缺席者或ハ異議者ト雖モ必ス服從スヘキモノトス

第七十三條　株主總會ノ會員タル者ハ會期六十日前ニ於テ拾株以上ヲ所有スル者ニ限ルヘシ

會員缺席スル時他ノ會員タルヘキ者ニ代理ヲ附託スルヲ得ヘシ

會社組合又ハ銀行等ニシテ此銀行ノ株主タル者ハ其社員一名ヲ以テ代理セシムルヲ得ヘシ

株主中婦女竝瘋癲白痴及ヒ丁年未滿ノ男子ハ其後見人若クハ他ノ會員タルヘキモノヲ以テ代理セシムヘシ

前三項ニ定メタル代理人タル者ハ必ス委任狀其他ノ書類ヲ持參スルモノトス

第七十四條　會員ハ當日發會前ニ於テ出席名簿ニ署名捺印スヘシ

第七十五條　株主ハ所有株數十個ニシテ投票一個ノ權利ヲ有シ拾壹株以上ハ五拾株毎ニ一個ヲ增加スル者トス又幾人ヨリ代理委任ヲ受クルモ其代理ニ屬スルノ權利ハ十個以上ヲ有スルヲ得ス但帝室政府及ヒ會社銀行等ノ代理タル者ハ此限ニアラス（二十一年十二月但書改正）

第七十六條　定式株主總會ハ每年二月八月第三ノ土曜日ニ於テ開場スヘシ

此定式總會ニ於テハ銀行重役ヨリ前半季實際報告ノ可否ヲ決議スヘシ

二月ノ株主總會ニ於テハ銀行重役ヨリ前年度ノ十二月三十一日迄ノ營業報告ヲ差出スヘシ

第七十七條　〔大藏卿若クハ重役集會ニ於テ必要ナリト思考スルトキハ何時ニテモ臨時株主總會ヲ開クヲ得ヘシ

監事集會ヨリ請求スルカ又ハ株主總會員タル者五十名以上ヨリ請求アルトキハ何時ニテモ臨時株主總會ヲ開クヲ得ヘシ

第七十八條　株主總會ヲ開ク時ハ定式臨時ヲ問ハス三十日前ニ招集狀ヲ各會員ヘ送致シ且新聞紙ヲ以テ其旨ヲ廣告スヘシ

若シ銀行總會ニ於テ緊要ナル件ト認メ至急ニ株主總會ヲ開カント欲スルトキハ此招集期限ヲ十五日迄ニ短縮スルヲ得ヘシ

第七十九條　右招集狀ニハ其討議ニ付スヘキ事件ヲ明示スヘシ

第八十條　總裁副總裁理事監事ヲ除キ當日出席會員中所有株券ノ最モ多數ナル者二名ヲ選ミ以テ總會ノ幹事トナスヘシ但當選ノ者之ヲ辭スルトキハ順次次數ノ者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

幹事ハ總裁副總裁理事ト共ニ當日會場ノ議事錄ニ署名捺印スヘシ

第八十一條　株主總會ニ於テハ招集狀ニ記載セシ事件ヲ討議スヘシ但其議案ハ重役集會又ハ監事集會ヨリ回付スルモノトス

若シ會員十名以上ノ連署ヲ以テ會期十日前ニ重役集會ニ他ノ議案ヲ差出シタルトキハ之ヲ當日ノ議題ト爲スヲ得ヘシ

株主總會ノ議事ハ議題外ノ事件竝人ノ毀譽褒貶ニ渉ルヲ許サス

招集狀ニ記載セサル事件ト雖モ重役集會ヨリ臨時回付シタル議案ニシテ會場ニ於テ緊要ナリト認ムル者ハ當日ノ討議ニ付スルヲ得

第八十二條　議事ハ投票權利ノ多數ヲ以テ決スヘシ若シ可否相半スルトキハ議長之ヲ決スヘシ（二十一年十二月改正）

第八十三條　第四十五條ニ記載スル理事ノ候補ヲ選擧スルニ投票過半數ヲ得ルモノナキトキハ其最モ多數ナルモノヨリ右候補ニ二倍スル人員ヲ定メ之ニ就テ再ヒ投票ヲ爲スヘシ若シ投票同數ナルトキハ年長ヲ以テ定ムヘシ

監事選擧ニ於テ投票過半數ヲ得ルモノナキトキモ亦前項ノ例ニ準ス

第八十四條　任期中理事監事ヲ罷ムルトキハ株主總會出席員四分ノ三以上ニシテ總株半數以上ヲ所有スル者ノ同意アルニ非サレハ之ヲ決定スルヲ得ス但理事ヲ罷ムルトキハ（大藏卿）ノ許可ヲ受クヘシ

第八章　總　則

第八十五條　此定款ヲ改正スル時ハ特別ニ株主總會ヲ開キ之ヲ決議スルモノトス但其改正スヘキ條件ハ之ヲ會員招集狀ニ記載スヘシ

右株主總會ハ出席員所有ノ株數總株數ノ五分ノ三ニ滿ツルニ非サレハ其事件ヲ決議スルヲ得ス（二十八年八月及四十三年二月改正）

此總會ノ議事ハ出席員投票個數三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ決議スルヲ得ス

第八十六條　此總會ニ於テ決議シタル事件ハ政府ノ許可ヲ經ルニ非サレハ施行スルヲ得ス

第八十七條　政府ハ日本銀行諸般ノ事務ヲ監督シ其營業上條例定款ニ牴觸スル事件ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ムル事件ハ之ヲ制止スヘシ

第八十八條　政府ノ都合ニ由リ要用ナリトスルトキハ何時ニテモ此定款ヲ改正增削スルノ權アルヘシ

第八十九條　兌換銀行券條例第二條第一項ニ據リ發行準備ニ充ツル地金銀ハ蓄金銀貨ヲ除クノ外ハ造幣相當以上ノ品位ヲ有スルモノニ限リ同第二項保證ニ充ツル證券ハ各種政府借入金證書政府ノ保證ニ係ル證券ニ限リ商業手形ハ正式ノ爲換手形約束手形ニ限ルヘシ（二十一年十二月追加）

第八十九條　兌換銀行券條例第二條第一項地金銀ノ準備價格同第二項公債證書大藏省證券其他ノ保證價格ハ重役集會ニ於テ決議シ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ（二十一年十二月追加）

第九十條　兌換銀行券條例第一條第三項ニ據リ兌換銀行券ノ增發ヲ爲サントスルトキハ其時ノ商況ヲ具申シテ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ（二十一年十二月追加）

第九十一條　兌換銀行券發行高交換高及準備ノ增減ニ關スル出納日表竝每週平均高表ヲ製シ出納日表ハ翌日午前十時マテ每週平均高表ハ次週水曜日マテニ大藏大臣ニ進達シ而シテ每週平均高表ハ同日刊行ノ官報ヘ掲載スヘシ（二十一年十二月追加）

第三項　資本金及積立金

第一目　資　本　金

日本銀行の資本金は當初一千萬圓にして、之を五萬株に分ち、一株の金額二百圓と定め、資本金增加の必要あるときは株主總會の決議に依り、其の增加を大藏大臣に請願することを得るものとせり。而して資本金總額の五分の一卽ち二百萬圓の入金あるときは營業を開始することを得べく、又資本金拂込の手續は定款の定むる所に依るべきものにして、此等は日本銀行條例第四條及第七條に規定せる所なり。日本銀行は此等の規定に基き、明治十五年十月十日其の第一回の拂込金二百萬圓を以て營業を開始したるが、之實に開業當時に於ける同行の營業資本にして、爾後同十七年六月十二日迄に四回の拂込を完了し、資本金の半額卽ち五百萬圓を以て營業を爲し來れり。而も當時は未だ之を以て資金の缺乏を感ずることなかりしのみならず、寧ろ其の資金の多きを憂へて常に之が運轉に苦み、窮餘の一方便として或は公債の買入を爲すが如き有樣なりき。然るに明治十八九年の交より漸次其の資金の不足を訴ふることとなり、明治二十年に及びては、速に之が增加を圖るにあらざれば、其の營業上大なる支障を生ずべき虞あるに至れり。茲に於てか同年二月十九日の株主總會は、現在の資本金未拂込殘額五百萬圓を容易に徵收し得べきに拘らず、更に資本金一千萬圓を增加し、新に株券を發行することを決議したり。蓋し同行營業の基礎漸く鞏固となり、其の範圍も亦益〻擴張したるの

みならず、政府發行紙幣交換處分の爲め、兌換券の發行高日に月に益〻增加し、其の事業に對する資力の權衡を失するに至り、玆に資金增加の必要を生ぜしも、當時現在株式の拂込殘額五百萬圓をして拂込ましむるときは、其の實力に於ては敢て妨げなかるべしと雖も、全體の資本總額に多きを加へざる限り、依然不權衡たるの嫌は之を免る能はざりしを以てなり。斯くて日本銀行は同條例第四條の規定に依りて其の旨大藏大臣に請願の上、明治二十年二月十九日現在の株主より新株を募集することとなしたり。募集方法としては稱價と發賣價格とを區別し、稱價百圓の一株を價格百七十圓にて發賣し、由て生ずる所の差益は之を同行積立金に繰入るることとせり。斯くて日本銀行の資本金は總額二千萬圓となりて、實に從來の倍額に達し、此處に業務と資力とは其の間權衡を得て、營業上何等の支障を見ざるに至れり。然るに其の後明治二十七八年日清の戰役あり、爲めに我邦の經濟及び財政は至大の影響を蒙り、各般の事業勃興の途に嚮ひしかば、勢ひ日本銀行は其の業務を一層伸張せざるべからざることとなり、遂に再び資本金增加の必要を訴ふるに至れり。當時日本銀行は總額二千萬圓の資本金を有し、其の拂込金一千萬圓を除くも、尙ほ未拂込に屬するもの一千萬圓あり、從て若し同行の營業をして現狀に止まらしめんか、假令兌換券の發行額をして著しく增加せしむることあるべきも、營業上に於ては敢て障碍を生ずるが如きこと無かりしものなり。然れども日本銀行は今や一般に經濟界の輿望を負ひ、更に其の業務を伸張すべき時期に到達せしを以て、玆に斷然其の資本金を增加することに決し、明治二十八年八月十七日臨時株主總會を開き、現在の資本金二千萬圓の外に、更に一千萬圓を增加して之を五萬株に分ち、一株の額面を舊株同樣二百圓と爲し、又新株は之を現在の株主より募集して、同年上半季に於ける特別配當金を直ちに其の第一回拂込金（百圓）に充用することと爲し、且右新株拂込の後は、更に短期間に於て新舊總株に對し五十圓宛を追徵すべきことを議決し、其の旨大藏大臣に請願して卽日之が許可を得たり。依て右新株の拂込は二十八年上半季分特別配當金を以て之に充當し、又新舊總株に對する追徵は同年十一月其の拂込を完了せしめたり。尋いで明治三十一年二月の臨時株主總會に於て事業の都合上更に殘額七百五十萬圓卽ち再び新舊總株に對し五十圓宛を追徵することを議決し、其の拂込は三十年下半季特別配當金を以て之に充當したり。玆に於てか日本銀行の資本金は全部拂込を了し、公稱資本金拂込資本金共に三千萬圓となり、又當時同行の積立金は其の高一千二百三十二萬圓に達し、之を拂込資本金三千萬圓に比すれば、實に其の四割一分强に當りしが、同行は該積立金を以て、金銀地金及び公債證書を買入れ、益〻營業の基礎を鞏固ならしむることに努めたり。

爾來日本銀行の資本金は明治四十三年に至る迄其の增加を見ることなかりしが、同年一月十五日に至り、現在の資本金三千萬圓を一躍六千萬圓に增加し、且明治四十五年十月九日迄の營業年限を、明治七十五年迄滿三十箇年間延長の件を發表し、同年二月十九日臨時株主總會を開きて之を附議決定したり。惟ふに日本銀行は明治二十八年既定資本金二千萬圓を三千萬圓に增加して以來、其の額を維持し來りしと雖も、其の間本邦經濟界は異常の發展を遂げ、就中日露戰後に於ける我財政經濟は長足の進歩を爲し、非常に膨脹發展したるを以て、同行の營業上に於ても兌換銀行券の發行高、政府及民間の預金竝に民間貸出金等著しく增加し、最早十五年以前とは諸般の事情同日の談にあらずして、同行の責任は益〻加重し來り、此處に信用の基礎たる資本金を增加するの必要切迫するに至りしものなり。而して當時本邦の金融は頗る緩慢にして、日本銀行は之が調整の一方便として、其の所有に係る

公債其の他の有價證券を賣却したるに其の結果偶〻株主の配當に充つべき臨時收入を得たるを以て這般の增資に際しては該臨時收入を新株拂込金に振替ふることと爲したり。今各增資及び營業年限延長の件に關し、日本銀行より大藏省に提出したる一件書類を見るに左の如し。

增資ニ付大藏大臣ヘ差出スヘキ請願書

本行從來ノ資本ハ金參千萬圓ニ有之候處近來本邦財政經濟ノ發展ニ伴ヒ之ヲ增加スルノ必要ヲ感シ候ニ付更ニ金參千萬圓ヲ增加シ總額金六千萬圓トナスコトニ關シ別紙議題竝ニ說明ヲ以テ二月十九日株主總會ノ議ニ付シ可決致候間御許可被成下度日本銀行條例第四條竝ニ日本銀行定款第七條ニ依リ此段請願仕候也

明治四十三年二月十九日

日本銀行總裁

大藏大臣宛

定款改正ニ付大藏大臣ヘ差出スヘキ請願書

本行定款第八十五條第二項改正ノ儀別紙議題竝ニ說明ヲ以テ二月十九日株主總會ノ議ニ付シ全會一致ヲ以テ可決致候ニ付御許可被成下度日本銀行條例第二十三條竝ニ定款第八十五條ニ依リ此段請願仕候也

明治四十三年二月十九日

日本銀行總裁

大藏大臣宛

（第一號）議　題

明治四十三年二月十九日臨時株主總會議題

本行ノ營業年限ヲ明治七十五年十月九日マテ延長スルコトトシ其許可ヲ政府ニ請願スル事

理　由

右營業年限ハ明治四十五年十月九日滿了ノ處本行重役集會及銀行總會ニ於テ延長スルコトヲ必要ナリト認メタルヲ以テ日本銀行條例第三條及日本銀行定款第四條ニ依リ茲ニ本會ノ決議ヲ以テ政府ニ請願シ其許可ヲ受ケント欲スルモノナリ

明治四十三年二月十九日

日本銀行

議題說明

本行ハ明治十五年十月ノ創立以來玆ニ二十七年餘ヲ經過シ其營業滿期タル明治四十五年十月マテニハ僅ニ二年餘ノ日子ヲ剩スニ過キサルニ至レリ惟フニ中央銀行存在ノ必要ハ國家經濟上將來ニ亙リテ渝ルコトナカルヘシ而シテ本行カ營業滿期ニ至リ更ニ業務ヲ繼續スルト否トハ兌換銀行券發行事務國庫金及國債事務ノ取扱其他營業上諸般ノ取引ニ關係アルカ故ニ豫メ今日ニ於テ其方針ヲ決定スルノ必要アリ仍テ茲ニ株主總會ノ決議ニ依リ本行ノ營業年限ヲ明治四十五年十月滿期日後引續キ更ニ向滿三十ケ年卽チ明治七十五年十月九日マテ延長スルコトトシ其許可ヲ政府ニ請願セント欲ス

以　上

日本銀行

（第二號）議　題

本行現在ノ資本金參千萬圓ヘ更ニ金參千萬圓ヲ增加シ新株ヲ發行スルコトトシ其許可ヲ政府ニ請願スル事

此　方　法

第一項　增加資本ハ之ヲ拾五萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ貳百圓トスル事

第二項　新株壹株ニ付金五拾圓宛總計金七百五拾萬圓ハ株式總數ノ引受アリタルトキ直ニ拂込ヲ行フ事

第三項　株主ニシテ新株ヲ引受ケタル者ニアリテハ前項ノ拂込金ハ明治四十二年下半季決算ニ由ル特別割賦金ヲ以テ振替充當スル事

第四項　新株ハ各株主ヲシテ其持株ノ數ニ應シテ引受ケシム卽チ明治四十三年二月一日現在ノ持株壹個ニツキ新株壹個ヲ引受クル事

第五項　新株引受申込證ハ明治四十三年三月二十四日迄ニ到達スル樣差出サシムル事若シ同日迄ニ申込證

ノ到達セサルモノアルトキハ其不足新株ノ募集方法ハ重役集會ニ一任スル事

理　由

右資本增加新株發行ノ儀ハ本行重役集會及銀行總會ニ於テ必要ナリト認メタルヲ以テ日本銀行條例第四條竝ニ日本銀行定款第七條ニ依リ本會ノ決議ヲ以テ政府ニ請願シ其許可ヲ受ケント欲スルモノナリ

明治四十三年二月十九日

日本銀行

議題說明

輓近本邦財政經濟ノ發展ニ伴ヒ本行ノ諸取引著シク增加シ兌換銀行券ノ發行高及政府民間ニ對シテ負擔スル債務多額ニ上レルヲ以テ之ト權衡ヲ保ツ爲メ本行ノ現在資本金參千萬圓株數拾五萬個ヲ增加シテ資本總額金六千萬圓株數參拾萬個ト爲サント欲ス

新ニ增加スヘキ資本金第一回ノ拂込金ニ就テハ明治四十二年下半季決算ニ於テ特別割賦金トシタル金七百五拾萬圓ヲ振替充當シ以テ現金受授ノ手續ヲ省略セント欲ス

以　上

日本銀行

（第三號）議　題

本行定款第八十五條第二項ヲ左ノ通リ改正スルコトトシ其許可ヲ政府ニ請願スル事

第八十五條第二項

右株主總會ハ出席員所有ノ株數總株數ノ五分ノ三ニ滿ツルニ非サレハ其事件ヲ決議スルヲ得ス

（參照）現行定款第八十五條第二項

右株主總會ハ出席員所有ノ株數九萬個ニ滿ツルニ非サレハ其事件ヲ決議スルヲ得ス

理　由

右定款ノ變更ハ本行重役集會及銀行總會ニ於テ必要ナリト認メタルヲ以テ日本銀行條例第二十三條竝ニ定款第八十五條ニ依リ本會ノ決議ヲ以テ政府ニ請願シ其許可ヲ受ケント欲スルモノナリ

日本銀行

明治四十三年二月十九日

議題說明

株主總會決議ニ要スル出席員所有株數九萬個トアルヲ總株數ノ五分ノ三（卽チ株數拾八萬個ニ相當）ニ改メントスルハ卽チ今回資本增加ニ付從來トノ比較上之ヲ改正セサレハ其權衡ヲ得サルニ因ル

以　上

日本銀行

大藏大臣桂太郎は、右日本銀行の申請に對し卽日之が許可の指令（官房秘第四三號）を達したり。

日本銀行の資本金は同行創立以來以上前後三回の增資を經て六千萬圓となり、而して明治四十三年最終の增資三千萬圓中第一回拂込金七百五十萬圓は、四十二年下半季決算に由る特別割賦金を以て振替充當したるが、殘額二千二百五十萬圓は未拂込の儘現在に及べるものにして、卽ち同行の資本金は明治四十三年以來今日に至る迄、公稱資本金六千萬圓に對し拂込資本金は三千七百五十萬圓なりとす。他方日本銀行の積立金は連年增加の勢に在り、大正十五年下半季に於ては實に七千四百八十九萬圓の巨額に達し、其の營業の基礎は愈〻鞏固となるに至れり。

日本銀行の資本金に關聯して玆に一言すべきは、政府の拂込金之なり。日本銀行は我國中央銀行として、國家に對し實に多大の義務を負擔せるが故に、政府は之に保護を與へんが爲め、同行創立の當初特に其の資本金一千萬圓の中其の半額卽ち五百萬圓迄を引受けて其の株主となりたり。此の如く政府が日本銀行に對し大株主となれる所以のものは、一に之が保護助成の意に出でたるものにして、敢て人民と共に利を爭ふが爲めにあらざるを以て、其の利益金の配當に至りては、一般人民の株主たる者に比し自ら異同なかるべからず。これ卽ち最初日本銀行定款第三十六條に於て、純益金は人民所有の株金現拂込高に對しては年八分の割合に依り配當するも、政府所有の株金現拂込高に對し

ては年六分の割合を以て配當すと規定したる所以なり。而して開業當時に於ける同行の營業を窺ふに、未だ資本の運轉甚だ不充分にして利益金も亦大なる能はざりしかば、若し定款の規定する所に從ひ、其の利益金を一般株主に分配するに於ては、其の割合他の銀行に比して甚しく相違し、株主の感情上に於て將た同行の信用上に於て頗る憂慮すべきものありたり。されば明治十六年七月二十五日日本銀行總裁吉原重俊は、定款の規定に於て一般株主は政府に比し利益金分配上既に甚しき特典を有するに拘らず、尚ほ之れに對してのみ再配當をなすべき旨大藏卿に請願したり。これ畢竟日本銀行は中央銀行として、國家に對し多大の責任を有するのみならず、其の盛衰は直に財界の消長に影響を及ぼすべく、創業の際早くも株主に不安の念を與ふるが如きは、理財上深く愼むべきことなるを以てなり。政府亦此の間の事理を認め、八月六日其の允許を與へたり。斯の如く政府は日本銀行資本金中、政府拂込金に對しては曾て收益を目的とすることなく、專ら保護助成の完からんことを期したるものとす。

越えて明治十七年十二月十九日太政大臣三條實美より大藏省に對し、政府所有の日本銀行株式五百萬圓及横濱正金銀行補助金五百萬圓は、之を帝室資產に換屬せられ、明治十八年一月より宮內省へ引渡す可き旨令達せられたり。仍て大藏省は十八年二月二十日其の所有の日本銀行株式五萬株を悉く宮內省へ引渡し、其の株券名儀も亦總て之を內藏頭に改めたり。當時日本銀行は右株式の取扱方に關して疑義に渉るものありと爲し、一二大藏省に伺出づる所ありしが、大藏卿は總て政府所有中と同樣に心得べき旨指令したるものにして、卽ち固と政府の所有に屬したる日本銀行株式は、其の宮內省に換屬後と雖も從來と同樣、一般人民の持株に比し常に二分安の割合を以て配當し來れり。然るに明治二十年三月よりは利益金の分配を一切平等と爲し、內藏頭名儀の株券に對しても尚ほ一般株主と同一の割合を以て配當するに至れり。蓋し元來政府所有の株式に對する配當割合を、一般人民の持株に比し特に低下せしめたる所以のものは、既述の如く同行創業當初之を保護助成せんとするの趣旨に出でたるものなりと雖も、今や同行の事業伸張の域に達し、且兌換銀行券發行の實施を許され、其の流通高も漸次巨額に達するの運に赴きしかば、利益金の配當上最早從來の如き差別を設くるの必要なきに至りしを以てなり。要するに政府の拂込金は日本銀行創業の當初之が保護助成の爲めになされたるものにして、之に對する利益金配當の如きも、一般人民の拂込金に對する割合に比し、常に低率たるべきものとせられ、斯くて同行營業の基礎既に定まり、就中兌換銀行券發行の實施を許さるるに及び、玆に始めて一般人民の拂込金と對等に取扱はるるに至りしものなり。

尙ほ日本銀行の資本金は既述の如く漸次增加せられたりと雖も、帝室御所有株及び民間所有株には時に其の割合に增減ありたり。今參考の爲めに之を表示すれば左の如し。

日本銀行資本及株式（帝室並民間所有別）增減表

年月	資本金	株數	拂込割合	帝室持株の分		民間持株の分		摘要
				株數	拂込金額	株數	拂込金額	
明治十五年十月（設立）	10,000,000円	五〇,〇〇〇株	二分の一拂込	二五,〇〇〇株	二,五〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇株	二,五〇,〇〇〇円	一般募集
明治二十年六月（第一回）	（增資）10,000,000	五〇,〇〇〇	二分の一拂込	二五,〇〇〇	二,五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	二,五〇,〇〇〇	（一般募集（百圓に付百七十五圓を以て實出し其差金は積立金となす）
計	10,000,000	100,000		五〇,〇〇〇	五,〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五,〇〇,〇〇〇	
明治二十八年八月（第二回）	（增資）10,000,000	五〇,〇〇〇	二分の一拂込	二五,〇〇〇	二,五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	二,五〇,〇〇〇	（二十八年上半季分特別配當金（五百萬圓）を以て充つ）
計	30,000,000	一五〇,〇〇〇		七五,〇〇〇	七,五〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	七,五〇,〇〇〇	

明治二十八年十一月			新舊株を通じ一株五十圓拂込		三、七五〇、〇〇〇円		三、七五〇、〇〇〇円	一般拂込
計	三〇、〇〇〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇株		七五、〇〇〇株	一一、二五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇株	一一、二五〇、〇〇〇	
明治二十九年中				△五、三四〇	△八〇一、〇〇〇	五、三四〇	八〇一、〇〇〇	帝室持株減少
計	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇		六九、六六〇	一〇、四四九、〇〇〇	八〇、三四〇	一二、〇五一、〇〇〇	
明治三十一年二月			新舊株を通じ一株五十圓拂込		三、四八三、〇〇〇		四、〇一七、〇〇〇	三十年下半季特別配當金（七百五十萬圓）を以て充當す
計	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇		六九、六六〇	一三、九三二、〇〇〇	八〇、三四〇	一六、〇六八、〇〇〇	
明治四十三年三月（第三回）	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	四分の一拂込	六九、六六〇	三、四八三、〇〇〇	八〇、三四〇	四、〇一七、〇〇〇	四十年下半季特別配當金（七百五十萬圓）を以て充當す
計	（舊株）三〇、〇〇〇、〇〇〇 （新株）三〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇		六九、六六〇 六九、六六〇	一三、九三二、〇〇〇 三、四八三、〇〇〇	八〇、三四〇 八〇、三四〇	一六、〇六八、〇〇〇 四、〇一七、〇〇〇	
大正二年中				（舊株）五〇〇	一〇〇、〇〇〇	（舊株）△五〇〇	△一〇〇、〇〇〇	帝室持株增加
計	（舊株）三〇、〇〇〇、〇〇〇 （新株）三〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇		七〇、一六〇 六九、六六〇	一四、〇三二、〇〇〇 三、四八三、〇〇〇	七九、八四〇 八〇、三四〇	一五、九六八、〇〇〇 四、〇一七、〇〇〇	
大正二年十二月				（舊株）五一六 （新株）五一六	一〇三、二〇〇 二五、八〇〇	（舊株）△五一六 （新株）△五一六	△一〇三、二〇〇 △二五、八〇〇	帝室持株增加
計	（舊株）三〇、〇〇〇、〇〇〇 （新株）三〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇	全額拂込濟 四分の一拂込濟	七〇、六七六 七〇、一七六	一四、一三五、二〇〇 三、五〇八、八〇〇	七九、三二四 七九、八二四	一五、八六四、八〇〇 三、九九一、二〇〇	
內								
一般募集拂込分					八、一七八、〇〇〇		九、三三二、〇〇〇	
特別配當金充當分					九、四六六、〇〇〇		一〇、五三四、〇〇〇	

（備考）△印は減少額とす。

第二目　積立金

日本銀行積立金に關しては、定款第十九條・第二十條及第三十六條に於て其の大要を規定せり。卽ち當期純益金の中より株主に對する定例割賦金を引去り、其の殘額より少くとも十分の一を積立て資本金の損失を補ふと共に、割賦金が第三十六條の割合に及ばざる時之を補ふの目的に供すべく、而して右積立金は金銀貨・地金銀及び公債證書の買入に使用し、積立金より生ずる所得金額は、銀行の總益金に繰入るべきものとせり。然るに日本銀行創立第一回の決算に於ては、純益金甚だ少額なりしが爲め、總て之を次季に繰越し、積立金を爲すに至らざりしが、第二回の決算期よりは定款の條項に從つて每回相當の積立金を爲し、次で第五回卽ち明治十七年下半季分より右定例積立金の外に、別段積立金として半季利益金分配殘金の中より若干の積立を爲すこととせり。而して明治二十年上半季末に至りては別段積立金の累計三十八萬五千圓に達し、且曩に募集したる新株拂込差金三百七十五萬圓を積立金に繰込むときは、從來の定例積立金十三萬二千七百圓と合して、殆ど四百三十萬圓に達し、營業の基礎は愈〻鞏固を加ふるに至りしかば、日本銀行は最早從來の如く別段積立金を存置するの必要なきものと認め、同年六月三十日限り右別段積立金を定例積立金に繰込み、爾後別段積立金を廢すると共に、更に每半季利益金分配の割合平均を保つ爲め半季積立金を置くこととせり。右は之を臨時準備金と稱し、每半季利益金の內定例及再割賦金竝に積立金・交際費・役員賞與金・諸銷却等成規の金額を引去り、其の殘高の內より株金拂込高半季凡そ百分の一に相當する金額を控除して、營業上臨時の損失銷却の資に充て、若し次の半季間損失なきか、又は損失を銷却して殘金あるときは、其の全額を次季の利益に加へ分配するものにして、卽ち每一半季間の積立に止まるものとす。又明治二十三年上半季分より、社屋建築の爲め每季相當の金額を積立て、一旦之を次季の損益勘定に繰込みたる上遞次建築費勘定を銷却し來たりしが、右新築費積立金及半季積立金共、明治二十五年限り廢止することと爲し、同二十六年以降損失に係るものは直に損失金を以て仕拂ひ、新築に關するものは直に新築

年末	半季間積立額	半季末日現在額
同二十七年下		一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二十八年上		一一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二十九年上		一三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一四〇、〇〇〇、〇〇〇
同三十年上		一五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一六〇、〇〇〇、〇〇〇
同三十一年上		一七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一八〇、〇〇〇、〇〇〇
同三十二年上		一九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同三十三年上		二一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二二〇、〇〇〇、〇〇〇
同三十四年上		二三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二四〇、〇〇〇、〇〇〇
同三十五年上		二五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二六〇、〇〇〇、〇〇〇
同三十六年上		二七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二八〇、〇〇〇、〇〇〇
同三十七年上		二九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同三十八年上		三一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三二〇、〇〇〇、〇〇〇
同三十九年上		三三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三四〇、〇〇〇、〇〇〇
同四十年上		三五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三六〇、〇〇〇、〇〇〇
同四十一年上		三七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三八〇、〇〇〇、〇〇〇
同四十二年上		三九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同四十三年上		四一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四二〇、〇〇〇、〇〇〇
同四十四年上		四三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四四〇、〇〇〇、〇〇〇
同四十五年上		四五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四六〇、〇〇〇、〇〇〇
同四十六年上		四七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四八〇、〇〇〇、〇〇〇
同四十七年上		四九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同四十八年上		五一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		五二〇、〇〇〇、〇〇〇
同四十九年上		五三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		五四〇、〇〇〇、〇〇〇
同五十年上		五五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		五六〇、〇〇〇、〇〇〇
同五十一年上		五七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		五八〇、〇〇〇、〇〇〇
同五十二年上		五九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同五十三年上		六一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		六二〇、〇〇〇、〇〇〇
同五十四年上		六三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		六四〇、〇〇〇、〇〇〇
同五十五年上		六五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		六六〇、〇〇〇、〇〇〇
同五十六年上		六七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		六八〇、〇〇〇、〇〇〇
同五十七年上		六九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同五十八年上		七一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		七二〇、〇〇〇、〇〇〇
同五十九年上		七三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		七四〇、〇〇〇、〇〇〇
同六十年上		七五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		七六〇、〇〇〇、〇〇〇
同六十一年上		七七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		七八〇、〇〇〇、〇〇〇
同六十二年上		七九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同六十三年上		八一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		八二〇、〇〇〇、〇〇〇
同六十四年上		八三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		八四〇、〇〇〇、〇〇〇
同六十五年上		八五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		八六〇、〇〇〇、〇〇〇
同六十六年上		八七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		八八〇、〇〇〇、〇〇〇
同六十七年上		八九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同六十八年上		九一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		九二〇、〇〇〇、〇〇〇
同六十九年上		九三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		九四〇、〇〇〇、〇〇〇
同七十年上		九五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		九六〇、〇〇〇、〇〇〇
同七十一年上		九七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		九八〇、〇〇〇、〇〇〇
同七十二年上		九九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同七十三年上		一、〇一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇
同七十四年上		一、〇三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、〇四〇、〇〇〇、〇〇〇
同七十五年上		一、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、〇六〇、〇〇〇、〇〇〇
同七十六年上		一、〇七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、〇八〇、〇〇〇、〇〇〇
同七十七年上		一、〇九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同七十八年上		一、一一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、一二〇、〇〇〇、〇〇〇
同七十九年上		一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、一四〇、〇〇〇、〇〇〇
同八十年上		一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、一六〇、〇〇〇、〇〇〇
同八十一年上		一、一七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、一八〇、〇〇〇、〇〇〇
同八十二年上		一、一九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同八十三年上		一、二一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、二二〇、〇〇〇、〇〇〇
同八十四年上		一、二三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、二四〇、〇〇〇、〇〇〇
同八十五年上		一、二五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、二六〇、〇〇〇、〇〇〇
同八十六年上		一、二七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、二八〇、〇〇〇、〇〇〇
同八十七年上		一、二九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同八十八年上		一、三一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、三二〇、〇〇〇、〇〇〇
同八十九年上		一、三三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、三四〇、〇〇〇、〇〇〇
同九十年上		一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇
同九十一年上		一、三七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、三八〇、〇〇〇、〇〇〇
同九十二年上		一、三九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同九十三年上		一、四一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、四二〇、〇〇〇、〇〇〇
同九十四年上		一、四三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、四四〇、〇〇〇、〇〇〇
同九十五年上		一、四五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、四六〇、〇〇〇、〇〇〇
同九十六年上		一、四七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、四八〇、〇〇〇、〇〇〇
同九十七年上		一、四九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同九十八年上		一、五一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、五二〇、〇〇〇、〇〇〇
同九十九年上		一、五三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、五四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百年上		一、五五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、五六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百一年上		一、五七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、五八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二年上		一、五九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三年上		一、六一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、六二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四年上		一、六三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、六四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五年上		一、六五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、六六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六年上		一、六七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、六八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七年上		一、六九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八年上		一、七一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、七二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九年上		一、七三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、七四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百十年上		一、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、七六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百十一年上		一、七七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、七八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百十二年上		一、七九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百十三年上		一、八一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、八二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百十四年上		一、八三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、八四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百十五年上		一、八五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、八六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百十六年上		一、八七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、八八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百十七年上		一、八九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百十八年上		一、九一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、九二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百十九年上		一、九三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、九四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二十年上		一、九五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、九六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二十一年上		一、九七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		一、九八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二十二年上		一、九九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二十三年上		二、〇一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二十四年上		二、〇三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、〇四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二十五年上		二、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、〇六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二十六年上		二、〇七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、〇八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二十七年上		二、〇九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二十八年上		二、一一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、一二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百二十九年上		二、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、一四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三十年上		二、一五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、一六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三十一年上		二、一七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、一八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三十二年上		二、一九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三十三年上		二、二一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、二二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三十四年上		二、二三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、二四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三十五年上		二、二五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、二六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三十六年上		二、二七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、二八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三十七年上		二、二九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三十八年上		二、三一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、三二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百三十九年上		二、三三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、三四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四十年上		二、三五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、三六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四十一年上		二、三七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、三八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四十二年上		二、三九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四十三年上		二、四一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、四二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四十四年上		二、四三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、四四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四十五年上		二、四五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、四六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四十六年上		二、四七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、四八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四十七年上		二、四九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四十八年上		二、五一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、五二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百四十九年上		二、五三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、五四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五十年上		二、五五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、五六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五十一年上		二、五七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、五八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五十二年上		二、五九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五十三年上		二、六一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、六二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五十四年上		二、六三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、六四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五十五年上		二、六五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、六六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五十六年上		二、六七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、六八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五十七年上		二、六九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五十八年上		二、七一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、七二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百五十九年上		二、七三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、七四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六十年上		二、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、七六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六十一年上		二、七七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、七八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六十二年上		二、七九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六十三年上		二、八一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、八二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六十四年上		二、八三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、八四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六十五年上		二、八五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、八六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六十六年上		二、八七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、八八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六十七年上		二、八九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六十八年上		二、九一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、九二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百六十九年上		二、九三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、九四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七十年上		二、九五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、九六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七十一年上		二、九七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		二、九八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七十二年上		二、九九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七十三年上		三、〇一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七十四年上		三、〇三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、〇四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七十五年上		三、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、〇六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七十六年上		三、〇七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、〇八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七十七年上		三、〇九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七十八年上		三、一一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、一二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百七十九年上		三、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、一四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八十年上		三、一五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、一六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八十一年上		三、一七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、一八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八十二年上		三、一九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八十三年上		三、二一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、二二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八十四年上		三、二三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、二四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八十五年上		三、二五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、二六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八十六年上		三、二七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、二八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八十七年上		三、二九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八十八年上		三、三一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、三二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百八十九年上		三、三三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、三四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九十年上		三、三五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、三六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九十一年上		三、三七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、三八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九十二年上		三、三九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九十三年上		三、四一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、四二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九十四年上		三、四三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、四四〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九十五年上		三、四五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、四六〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九十六年上		三、四七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、四八〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九十七年上		三、四九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九十八年上		三、五一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、五二〇、〇〇〇、〇〇〇
同百九十九年上		三、五三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、五四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百年上		三、五五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、五六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百一年上		三、五七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、五八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二年上		三、五九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三年上		三、六一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、六二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四年上		三、六三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、六四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五年上		三、六五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、六六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百六年上		三、六七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、六八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百七年上		三、六九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百八年上		三、七一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、七二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百九年上		三、七三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、七四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百十年上		三、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、七六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百十一年上		三、七七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、七八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百十二年上		三、七九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百十三年上		三、八一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、八二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百十四年上		三、八三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、八四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百十五年上		三、八五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、八六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百十六年上		三、八七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、八八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百十七年上		三、八九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百十八年上		三、九一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、九二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百十九年上		三、九三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、九四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二十年上		三、九五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、九六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二十一年上		三、九七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		三、九八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二十二年上		三、九九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二十三年上		四、〇一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二十四年上		四、〇三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、〇四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二十五年上		四、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、〇六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二十六年上		四、〇七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、〇八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二十七年上		四、〇九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二十八年上		四、一一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、一二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百二十九年上		四、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、一四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三十年上		四、一五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、一六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三十一年上		四、一七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、一八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三十二年上		四、一九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三十三年上		四、二一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、二二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三十四年上		四、二三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、二四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三十五年上		四、二五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、二六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三十六年上		四、二七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、二八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三十七年上		四、二九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三十八年上		四、三一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、三二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百三十九年上		四、三三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、三四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四十年上		四、三五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、三六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四十一年上		四、三七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、三八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四十二年上		四、三九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四十三年上		四、四一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、四二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四十四年上		四、四三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、四四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四十五年上		四、四五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、四六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四十六年上		四、四七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、四八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四十七年上		四、四九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四十八年上		四、五一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、五二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百四十九年上		四、五三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、五四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五十年上		四、五五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、五六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五十一年上		四、五七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、五八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五十二年上		四、五九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五十三年上		四、六一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、六二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五十四年上		四、六三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、六四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五十五年上		四、六五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、六六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五十六年上		四、六七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、六八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五十七年上		四、六九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五十八年上		四、七一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、七二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百五十九年上		四、七三〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、七四〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百六十年上		四、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、七六〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百六十一年上		四、七七〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、七八〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百六十二年上		四、七九〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百六十三年上		四、八一〇、〇〇〇、〇〇〇
同　下		四、八二〇、〇〇〇、〇〇〇
同二百六十四年上		四、八三〇、〇〇〇、〇〇〇

大正五年下	六	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	三〇、八五〇、〇〇〇、〇〇〇円	大正十一年上	八〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	四六、八九〇、〇〇〇、〇〇〇円
六年上	七	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇	同年下	八一	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、八九〇、〇〇〇、〇〇〇
同年下	七一	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、八五〇、〇〇〇、〇〇〇	十二年上	八二	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五四、八九〇、〇〇〇、〇〇〇
七年上	七二	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、八五〇、〇〇〇、〇〇〇	同年下	八三	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五八、八九〇、〇〇〇、〇〇〇
同年下	七三	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、八五〇、〇〇〇、〇〇〇	十三年上	八四	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六一、八九〇、〇〇〇、〇〇〇
八年上	七四	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三二、八五〇、〇〇〇、〇〇〇	同年下	八五	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六四、八九〇、〇〇〇、〇〇〇
同年下	七五	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三三、三五〇、〇〇〇、〇〇〇	十四年上	八六	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六七、三九〇、〇〇〇、〇〇〇
九年上	七六	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三五、三五〇、〇〇〇、〇〇〇	同年下	八七	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六四、八九〇、〇〇〇、〇〇〇
同年下	七七	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三八、三五〇、〇〇〇、〇〇〇	十五年上	八八	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七二、三九〇、〇〇〇、〇〇〇
十年上	七八	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、八五〇、〇〇〇、〇〇〇	同年下	八九	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七四、八九〇、〇〇〇、〇〇〇
同年下	七九	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四三、八五〇、〇〇〇、〇〇〇				

（備　考）一、半季積立金及新築費積立金は一時的のものなれば本表に之を省く。
二、所有物積立金は屢に本文に述べたるを以て玆に之を掲げず。
三、別段積立金は二十年上半季末に於て定例割賦金と合算することとなれるを以て、同半季末日現在高に於ては兩者を合計したり。

第四項　監理官

日本銀行は他の銀行會社と成立の歴史を異にし、其の株金の如きも半額を政府に於て引受け、且兌換銀行券發行の特權を有し、或は國庫金の出納を司り、國債事務の取扱を命ぜらるる等、政府に對し特殊の關係を有するのみならず、我國經濟界の金融を疏通し、銀行會社の資力を擴充し、或は内外手形の割引を爲して商業上の信用を助長する等、實に重大なる使命を有するものなり。されば日本銀行條例は其の第二十一條に於て、大藏大臣は特に監理官を置き、同行に係る諸般の事務を監視せしむる旨を規定し、又日本銀行定款第六十九條乃至第七十一條は、監理官の職務權限に關する規定を設け、監理官は何時にても銀行事務一切の狀況を質問し、且帳簿若くは金庫等の檢査を爲し、重役集會、監事集會、銀行總會、割引委員席、株主總會等に臨席して、意見を開陳することを得るものと爲し、更に兌換銀行券發行の件を監督せしむべき旨を規定したり。

政府は右規定に基き日本銀行開業の日、大藏權大書記官加藤濟に日本銀行監理官を命じ、爾後常に一名乃至三名の監理官を置き、同行業務監視の任に當らしめしが、既にして日本銀行の業務繁多を加へ、之が監理も亦愈〻精密を期せざるべからざるに至りしかば、明治二十一年八月二十日大藏大臣は特に日本銀行監理官處務規定を設けて監理官に令達したり。其の全文左の如し。

日本銀行監理官處務規定

第一條　日本銀行監理官ハ毎週一回日本銀行ニ臨監シ同行各部局擔任ノ事務ヲ試問監督シ帳簿金庫等ノ檢査ヲナスモノトス

第二條　日本銀行監理官ハ前條ノ檢査ヲナスニ付日本銀行事務ニ關スル書類ヲ要スルトキハ同行重役ヲシテ檢印ノ上之ヲ差出サシムルコトヲ得

第三條　日本銀行監理官ハ同行業務ニ關シ要用ナリト認ムルトキハ重役集會、監事集會、銀行總會、割引委員席、株主總會等ニ臨席スヘシ此場合ニ於テ意見ヲ陳述スルヲ得ヘシ

第四條　日本銀行監理官ハ日本銀行ノ營業上條例定款ニ悖戻スル事件若クハ政府ニ不利ナル事件アリト認ムルトキハ速ニ大藏大臣ニ具申スヘシ

第五條　日本銀行監理官ハ日本銀行ノ事務執行上改正ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ其意見ヲ大藏大臣ニ具申スヘキモノトス

尋で明治二十四年八月七日大藏省に於ては監理官事務順序を定め、之を監理官に達して其の處務に遺漏なからしめんことを期したり。全文左の如し。

日本銀行條例第二十一條「大藏卿ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシムヘシ」及兌換銀行券條例第九條「大藏卿ハ日本銀行監理官ヲシテ特ニ兌換銀行券發行ノ件ヲ監督セシムヘシ」ノ二條ニ據リ、日本銀行ヘ日本銀行監理官派出ノ上監視監督ノ事務順序ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一　日本銀行條例第二條ニ據リ設置スヘキ支店出張所ノ要否及「コルレスポンデンス」ヲ締約スヘキ銀行ノ適否ヲ調査スルコト

「コルレスポンデンス」締約濟トナリタル銀行ノ景況ヲ調査スルコト

「コルレスポンデンス」締約濟トナリタル銀行ノ一覽表ヲ調製セシムルコト

日本銀行定款第三條ニヨリ支店出張所ノ設置及他行ト「コルレスポンデンス」約定規則ヲ調査スルコト

第二　日本銀行條例第六條ニ依リ日本銀行株主トナラントスルモノノ適否ヲ調査スルコト

既ニ株主トナリタルモノノ名簿ヲ調製セシムルコト

日本銀行定款第十五條ニヨリ日本銀行株券賣買讓與ノ正否ヲ調査スルコト

第三　日本銀行條例第十一條第六項ニヨリ公債證書證券類ヲ抵當トシテ當座貸及定期貸ヲ爲スヘキ金額及利子割合ノ適否ヲ調査スルコト

日本銀行假內規第三十六條ニヨリ一銀行一會社ヘ拾萬圓以上貸付ノ適否ヲ調査スルコト

毎月一回本項ニ對スル實際諸貸出金表ヲ調製セシムルコト

第四　日本銀行條例第十二條營業禁制ノ事項ニ違背スルコトナキヤヲ調査スルコト

第五　日本銀行定款第二十三條ニヨリ一人ノ裏書ニテ商業手形ノ割引ヲナスモノノ適否ヲ調査スルコト

第六　日本銀行條例第十六條及定款第二十九條ニヨリ公債證書及政府發行手形賣買ノコトヲ調査スルコト

第七　日本銀行條例第二十二條ニヨリ本支店出張所約定店等ノ營業上百般ノ景況ヲ調査スルコト

第八　兌換銀行券條例第五條ニヨリ兌換券製造高ヲ調査スルコト

兌換銀行券條例第十五條及兌換銀行券發行手續第九條ニヨリ汚染毀損等銀行券ノ交換及燒棄ノ事ヲ調査スルコト

第九　兌換銀行券條例第二條及日本銀行定款第八十九條ニヨリ兌換銀行券發行ニ付左ノ諸項ヲ調査スルコト

一　兌換銀行券發行高

一　同流通高

一　同發行高ニ對スル正貨準備高及其種類價格

一　同保證準備高及其種類價格

第十　兌換銀行券條例第九條日本銀行定款第七十條ニヨリ帳簿金庫等ノ檢查ヲナスコト

第十一　前各項ノ外日本銀行條例第二十四條ニヨリ日本銀行營業上條例定款ニ背戻スルコト又ハ不利トナルヘキ事件ナキヤヲ調査スルコト

第十二　日本銀行監理官ハ毎月一回日本銀行監理上ノ狀況ヲ大藏大臣ニ報告スルコト

日本銀行監理官は、爾來前記處務規定竝に監理官事務順序に據り、日本銀行の營業を監理監督したるが、大正十五年六月三十日大藏大臣達を以て特別銀行監理官處務規程制定せられ同時に日本銀行監理官處務規定は廢止せらるることとなり、同年七月一日以後は右特別銀行監理官處務規程の定むる所に依り檢查監督することとなりたり。

以上述べし所の如く、政府は特に監理官を置きて、日本銀行諸般の事務を監視せしめたるが、日本銀

行の政府委託事務が獨り內國に於てのみならず、外國に迄發展すると共に、在外國日本銀行監理官設置の必要を見るに至れり。茲に於てか大藏省は明治二十九年二月二十五日、外務省に照會して在倫敦日本銀行代理店を監督する爲め、始めて在倫敦本邦領事に監理官の事務を囑託し、次で明治三十七年十一月二十四日在紐育日本銀行代理店監督の爲め、同地本邦總領事へ同じく監理官の事務を囑託したり。而して內國に於ける日本銀行監理官の執掌する所の事務は、其の處務規定乃至事務順序に定むる如く、同行各部局の全般に亙りて頗る廣汎なりと雖も、在外國監理官の處務は、單に外國公債事務の監理を目的とするに過ぎざるものとす。これ蓋し在外日本銀行代理店の取扱事務が、公債事務に局限せらるるものなるを以てなり。而して在外國日本銀行監理官の處務に關しては、從來格別に規定を設くること無かりしが、代理店取扱事務の繁多となるに及び、之が制定の必要を見ることとなり、明治三十七年八月十五日大藏大臣は、在倫敦及在紐育の各總領事を經由の上、始めて右に關する規程を令達するに至れり。右規程は其の後明治四十年三月六日其の一部を改正したるが、今改正後の規程の全文を收錄すれば左の如し。

在外國日本銀行監理官處務規程（大藏省達、明治三十七年八月十五日在倫敦及在紐育總領事へ達、改正明治四十年三月六日在倫敦及在紐育日本銀行監理官へ達）

第一條　監理官ハ帝國政府大藏省代表者トシテ在外國日本銀行代理店ニ於テスル公債償還ノ抽籤ニ立會スヘシ

前項抽籤濟ノ上ハ當籤證書ノ種類及記號番號等ヲ精査シ代理店ヨリ提出スル報告書ニ證明ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條　監理官ハ在外國日本銀行代理店ニ於ケル公債元利仕拂基金ノ保管出納ニ關シ嚴重ニ之レヲ監督スヘシ

前項ノ保管金中他ノ銀行ニ預ケ入レタルモノアルトキハ其利息歩合等ヲ調査シ命任ニ背戻スルコトナキヤ否ヤヲ監査スヘシ

第三條　監理官ハ在外國日本銀行代理店ヨリ償還濟公債證書及仕拂利札ヲ適當且ツ嚴重ニ管理セルヤ否ヤヲ監査スヘシ

第四條　監理官ハ在外國日本銀行代理店ヨリ償還濟公債證書及仕拂濟利札ニ關スル仕譯書ニ付テ證明ヲ求メタルトキハ之ヲ精査シ證明ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條　前各條ノ外監理官ハ常ニ在外國日本銀行代理店ニ於ケル公債事務執行ノ狀況ニ注意シ該代理店カ公債事務取扱命任代理店契約其他關係法規ニ背戻スルコトナキヤ否ヤヲ監査シ若シ不都合ノ行爲アリト認メタルトキハ速ニ之ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第六條　監理官ハ監督上必要ト認メタル場合ニ於テハ何時ト雖モ在外國日本銀行代理店ノ公債事務取扱ニ關スル帳簿其他ノ文書ヲ檢査シ又ハ代理店主任者ヲシテ計算書及報告書等ヲ提出セシムルコトヲ得

第七條　監理官ハ處務上必要ナル帳簿ヲ備ヘ置キ諸計算其他必要ナル事項ヲ登記スヘシ

第八條　監理官ハ在外國日本銀行代理店ニ於ケル公債事務ニ關シ意見アルトキハ之ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ

第二款　日本銀行の營業

第一項　營業の範圍

日本銀行は發券銀行たると共に預金銀行たり。而して預金銀行としての日本銀行の營業に就き見るに、同行條例第十一條に規定する所は左の如し。

一、政府發行の手形爲替手形其他商業手形の割引買入
二、金銀貨又は地金銀を抵當とする貸附
三、地金銀の賣買
四、豫め取引の約定ある諸會社、銀行又は商人の爲めにする手形の取立
五、諸預勘定又は金銀貨、貴金屬竝に證券類の保護に係る各種の證券を抵當とする當座勘定貸又は定期貸
六、公債證書、政府發行手形、其の他政府の保護に係る各種の證券の賣買
七、公債證書の賣買

次に日本銀行が同銀行條例第十二條の規定に於て、營業することを禁止せられたる科目は左の如し。

一、不動産及銀行又は諸會社の株券を抵當とする貸附金
二、日本銀行の株式に對する貸金又は株券の買戻
三、商工業會社の株主たるは勿論、直接間接に工業に關係すること
四、本支店出張所の開設に必要なるものの外、一切の不動産を所有すること
五、其の他第十一條に掲ぐる營業科目に屬せざる一切の營業

卽ち日本銀行は營業上貸附竝に割引の二科目に重きを置きて、資金の融通を謀る可きものなり。其の貸附擔保品たるべきものは前掲の如く、公債、政府發行手形、其の他政府の保證に係る各種の證券に限られ、一般會社の株式を擔保とする貸出は、明に條例の禁止する所なり。蓋し日本銀行をして純粹の商業上の金融機關たらしむると共に、工業竝に農業に對して各〻特殊の金融機關を設立せんとするは、同行創立の當時當局者の胸底に藏したる腹案にして、日本銀行の營業に如上の制限を設け、又日本銀行が商工業會社の株主となり、若くは直接間接に工業に關係することを禁止したるが如きは、要するに以上の計畫に基くものなり。其の後十數年を經て、日本勸業銀行は農業上の金融機關として日本興業銀行は工業上の金融機關として各〻設立せられ、此等三方面の事業に對して箇別的金融機關を設立せんとする當初の計畫は玆に實現せらるるに至れり。尤も日本銀行は其の以前に於て、金融市場の需要に應ぜんが爲め、純粹に商業上の金融機關たる領域を守らずして、聊か其の以外に逸出する營業を開始したること無きにあらず。卽ち明治十九年兌換制度の確立以來順調に向へる我國の經濟社會は、明治二十三年に至り投機熱の勃興を來したる一方、外國貿易は輸入超過の逆勢に陷り、銀價の下落は內國の經濟社會を不安定ならしめ、諸株式の時價低落し、金融の逼迫甚しきを告ぐるに至りしかば、日本銀行は兌換銀行券條例第二條に依り制限外發行を爲して市場の急に應じ、政府亦二月竝に五月の二回に金祿公債八百萬圓を償還して資金を市場に供給し、更に同年五月兌換銀行券條例第二條を改正して、保證準備の制限を七千萬圓より八千五百萬圓に擴張し、之と同時に日本銀行は日本鐵道會社を始め十五種の株式を擔保品として、手形割引の道を開きたり。商業手形の割引は該手形の背後に確實なる取引を存し、此の取引あるが爲め手形の信用高く、此の點に於て普通の貸付と區別せらるべきは論を俟たざる所なり。然るに當時我國に於ては商業の發達幼稚にして、未だ完全なる商業手形の存在するもの尠く、上記の如き金融逼迫に際し商業手形の割引のみに依りて資金を融通せんとするも、充分に其の目的を達すること能はざりき。而も株式を擔保として貸付を爲すは日

本銀行條例の禁止する所なるを以て、爰に條例の規定に牴觸せずして、而も尙株式に對する資金融通の便を開かんがため、擔保付手形割引の方法を設くるに至りしものとす。故に株式を所有する銀行にして、株式に依りて資金の融通を受けんとする場合には、約束手形を作成し、株式を其の支拂擔保として手形の割引を求むることを得るものにして、事實は日本銀行自ら株式擔保の貸出を爲すと異ならざるものと云ふべし。日本銀行見返品付手形の割引と稱するもの卽ち之なり。斯くて日本銀行は實際上會社の株式を擔保として貸出を爲すの禁を解きたると同じく、同行營業の範圍は大に擴大せらるるに至れり。

日本銀行は多年國債正金銀行・日本郵船・大阪商船竝に諸鐵道會社の株式を見返品とし、其の他のものとしては纔に大阪市債を之に加へたるに過ぎざりしが、明治三十九年法律第十七號を以て鐵道國有法の公布を見、全國幹線鐵道の順次國家に買收せられたる結果、見返品の種類は著しく減少したり。此處に於てか見返品擴張の問題起り、結局大正四年二月を以て前記諸證券の外に、東京市債竝に日本勸業・日本興業兩銀行の社債を見返品とするに至れり。

第二項　營業所

日本銀行の營業所は、當初本店のみなりしが、創業後間もなく大阪支店設置の免許を受け、明治十五年十二月之を開設し、爾後漸次各地に支店及出張所を開き、明治四十四年には出張所を總て支店に改むるに至れり。同行現在の支店及其の開設年月は左の如し。

店名	開設年月	備考
大阪支店	明治十五年十二月	
函館支店	同　二十六年四月	最初北海道出張所と稱し後北海道支店となり、次で函館出張所となり、後支店となる。
小樽支店	同　二十六年四月	最初小樽派出所と稱し後小樽出張所となり次で小樽支店となる。
門司支店	同　二十六年十月	馬關に開設、西部支店と稱せしが、門司に移轉し、後門司支店と改稱す。
京都支店	同　二十七年四月	最初出張所
名古屋支店	同　三十年三月	
鳥取支店	同　三十二年七月	
廣島支店	明治三十八年六月	最初出張所
金澤支店	同　四十二年三月	最初出張所
新潟支店	大正　三年七月	
松本支店	同　　年同月	
熊本支店	同　六年八月	
秋田支店	同　　年同月	
松江支店	同　七年三月	
岡山支店	同　十一年四月	

日本銀行は此の如く金融上樞要の都市に順次支店を增設し、直接當該地方の銀行に對し金融の便を與へしのみならず、其の他の重要都邑の銀行との間にはコルレスポンデンス（爲替約定）を結び、其の取引によりて全國金融の疏通に資したる所尠からず。卽ち日本銀行は明治十六年六月十二日大藏卿の許可を得て、漸次各地國庫金取扱代理店たる銀行と、國庫事務連帶にてコルレスポンデンス約定を締結し、同年末に於て此等の約定店は本支店約定先を合せ既に五十五箇所の多きに及び、尙ほ同年十二月二十六日には京都・神戸・馬關・長崎・松山・新潟及函館等樞要の地に、漸次國庫事務取扱代理連帶にあらざるコルレスポンデンス約定店を設くることを定めたり。而してコルレスポンデンス約定銀行は、約定の締結若くは解約あるに依り、其の異動常ならずと雖も、今大正十五年末現在のコルレスポンデンス約定先を見るに、其の數本支店約定先を合し實に七十二箇所の多きに達せり。

又日本銀行損傷紙幣引換事務・國庫金事務・國債事務等政府委託事務の遂行上、全國各地に代理店取

扱店を設置し、其の數頗る多しと雖も、此等の點に就きては別に說述する所あるべし。

第三項　營業內規

日本銀行は株式組織にして、普通の株式會社の如く株主總會を有す。銀行の事務は總裁、副總裁及理事を以て之を綜理し、總裁、副總裁は政府に於て任命せられ、理事は株主總會に於て推擧せる候補者中より大藏大臣之を任命するものなり。總裁、副總裁、理事より成る集會を名けて重役集會といひ、之に監事を加へたる集會を銀行總會と稱す。總裁は重役集會、銀行總會及株主總會の議長たり。尙ほ大藏大臣は政府の任命せる監理官をして日本銀行の事務を監視せしむるものとす。而して日本銀行日常の業務は所定の內規に準據して施行する所にして、同行は明治十五年始めて假內規を制定し降て二十三年に至り特に職制を整備し、以て從來の假內規に補足改正を加へたるが、更に明治三十一年には從來の諸例規を綜合して新に內規を制定し、翌三十二年一月一日より之を實施したり。現行日本銀行內規卽ち之なり。以下該內規制定に至る迄の顚末及制定後の改正等に就き述ぶる所あるべし。

明治十五年日本銀行創立の際、定款第六十五條の定むる所に依り、同行創立委員は假內規を起草し銀行總會に於て議決の上、同年十月十日大藏卿に上申して之が認可を請へり。大藏省に於ては更に審査の上、一部の改正を施して同年十二月七日其の施行を指令せり。假內規は全九章、百五十七條より成り、當時に於ける日本銀行內部組織を詳悉せるものにして、卽ち第一章株式記入賣買讓與等の事第二章營業の事、第三章實際報告竝經費豫算決算等の事、第四章行務綜理の事、第五章株主總會の事、第六章營業時間竝に休暇の事、第七章役員給料旅費竝に手當金の事、第八章役員席次誓詞責任及罰例の事、第九章局課分劃の事等諸般の事項を規定せり。茲に於てか日本銀行處務の大綱始めて備はり、爾後同行は該假內規に準據して其の行務を處理し來れり。

然るに其の後同行の業務漸く擴大し、且政府委託の金庫事務も增加せんとするや、從來の假內規にては事務の進捗に不便を感ずるに至りしを以て、明治二十三年一月十六日、日本銀行は組織改正の件を大藏大臣に內申し、同日二十日其の認可を得たり。尤も這般の改正は假內規の全部に亙らず、主として各局課の改廢及職制の制定を爲したるに過ぎざるものとす。爾後明治二十六年迄右改正の組織に依りて事務を處辨し來りしが、同年再び之が改正を見るに至れり。蓋し日本銀行は從來政府委託の事務を施行するに急にして、民間事業の爲め充分其の力を用ふるの餘地無かりしが、今や政府委託の事務及行內一般の整理も漸次其の緖に就きたるを以て、今後は進みて民業に對する事務を擴張するの趣旨に基き、條例及定款の許す範圍內に於て組織の改正を行ふ必要を見るに至りしものとす。依て日本銀行は調査委員を設けて各種の取調を行はしめ、愼重審議の上其の改正案を作り、同年七月十五日を以て大藏大臣に稟申し、同月二十六日其の許可を得、茲に日本銀行は舊組織の全部を改正すると共に、將來大に民業の爲め力を盡すべき用意を整へたり。

斯の如く日本銀行は明治十五年始めて假內規を制定し、明治二十三年には組織を改め、尋で二十六年には更に之が全部の改正を施し、爾來此等の規定する所に準據して其の業を經理し來りしが、漸次事務の擴張するに從ひ、內規中改正增補を要するものまた尠しとせず。茲に於てか同銀行は明治三十一年二月二十三日を以て內規取調委員數名を設け、從來の內規、組織及慣習を調査し、內規草案を作

りて銀行總會の決議を經、同年十月十日之を大藏大臣に提出して其の認可を請へり。該草案は其の後條項中二三修正を要する點あるを發見したるを以て、更に其の改正方を上申し、遂に同年十一月四日其の認可を得、翌三十二年一月一日より之を施行することとせり。新內規は十章二百二十四條より成り、曩の假內規及其の他の規定に比すれば頗る細密を極め、處務の大要を網羅して遺す所無く、而して從來の假內規及其の他の諸規定の殆ど全部は、本內規の實施と共に、其の效力を失ふに至りしものとす。內規全文左の如し。

日本銀行內規

第一章　株　式

第一條　株券ハ記名式トナシ金額、番號及ヒ發行ノ日附ヲ記載シ、總裁、文書局長及ヒ株式局長署名捺印シ行印ヲ押捺シ且之ト其原符トニ割印ヲ押捺ス可キモノトス

第二條　新ニ株主トナリタル者ヨリハ一定ノ樣式ニ依リ印鑑ヲ差出サシム可キモノトス但必要ト認ムル場合ニハ印鑑ニ其筋ノ證明ヲ附セシム可キモノトス

第三條　株券ノ賣買又ハ讓與ニ因リ記名書替ヲ請求スル買受人又ハ讓受人ヨリハ第十九條ニ定メタル株券書替料ヲ徵收ス可キモノトス但家督相續、遺產相續又ハ氏名若クハ商號ノ變更ニ因リ記名書替ヲ請求スル場合ニハ本文ヲ適用ス可ラス

第四條　家督相續、遺產相續又ハ遺言ニ因リ株券ヲ讓受ケタル者カ其記名書替ヲ請求スルトキハ讓渡人ノ親族二名以上ノ連署セル書面ニ株券ヲ添ヘテ差出サシムルモノトス但場合ニヨリ相續又ハ遺言ノ證明書ヲ徵收スルコトヲ得可キモノトス

第五條　株主ノ爲メニ後見人ヲ選任シタルトキハ被後見人ノ親族二名以上ノ連署セル届書ニ後見人ノ印鑑ヲ添ヘテ差出サシムルモノトス又後見人カ被後見人ノ爲メニ株券ヲ賣買又ハ讓與シタルトキハ同シク親族二名以上ノ連署セル書面ニ非サレハ記名書替ノ手續ヲ爲サヽルモノトス

後見人ノ總任又ハ更迭シタルトキハ被後見人ノ親族二名以上ノ連署セル書面ヲ以テ之ヲ届出テシムルモノトス但更迭ノ場合ニ於テハ新後見人ノ印鑑ヲ差出サシムルモノトス

後見監督人ハ被後見人ノ親族ト見做スコトヲ得可キモノトス

本條ノ規定ハ保佐人又ハ其他ノ法定代理人ニモ亦適用スルコトヲ得可キモノトス

第六條　株主カ氏名又ハ商號ヲ改メタルニ因リ株券ノ記名書替ヲ請求スルトキハ其筋ノ證明書ニ印鑑及ヒ株券ヲ添ヘテ差出サシムルモノトス

第七條　株券ヲ喪失シタルニ因リ代株券ヲ請求スル者アルトキハ保證人二名以上ノ連署セル書面ヲ以テ其旨ヲ申出テシメ本行ハ其事實ヲ認メタル上請求人ノ費用ヲ以テ之ヲ官報及ヒ新聞紙ニ廣告シ二ケ月ヲ經タル後尙ホ發見セサルトキハ領收證書ト引換ニ代株券ヲ交付スルモノトス

代株券ニ記載スヘキ番號及ヒ金額ハ舊株券ニ依リ、署名スヘキ總裁、文書局長及ヒ株式局長竝ニ記載スヘキ日附ハ其發行ノ當日ニ依ル可キモノトス

第一項ノ期間內ニ株券ヲ發見シタルトキハ請求人ヲシテ其旨ヲ直ニ本行ニ届出テシメ且第一項ノ例ニ依リテ喪失取消ノ廣告ヲ爲ス可キモノトス

第八條　株券喪失ノ届出ニ對シ故障ノ申立ヲ爲ス者アルトキ若クハ賣買又ハ讓與ニ付キ紛議アルトキハ管轄裁判所ノ判決確定後ニ非サレハ代株券ヲ交付シ又ハ記名書替ヲ爲ス可ラサルモノトス

第九條　毀損汚染等ノ爲メ又ハ株券裏面ニ餘白ナキ爲メニ代株券ノ請求ヲ受ケタルトキハ其株券ニ請求書ヲ添ヘテ差出サシメ第七條第二項ニ據リテ代株券ヲ交付ス可キモノトス但毀損汚染等ノ爲メニ代株券ヲ請求スル者ヨリハ第十九條ニ定メタル株券交換料ヲ徵收ス可キモノトス

第十條　株券ノ種類變更ヲ請求スル者アルトキハ其請求書ニ株券ヲ添ヘテ差出サシメ代株券ヲ交付ス可キモノトス但此場合ニハ舊株券ノ番號ハ廢止シ代株券ニハ其種類ノ結尾ニ追次スル番號ヲ附シ株券交換料

ハ第十九條ニ據リテ徴收ス可キモノトス

第十一條　前二條ニ依リ交換シタル株券ニハ廢棄ノ印章ヲ押捺シテ其都度之ヲ文書局ニ送付シ十ケ年間保存シタル後檢査局長、文書局長及ヒ株式局長立會ノ上之ヲ燒棄ス可キモノトス

第十二條　本行ノ株式ヲ華族世襲財産ト爲スヘキ旨ヲ宮內大臣ヨリ達セラレタルトキハ株主ノ費用ヲ以テ官報及ヒ新聞紙ニ廣告シ一定ノ期間內ニ故障ノ申立ナキトキハ之ヲ宮內大臣ニ上申シ其命令ニ依リ株主名簿ニ其旨ヲ記載シ置ク可キモノトス

第十三條　株券用紙ハ總裁ノ封印ヲ施シタル上文書局長之ヲ保管シ代株券發行ノトキ株式局長ノ請求ニ應シ之ヲ交付ス可キモノトス

第十四條　每年二月及ヒ八月ハ其一日ヨリ定式株主總會ノ當日マテ株券ノ記名書替ヲ停止シ其旨ヲ豫メ官報及ヒ新聞紙ニ廣告ス可キモノトス

第十五條　每半季間ニ取扱ヒタル株券ノ記名書替ヲ上半季分ハ其年七月中ニ下半季分ハ翌年一月中ニ調査シ大藏大臣ニ報告ス可キモノトス

第十六條　每半季末日現在ノ株主表ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ進達ス可キモノトス

第十七條　割賦金ハ每半季定式株主總會後ノ第一月曜日ヨリ之ヲ仕拂フ可キモノトス

第十八條　各支店及ヒ出張所ニ於テモ株券ノ交換又ハ記名書替ノ取次ヲ爲シ及ヒ割賦金ノ仕拂ヲ爲ス可キモノトス

第十九條　株券ノ記名書替料及ヒ交換料ハ左ノ如ク定ム

書替料ハ株券壹枚ニ付キ金五錢トス

交換料ハ新ニ交付スル株券壹枚ニ付キ金貳拾錢トス

第二章　業　務

第一節　割　引

第二十條　手形割引ノ取引ヲ開始セントスル者ハ紹介人ヲ設ケ依頼書ニ印鑑ヲ添ヘテ差出サシメ且印鑑ニハ其筋ノ證明ヲ附セシムルモノトス但依頼者ノ身元判明ナルトキハ紹介人及ヒ印鑑證明ヲ省クコトヲ得ルモノトス

第二十一條　前條ノ取引開始ヲ承諾シタルトキハ割引依頼表用紙ヲ依頼者ニ交付シ置キ取引ノ都度該表ニ手形ノ要點ヲ摘記シ且署名捺印シテ差出サシム可キモノトス

第二十二條　割引依頼表ニ添ヘテ差出シタル手形ハ翌日割引ノ諾否ヲ決定シテ取引ヲ爲ス可キモノトス

第二十三條　保證品ヲ預リタルトキハ之ニ對シ預證又ハ通帳ヲ交付スルモノトス

前項ノ保證品カ記名式ノ有價證券ナルトキハ賣買及ヒ記名書替ヲ代辨セシメ得ヘキ委任狀ヲ徵收ス可キモノトス但有價證券ノ記名者カ割引依頼者ニ非サル場合ニハ更ニ記名者ノ賣買承諾書ヲ徵收ス可キモノトス

第二十四條　手形ノ割引期間カ五日未滿ナルトキハ取引ス可ラサルモノトス但成貨拂渡證書ノ割引ハ此限ニ非ス

第二十五條　依頼者カ保證品ヲ交換セントスルトキハ請求書ヲ差出サシメ其價格ヲ調査シテ承諾スルコトヲ得ルモノトス

第二十六條　爲換手形ハ仕拂人カ手形引受ノ旨ヲ記載シテ署名捺印ヲ爲シ且引受ノ日附ヲ記載シタルニ非サレハ取引ス可ラサルモノトス但振出人及ヒ仕拂人ノ身元確實ニシテ且引受ヲ爲スヘキ見込アル手形ハ此限ニ非ス

第二十七條　日附裏書人ノ署名捺印及ヒ被裏書人ノ氏名又ハ商號ヲ具備シタル裏書アル手形ニ非サレハ取引ス可ラサルモノトス

第二十八條　手形ノ賣戻ハ割引依頼者ニ非サレハ承諾ス可ラサルモノトス

保證品附手形ノ賣戻ハ割引期間ノ半ヲ經過シタル後ニ非サレハ承諾ス可ラサルモノトス

第二十九條　手形賣戻ノ裏書ニハ「裏書讓渡ヲ禁ス」ノ文字ヲ附記ス可キモノトス

第三十條　取立ノ爲メ他店ニ送附スル手形ノ裏書ニハ其目的ヲ附記ス可キモノトス

第三十一條　振出人自ラ仕拂場所ヲ當所ニ定メタル他所振出約束手形ハ當所手形ニ準ス可キモノトス

第三十二條　手形賣戻ノ場合ニハ割引期間未經過ノ日數ニ對シ割引當時ノ日歩ヨリ幾分ヲ減シテ割引料ヲ拂戻ス可キモノトス

第三十三條　成貨拂渡證書ハ商業手形ト見做シテ割引スルモノトス

第三十四條　外國手形ノ割引ハ別ニ定ムル手續ニ據リテ之ヲ取扱フ可キモノトス

第二節　定期貸

第三十五條　定期貸ノ取引ヲ開始セントスル者ハ第二十條ニ據リテ之ヲ取扱フ可キモノトス

第三十六條　前條ノ取引開始ヲ承諾シタルトキハ保證人ヲ指定シタル定期貸依賴書ヲ差出サシム可キモノトス但依賴者カ會社又ハ銀行ナルトキハ保證人ヲ省クコトヲ得ルモノトス

第三十七條　定期貸ノ期間ハ十日以上三ケ月以內トス但尙ホ三ケ月以內ノ範圍ニ於テ延期證書ヲ徵收シ一回ヲ限リテ延期ヲ承諾スルコトヲ得ルモノトス

第三十八條　借用證書ノ用紙ハ之ヲ交付シ借用者ヲシテ記名捺印シ金額相當ノ印紙ヲ貼用セシム可キモノトス

第三十九條　抵當品ノ取扱手續ハ第二十三條及ヒ第二十五條ニ準據ス可キモノトス

第四十條　契約期間內ニ於ケル全額返金ノ請求ハ期間ノ半ヲ經過シタル後ニ非サレハ之ヲ承諾ス可ラサルモノトス

第四十一條　期間內ニ於ケル一部返金ノ請求ハ期間ノ半ヲ經過シタル後ニシテ且一回ヲ限リテ之ヲ承諾シ返金ニ對シテ領收證ヲ交付スルコトヲ得可キモノトス但此場合ニ借用者ヨリ請求アルトキハ返金額ニ對スル抵當品ヲ返付スルコトヲ得可キモノトス

前項ノ領收證ハ殘額皆濟ノ場合ニ還付セシム可キモノトス

第四十二條　期間內ノ全額又ハ一部ノ返金ニ對スル利息ハ契約ノ步合ニ據リテ返金當日マテノ日數ニ應シ之ヲ徵收ス可キモノトス

第四十三條　期間經過後ノ返金ニ對スル延滯利息ハ其日數ニ應シ契約ノ步合ニ幾分ヲ增加シテ之ヲ徵收ス可キモノトス

第三節　預　金

第四十四條　當座預金勘定ノ取引ヲ開始セントスル者ハ第二十條ニ據リテ之ヲ取扱フ可キモノトス

第四十五條　前條ノ取引開始ヲ承諾シタルトキハ通帳及ヒ小切手帳ヲ依賴者ニ交付シ預金引出ノトキハ小切手ヲ使用セシム可キモノトス但小切手帳ノ證券印稅ハ依賴者ヲシテ之ヲ辨償セシム可キモノトス

前條ノ依賴者ニ對シ極度額ヲ定メ當座貸ヲ承諾セントスルトキハ本店ニ於テハ營業局長ノ意見ヲ付シ支店又ハ出張所ニ於テハ當該支店長又ハ出張所長ノ意見ヲ付シテ重役集會ニ提出シ其評決ヲ受ク可キモノトス但當座貸約定ヲ訂結シタルトキハ極度額ニ對スル根抵當品ヲ差入レシム可キモノトス

第四十六條　根抵當品ノ取扱手續ハ第二十三條及ヒ第二十五條ニ準據ス可キモノトス

第四十七條　小切手所持人ノ請求アルトキハ其仕拂ヲ保證スルコトヲ得ルモノトス

第四十八條　當座貸ノ利息ハ每日ノ殘高ニ對シテ之ヲ徵收ス可キモノトス

小切手ノ支拂ヲ保證シ當座貸トナリタルトキハ其當日ヨリ利息ヲ徵收スヘキモノトス

第四十九條　利息ハ每年五月及ヒ十一月ノ兩度ニ決算シ其月ヲ以テ終ル半季間ノ當座勘定出入高ト利息金額トヲ預ケ主ニ通知シ其承諾書ヲ徵收ス可キモノトス

第五十條　定期預金ノ依賴ヲ爲ス者ハ第二十條ニ據リテ之ヲ取扱ヒ其預金ニ對シテ預金證書ヲ交付ス可キモノトス

定期預金ノ利息ノ割合ハ重役集會ニ於テ決議シ監事集會ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム可キモノトス

第五十一條　定期預金ノ期間内引出ハ之ヲ承諾ス可キモノトス但期間ノ半ヲ經過シタル場合ニ限リ契約利息ノ一部ヲ附スルコトヲ得可キモノトス

期間經過後ノ日數ニ對シテハ利息ヲ附ス可ラサルモノトス

第五十二條　振出手形發行ノ依頼ヲ爲ス者ハ第二十條ニ據リテ之ヲ取扱ヒ其拂込金額ニ對シテ手形ヲ交付ス可キモノトス但振出手形ニハ利息ヲ附ス可ラス又手形壹枚ノ最低金額ヲ定ムルコトヲ得可キモノトス

第四節　爲　換

第五十三條　爲換約定ノ取引ヲ開始セントスル者ハ第二十條ニ據リテ之ヲ取扱フ可キモノトス

第五十四條　本店ニ對スル爲換約定ノ依頼ニハ營業局長ノ意見ヲ付シ支店又ハ出張所ニ對スル爲換約定ノ依頼ニハ當該支店長又ハ出張所長ノ意見ヲ付シテ重役集會ニ提出シ其評決ヲ受ク可キモノトス

第五十五條　爲換約定ヲ訂結シタルトキハ其取引地、當事者及ヒ極度額ヲ大藏大臣ニ具狀シテ其認可ヲ受ク可キモノトス

第五十六條　爲換約定ヲ訂結シタルトキハ極度額ニ對シ根抵當品ヲ差入レシメ手形ノ見本ヲ取換シタル後取引ヲ開始ス可キモノトス

第五十七條　根抵當品ノ取扱手續ハ第二十三條及ヒ第二十五條ニ準據ス可キモノトス

第五十八條　電信又ハ普通ノ爲換ヲ依頼スル者ヨリハ爲換料ヲ徵收スルコトヲ得可キモノトス

第五十九條　電信爲換ニハ豫テ雙方間ニ定メタル電信暗號ヲ用ヒ其取扱ハ嚴ニ祕密ヲ守ル可キモノトス

仕拂地ニテハ受取人ノ呈示スル電信送達紙ノ裏面ニ受取ヲ記載セシメタル上之ヲ仕拂フ可キモノトス但必要ト認ムル場合ニハ保證人ヲ設ケシムルコトヲ得可キモノトス

第六十條　爲換手形紛失ノ届出アリタルトキハ直ニ之ヲ仕向先ニ通知シテ其仕拂ヲ停止セシム可キモノトス

第六十一條　爲換尻入金ノ爲メ過剩ヲ生シタル金額又ハ爲換尻皆無ノ場合ニ入金シタル金額ニ對シテハ利息ヲ附ス可ラサルモノトス

第六十二條　爲換約定アル他店ニ於テ本行拂ノ手形及ヒ切手類ヲ仕拂ヒタルトキハ其金額ニ對シテ仕拂當日ヨリ利息ヲ附ス可キモノトス

第六十三條　爲換勘定ノ利息ハ入金ヲ先ニシ仕拂ヲ後ニシタル毎日ノ殘高ニ對シテ計算ス可キモノトス但第六十一條ノ適用ヲ妨ケス

第六十四條　爲換尻附換ノ依頼ニ應シタル場合ニハ附換當日ヨリ利息ヲ起算ス可キモノトス但場合ニヨリ相當ノ附換料ヲ徵收スルコトヲ得可キモノトス

第六十五條　爲換尻利息ノ決算ハ第四十九條ニ準據ス可キモノトス

第五節　手形取立

第六十六條　平素取引スル得意先ノ依頼アルトキハ本支店出張所又ハ爲換約定店ノ所在地拂ノ手形及ヒ切手類ノ取立ヲ取扱フモノトス但爲換約定店所在地拂ノ取立ニ限リ相當ノ手數料ヲ徵收スルコトヲ得可キモノトス

第六十七條　手形ノ取立ヲ依頼セントスル者ハ手形ニ其目的ヲ附記シタル裏書ヲ爲シ當所拂ハ滿期日ノ二日前マテニ、他所拂ハ郵便日數ヲ除キ同シク二日前マテニ依頼書ト共ニ之ヲ差出サシム可キモノトス

第六十八條　前條ノ依頼ヲ受ケタルトキハ預證書ヲ交付シ置キ其金額取立濟ノ上之ト引換ニ非サレハ仕拂ヲ爲ス可ラサルモノトス

第六十九條　手形カ不渡トナリタルトキハ仕拂拒絕證書ヲ作成セシメ且償還請求ノ通知ヲ爲シタル上仕拂拒絕證書ト共ニ之ヲ依頼者ニ還付スヘキモノトス但此場合ニハ相當ノ手數料ヲ徵收ス可キモノトス

第六節　金銀地金及ヒ公債證書ノ賣買

第七十條　金地金ノ賣買價格ハ重役集會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム可キモノトス

金地金賣渡人ヨリハ保證書ヲ徵收ス可キモノトス但場合ニヨリ相當ノ品位證明ヲ附セシムルコトヲ得可

キモノトス

第七十一條　金地金賣渡人ノ請求ニ由リテ代價ノ假拂ヲ爲ストキハ重役集會ノ決議ヲ經テ其契約ヲ訂結ス可キモノトス

第七十二條　銀地金ヲ賣買スル場合ニハ重役集會ノ決議ヲ要ス可キモノトス

第七十三條　公債證書ヲ買入ルヽトキハ其賣渡人ヨリ賣渡證書ヲ差出サシム可キモノトス但場合ニヨリ相當ノ保證人ヲ設ケシムルコトヲ得可キモノトス

第七節　保護預

第七十四條　公衆ノ爲メ相當ノ手數料ヲ徴收シテ有價證券諸證書類金銀貨及ヒ貴金屬ノ保護預ヲ爲スモノトス

保護預ハ封緘及ヒ披封ノ二種トス但金銀貨及ヒ貴金屬ハ披封預ト爲スコトヲ承諾ス可ラサルモノトス

第七十五條　保護預ノ依頼ヲ承諾スルトキハ依頼書ニ預ケ主ノ印鑑ヲ添ヘテ差出サシメ審査ノ上預證書ヲ交付ス可キモノトス但場合ニヨリ紹介人ヲ設ケシムルコトヲ得可キモノトス

第七十六條　封緘預ヲ爲ストキハ係員其容品ヲ査閲シタル上封緘ヲ爲サシム可キモノトス但本行ノ不利ト認ムル物アルトキハ之ヲ謝絶ス可キモノトス

保護函ハ本行ヨリ貸與スルモノニ限ル可キモノトス

第七十七條　預ケ主カ保護函ヨリ預ケ品ヲ出納スルトキハ係員之ニ立會フ可キモノトス

第七十八條　保護函ノ鍵ヲ喪失シタル預ケ主カ開函ヲ請求スルトキハ保證人二名以上ノ連署セル請求書ニ預證書ヲ添ヘテ差出サシメ本行ハ其事實ヲ認メタル上預ケ主ヲ立會ハシメテ保護函ヲ破毀ス可キモノトス但破毀シタル函ノ原價ハ預ケ主ヲシテ辨償セシム可キモノトス

第七十九條　預證書ヲ喪失シタル預ケ品ノ返戻ヲ請求スルトキハ保證人二名以上ノ連署セル請求書ヲ差出サシメ本行ハ其事實ヲ認メタル上請求人ノ費用ヲ以テ之ヲ官報及ヒ新聞紙ニ廣告シ二ケ月ヲ經タル後尚ホ發見セサルトキハ領收證書引換ニ代證書又ハ現品ヲ交付スルモノトス

第八十條　相續又ハ遺言ニ因リ預證書ヲ讓受ケタル者カ其記名書替又ハ預ケ品ノ返戻ヲ請求スル場合ニハ第五條ヲ準用ス可キモノトス

第四條ニ準據セシム可キモノトス

預ケ主ノ後見人保佐人又ハ其他ノ法定代理人ニハ

第八十一條　保護預ノ手數料ハ其期間ニ對スル全額ヲ前納セシムルモノトス但預入及ヒ拂戻ノ月ハ總テ一ケ月分ヲ徴收ス可キモノトス

期間カ一ケ年以上ニ渉ル場合ニハ六ケ月分宛手數料ヲ前納セシムルコトヲ得可キモノトス

期間内ニ解約スルモ既收ノ手數料ハ還付ス可ラサルモノトス

第八節　兌換銀行券

第八十二條　兌換銀行券ノ書式及ヒ圖形ハ發行局長之ヲ起案シ重役集會ニ於テ決議シ監事集會ノ承認ヲ經テ大藏大臣ノ指定ヲ請フ可キモノトス

兌換銀行券ニハ總裁文書局長及ヒ發行局長之ニ捺印ス可キモノトス

第八十三條　兌換銀行券ヲ製造セントスルトキハ重役集會ニ於テ共種類及ヒ枚數ヲ決議シ大藏大臣ノ認可ヲ得テ印刷局ニ之ヲ依頼スルモノトス

第八十四條　製造セル兌換銀行券ヲ印刷局ヨリ受取リタルトキハ其都度種類枚數及ヒ記番號ヲ大藏大臣ニ報告シ各種類毎ニ記番號ヲ追ヒ之ヲ整理保管ス可キモノトス

第八十五條　兌換銀行券發行ニ對スル準備及ヒ保證ノ價格ハ重役集會ニ於テ決議シ監事集會ノ承認ヲ經テ大藏大臣ノ認可ヲ受ク可キモノトス

第八十六條　兌換銀行券ヲ發行シ又ハ還收スルトキハ其金額竝ニ準備及ヒ保證ノ種類ヲ重役集會ニ提出シテ其承認ヲ請フ可キモノトス

第八十七條　支店ニ於テ正貨ヲ兌換銀行券ニ引換ヘ又ハ兌換銀行券ヲ正貨ニ引換ヘタルトキハ卽日電報ヲ

以テ之ヲ報告ス可ク本店ニ於テハ之ヲ其日ノ計算ニ組入ル可キモノトス

第八十八條　兌換銀行券引換元及ヒ未發行兌換銀行券ハ本店及ヒ各支店ニ於テ特ニ金櫃ヲ設ケ之ヲ保管ス可キモノトス但支店ヨリハ毎日其出入高及ヒ在高ヲ本店ニ報告ス可キモノトス

第八十九條　兌換銀行券ノ制限外發行ヲ爲サントスルトキハ重役集會ニ其ノ極度額ヲ決議シ監事集會ノ承認ヲ經テ大藏大臣ノ認可ヲ受ク可キモノトス

制限外發行ヲ爲シタルトキハ毎週一回其增減ヲ大藏大臣ニ報告ス可キモノトス

第九十條　汚染毀損等ノ兌換銀行券ヲ引換ユル爲メニ代理店ヲ設クルトキハ重役集會ノ決議ヲ經テ大藏大臣ノ認可ヲ受ク可キモノトス

第九十一條　廢棄兌換銀行券ハ其種類枚數及ヒ金額ヲ調査シ重役集會ノ承認ヲ經テ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル上之ヲ燒棄ス可キモノトス

廢棄兌換銀行券ノ燒棄ハ檢査局長發行局長及ヒ文書局長立會ノ上之ヲ執行シ大藏大臣ニ上申ス可キモノトス

第九節　紙幣ノ交換及ヒ消却

第九十二條　紙幣交換事務ハ大藏大臣ノ命任書ニ基キ本支店出張所及ヒ代理店ニ於テ之ヲ取扱フ可キモノトス

前項ニ據リテ交換ス可キ紙幣ノ種類ハ左ノ如シ

一　政府紙幣

二　國立銀行紙幣

第九十三條　國立銀行紙幣消却事務ハ法律命令ニ基キ本店ニ於テ之ヲ取扱フ可キモノトス

第九十四條　國立銀行ノ鎭店ノ場合ニ於テハ重役集會ノ承認シタル該國立銀行紙幣消却勘定ノ決算ヲ大藏大臣ニ上申シ且同行跡引受人ニ報告ス可キモノトス

第九十五條　國立銀行營業繼續ノ爲メ紙幣消却殘高ニ相當スル金額ノ無利子貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ重役集會ノ決議ヲ經テ共契約ヲ訂結シ該國立銀行紙幣消却勘定ノ決算ヲ大藏大臣ニ上申シ且同行ニ報告ス可キモノトス

第十節　國庫事務

第九十六條　國庫ノ現金及ヒ有價證券ノ出納及ヒ保管ニ關スル事務ハ法律命令ニ基キテ之ヲ取扱フ可キモノトス

第九十七條　本支金庫ノ事務ヲ支店出張所又ハ派出所ニ於テ取扱フ場合ニハ支店長出張所長又ハ派出所主任者ヲ金庫出納役代理人トナシ代理店ヲ設ケテ其事務ヲ取扱ハシムル場合ニハ其管理者ヲ金庫出納役代理人トナス可キモノトス但代理店ヲ設クルニハ重役集會ニ於テ決議シ監事集會ノ承認ヲ經テ大藏大臣ノ認可ヲ受ク可キモノトス

第九十八條　官廳派出現金出納ノ事務取扱代理ヲ他人ニ委任スルニハ重役集會ノ決議ヲ經可キモノトス

第九十九條　金庫ノ位置ヲ移轉スル場合ニハ重役集會ノ決議ヲ經テ大藏大臣ノ認可ヲ受ク可キモノトス但新舊ノ位置カ互ニ接近スル場合ニ限リ大藏大臣ノ認可ヲ要セスシテ官報ニ之ヲ廣告スルコトヲ得ルモノトス

第百條　金庫出納役代理人ヲ變更スルトキハ重役集會ノ決議ヲ經テ大藏大臣ノ認可ヲ受ク可キモノトス

第百一條　國庫ノ現金及ヒ有價證券ヲ保管スル金櫃及ヒ其出納ニ關スル帳簿ハ銀行本業部ニ屬スルモノト判然區劃シテ之ヲ藏置ス可キモノトス

第十一節　公債事務

第百二條　公債事務ハ法律命令ニ基キテ之ヲ取扱フ可キモノトス

第百三條　公債事務規程ハ營業局長之ヲ起草シ重役集會ノ決議ヲ經テ大藏大臣ノ認可ヲ受ク可キモノトス

第百四條　公債事務取扱ノ爲メニ代理店ヲ設クルトキハ重役集會ニ於テ決議シ監事集會ノ承認ヲ經テ大藏

大臣ノ認可ヲ受ク可キモノトス

第十二節　成貨拂渡

第百五條　成貨拂渡事務ハ大藏大臣ノ命令ニ據リテ之ヲ取扱フ可キモノトス

第百六條　每月成貨ノ受拂決算表及ヒ仕拂濟報告表ヲ調製シ仕拂濟貨幣拂渡證書ヲ添付シテ造幣局ニ送付ス可キモノトス

第三章　經費ノ豫算及ヒ決算

第百七條　每半季ノ經費豫算ハ一定ノ科目ニ依リ本支店及ヒ出張所各別ニ每年六月十日及ヒ十二月十日迄ニ之ヲ調製シ諸般ノ參考書ヲ添ヘテ重役集會ニ提出シ其決議ヲ經テ監事集會ノ承認ヲ受ク可キモノトス

第百八條　經費豫算金額ノ超過又ハ豫算外ノ支出ハ重役集會ノ決議ヲ經テ監事集會ノ承認ヲ受クルモノトス但第二百八條ノ適用ヲ妨ケス

第百九條　每年二月及ヒ八月ノ兩度ニ於テ前半季ノ經費決算報告ヲ調製シ之ヲ重役集會ニ提出シ且監事集會ノ承認ヲ受ク可キモノトス

第四章　決算及ヒ諸報告

第百十條　每年六月末日及ヒ十二月末日營業ノ終結ニテ其半季間ニ於ケル諸勘定ノ決算ヲ爲ス可キモノトス

前項ノ決算ヲ終了シタル後ニ各支店及ヒ出張所ハ卽時ニ損益勘定ヲ本店ニ電報ス可キモノトス

第百十一條　各支店及ヒ出張所ニ於テハ半季決算後十日以內ニ其季間ノ營業報告及ヒ附屬諸計表ヲ調製シテ之ヲ本店ニ送付ス可キモノトス

本店ニ於テハ半季決算後其季間ノ半季報告ヲ調製シ重役集會ノ承認ヲ經テ監事集會ニ提出ス可キモノトス

第百十二條　半季報告ニハ計算書貸借對照表財產目錄損益勘定表兌換銀行券發行高表及ヒ株主姓名表ヲ揭ク可キモノトス但下半季ノ報告ニハ其年度營業上ノ情況ヲ詳記シタル營業報告ヲ添附ス可キモノトス

第百十三條　監事集會ニ於テ半季報告ヲ承認シタルトキハ利益金分配案ヲ大藏大臣ニ提出シテ其認可ヲ受ク可キモノトス

第百十四條　半季報告ハ定式株主總會後直チニ之ヲ大藏大臣ニ進達ス可キモノトス

第百十五條　貸借對照表及財產目錄ハ定式株主總會ノ後官報及ヒ新聞紙ニ廣告ス可キモノトス

第百十六條　本支店及ヒ出張所ニ於テ每日營業ヲ終結シタルトキハ實際報告表ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ進達スヘキモノトス但支店及ヒ出張所ノ報告ハ本店ヲ經由ス可キモノトス

第百十七條　本支店及ヒ出張所ニ於テハ每月實際報告表及ヒ損益勘定內譯表ヲ調製シテ之ヲ大藏大臣ニ進達ス可キモノトス但其鎖鑰ハ主務局長支店長及ヒ出張所長ヲシテ分管セシムルモノトス

第百十八條　每週土曜日ノ營業報告ハ次週水曜日ノ官報ニ廣告シ同時ニ之ヲ大藏大臣ニ進達ス可キモノトス但各支店及ヒ出張所ハ每週土曜日營業ノ終結ニ於テ各勘定ノ殘高ヲ本店ニ電報ス可キモノトス

第五章　重　役

第一節　總裁及ヒ副總裁

第百十九條　總裁ハ重役集會銀行總會及ヒ株主總會ノ決議シタル事件ヲ施行シ一切ノ事務ニ付キテ本行ヲ代表ス可キモノトス

第百二十條　總裁ハ各金庫ヲ直管スルモノトス但其鎖鑰ハ主務局長支店長及ヒ出張所長ヲシテ分管セシムルモノトス

第百二十一條　總裁ハ一切ノ文書ニ署名捺印スルモノトス

重要ナル文書ニハ文書局長及ヒ主務局長ヲシテ副署セシムルモノトス

日常ノ業務ニ關スル文書ニハ豫メ重役集會ノ決議ヲ經テ前二項ヲ適用セサルコトヲ得可キモノトス

第百二十二條　副總裁ハ總裁ヲ輔佐シ總裁事故アルトキハ之ヲ代理スルモノトス

總裁及ヒ副總裁共ニ事故アルトキハ理事ノ一名ヲシテ總裁ヲ代理セシムルモノトス但此場合ニ於テハ大藏大臣ニ屆出ツ可キモノトス

第二節　理　事

第百二十三條　理事ハ毎日出勤シテ重役集會ニ列ス可キモノトス

第百二十四條　理事ハ時々各局ニ就キ其執務ノ實況ヲ視察シ又毎年少クトモ一回各支店及ヒ出張所ヲ巡視ス可キモノトス

第百二十五條　理事ノ俸給ハ重役集會ニ於テ之ヲ決議シ監事集會ノ承認ヲ受ク可キモノトス

第三節　重役集會

第百二十六條　重役集會ハ毎日一定ノ時刻ニ開會ス可キモノトス但必要ニヨリ定刻外ト雖モ開會スルコトヲ得可キモノトス

第百二十七條　重役集會ハ重要ナル行務ヲ決議ス可キモノトス

第百二十八條　重役集會ハ必要ニヨリ各局長、支店長又ハ出張所長ヲシテ其主管事務ニ關シテ意見ヲ述ヘシムルコトアルモノトス

第百二十九條　重役集會ニハ議事錄ヲ備ヘテ決議ノ要領ヲ記載シ出席會員之ニ認印ス可キモノトス

第四節　監　事

第百三十條　監事ハ毎週少ナクトモ一回出勤ス可キモノトス

監事ノ俸給ハ重役集會ニ於テ之ヲ決議シ監事集會ノ承認ヲ受ク可キモノトス

第百三十一條　監事ハ毎半季ニ少ナクトモ一回諸帳簿、有價證券及ヒ現金ヲ檢査シ株主ニ對シテ其成績ヲ證明ス可キモノトス

第五節　監事集會

第百三十二條　監事集會ハ毎水曜日ニ開會シ行務ノ要領及ヒ營業上ノ實況ヲ示セル文書及ヒ計表ヲ檢閱シ又總裁ノ提出スル議案ヲ討議ス可キモノトス但必要ニヨリ定日外ト雖モ開會スルコトヲ得可キモノトス

第百三十三條　監事集會ニハ議事錄ヲ備ヘテ決議ノ要領ヲ記載シ出席會員之ニ認印ス可キモノトス

第六節　銀行總會

第百三十四條　銀行總會ハ毎月最終ノ水曜日ニ開會スルモノトス但必要ニヨリ定日外ト雖モ開會スルコトヲ得可キモノトス

第百三十五條　議案ハ總裁之ヲ提出スルモノトス但總裁ノ提出セサル議案ト雖モ會員過半數ノ意見ニ依リ之ヲ議題トナスコトヲ得可キモノトス

第百三十六條　銀行總會ニハ議事錄ヲ備ヘテ決議ノ要領ヲ記載シ出席會員之ニ認印ス可キモノトス

第六章　職　制

第一節　行員、技術員及ヒ雇員

第百三十七條　本行ニ行員、技術員及雇員ヲ置ク

支配役、副支配役書記及ヒ手代ヲ行員ト稱ス

技師及技手ヲ技術員ト稱ス

見習、守衛、女工及ヒ小使ヲ雇員ト稱ス但見習ノ取扱ハ行員ニ準スルモノトス

第百三十八條　前條ニ列記スル使用人ノ外ニ必要アルトキハ臨時雇員ヲ置クコトヲ得可キモノトス

第百三十九條　行務ノ都合、疾病又ハ其他ノ事故ニ依リ行員ニ休職ヲ命スルコトアル可キモノトス

第百四十條　使用人ヨリハ履歷書、誓詞及ヒ身元引受證書ヲ差出サシム可キモノトス

行員及ヒ之ニ準スル雇員ヨリハ尚ホ身元保證金ヲ納レシム可キモノトス

第二節　給料、旅費及ヒ手當

第百四十一條　支配役及ヒ副支配役ニハ年俸ヲ、書記、手代、技師、技手及ヒ守衛ニハ月俸ヲ、見習、女工及ヒ小使ニハ日給ヲ支給スルモノトス但女工又ハ小使ノ取締ニハ特ニ月俸ヲ支給スルコトヲ得可キモノトス

臨時雇員ニハ月俸又ハ日給ヲ支給スルモノトス

第百四十二條　職務ノ性質及ヒ在勤地ノ狀況ニ因リ給料ノ外ニ特ニ手當ヲ支給スルコトヲ得可キモノトス

第百四十三條　行務ノ爲メ旅費ヲ支給ス可キモノトス

第三節　執務時間休暇及ヒ宿直

第百四十四條　營業ハ午前九時ニ開始シ午後三時ニ閉鎖ス可キモノトス但土曜日ハ正午ニ閉鎖ス可キモノトス

營業開始ノ時刻ヨリ其閉鎖後一時間ヲ過クル迄ヲ執務時間トナスモノトス但行務上必要ナル場合ニハ本文ノ時間外ト雖モ使用人ヲシテ執務セシムルコトヲ得可キモノトス

第百四十五條　休業日ハ大祭日、祝日及ヒ日曜日トス但大藏大臣ノ許可ヲ受ケテ臨時ニ休業スルトキハ之ヲ官報及ヒ新聞紙ニ廣告ス可キモノトス

行務上必要ナル場合ニハ休業日ト雖モ使用人ヲシテ執務セシムルコトヲ得可キモノトス

第百四十六條　使用人ハ毎半季間ニ十五日ヲ限リ休暇ヲ受クルコトヲ得可キモノトス

第百四十七條　執務時間外店內取締ノ爲メニ宿直員ヲ置キ其事務ヲ處辨セシム可キモノトス

第百四十八條　技術員及ヒ之ニ準スル臨時雇員ノ執務時間、休業日及ヒ休暇ニハ本節ノ規定ヲ適用ス可ラサルモノトス

第四節　使用人ノ責任

第百四十九條　使用人ハ本行ノ機密又ハ取引先ノ密事ヲ漏洩シ其他本行ノ名譽又ハ利益ヲ毀損スルカ如キ言行アル可ラサルモノトス

第百五十條　使用人ハ總裁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ本行外ニ於テ他ノ職務ヲ兼ヌルコトヲ得サルモノトス

第百五十一條　使用人ハ其職務上ノ過失ニ對スル責任ヲ負フ可キモノトス

第五節　賞　罰

第百五十二條　使用人ノ勤惰及ヒ功過ニ應シテ賞罰ヲ行フ可キモノトス

第百五十三條　行員ノ勤務年數ト行狀トニ應シテ其退職又ハ死亡シタルトキニ恩給金ヲ給與スルモノトス

但他ノ使用人ニハ本文ノ場合ニ於テ手當金ヲ給與スルコトヲ得ルモノトス

第百五十四條　罰例ハ譴責、罰俸、降等及ヒ免職ノ四種トス

第百五十五條　本行ニ損失ヲ蒙ラシメタル使用人ハ前條ニ據リテ之ヲ處分シタル上尙ホ情狀ニ依リ辨償ノ責任ヲ負ハシムルコトアル可キモノトス

第七章　局課組織及ヒ事務分掌

第一節　總　則

第百五十六條　本店ニ左ノ局ヲ置キ其事務ヲ分掌セシムルモノトス

一　檢査局
二　營業局
三　出納局
四　發行局
五　國庫局
六　文書局
七　株式局
八　計算局

局ノ外ニ別ニ祕書室ヲ置クモノトス

第百五十七條　本店ト各支店又ハ出張所トノ間ニ往復スル公文ハ各主務局又ハ祕書室ヲ經由ス可キモノトス

第百五十八條　局ニ課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシムルコトヲ得可キモノトス

第百五十九條　局ニ局長ヲ置キ支配役又ハ副支配役ヲ以テ之ニ充テ其事務ノ整理ニ關シ一切ノ責ニ任セシム可キモノトス

第百六十條　局ニ課ヲ置クトキハ其課ニ勤務スル副支配役ヲ特ニ課長トシテ其事務ノ整理ニ任セシムルコトヲ得可キモノトス

第百六十一條　局長事故アルトキハ其局ニ勤務スル次席者ヲシテ之ヲ代理セシムルモノトス但場合ニヨリ特ニ代理者ヲ命スルコトアル可キモノトス

第百六十二條　祕書室ニ祕書役ヲ置キ支配役又ハ副支配役ヲ以テ之ニ充テ總裁ニ直隷シテ其職務ニ從事セシム可キモノトス但祕書役事故アルトキハ其室ニ勤務スル次席者若クハ特ニ命シタル者ヲシテ之ヲ代理セシムルモノトス

第百六十三條　局長及ヒ祕書役ハ其事務ノ整理ニ必要ナル諸般ノ規則ヲ制定シ重役集會ノ承認ヲ經テ之ヲ施行ス可キモノトス

第百六十四條　副支配役書記、手代及ヒ見習ハ局又ハ祕書室ニ屬シテ共事務ニ從ハシム可キモノトス

第二節　檢査局

第百六十五條　檢査局ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

一　本店、支店、出張所及ヒ派出所ノ事務ノ監査
二　代理店事務ノ監査
三　新築又ハ修繕ノ工事ノ監査
四　諸規定ノ審査
五　本店各金庫外扉鎖鑰ノ保管
六　本行業務ノ統計
七　內外經濟上ノ統計及ヒ調査
八　營業報告ノ編纂

第百六十六條　檢査局ニ檢査役三名乃至五名ヲ置キ支配役又ハ副支配役ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第百六十七條　檢査役ハ檢査局長ノ指揮ニ從ヒ其分擔事務ヲ整理スルノ責ニ任ス可キモノトス

第百六十八條　檢査局長ハ重要ノ事務ニ關シテハ檢査役會議ヲ開キ其決議ノ事項ヲ總裁ニ具申ス可キモノトス

第三節　營業局

第百六十九條　營業局ハ左ノ事ヲ掌ルモノトス

一　手形割引
二　定期貸
三　定期預金及ヒ當座預金勘定
四　振出手形ノ發行
五　爲換取組
六　爲換約定先トノ諸取引
七　支店、出張所及ヒ派出所トノ間ニ於ケル貸借勘定
八　公債證書及ヒ大藏省證券ノ賣買
九　金銀地金、舊貨幣及ヒ外國貨幣ノ賣買
十　成貨受拂ノ事務
十一　公債ノ募集及ヒ償還
十二　公債元利金ノ受拂
十三　公債事務代理店ノ選定及ヒ監督
十四　記名公債證書ノ登錄

十五　公債證書ノ變換及ヒ交換
十六　國庫預金部ノ利子ニ關スル事務
十七　公債取扱手數料ニ關スル事務

第百七十條　本店ニ於テ手形割引又ハ定期貸ノ取引開始ヲ依頼スル者アルトキハ其信用ノ程度ヲ調査シ營業局長ノ意見ヲ付シテ重役集會ニ提出シ其評決ヲ受ク可キモノトス

第百七十一條　手形及ヒ定期貸金證書ハ營業局ニ保管シ割引手形ハ期日ノ五日前ニ取立手形ハ同シク二日前ニ出納局ニ送付ス可キモノトス

第四節　出納局

第百七十二條　出納局ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

一　現金ノ出納及ヒ保管
二　手形ノ交換及ヒ取立
三　流通不便貨幣ノ交換
四　金銀地金ノ鑑定及ヒ保管
五　贋造又ハ變造通貨ノ處分

第百七十三條　手形カ不渡トナリタルトキハ其旨ヲ營業局ニ通知シ之ヲ文書局ニ引繼ク可キモノトス

第百七十四條　中央金庫事務ニ關スル臨時仕拂ニ充ツル爲メ豫テ重役集會ノ決議ヲ經テ宿直員ニ若干ノ現金ヲ交付シ之ヲ保管セシム可キモノトス

第百七十五條　出納局長ハ毎日營業ノ終結ニ於テ現金有高表ヲ調製シ之ヲ總裁ニ提出ス可キモノトス

第五節　發行局

第百七十六條　發行局ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

一　兌換銀行券ノ製造及ヒ保管ニ關スル事務
二　兌換銀行券ノ發行及ヒ還收
三　兌換銀行券ノ交換
四　兌換銀行券ノ消却
五　紙幣交換
六　損傷紙幣及損傷兌換銀行券ノ引換竝ニ之ニ關スル代理店ノ選定及ヒ監督
七　國立銀行紙幣ノ消却

第百七十七條　發行局長ハ毎日營業ノ終結ニ於テ兌換銀行券一覽表ヲ調製シ之ヲ總裁ニ提出ス可キモノトス

第百七十八條　毎半季ノ末ニ於テ國立銀行紙幣消却事務報告書ヲ調製シ重役集會ノ承認ヲ經テ之ヲ株主ニ配布スル爲メ其旨ヲ營業局ニ通知シ且各國立銀行ニ配布ス可キモノトス

第六節　國庫局

第百七十九條　國庫局ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

一　國庫金ノ出納事務
二　金庫事務代理店ノ選定及ヒ監督
三　國庫金ノ配賦
四　國庫預金部ニ屬スル現金及ヒ有價證券ニ關スル事務
五　國庫金取扱手數料ニ關スル事務

第百八十條　會計年度ノ末ニ於テ國庫金出納事務報告書ヲ調製シ重役集會ノ承認ヲ經テ之ヲ株主ニ配布ス可キモノトス

第七節　文書局

第百八十一條　文書局ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

一　文書ノ受理及ヒ發送
二　契約ニ關スル事務
三　登記及ヒ訴訟ニ關スル事務
四　使用人ノ異動及ヒ勤惰ニ關スル事務
五　理事監事及ヒ行員ノ身元保證ニ關スル事務
六　株主總會ニ關スル事務
七　宿直ニ關スル事務
八　文書ノ編纂及ヒ保管
九　圖書及ヒ標本貨幣ノ購入及ヒ保管
十　經費ニ關スル事務
十一　營繕ニ關スル事務
十二　需要品及ヒ物品會計ニ關スル事務
十三　本支店及ヒ出張所ノ經費ノ豫算及ヒ決算
十四　不動產ニ關スル事務
十五　通貨及ヒ金銀地金ノ遞送ニ關スル事務
十六　他局ニ專屬セサル事務

第百八十二條　出納局ヨリ不渡手形ノ引繼ヲ受ケタルトキハ仕拂拒絕證書ヲ作成セシメ且償還請求ノ通知ヲ爲シ其手形ハ之ヲ保管シ置ク可キモノトス

第百八十三條　不用什器ノ賣却ヲ爲ストキハ重役集會ノ許可ヲ受ク可キモノトス

第百八十四條　文書局長ハ臨時ニ要スル經費ヲ仕拂フ爲メニ重役集會ノ許可ヲ得テ若干ノ現金ノ前渡ヲ受クルコトヲ得可キモノトス

第百八十五條　文書局長ハ本店ノ經費精算月表ヲ翌月五日マテニ調製シ且各支店長及ヒ出張所長ノ送附シタル月表ト總括シテ每月經費一覽表ヲ調製シ之ヲ重役集會ニ提出ス可キモノトス

第八節　株式局

第百八十六條　株式局ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

一　本行株式ニ關スル事務
二　割賦金ノ拂渡ニ關スル事務
二　保護預
四　所有公債證書ノ保管
五　抵當品及ヒ保證品ノ保管
六　國庫預金部ニ屬スル有價證券ノ保管

第百八十七條　每月一回各種保管品現在高表ヲ調製シ各局長ノ認印ヲ得テ之ヲ重役集會ニ提出ス可キモノトス

第九節　計算局

第百八十八條　計算局ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

一　傳票ト證據書類トノ對照及ヒ精算
二　計表ノ檢閱及ヒ精算
三　帳簿ノ監査
四　帳簿及ヒ計表ノ記入方法ノ監督
五　帳簿及ヒ計表ノ新設及ヒ改廢
六　勘定科目ノ新設及ヒ改廢
七　日記帳、總勘定元帳及ヒ補助日記帳ノ記入及ヒ整理

八　國庫ノ現金出納日記簿、現金出納原簿及ヒ有價證券總括簿ノ記入及ヒ整理
九　半季決算ニ關スル事務
十　實際報告ノ調製
第百八十九條　各局及ヒ祕書室ニ於テ記入ヲ終リタル帳簿ハ之ヲ受理シ檢閱及ヒ整理シタル上之レヲ保管ス可キモノトス

第十節　祕書室

第百九十條　祕書役ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス
一　機密文書ノ取扱及ヒ保管
二　使用人ノ進退及ヒ黜陟ニ關スル事務但第二百二條及ヒ第二百十二條ノ適用ヲ妨ケス
三　日本銀行、中央金庫、總裁、副總裁及ヒ理事ノ印章ノ保管
四　賞與金及ヒ恩給資金ニ關スル事務
五　總裁、副總裁又ハ理事ノ命ニ因ル諸般ノ事務

第八章　支店、出張所及ヒ派出所

第一節　支　店

第百九十一條　支店ニ支店長ヲ置キ支配役又ハ副支配役ヲ以テ之ニ充テ其事務ノ整理ニ關シ一切ノ責ニ任セシム可キモノトス
第百九十二條　支店ニ左ノ係ヲ置キ其事務ヲ分掌セシムルモノトス
一　營業係
二　出納係
三　國庫係
四　文書係
五　計算係
第百九十三條　係ニ主任ヲ置キ書記ヲ以テ之ニ充テ其事務ノ整理ニ關シ一切ノ責ニ任セシムヘキモノトス
但場合ニヨリ特ニ副支配役ヲ以テ主任ニ充ツルコトヲ得可キモノトス
第百九十四條　各係ノ事務ノ分掌及ヒ取扱ハ營業局、出納局、國庫局、文書局及ヒ計算局ニ準スルモノトス
第百九十五條　割賦金ノ拂渡ノ事務ハ營業係ニ於テ取扱フモノトス
第百九十六條　保護預ノ事務ハ出納係ニ於テ取扱フモノトス
第百九十七條　未發行兌換銀行券ノ出納及ヒ保管ハ文書係ニ於テ取扱ヒ其帳簿ハ計算係ニ於テ整理スルモノトス
第百九十八條　抵當品、保證品及ヒ國庫預金部有價證券ハ出納係ニ於テ保管スルモノトス
毎月一回前項ノ各種保管品ノ現在高表ヲ調製シテ本店ニ送附ス可キモノトス
第百九十九條　統計及ヒ調査ノ事務ハ計算係ニ於テ取扱フモノトス
第二百條　支店ノ印章及ヒ金庫外扉ノ鎖鑰ハ文書係主任ヲシテ之ヲ保管セシム可キモノトス
第二百一條　支店ノ情況ニヨリ特ニ證券係ヲ置キ公債事務、保護預事務竝ニ抵當品保證品及ヒ國庫預金部有價證券保管事務ノ取扱ヲ爲サシムルコトアル可キモノトス但此場合ニハ第百九十六條及ヒ第百九十八條第一項ヲ適用ス可カラス
第二百二條　五拾錢ヲ超過セサル日給ヲ受クル雇員又ハ臨時雇員ノ進退及黜陟ハ支店長之ヲ專行シ其都度總裁ニ屆出ツ可キモノトス
第二百三條　第百六十一條及ヒ第百六十三條ハ支店長ニ準用ス可キモノトス
第二百四條　支店長ハ毎週一回諸貸出金殘高表ヲ調製シテ本店ニ送附ス可キモノトス
第二百五條　支店長ハ經費精算月表ヲ調製シ翌月五日マテニ本店ニ發送ス可キモノトス
第二百六條　支店長行務ヲ以テ出張スルトキハ其都度總裁ノ許可ヲ受ク可キモノトス又私事ノ爲メ支店所

在地ヲ離レテ三日若クハ三日以上引續キ缺勤セントスルトキハ豫メ總裁ノ許可ヲ受ク可キモノトス

支店長其所屬ノ使用人ニ行務ヲ以テ出張ヲ命シ又ハ歸省若クハ轉地療養ヲ許シタルトキハ共都度理由ヲ具シテ總裁ニ屆出ツ可キモノトス

第二百七條　支店長更迭スルトキハ新任者ニ事務ヲ引繼キ了ルマテハ前任者ノ名義及ヒ責任ヲ以テ事務ヲ處理ス可キモノトス

第二百八條　臨時ノ必要ニヨリ豫算金額超過又ハ豫算外ノ經費ヲ要スル場合ニ於テ重役集會ノ許可セル豫定金額未滿ノ支出ハ支店長之ヲ專行スルコトヲ得可キモノトス但共都度事情ヲ具申シテ重役集會ノ承認ヲ請フ可キモノトス

第二節　出張所

第二百九條　出張所ニ出張所長ヲ置キ副支配役ヲ以テ之ニ充テ其事務ノ整理ニ關シ一切ノ責ニ任セシム可キモノトス但シ事宜ニヨリ特ニ支配役ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得可キモノトス

第二百十條　出張所ニ左ノ係ヲ置キ其事務ヲ分掌セシムルモノトス

一　營業係
二　出納係
三　國庫係
四　文書係
五　計算係

出張所ノ情況ニヨリ前項中ノ一係又ハ數係ヲ省クコトアル可キモノトス但此場合ニハ各係ノ事務ノ分掌ハ別ニ之ヲ定ム可キモノトス

第二百十一條　出張所ノ印章及ヒ金庫外扉ノ鎖鑰ハ文書係ノ首席書記ヲシテ之ヲ保管セシム可キモノトス

第二百十二條　參拾錢ヲ超過セサル日給ヲ受クル雇員又ハ臨時雇員ノ進退及ヒ懲戒ハ出張所長之ヲ專行シ其都度總裁ニ屆出ツ可キモノトス但時宜ニヨリ重役集會ノ決議ヲ以テ本文ノ參拾錢ヲ五拾錢マテ增加スルコトヲ得可キモノトス

第二百十三條　第六十一條第百六十三條第百九十四條乃至第百九十六條第百九十八條第百九十九條第二百五條乃至第二百九十八條ハ各出張所ニ第二百四條ハ營業事務ヲ取扱フ各出張所ニ準用ス可キモノトス

第三節　派出所

第二百十四條　派出所ハ本支店又ハ出張所ヨリ所屬員ヲ派出シテ國庫事務及公債事務ヲ取扱ハシムルモノトス

第二百十五條　派出所主任者ハ其事務ヲ整理シ一切ノ責ニ任セシム可キモノトス

第二百十六條　派出所主任者事故アルトキハ其所ニ勤務スル次席者ヲシテ之ヲ代理セシムルモノトス

第二百十七條　派出所ノ經費ハ所轄店ヨリ之ヲ支出スルモノトス

所轄店長ハ豫メ重役集會ノ決議ヲ經テ派出所ノ經費豫算ノ內一ケ月又ハ數ケ月分ニ相當スル現金ヲ前渡スルコトヲ得可キモノトス

派出所ハ經費精算月表ヲ調製シ仕拂濟領收證書ヲ添ヘテ翌月二日迄ニ所轄店ニ發送ス可キモノトス

第九章　代　理　店

第二百十八條　代理店ハ金庫事務公債事務國庫預金部利子支拂事務竝ニ紙幣及ヒ損傷兌換銀行券交換事務等ノ全部又ハ一部ヲ取扱ハシムルモノトス

第二百十九條　代理店ノ事務取扱ニ對シ保證品ヲ納レシム可キモノトス

保證品ノ員額種類及ヒ價格ハ重役集會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム可キモノトス

第二百二十條　代理店ノ事務取扱ニ對シテハ一定ノ手數料ヲ交付シ一切ノ經費ハ代理店ヲシテ負擔セシム可キモノトス但シ本文ノ手數料ハ重役集會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム可キモノトス

第十章　雜　則

第二百二十一條　日本銀行定款第三十六條ニ記載スル役員賞與金竝ニ交際費ノ割合及ヒ同定款第六十五條ニ記載スル賞與ノ金額ハ銀行總會ニ於テ決議ス可キモノトス

第二百二十二條　日本銀行定款第六十八條ニ記載スル割引委員出席ノ時日ハ總裁隨時ニ之ヲ定ム可キモノトス

第二百二十三條　臨時緊急ノ必要ニヨリ本內規ノ條項ニ準據シ能ハサル場合ニ於テハ總裁ハ銀行總會ノ決議ヲ經テ例外ノ處分ヲ爲スコトヲ得可キモノトス

第二百二十四條　現行ノ諸規則又ハ命令ニシテ本內規ノ條項ニ牴觸スルモノハ本內規施行ノ當日ヨリ其効ヲ失フ可キモノトス

日本銀行內規は其の後時代の變遷に伴ひ屢次改正せられたり。就中商法及民法の制定に伴ふ改正、日露戰時に於ける改正、同戰後在外代理店の事務繁忙に因る改正、國債に關する法律及國債規則の制定に伴ふ改正等は其の主なるものにして、此等の改正に依り內規の各部に相當廣範圍の變更を見たり。今內規改正の全般に亙りて逐一說述するの必要を認めずと雖も、其の主要なる點に就き一言する所あるべし。

先づ明治三十二年新商法の實施せらるるや、日本銀行は內規中支配役、副支配役及び手代等の文字を改むる必要を認め、同年六月十五日大藏大臣の認可を經て之を實施せり。又明治三十五年八月に至り、當時現行の內規は數年前の制定に係り、民法の規定に伴はざるものあり、且其の他にも種々不便の點ありしかば、同行は之が改正案を草し、同月十五日大藏大臣に稟申、二十一日其の認可を得たり。更に明治三十七年日露開戰のことあるや、日本銀行の公債事務は俄然繁劇となりしのみならず、將來國債の增加と共に益繁忙を來すべき狀態にあり、之を從來の如く營業局中の一分課に委ぬるときは

到底完全なる整理を期待し得ざるに至りしを以て、別に一局を設けて國債に關する一切の事務を處辨せしむることと爲し、同年八月二十六日內規改正の件を大藏大臣に具申し、同月三十一日其の認可を得たり。而も日露戰爭の開始は獨り日本銀行內の事務を繁多ならしめたるに止まらず、海外に於ける同行代理店の事務も亦一層の繁忙を加へしは勿論にして、元來日本銀行代理店たる橫濱正金銀行倫敦支店に於ては、日本銀行より特別に融通せる巨額の資金を運用せるのみならず、日本銀行所有の有價證券を保管することも亦尠しとせざりしが、日露開戰の結果、同代理店の事務は更に一層の重要性を加へ、或は兌換準備に充當せる數萬圓の正貨を保有し、或は大藏省證券の買持等の事務を取扱ふこととなりたり。此處に於てか日本銀行は新に代理店監督役を設けて、常に代理店の事務を監督せしむると同時に、經濟上其の他諸般の調查報告を爲さしむることとし、明治三十七年十一月七日之に關する內規改正案を具して大藏大臣に稟申し、同日其の認可を得たり。尋で日本銀行代理店たる橫濱正金銀行紐育出張所に於ても、兌換券の發行準備に充當せる巨額の正貨を取扱はしめ、且代理店名義を以て資金の運用を爲さしむることとなりたるを以て、倫敦に於けると同樣之が監督役を置くことに決し、明治三十八年二月一日大藏大臣の認可を得て、右に關する內規の改正を實行したり。

其の後明治三十八年三月二十四日を以て、電信爲替金の領收證出張所の調查役、計算局の事務分掌及支店の公債事務取扱等に關し、又翌三十九年七月二十三日を以て、從來の檢查局を廢して調查局及檢查局を設くること、及び外事部を新設すること等に關し、大藏大臣の認可を得て夫々內規を改正したり。日本銀行の業務竝に內外の財政經濟上に關する統計調查は、固と專ら檢查局をして取扱はしめ來りしも、戰後の經營及び一般經濟の發展に伴ひ、此の種の調查頓に多きを加へしのみならず、一面

日本銀行内部及び代理店の檢査事務は、檢査局に檢査役を置き、局長指揮の下に檢査を執行せしめ來りしが、檢査の結果往々人事其他機密に亙ることありて、從來の檢査局職制にては十分調査檢査の實績を擧ぐること能はざるの憾ありたり。これ蓋し檢査局を廢して新に調査局を設け、諸般の調査事務に從はしむると共に、別に檢査部を設けたる所以にして、檢査部には總裁の指揮に屬する檢査役を置き、以て檢査の實效を完からしむることと爲したり。

從來日本銀行に於て兌換券を製造せんとするときは、內規第八十三條に依り、大藏大臣の認可を經るにあらざれば、印刷局に對し之が依賴を發することと能はざる規定なりしが、該券の製造出來の場合は內規第八十四條に依り、其の都度種類、枚數、記番號等を詳細大藏大臣に上申するの規定にして、右の如く事前に認可を受くる必要なかるべきを以て、該規定を改正すること、及び從來支店出張所に於ける保護預の事務と、現品保管とを同一係に於て取扱ひ來りしも、右は事務取締上不便なるを以て、之を二係に分割することと爲し、明治四十年十二月二十七日右に關する內規改正方に就き大藏大臣の認可を得、翌四十一年一月六日より實施したり。

之より曩き明治三十九年四月國債に關する法律及び同年五月國債規則の公布あるや、從來日本銀行に於ては國債を公債又は公債證書と稱したるを以て、之が用語を該法律命令に適應せしむるの必要あるに至りしかば、其の他二三の件と共に明治四十一年六月十六日右の改正方に關し大藏大臣の認可を得たり。

日本銀行の內規は以上に述べし諸改正後も必要に應じて屢〻改正せられしが、此等の諸改正に關する一件書類は概ね大正十二年關東大震災の爲め烏有に歸し、今遽に之が顚末を知悉し得ず。而して

此等の最終改正を經たる大正十五年末現行の內規中には同行の營業上公表を憚る點なきに非ざるを以て、其の全文を收載することを避け、單に要項を揭げて以て參考に資するに止むべし。

（一）株式に關する事項

一、株券は記名式となし金額番號及び發行の日附を記載し總裁、文書局長及び株式局長署名捺印し行印を押捺し、且之と其原符とに割印を押捺す可きものとす。

二、新に株主となりたる者よりは一定の樣式に依り、印鑑を差出さしむ可きものとす。但必要と認むる場合には印鑑に其筋の證明を附せしむ可きものとす。

三、株券の賣買又は讓與に因り記名書替を請求する買受人又は讓受人よりは、所定の株券書替料を徵收す可きものとす。但家督相續、遺產相續又は氏名若くは商號の變更に因り記名書替を請求する場合には、本文を適用す可らず。

四、家督相續、遺產相續又は遺言に因り株券を讓受けたる者が其の記名書替を請求するときは、民法の規定に基き必要なる證明書に株券を添へて差出さしむるものとす。

五、株主の爲めに親權を行ふ者あるとき若くは後見の開始ありたるときは、親權者又は後見人より證明書及び印鑑を添へ其の旨を屆出しむるものとす。

後見人が株券を賣買又は讓與の爲め其の書替を請求するときは親族會の同意書又は之に代ふべき書面を以てするに非されば其の手續を爲さざるものとす。又親權を行ふ母に付きても亦同じ。

親權、後見の終了したるときは本人より親權者又は後見人と連署を以て印鑑を添へ其の旨を屆出しむるものとす。

後見人の更迭ありたるときは證明書を添へ、新後見人の連署を以て屆出しむるものとす。但新後見人に對しては其の印鑑を差出さしむるものとす。

右の規定は保佐人又は其の他の法定代理人にも亦適用することを得可きものとす。

六、株主が氏名又は商號を改めたるに因り株券の記名書替を請求するときは、其の筋の證明書に印鑑及び株券を添へて差出さしむるものとす。

七、株券を喪失したるに依り代株券を請求する者あるときは、保證人二名以上の連署せる書面を以て其の旨を申出でしめ、本行は其の事實を認めたる上、請求人の費用を以て之を官報及び新聞紙に廣告し、二ケ月を經たる後尚ほ發見せざるときは、領收證書と引換に代株券を交付するものとす。

代株券に記載すべき番號及び金額は舊株券に依り署名すべき總裁、文書局長及び株式局長竝に記載すべき日附は其の發行の當日に依る可きものとす。

八、株券喪失の屆出に對し故障の申立を爲す者あるとき若くは讓與に付き紛議あるときは、管轄裁判所の判決確定後に非されば代株券を交付し、又は記名書替を爲す可らざるものとす。

九、毀損汚染等の爲め又は株券裏面に餘白なき爲めに代株券の請求を受けたるときは、其の株券に請求書を添へて差出さしめ、第七條第二項に據りて代株券を交付す可きものとす。但毀損汚染等の爲めに代株券を請求する者よりは第十九條に定めたる株券交換料を徵收す可きものとす。

一〇、株券の種類變更を請求する者あるときは、其の請求書に株券を添へて差出さしめ代株券を交付す可きものとす。但此の場合には舊株券の番號は廢止し代株券には其の種類の結尾に追次する番號を附し株券交換料は第十九條に據りて徵收す可きものとす。

一一　前二條に據り交換したる株券には廢棄の印章を押捺して其の都度之を文書局に送付し、十ケ年間保存したる後文書局長及び株式局長立會の上之を燒棄す可きものとす。

一二、毎年二月及び八月は其の一日より定式株主總會の當日まで株券の記名書替を停止し、其の旨を豫め官報及び新聞紙に廣告す可きものとす。

一三、毎半季末日現在の株主表を調製し、之を大藏大臣に進達す可きものとす。

一四、割賦金は毎半季定式株主總會後の第一月曜日より之を仕拂ふ可きものとす。

一五、各支店及び出張所に於ても株券の交換又は記名書替の取次を爲し及び割賦金の仕拂を爲す可きものとす。

一六、株券の記名書替料は株券壹枚に付金五錢、交換料は新に交付する株券壹枚に付金貳拾錢とす。

（二）業務に關する事項

（イ）割　引

一、手形割引の取引を開始せんとするときは、本店に於ては營業局長の意見を付し、支店又は出張所に於ては當該支店長又は出張所長の意見を付して、重役集會に提出し其の評決を受く可きものとす。

二、前條の取引開始を承諾したるときは、割引依頼表用紙を依頼者に交付し置き、取引の都度該表に手形の要點を摘記して差出さしむ可きものとす。

三、割引依頼表に添へて差出したる手形の割引は、次の營業日までに其の諾否を決定して取引を爲す可きものとす。

四、保證品を預りたるときは之に對し預證又は通帳を交付するものとす。前項の保證品が記名式の有價證券なるときは、賣買及び記名書替を代辨せしめ得可き委任狀を徵收す可きものとす。但有價證券の記名者が割引依頼者に非ざる場合には、更に記名者の賣買承諾書を徵收す可きものとす。

五、手形の割引期間が三日未滿なるときは取引す可らざるものとす。

六、依頼者が保證品を交換せんとするときは請求書を差出さしめ、其の價格を調査して承諾することを得るものとす。

七、爲替手形は仕拂人が手形引受の旨を記載して、署名捺印を爲したるに非されば取引す可らざるものとす。但振出人及び仕拂人の身元確實にして、且引受を爲す可き見込ある手形は此の限に非ず。

八、日附裏書人の署名捺印及び被裏書人の氏名又は商號を具備したる裏書ある手形に非されば取引す可ら

ざるものとす。但時宜により割引依頼者の裏書に限り被裏書人たる本行の商號及び裏書の日附の記載を省くことを得るものとす。

九、手形の賣戻は割引依頼者に非されば承諾す可らざるものとす。

一〇、手形賣戻の裏書には「手形上の責任を負はず」の文字を附記す可きものとす。

一一、取立の爲め他店に送附する手形の裏書には其の目的を附記す可きものとす。

一二、振出人自ら仕拂場所を當所に定めたる他所振出約束手形は當所手形に準ず可きものとす。

一三、手形賣戻の場合には割引期間未經過の日數に應じ割引料を拂戻す可し。但此の割引料は割引當時の歩合より幾分を減じたる歩合若くは割引當時の歩合に依る可きものとす。

一四、外國手形の割引は別に定むる手續に據りて之を取扱ふ可きものとす。

（ロ）定期貸

一、定期貸の取引を開始せんとするときは手形割引の開始に關する手續に據りて之を取扱ふ可きものとす。

二、前條の取引開始を承諾したるときは保證人を指定したる定期貸依頼書を差出さしむ可きものとす。但依頼者が會社又は銀行なるときは保證人を省くことを得るものとす。

三、定期貸の期間は十日以上三ケ月以内の範圍に於て延期證書を徴收し、一回を限りて延期を承諾することを得るものとす。但尚ほ三ケ月以内の範圍に於て延期證書を徴收し、一回を限

四、借用證書の用紙は之を交付し、借用者をして記名捺印し、金額相當の印紙を貼用せしむ可きものとす。

五、抵當品の取扱手續は割引保證品の取扱に關する規定を準用す。

六、契約期間内に於ける全額返金の請求は、期間の半を經過したる後に非されば之を承諾す可らざるものとす。

七、期間内に於ける一部返金の請求は、期間の半を經過したる後にして、且一回を限りて之を承諾し返金に對して領收證を交付することを得可きものとす。但此の場合に借用者より請求あるときは返金額に對する抵當品を返付することを得可きものとす。

八、期間内の全額又は一部の返金に對する利息は、契約の歩合に據りて返金當日までの日數に應じ之を徴收す可きものとす。

九、期間經過後の返金に對する延滯利息は、其の日數に應じ契約の歩合に幾分を增加して之を徴收す可きものとす。

（ハ）預　金

一、當座預金勘定の取引を開始せんとするときも亦手形割引の開始に關する手續を踏むものとす。但重役集會に於て決議せる要件を具備する者に對して取引を開始せんとする場合には營業局長、支店長又は出張所長に於て之を專行し、其の都度事由を具して總裁に屆出づ可きものとす。

二、前條の取引開始を承諾したるときは、小切手帳を依頼者に交付し、預金の引出には別段の規定若くは約束ある場合を除くの外小切手を使用せしむ可きものとす。依頼者に對し極度額を定め當座貸を承諾せんとするときは、本店に於ては營業局長の意見を付し、支店又は出張所に於ては當該支店長又は出張所長の意見を付して重役集會に提出し、其の評決を受く可きものとす。但當座貸約定を訂結したるときは極度額に對する根抵當品を差入れしむ可きものとす。

三、根抵當品の取扱手續は割引保證品の取扱手續を準用す。

四、小切手所持人の請求あるときは其の仕拂を保證することを得るものとす。

五、當座貸の利息は毎日の殘高に對して之を徴收す可きものとす。

小切手の仕拂を保證し當座貸となりたるときは、其の當日より利息を徴收す可きものとす。

六、利息は毎年五月及十一月の兩度に決算し、其の月を以て終る半季末の當座勘定殘高と利息金額とを預け主に通知し、其の承諾書を徴收す可きものとす。

七、定期預金の利息の割合は重役集會に於て決議し監事集會の承認を經て之を定む可きものとす。

八、定期預金の期間内引出は之を承諾す可きものとす。但期間の半を經過したる場合に限り、契約利息の一部を附することを得可きものとす。

期間經過後の日數に對しては利息を附す可らざるものとす。

九、一覽拂の預金證書には利息を附せざるものとす。

（三）爲　換

一、爲換約定の取引を開始せんとするときも亦手形割引の開始に關する規定に據りて之を取扱ふ可きものとす。

二、爲換約定を訂結するときは、其の取引地當事者及極度額を大藏大臣に具狀して其の認可を受く可きものとす。

三、爲換約定を訂結したるときは、極度額に對し根抵當品を差入れしめ、手形の見本を取換したる後取引を開始す可きものとす。

四、根抵當品の取扱は割引保證品の取扱手續に準據す可きものとす。

五、電信又は普通の爲換を依頼する者よりは爲換料を徵收することを得可きものとす。

六、電信爲換には豫て雙方間に定めたる電信暗號を用ひ、其の取扱は嚴に秘密を守る可きものとす。

仕拂地にては電信送達紙の呈示又は其の他の方法に依り受取人を確認したる上仕拂を爲す可きものとす。

但必要と認むる場合には保證人を設けしむることを得可きものとす。

七、爲換手形紛失の届出ありたるときは、直に之を仕向先に通知して其の仕拂を停止せしむ可きものとす。

八、爲換尻入金の爲め過剩を生じたる金額又は爲換尻皆無の場合に入金したる金額に對しては、利息を附す可らざるものとす。

九、爲換約定ある他店に於て本行拂の手形及切手類を仕拂ひたるときは、其の金額に對して仕拂當日より利息を附す可きものとす。

一〇、爲換勘定の利息は入金を先にし仕拂を後にしたる毎日の殘高に對して計算す可きものとす。

一一、爲換尻附換の依頼に應じたる場合には、附換當日より利息を起算す可きものとす。但場合により相當の附換料を徵收することを得可きものとす。

一二、爲換尻利息の決算は預金利息の決算に關する規定を準用す。

（ホ）手形取立

一、平素取引する得意先の依頼あるときは、本支店出張所又は爲換約定店の所在地拂の手形及切手類の取立を取扱ふものとす。但爲換約定店所在地拂の取立に限り相當の手數料を徵收することを得可きものとす。

二、手形の取立を依頼せんとする者は、手形に其の目的を附記したる裏書を爲し當所拂は滿期日の二日前までに、他所拂は郵便日數を除き同じく二日前までに、依頼書と共に之を差出さしむ可きものとす。

三、前條の依頼を受けたるときは預證書を交付し置き、其の金額取立濟の上之と引換に非されば仕拂を爲す可らざるものとす。

四、手形が不渡となりたるときは仕拂拒絶證書を作成せしめ、且償還請求の通知を爲したる上仕拂拒絶證書と共に之を依頼者に還付す可きものとす。但此の場合には相當の手數料を徵收す可きものとす。

（ヘ）金銀地金及國債の賣買

一、金地金の賣買價格は重役集會の決議を以て之を定む可きものとす。金地金賣渡人よりは保證書を徵收す可きものとす。但場合により相當の品位證明を附せしむることを得可きものとす。

二、金地金賣渡人の請求に由りて代價の假拂を爲すときは、重役集會の決議を經て其の契約を訂結す可きものとす。

三、銀地金を賣買する場合には重役集會の決議を要す可きものとす。

四、國債を買入るるときは其の賣渡人より賣渡證書を差出さしむ可きものとす。但場合により相當の保證人を設けしむることを得可きものとす。